

「第20回監査総合実態調査(2023年監査白書)」  
解説編・集計結果  
特別号

Internal Auditing

# 内部監査 No.10

公益財団法人日本内部監査研究所

Public Interest Incorporated Foundation  
Japan Internal Audit Research Foundation

<https://jiarf.org/>

Internal Auditing

# 内部監査

公益財団法人日本内部監査研究所

Public Interest Incorporated Foundation  
Japan Internal Audit Research Foundation

「第 20 回監査総合実態調査  
(2023 年監査白書)」  
解説編・集計結果

特別号

No. 10

AUGUST-2025

## ■ 目 次 ■

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 解説編.....                              | 3   |
| 解説・所見：武田 和夫                           |     |
| 共立女子大学ビジネス学部 教授                       |     |
| 調査結果に対するコメント——調査の方法——.....            | 5   |
| 基本調査.....                             | 7   |
| 基本調査項目（【5】、【6】、【66】～【68】、【72】）.....   | 7   |
| 個別調査.....                             | 11  |
| 【1】内部監査.....                          | 11  |
| 【2】株式会社における監督・監査機関との関係.....           | 69  |
| 【3】株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係.....     | 92  |
| 「第 20 回監査総合実態調査（2023 年監査白書）」集計結果..... | 105 |



# 「第 20 回監査総合実態調査 (2023 年監査白書)」

## 解説編

本調査は、日本内部監査協会が、わが国における企業及び経営組織体での内部監査活動とその関連分野の問題についての実態を、総合的・統計的に把握することを目的として実施してきたものですが、この度より当研究所が引き継ぎ実施する運びとなりました。

本調査には、種々の事業を営む株式会社（事業会社）のほか、独立行政法人・学校法人・組合等の組織体も含まれています。また事業会社は、上場会社・店頭登録会社等に限定せず、内部監査担当部門を設けて実施している組織体を、可能な限り網羅するようにされています。また、調査結果がわが国の内部監査の実態をより客観的に反映するようにとの意図の下に、日本内部監査協会の会員組織体に調査対象を限定しておりません。

今回の調査報告は、調査期間を 2023 年 10 月 2 日から 2023 年 10 月 31 日までとされ、この後、回答期限を 2023 年 11 月 15 日まで延長しました。645 社（有効回答数）から回答をいただき、監査活動に関する " 最新の情報 " として発表する運びとなったものです。

本誌掲載の「集計結果」では、回答会社すべての回答を収録しております。ほとんどの集計結果が業種別となっておりますので、同業種における内部監査の傾向を知るためにご活用いただけると思われます。これから新しく監査活動を実施するに当たって、または監査活動の方向等の見直しを行うについての、好箇の指標としてこの白書は役立つものと考えます。

また、「解説編」として、武田和夫氏（共立女子大学ビジネス学部 教授）に解説・調査結果に対するコメントをご執筆いただきました。本誌ではその全文を掲載いたします。



# 解説編

## 調査結果に対するコメント ——調査の方法——

### 1. 調査の対象

この調査においては、組織的に何らかの形で内部監査を担当する部門ないし人を定め、組織体のためにしかも組織体内部の者が責任をもって監査を実施しているとみられる組織体を可能な限り網羅するように努められている。したがって、事業目的や組織体、特に会社の形態の如何を問わず内部監査の実施が想定されるすべての株式会社（ここでは事業会社という。）を調査対象候補とされたほか、独立行政法人・学校法人・組合、地方自治体等々の組織体をも含めるようにされている。なお、事業会社については、上場会社等に限定されていない。

また、わが国の内部監査の実態がより客観的に調査結果に反映されるようにしたいとの意図から、一般社団法人日本内部監査協会会員の組織体に調査の対象が限定されていない。

### 2. 調査依頼状発送数

会員 2,850 社と非会員 3,650 社の総数 6,500 社（独立行政法人等が含まれているので、厳密には、「××（社）」ではなく「××（体）」のように表現されるべきであろうけれども、これまでの調査の慣例に従い（社）の表現を用いさせていただいている。）に対してオンラインで回答を依頼している。

### 3. 調査期間

調査期間は 2023 年 10 月 2 日から同年 10 月 31 日、この後、期限を同年 11 月 15 日まで延長し回答を求めた。今回の調査でも、調査基準日を特に設けていないので、この調査期間におけるわが国の内部監査を中心とした監査の実態が反映されているものとみてよいであろう。

### 4. 調査の方法

調査はアンケート作成ツール「サーベイモンキー」によった。そのため、アンケート回答はオンライン入力のみで受け付け、その内容について、回答者に対し特別にインタビューするなどのフォローは実施されていない。

## 5. 回答数

回答数と回答割合（括弧書き）は、次の通りであった。

総回答数……………840 社（12.9%）

有効回答数……………645 社（9.9%）

調査依頼数、総回答数および回答割合の調査実施時点の時系列的な流れをみると次の通りである。

| 区 分   | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             | 2007 年             |
|-------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 調査依頼数 | 6,500 社          | 6,022 社            | 6,389 社            | 6,149 社            | 4,296 社            |
| 総回答数  | 840 社<br>(12.9%) | 1,598 社<br>(26.5%) | 1,692 社<br>(26.5%) | 2,054 社<br>(33.4%) | 1,481 社<br>(34.5%) |
| 有効回答数 | 645 社<br>(9.9%)  | 1,593 社<br>(26.5%) | 1,689 社<br>(26.4%) | 2,042 社<br>(33.2%) | 1,473 社<br>(34.3%) |

調査依頼数は前回より 478 社増加しているものの、回答率が大幅に減少している。この点に関して、オンライン調査に全面移行したことの影響を受けているのであろうか。例えば、オンライン・アンケートに抵抗感がある、オンライン・アンケートとしては設問数が多い（アクセスしたものの、途中で記入をやめているケースが多い）、またそもそも組織体として外部サイトへのアクセスに制限があるなどの要因が考えられる。

なお、今回、設問の見直しを行い、前回調査よりも設問総数は減少している。また、コメントするにあたり、資料編に掲載のデータの集計は内部監査研究所が行っている。

また、「第 20 回監査総合実態調査(2023 年監査白書)集計結果」では、数値は少数第二位までの記載となっているが、解説編では、これまでの集計結果との比較維持の観点から小数第一位まで記載（第二位を四捨五入）としている。詳細な数値については、集計結果を参照されたい。

平時の業務が多忙であるにもかかわらず、調査にご協力いただいた各組織体の担当者に対し深く感謝するとともに、今後とも公益財団法人内部監査研究所の活動に一層のご協力をお願いする次第である。

## 基 本 調 査

### 基本調査項目（【5】、【6】、【66】～【68】、【72】）

#### 1. 調査回答会社の分類－従業員数別－（基本調査項目【5】）

回答会社の、役員を除いた、正社員・非正規社員（契約社員・派遣社員等）の合計人数を前回調査と比較して示すと、以下の通りとなる。

| 2023 年        |       |       | 2017 年 |       |                  |
|---------------|-------|-------|--------|-------|------------------|
| 従業員数          | 合計（社） | 比率（％） | 合計（社）  | 比率（％） | 従業員数             |
| 0-9 人         | 0     | 0.0   | 100    | 6.5   | 0-100 人          |
| 10-49 人       | 15    | 2.4   |        |       |                  |
| 50-99 人       | 26    | 4.11  |        |       |                  |
| 100-249 人     | 82    | 13.0  | 129    | 8.4   | 101-200 人        |
| 250-499 人     | 99    | 15.7  | 125    | 8.1   | 201-300 人        |
|               |       |       | 167    | 10.9  | 301-500 人        |
| 500-999 人     | 110   | 17.4  | 301    | 19.6  | 501-1,000 人      |
| 1,000-2,499 人 | 143   | 22.6  | 229    | 14.9  | 1,001-2,000 人    |
|               |       |       | 117    | 7.6   | 2,001-3,000 人    |
| 2,500-4,999 人 | 66    | 10.4  | 128    | 8.3   | 3,001-5,000 人    |
|               |       |       | 120    | 7.8   | 5,001-10,000 人   |
|               |       |       | 75     | 4.9   | 10,001-30,000 人  |
| 5,000 人以上     | 91    | 14.4  | 35     | 2.3   | 30,001-100,000 人 |
|               |       |       | 8      | 0.5   | 100,001 人以上      |
| 回答数           | 632   | 100   | 1,534  | 100   | 回答数              |

前回調査と比較して、そもそもの回答数が大きく減少しており、また従業員数の区分が異なるため、明確なことはわからない。ただ、従業員数 100－499 人の組織体を比較すると 1.23 ポイント上昇、500－999 人の組織体では 2.19 ポイント下落、1,000－4,999 人では 2.27 ポイント上昇、5,000 人以上では 1.1 ポイント下落している。この変動は、回答会社総数を分母とした相対的な割合であるため、増加した値をもって内部監査が充実してきたといった質的な情報を得ることはできない（そもそもアンケートに回答したことをもって充実しているとはいえない）。

## 2. 調査回答会社の分類－業種別－（基本調査項目【6】）

回答いただいた会社等を業種別に分類すると、次のようになる。

| 業種                     | 2023 年 |       | 2017 年 |       |
|------------------------|--------|-------|--------|-------|
|                        | 合計（社）  | 比率（％） | 合計（社）  | 比率（％） |
| 建設業                    | 19     | 3.0   | 63     | 4.0   |
| 水産・農林業                 | 0      | 0.0   | 4      | 0.3   |
| 食料品                    | 16     | 2.5   | 59     | 3.7   |
| 繊維製品・パルプ・紙             | 10     | 1.6   | 21     | 1.3   |
| 化学                     | 43     | 6.8   | 92     | 5.8   |
| 薬品                     | 13     | 2.1   | 38     | 2.4   |
| 石油・石炭・鉱業               | 3      | 0.5   | 15     | 0.9   |
| ゴム製品                   | 3      | 0.5   | 10     | 0.6   |
| ガラス・土石製品               | 4      | 0.6   | 17     | 1.1   |
| 鉄鋼                     | 7      | 1.1   | 16     | 1.0   |
| 非鉄金属・金属製品              | 12     | 1.9   | 33     | 2.1   |
| 機械                     | 31     | 4.9   | 70     | 4.4   |
| 電気機器                   | 29     | 4.6   | 102    | 6.4   |
| 輸送用機器                  | 14     | 2.2   | 65     | 4.1   |
| 精密機器                   | 13     | 2.1   | 28     | 1.8   |
| その他製品                  | 25     | 3.9   | 57     | 3.6   |
| 卸売                     | 56     | 8.8   | 114    | 7.2   |
| 百貨店・スーパー（コンビニエンスストア含む） | 5      | 0.8   | 23     | 1.4   |
| その他小売                  | 15     | 2.4   | 63     | 4.0   |
| 銀行業                    | 9      | 1.4   | 29     | 1.8   |
| 証券・商品先物取引業             | 5      | 0.8   | 14     | 0.9   |
| その他金融（リース・ファイナンス含む）    | 13     | 2.1   | 81     | 5.1   |
| 生命保険                   | 7      | 1.1   | 22     | 1.4   |
| 損害保険                   | 7      | 1.1   | 16     | 1.0   |
| 運輸・倉庫                  | 17     | 2.7   | 65     | 4.1   |
| 不動産                    | 30     | 4.7   | 62     | 3.9   |
| 電気・ガス業                 | 14     | 2.2   | 18     | 1.1   |
| 放送・マスコミ・通信・広告          | 13     | 2.1   | 37     | 2.3   |
| I T・情報サービス             | 71     | 11.2  | 124    | 7.8   |
| その他サービス                | 47     | 7.4   | 103    | 6.5   |
| 官公庁・特殊法人・独立行政法人        | 29     | 4.6   | 38     | 2.4   |
| 組合・連合会・協会              | 2      | 0.3   | 14     | 0.9   |
| 会計／法律事務所               | 1      | 0.2   | 2      | 0.1   |
| 学校法人                   | 51     | 8.0   | 78     | 4.9   |
| 回答数                    | 634    | 100   | 1,593  | 100   |

### 3. 調査回答会社の分類－株式会社 / 株式会社以外－（基本調査項目【66】）

株式会社か否かに対する回答は、以下の通りとなった。

|        | 2023 年 |       | 2017 年 |       |
|--------|--------|-------|--------|-------|
|        | 合計（社）  | 比率（%） | 合計（社）  | 比率（%） |
| 株式会社   | 478    | 88.0  | 1,407  | 88.3  |
| 株式会社以外 | 65     | 12.0  | 186    | 11.7  |
| 回答数    | 543    | 100   | 1,593  | 100   |

### 4. 調査回答会社の分類－上場 / 非上場別－（基本調査項目【67-1】）

回答会社が、上場会社・非上場会社（金商法適用会社）・非上場会社（一般事業会社）のいずれに区分されるかに関しては、以下の通りである。

|                | 2023 年 |       | 2017 年 |       |
|----------------|--------|-------|--------|-------|
|                | 合計（社）  | 比率（%） | 合計（社）  | 比率（%） |
| 上場会社           | 322    | 67.4  | 978    | 69.6  |
| 非上場会社（金商法適用会社） | 51     | 10.8  | 427    | 30.4  |
| 非上場会社（一般事業会社）  | 105    | 22.0  |        |       |
| 回答数            | 478    | 100   | 1,405  | 100   |

### 5. 調査回答会社の分類－大会社 / 中小会社別－（基本調査項目【68】）

今回より導入された設問である。従来は、純資産額別、資産総額別および売上高別で会社の規模を区分していた。

|      | 2023 年 |       |
|------|--------|-------|
|      | 合計（社）  | 比率（%） |
| 大会社  | 373    | 78.9  |
| 中小会社 | 100    | 21.1  |
| 回答数  | 473    | 100.0 |

## 6. 調査回答会社の分類－機関設計別－（基本調査項目【72】）

回答会社がどのような機関設計を取っているかをまとめたものが、以下の表である。

| 機関設計       | 2023 年 |       | 2017 年 |       |
|------------|--------|-------|--------|-------|
|            | 合計（社）  | 比率（%） | 合計（社）  | 比率（%） |
| 監査役（会）設置会社 | 327    | 68.7  | 1,180  | 84.0  |
| 指名委員会等設置会社 | 11     | 2.3   | 28     | 2.0   |
| 監査等委員会設置会社 | 138    | 29.0  | 196    | 14.0  |
| 回答数        | 476    | 100.0 | 1,593  | 100.0 |

ここ数年、監査役（会）設置会社から監査等委員会設置会社に移行する会社が多いが、回答会社においてもその傾向を看取することができる。

## 個 別 調 査

### 【1】 内部監査

#### 1. 内部監査の組織・制度

##### （1）内部監査部門の所属形態（内部監査の組織・制度【7】）

内部監査部門が組織上どこに所属しているかを 2017 年調査と比較したものが、以下の表である。

| 所属形態                                          | 2023 年 |       | 2017 年 |       |
|-----------------------------------------------|--------|-------|--------|-------|
|                                               | 合計（社）  | 比率（%） | 合計（社）  | 比率（%） |
| 取締役会に直属                                       | 19     | 3.0   | 48     | 3.0   |
| 社長（総裁・会長・理事長等）に直属                             | 504    | 79.3  | 1,294  | 81.5  |
| 社長等を除くその他の役員に直属                               | 35     | 5.5   | 103    | 6.5   |
| 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会）                   | 22     | 3.5   | 21     | 1.3   |
| 社長（総裁・会長・理事長等）と監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会）に直属 | 11     | 1.7   | —      | —     |
| 執行役に直属                                        | 5      | 0.8   | 12     | 0.8   |
| 他部門と並列                                        | 16     | 2.5   | 50     | 3.1   |
| 特定部門に所属（〇〇部監査課など）                             | 13     | 2.0   | 48     | 3.0   |
| その他（具体的に記入して下さい）                              | 11     | 1.7   | 12     | 0.8   |
| 回答数                                           | 636    | 100   | 1,588  | 100   |

これをみると「社長（総裁・会長・理事長等）」や「社長等を除くその他の役員」といった執行担当と思われる役職者に帰属させる割合が低下し、執行を監督する側の「監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会）」や「社長（総裁・会長・理事長等）と監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会）」に直属させる傾向がみられるようになった。これは監査役会設置会社から監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社へ機関設計を移行させたことに伴い、監査等委員会や監査委員会が内部統制を利用した組織監査を採用することの影響があるとみられる。また、機関設計の変更が行われなくてもデュアル・レポートライン（3 ライン・モデル）を意識した結果といえるかもしれない。「社長（総裁・会長・理事長等）と監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会）」の選択肢が今回から追加され、前回との比較ができず、またその割合自体も高くはないが、今後の調査による経年変化に注目したいところである。

次に、「他部門と並列」はこれまでと同様に減少傾向にあり、今回の調査でも 16 社となり前回の 50 社（全体版業種別集計＜第 2 表＞）から減少した。「特定部門に所属（〇〇部監査課など）」も 13 社（前回 48 社、全体版業種別集計＜第 2 表＞）となり減少している。監査は独立性が重要な概念であり、近年、経営資源を内部監査部門に適切に配分し、独立性を維持する状況になってきたといえよう。

## (2) 内部監査部門の名称（内部監査の組織・制度【8】）

従来、内部監査の担当部門を表す名称として、「監査」「検査」「考査」「経営企画」などが用いられ、その中でも「監査」を付していることが圧倒的に多かった。さらには「監査」を付したうち、「内部監査部(室)」とする名称が増加する傾向があるようである。

| 名称                 | 2023 年 |       | 2017 年 |       |
|--------------------|--------|-------|--------|-------|
|                    | 合計（社）  | 比率（％） | 合計（社）  | 比率（％） |
| 監査部（室）             | 204    | 32.0  | 601    | 38.0  |
| 内部監査部（室）           | 301    | 47.2  | 649    | 41.1  |
| 業務監査部（室）           | 13     | 2.0   | 74     | 4.7   |
| 経営監査部（室）           | 14     | 2.2   | 44     | 2.8   |
| 検査部（室）             | 1      | 0.2   | 2      | 0.1   |
| 考査部（室）             | 4      | 0.6   | 5      | 0.3   |
| 法務監査部（室）           | 1      | 0.2   | 8      | 0.5   |
| 経営監理部（室）           | 0      | 0.0   | 4      | 0.3   |
| 内部統制部（室）           | 7      | 1.1   | 42     | 2.7   |
| 監査グループ             | 5      | 0.8   | 18     | 1.1   |
| 別部門の中に内部監査機能を有する   | 6      | 0.9   | 6      | 0.4   |
| その他（具体的名称を記入して下さい） | 82     | 12.9  | 127    | 8.0   |
| 回答数                | 638    | 100   | 1,580  | 100   |

「監査」「検査」「考査」の語の使用状況についてみると、「監査」の語の使用が84.3%とあって、この語が用いられている割合が高く、今日一般的にはこの名称によっているといつてよい。かつて「監査」の名称を部門名として冠することに内部監査におけるアドバイザリー機能を重視して抵抗観を持たれ躊躇する会社もあったと聞く。しかし、アドバイザリー機能を発揮するにあたってはまずアシュアランスを前提とすることから、「監査」を付することへの抵抗感が薄れたのではないと思われる。

また、「名は体を表す」の言葉通り、使用される用語が、その会社において内部監査業務をどのように位置づけているのか、あるいは内部監査の目的といったものを表すものになっていると推察される。このことからすれば、内部監査機能に対し用いられる語に関連して、組織体において「我々は何をすべきであるのか」「我々の業務が及ばないのは何か」について、それぞれの組織体において慎重に吟味することも必要であろう。

「その他」の主な内訳は、内部統制監査部（室）、グループ監査部（室）、グローバル監査部（室）、リスク・マネジメント部（室）、コンプライアンス部（室）、品質管理部（室）、経営企画部（室）などがあつた。

内部監査部門の名称に「内部統制部（室）」や「内部統制監査部（室）」が用いられている場合、当該部門が内部統制をどの範囲でとらえているかが気にかかる。仮に、内部統制を内部統制報告書で記載される内容のみとしているのであれば（いわゆる J-SOX 対応）、監査法人による内部統制報告書の適正性監査への対応として実施されているあり方が内部監査のすべてであると理解され、内部監査はその枠組みの中に

あるべきものとみられことがありはしないかと危惧される。このような対応としてのみ実施される内部監査は、ガバナンス・プロセス、リスク・マネジメント、コントロールの評価の視点からすれば、内部監査の対象領域が限定されているということで「内部監査基準」、「グローバル内部監査基準」に適合しているとはいえないであろう。

また、「監査グループ」あるいは「グループ監査室」といった名称の場合、当該内部監査部門がその組織内のみを監査範囲とするのではなく、子会社等の企業集団を含めているようである。これは、子会社等に内部監査部門があってもそれが監査対象についての必要な知識等を保有していない場合であるとか、監査対象がある子会社等に内部監査部門がない場合など親会社の内部監査部門が支援または全面的に実施する状況にある際に用いられているようである。

### (3) 内部監査部門の設立時期 (内部監査の組織・制度【9】)

内部監査部門は何年に設立されたかを西暦で回答していただいた。最も古い設立年は 1891 (明治 24) 年であった。第 2 次世界大戦終戦以前に 15 社中 4 社で内部監査部門を設置していた業種は「銀行業」であるとされているが、軍需産業や官営事業での内部監査の制度化があり、今後の研究の成果を待ちたい。

| 設立年            | 2023 年 |        | 2017 年 |        |
|----------------|--------|--------|--------|--------|
|                | 合計 (社) | 比率 (%) | 合計 (社) | 比率 (%) |
| ～ 1900 年       | 5      | 0.9    | 15     | 1.1    |
| 1901 年～ 1904 年 | 0      | 0.0    |        |        |
| 1905 年～ 1909 年 | 1      | 0.2    |        |        |
| 1910 年～ 1914 年 | 0      | 0.0    |        |        |
| 1915 年～ 1919 年 | 0      | 0.0    |        |        |
| 1920 年～ 1924 年 | 0      | 0.0    |        |        |
| 1925 年～ 1929 年 | 1      | 0.2    |        |        |
| 1930 年～ 1934 年 | 1      | 0.2    |        |        |
| 1935 年～ 1939 年 | 0      | 0.0    |        |        |
| 1940 年～ 1944 年 | 0      | 0.0    |        |        |
| 1945 年～ 1949 年 | 7      | 1.2    | 71     | 5.0    |
| 1950 年～ 1954 年 | 4      | 0.7    |        |        |
| 1955 年～ 1959 年 | 1      | 0.2    |        |        |
| 1960 年～ 1964 年 | 7      | 1.2    |        |        |
| 1965 年～ 1969 年 | 4      | 0.7    |        |        |
| 1970 年～ 1974 年 | 6      | 1.1    | 56     | 3.9    |
| 1975 年～ 1979 年 | 3      | 0.5    |        |        |
| 1980 年～ 1984 年 | 18     | 3.2    | 113    | 8.0    |
| 1985 年～ 1989 年 | 17     | 3.0    |        |        |
| 1990 年～ 1994 年 | 27     | 4.8    | 183    | 13.3   |
| 1995 年～ 1999 年 | 33     | 5.9    |        |        |
| 2000 年～ 2004 年 | 95     | 16.9   | 272    | 19.2   |
| 2005 年～ 2009 年 | 167    | 29.8   | 494    | 34.8   |
| 2010 年～ 2014 年 | 45     | 8.0    | 209    | 14.7   |
| 2015 年～ 2019 年 | 70     | 12.5   |        |        |
| 2020 年～ 2023 年 | 49     | 8.7    |        |        |
| 回答数            | 561    | 100    | 1,419  | 100    |

今回の回答企業は、2000年代に入ってから設立された内部監査部門が561社中426社（75.9%）と非常に高い割合を示す。その背景の1つに会社法における機関設計の多様化が考えられる。会社法は、2003年に委員会等設置会社（現行の指名委員会等設置会社）を導入し、2015年に監査等委員会設置会社を導入した。いずれの機関設計においても、過半数が社外取締役から成る監査委員会または監査等委員会を設置することになるが、両委員会の監査は内部統制を利用した組織監査が前提であり、内部統制の構成要素として内部監査が含まれることから、機関設計を変更するにあたって内部監査部門が整備されたことが考えられる。また、金融証券取引法上の内部統制監査の導入（2008年）、「コーポレートガバナンス・コード」（2015年）の適用といったものが、内部監査部門の確立の大きな原動力となっていると思われる。

#### （４）内部監査部門の年間総支出予算（内部監査の組織・制度【10】）

内部監査部門の年間総支出予算を百万円単位で記入してもらうよう尋ねた結果である。

| 総支出予算（百万円） | 2023 年 |       | 2017 年 |       |
|------------|--------|-------|--------|-------|
|            | 合計（社）  | 比率（％） | 合計（社）  | 比率（％） |
| ～ 9        | 285    | 45.4  | 686    | 48.9  |
| 10 ～ 49    | 178    | 28.3  | 409    | 29.2  |
| 50 ～ 99    | 62     | 9.9   | 140    | 10.0  |
| 100 ～ 999  | 86     | 13.7  | 152    | 10.8  |
| 1,000 ～    | 17     | 2.7   | 15     | 1.1   |
| 回答数        | 628    | 100   | 1,402  | 100   |

総支出予算とあるものの、回答金額の結果から内部監査担当者の人件費は含まずに内部監査部門の予算を回答されたものが多いと推測される。

内部監査部門長にとって非常に関心が高いものと思われるが、絶対額では判断しにくいところでもある。前回から追加された調査項目でもあり、データの集積、会社の規模や業種等とのクロス集計が望まれる。

#### (5) 内部監査部門の総人員数（内部監査の組織・制度【11】）

今回の調査より、新たに内部監査部門の人員数（兼任・非正規社員を含む）を確認することとした。

| 総人員数（名） | 2023 年 |       |
|---------|--------|-------|
|         | 合計（社）  | 比率（%） |
| 1       | 70     | 11.2  |
| 2       | 105    | 16.8  |
| 3       | 106    | 17.0  |
| 4       | 70     | 11.2  |
| 5       | 63     | 10.1  |
| 6       | 36     | 5.7   |
| 7       | 25     | 4.0   |
| 8       | 23     | 3.7   |
| 9       | 21     | 3.4   |
| 10～14   | 44     | 7.0   |
| 15～24   | 28     | 4.5   |
| 25～49   | 23     | 3.7   |
| 50～     | 11     | 1.8   |
| 回答数     | 625    | 100   |

回答結果から平均は 8.0 名、中央値は 4 名となる。総人員数 37 名以上の会社は各 1 社ずつであり、その内訳は、37 名、38 名、39 名、41 名、46 名、50 名、53 名、70 名、73 名、81 名、93 名、100 名、106 名、120 名、150 名、340 名であることが判明している。

## (6) 内部監査部門の専任者数 (内部監査の組織・制度【12】)

内部監査部門が、他部門からの兼務者等を除き、専任の人数が何名から構成されているかについての調査結果を比較すると次のようである。なお、過去の調査結果と比較するにあたり、人員数 0 人については比率計算に含めていない (したがって、合計は有効回答 625 社から 41 社を控除した 584 社としている)。

| 人員数 (名) | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 0       | 41 社             | —                | —                | —                | —                |
| 1       | 111 社<br>(19.0%) | 281 社<br>(20.6%) | 300 社<br>(20.6%) | 381 社<br>(21.3%) | 333 社<br>(24.0%) |
| 2       | 105 社<br>(18.0%) | 232 社<br>(17.0%) | 295 社<br>(20.3%) | 391 社<br>(21.9%) | 319 社<br>(23.0%) |
| 3       | 81 社<br>(13.9%)  | 201 社<br>(14.8%) | 206 社<br>(14.2%) | 255 社<br>(14.3%) | 165 社 (11.9%)    |
| 4       | 59 社<br>(10.1%)  | 133 社<br>(9.8%)  | 133 社<br>(9.1%)  | 185 社<br>(10.3%) | 132 社<br>(9.5%)  |
| 5       | 62 社<br>(10.6%)  | 94 社<br>(6.9%)   | 110 社<br>(7.6%)  | 100 社<br>(5.6%)  | 72 社<br>(5.2%)   |
| 6       | 26 社<br>(4.5%)   | 72 社<br>(5.3%)   | 73 社<br>(5.0%)   | 83 社<br>(4.6%)   | 60 社<br>(4.3%)   |
| 7       | 21 社<br>(3.6%)   | 45 社<br>(3.3%)   | 44 社<br>(3.0%)   | 51 社<br>(2.9%)   | 48 社<br>(3.5%)   |
| 8       | 17 社<br>(2.9%)   | 44 社<br>(3.2%)   | 34 社<br>(2.3%)   | 56 社<br>(3.1%)   | 31 社<br>(2.2%)   |
| 9       | 14 社<br>(2.4%)   | 45 社<br>(3.3%)   | 35 社<br>(2.4%)   | 27 社<br>(1.5%)   | 20 社<br>(1.4%)   |
| 10 ~ 14 | 36 社<br>(6.2%)   | 89 社<br>(6.5%)   | 82 社<br>(5.6%)   | 94 社<br>(5.3%)   | 87 社<br>(6.3%)   |
| 15 ~ 24 | 25 社<br>(4.3%)   | 70 社<br>(5.1%)   | 75 社<br>(5.2%)   | 79 社<br>(4.4%)   | 55 社<br>(4.0%)   |
| 25 ~ 49 | 20 社<br>(3.4%)   | 41 社<br>(3.0%)   | 49 社<br>(3.4%)   | 60 社<br>(3.4%)   | 43 社<br>(3.1%)   |
| 50 ~    | 7 社<br>(1.2%)    | 15 社<br>(1.1%)   | 18 社<br>(1.2%)   | 27 社<br>(1.5%)   | 22 社<br>(1.6%)   |
| 回答数     | 584 社            | 1,362 社          | 1,454 社          | 1,789 社          | 1,387 社          |

回答結果から平均は 6.2 名、中央値は 3 名となる。内部監査部門の選任人員数は、1 - 3 名の範囲で 50.9% となり、前回の 52.4% より 1.5 ポイント下落した。これまでの調査結果と同様に、このボリュームゾーンでは減少する傾向にあり、その分専任内部監査人の人員数は増加する傾向にあると推測できる。

また、専任数が 5 名の会社の割合が前回の 6.9% から 10.6% に 3.7 ポイント上昇している。しかしこれは、ボリュームゾーンの減少分と 6 名以上の専任人員数の減少分が前者は増員方向に後者は減員方向にシ

フトしたとみられ、5 名の人員で収束したかのように見受けられる。このシフトが、内部監査の業務量に照らして適切なものであることを願いたい。減少したとはいえ、それでもなお 10 名以上の専任人員を擁する内部監査部門が 15.1% も存在することは、心強い限りである。

## (7) 内部監査部門の兼任者数と兼任先 (内部監査の組織・制度【13－1】、【13－2】)

兼任で内部監査を担当している人数についての調査結果である。なお、過去の調査結果と比較するにあたり、人員数 0 人については比率計算に含めていない（したがって、有効回答 635 社から 409 社を除外した 226 社としている）。

| 人員数 (名) | 2023 年          | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|---------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 0       | 409 社           | —                | —                | —                | —                |
| 1       | 91 社<br>(40.3%) | 235 社<br>(44.3%) | 269 社<br>(44.3%) | 314 社<br>(47.4%) | 199 社<br>(47.7%) |
| 2       | 63 社<br>(27.9%) | 117 社<br>(22.0%) | 132 社<br>(21.7%) | 136 社<br>(20.5%) | 94 社<br>(22.5%)  |
| 3       | 25 社<br>(11.1%) | 64 社<br>(12.1%)  | 61 社<br>(10.0%)  | 81 社<br>(12.2%)  | 49 社<br>(11.8%)  |
| 4       | 12 社<br>(5.3%)  | 35 社<br>(6.6%)   | 50 社<br>(8.2%)   | 44 社<br>(6.6%)   | 20 社<br>(4.8%)   |
| 5       | 11 社<br>(4.9%)  | 25 社<br>(4.7%)   | 31 社<br>(5.1%)   | 21 社<br>(3.2%)   | 16 社<br>(3.8%)   |
| 6       | 8 社<br>(3.5%)   | 17 社<br>(3.2%)   | 15 社<br>(2.5%)   | 12 社<br>(1.8%)   | 8 社<br>(1.9%)    |
| 7       | 2 社<br>(0.9%)   | 8 社<br>(1.5%)    | 10 社<br>(1.6%)   | 8 社<br>(1.2%)    | 7 社<br>(1.7%)    |
| 8       | 7 社<br>(3.1%)   | 5 社<br>(0.9%)    | 6 社<br>(1.0%)    | 4 社<br>(0.6%)    | 5 社<br>(1.2%)    |
| 9       | 2 社<br>(0.9%)   | 4 社<br>(0.8%)    | 5 社<br>(0.8%)    | 7 社<br>(1.1%)    | 5 社<br>(1.2%)    |
| 10～14   | 2 社<br>(0.9%)   | 10 社<br>(1.9%)   | 14 社<br>(2.3%)   | 18 社<br>(2.7%)   | 6 社<br>(1.4%)    |
| 15～24   | 2 社<br>(0.9%)   | 5 社<br>(0.9%)    | 9 社<br>(1.5%)    | 10 社<br>(1.5%)   | 5 社<br>(1.2%)    |
| 25～49   | 1 社<br>(0.4%)   | 3 社<br>(0.6%)    | 4 社<br>(0.7%)    | 7 社<br>(1.1%)    | 2 社<br>(0.5%)    |
| 50～     | 0 社<br>(0.0%)   | 3 社<br>(0.6%)    | 1 社<br>(0.2%)    | 0 社<br>(0.0%)    | 1 社<br>(0.2%)    |
| 回答数     | 226 社           | 531 社            | 607 社            | 662 社            | 417 社            |

調査結果から、平均が 10.0 名、中央値が 0 名となる。これによると、兼任者を置かない会社が半数以上であって、例えば配置したとしても 1 名から 3 名程度の範囲にとどめているケースが多い。これまでも、情報技術者など特定の専門的知識を求めて兼任を求めるとか、あるいは監査チームを組織して監査を実施するなど、他部門から応援を求めるなどが聞かれた。実際の兼任先は以下の通りである。

| 兼任先                                | 2023 年          | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|------------------------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 経理・財務部門                            | 32 社<br>(14.7%) | 101 社<br>(19.1%) | 116 社<br>(19.5%) | 158 社<br>(25.0%) | 107 社<br>(25.8%) |
| 資材・購買部門                            | 3 社<br>(1.4%)   | 14 社<br>(2.6%)   | 20 社<br>(3.4%)   | 33 社<br>(5.2%)   | 18 社<br>(4.3%)   |
| 製造部門                               | 1 社<br>(0.5%)   | 17 社<br>(3.2%)   | 18 社<br>(3.0%)   | 23 社<br>(3.6%)   | 18 社<br>(4.3%)   |
| 販売・営業部門                            | 3 社<br>(1.4%)   | 32 社<br>(6.0%)   | 57 社<br>(9.6%)   | 67 社<br>(10.6%)  | 37 社<br>(8.9%)   |
| 総務・人事・労務部門                         | 38 社<br>(17.4%) | 87 社<br>(16.4%)  | 125 社<br>(21.0%) | 157 社<br>(24.8%) | 83 社<br>(20.0%)  |
| 管理部門                               | 21 社<br>(9.6%)  | 79 社<br>(14.9%)  | 83 社<br>(13.9%)  | 100 社<br>(15.8%) | 57 社<br>(13.7%)  |
| 情報システム部門                           | 16 社<br>(7.3%)  | 49 社<br>(9.2%)   | 72 社<br>(12.1%)  | 95 社<br>(15.0%)  | 40 社<br>(9.6%)   |
| 研究・開発部門                            | 7 社<br>(3.2%)   | 12 社<br>(2.3%)   | 9 社<br>(1.5%)    | 20 社<br>(3.2%)   | 12 社<br>(2.9%)   |
| 企画・広報部門                            | 16 社<br>(7.3%)  | 39 社<br>(7.4%)   | 58 社<br>(9.7%)   | 74 社<br>(11.7%)  | 41 社<br>(9.9%)   |
| 環境管理部門                             | 5 社<br>(2.3%)   | 10 社<br>(1.9%)   | 26 社<br>(4.4%)   | 24 社<br>(3.8%)   | 29 社<br>(7.0%)   |
| 法務・コンプライアンス部門                      | 35 社<br>(16.1%) | 85 社<br>(16.0%)  | 108 社<br>(18.2%) | 117 社<br>(18.5%) | 59 社<br>(14.2%)  |
| 社長室・秘書室                            | 6 社<br>(2.8%)   | 8 社<br>(1.5%)    | 19 社<br>(3.2%)   | 20 社<br>(3.2%)   | 10 社<br>(2.4%)   |
| 監査委員会スタッフまたは<br>監査等委員会スタッフ         | 20 社<br>(9.2%)  | 29 社<br>(5.5%)   | 132 社<br>(22.2%) | 132 社<br>(20.9%) | 50 社<br>(12.0%)  |
| 監査役（会）スタッフ                         | 44 社<br>(20.2%) | 107 社<br>(20.2%) |                  |                  |                  |
| 広告宣伝部門                             | 1 社<br>(0.5%)   | 1 社<br>(0.2%)    | 3 社<br>(0.5%)    | 2 社<br>(0.3%)    | 3 社<br>(0.7%)    |
| 内部統制・J-SOX 担当部門<br>(2007 年は内部通報窓口) | 33 社<br>(15.1%) | 130 社<br>(24.5%) | 177 社<br>(29.7%) | —                | 21 社<br>(4.1%)   |
| その他                                | 41 社<br>(18.8%) | 57 社<br>(10.8%)  | 45 社<br>(7.6%)   | 75 社<br>(11.9%)  | 6 社<br>(1.4%)    |
| 回答数                                | 218 社           | 857 社            | 1,068 社          | 632 社            | 415 社            |

今回の調査からは、様々な変動がみられるものが多い中、「法務・コンプライアンス部門」との兼任割合は変わらなかった。内部監査部門全体の能力として法務関連知識の不足や不正の防止に対する意識の高さによるものと考えられる。また、三様監査の連携の視点から、「監査委員会スタッフ又は監査等委員会スタッフ」「監査役（会）スタッフ」を兼ねていると考えられる。特に「監査委員会スタッフ又は監査等委員会スタッフ」との兼任割合の上昇は、機関設計の変更の影響もあると考えらる。

#### （８）内部監査部門の非正規社員数（内部監査の組織・制度【14】）

契約社員や派遣社員が内部監査部門において執務している状況についての調査結果である。働き方改革の中で多様な雇用形態から、今日、多くの会社で非正規社員の方々に種々の職種で活躍いただいているものの、内部監査部門に積極的に配置されることは少ないようである。なお、過去の調査結果と比較するにあたり、下表では人員数 0 人については比率計算に含めていない。

| 人員数（名）  | 2023 年          | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|---------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 0       | 441 社           | —                | —                | —                | —                |
| 1       | 98 社<br>(48.5%) | 232 社<br>(63.6%) | 269 社<br>(44.3%) | 250 社<br>(66.5%) | 137 社<br>(69.2%) |
| 2       | 70 社<br>(34.7%) | 70 社<br>(19.2%)  | 132 社<br>(21.7%) | 57 社<br>(15.2%)  | 32 社<br>(16.2%)  |
| 3       | 15 社<br>(7.4%)  | 23 社<br>(6.3%)   | 61 社<br>(10.0%)  | 28 社<br>(7.4%)   | 7 社<br>(3.5%)    |
| 4       | 6 社<br>(3.0%)   | 13 社<br>(3.6%)   | 50 社<br>(8.2%)   | 12 社<br>(3.2%)   | 6 社<br>(3.0%)    |
| 5       | 4 社<br>(2.0%)   | 6 社<br>(1.6%)    | 31 社<br>(5.1 社)  | 7 社<br>(1.9%)    | 2 社<br>(1.0%)    |
| 6       | 0 社<br>(0.0%)   | 3 社<br>(0.8%)    | 15 社<br>(2.5%)   | 4 社<br>(1.1%)    | 2 社<br>(1.0%)    |
| 7       | 4 社<br>(2.0%)   | 5 社<br>(1.4%)    | 10 社<br>(1.6%)   | 3 社<br>(0.8%)    | 1 社<br>(0.5%)    |
| 8       | 0 社<br>(0.0%)   | 4 社<br>(1.1%)    | 6 社<br>(1.0%)    | 3 社<br>(0.8%)    | 0 社<br>(0.0%)    |
| 9       | 0 社<br>(0.0%)   | 3 社<br>(0.8%)    | 5 社<br>(0.8%)    | 1 社<br>(0.3%)    | 0 社<br>(0.0%)    |
| 10 ～ 14 | 3 社<br>(1.5%)   | 3 社<br>(0.8%)    | 14 社<br>(2.3%)   | 7 社<br>(1.9%)    | 6 社<br>(3.0%)    |
| 15 ～ 24 | 2 社<br>(1.0%)   | 2 社<br>(0.5%)    | 9 社<br>(1.5%)    | 3 社<br>(0.8%)    | 3 社<br>(1.5%)    |
| 25 ～ 49 | 0 社<br>(0.0%)   | 1 社<br>(0.3%)    | 4 社<br>(0.7%)    | 0 社<br>(0.0%)    | 0 社<br>(0.0%)    |
| 50 ～    | 0 社<br>(0.0%)   | 0 社<br>(0.0%)    | 1 社<br>(0.2%)    | 1 社<br>(0.3%)    | 2 社<br>(1.0%)    |
| 回答数     | 202 社           | 365 社            | 607 社            | 376 社            | 198 社            |

今回の調査結果から、平均 0.7 名、中央値 0 名であることが判明したが、非正規社員が「1 名」とするのが 98 社 (48.5%)、「2 名」とするのが 70 社 (34.7%)、「3 名」とするのが 15 社 (7.4%) となっている。1 - 3 名において 90.6% を占めることになるが、内訳において、非正規社員を 1 名配置している会社の割合は減ったものの、2 - 3 名配置している会社の割合は増加している。配属された非正規社員の業務内容が、一般的な事務であるのか、内部監査業務であるのか気になるところではある。最近では定年退職後の再雇用といった経験豊富な人材を有効活用する事例もみられ、専任者の動向とあわせてさらなる調査を待ちたい。

#### (9) 内部監査部門長の人員数に関する満足度 (内部監査の組織・制度【15】)

内部監査部門長による人員数に関する満足度を今回より尋ねている。これによると、13.5% の内部監査部門長が「十分」と感じ、20.1% が「どちらかという十分」と感じている。合計すると 33.5% がポジティブな回答をしたことになる。仮に専任者が多いと満足すると考えるならば、専任者数 0 - 4 名までの会社 (397 社) と 5 名の会社の 1/3 (21 社) の内部監査部門長は満足していない、またはどちらともいえないと評価していることになる。

#### (10) 内部監査部門長の部門長としての内部監査経験年数 (内部監査の組織・制度【16】、【17】)

リスク評価をベースにして激動する企業環境に適合するように弾力的に内部監査資源の活用が求められている内部監査では、部門長の内部監査資源に関する管理能力が影響することもあり得る。このため、ここでは、形式的であるが、部門長の経験年数を質問している。

<内部監査部門長の部門長としての内部監査経験年数>

| 経験年数         | 2023 年           | 2017 年           |
|--------------|------------------|------------------|
| 3 年未満        | 329 社<br>(54.7%) | 716 社<br>(48.4%) |
| 3 年以上 5 年未満  | 104 社<br>(17.2%) | 357 社<br>(24.1%) |
| 5 年以上 10 年未満 | 129 社<br>(21.4%) | 295 社<br>(19.9%) |
| 10 年以上       | 41 社<br>(6.8%)   | 112 社<br>(7.6%)  |
| 回答数          | 603 社            | 1,480 社          |

＜内部監査部門長の部門長としての前職での内部監査経験年数＞

| 経験年数         | 2023 年           | 2017 年           |
|--------------|------------------|------------------|
| 3 年未満        | 183 社<br>(78.9%) | 883 社<br>(89.3%) |
| 3 年以上 5 年未満  | 14 社<br>(6.0%)   | 44 社<br>(4.5%)   |
| 5 年以上 10 年未満 | 25 社<br>(10.8%)  | 44 社<br>(4.5%)   |
| 10 年以上       | 10 社<br>(4.3%)   | 12 社<br>(1.2%)   |
| 回答数          | 232 社            | 983 社            |

今回の回答会社 603 社のうち、前職で内部監査部門長としての経験を有するのは 232 社の方であり、38.5% が経験者である。すなわち内部監査部門長として転職されている方が 38.5% いるとみることができ、前回の割合では 66.4%（回答 1,480 社中 983 社）であるから、転職割合が低下しているように見受けられる。

また、今回の調査では、「3 年未満」が前回と比較し低下し、「3 年以上」が増加している。特に「5 年以上 10 年未満」は 2 倍以上の伸びである。このことから、より経験を積んだ方が転職しているようであり、例えば監査役（会）設置会社から機関設計の変更に伴い、監査等委員会や監査委員会による組織監査の一環としての内部監査部門の充実が図られる過程において、内部監査部門長の経験が求められた側面が推測される。

#### （11）内部監査担当者の平均監査経験年数（内部監査の組織・制度【18】）

内部監査担当者の内部監査の平均経験年数を調査したものである。転職者についてはわかる範囲で前職での内部監査経験年数を含め回答してもらっている。

下表は過去の調査と比較するために一定期間ごとに集計しているが、細分化して中央値を取ると「3 年以上 4 年未満」となり、平均値はこれよりも上がると思われる。

| 経験年数         | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             | 2007 年           |
|--------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 3 年未満        | 178 社<br>(30.0%) | 370 社<br>(23.6%) | 557 社<br>(33.2%) | 1,066 社<br>(52.4%) | 907 社<br>(62.6%) |
| 3 年以上 5 年未満  | 197 社<br>(33.2%) | 599 社<br>(38.3%) | 696 社<br>(41.5%) | 726 社<br>(35.7%)   | 404 社<br>(27.9%) |
| 5 年以上 10 年未満 | 186 社<br>(31.3%) | 536 社<br>(34.2%) | 385 社<br>(22.9%) | 216 社<br>(10.6%)   | 118 社<br>(8.1%)  |
| 10 年以上       | 33 社<br>(5.6%)   | 61 社<br>(3.9%)   | 41 社<br>(2.4%)   | 27 社<br>(1.3%)     | 21 社<br>(1.4%)   |
| 回答数          | 594 社            | 1,566 社          | 1,679 社          | 2,035 社            | 1,450 社          |

今回の調査では、「3年未満」「3年以上5年未満」「5年以上10年未満」が拮抗する結果となった。前回の調査までは「3年未満」が減少する傾向にあったが、今回初めて増加に転じた。この層の増加の要因は他の調査に委ねることになるが、内部監査の経験や知識の継承がなされず、専門性も醸成されない中で、表層的な監査実務に終始しないか危惧するところである。

## （12）内部監査担当者に対する監査関連業務の教育・研修（内部監査の組織・制度【19】）

内部監査担当者に監査関連業務についての教育・研修を行っているかを聞いたものである。

| 経験年数        | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             | 2007 年           |
|-------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 社内で実施       | 33 社<br>(5.5%)   | 64 社<br>(4.1%)   | 106 社<br>(6.3%)  | 111 社<br>(5.5%)    | 61 社<br>(4.2%)   |
| 社外の講習会等への参加 | 278 社<br>(46.0%) | 864 社<br>(54.7%) | 936 社<br>(55.7%) | 1,216 社<br>(59.8%) | 924 社<br>(63.4%) |
| 社内と社外の両方で実施 | 248 社<br>(41.1%) | 559 社<br>(35.4%) | 555 社<br>(33.0%) | 578 社<br>(28.4%)   | 401 社<br>(27.5%) |
| 実施していない     | 45 社<br>(7.5%)   | 93 社<br>(5.9%)   | 84 社<br>(5.0%)   | 128 社<br>(6.3%)    | 72 社<br>(4.9%)   |
| 回答数         | 604 社            | 1,580 社          | 1,681 社          | 2,033 社            | 1,458 社          |

どのような方法であれ「実施している」のが従来から大勢を占めていた。ただし、今回、前回と「実施していない」の割合が高まってきたのが気付きである。

内部監査部門の人員数が必ずしも多くない、あるいは内部監査の経験年数が短い人員しかいない場合には、社内研修には限界があるであろう。そのような場合には「社外の講習会等への参加」を教育プログラムの一環とすることは教育・研修実施のための効果的な選択ともいえるが、座学研修としてのみでなく on the job として監査計画から監査報告書の作成までのプロセスに即し研修する、いわゆる日々の業務の掘り起こしをするようなプログラムを持つことも1つのあり方ではないかと考えられる。「社内と社外の両方で行っている」とはおそらくそのようなことも含まれて回答されているのではないと思われる。この比率が調査年次ごとに上がってきていることは、本来の方向に進んでいることのあらわれではないであろうか。

教育・研修をしている会社の割合が高い割合を維持し続けていることは、内部監査の効果が内部監査担当者の資質に依存する面が大であるだけに、内部監査の品質向上、そして組織体の発展への貢献にとって望ましい。

## （13）内部監査担当者1人あたりの内部監査に関する年間の教育・研修時間（OJTを除く）（内部監査の組織・制度【20】）

この設問は、前回調査から導入されたもので、内部監査担当者1人あたりのOJTを除いた内部監査に関する教育・研修時間を回答してもらったものであり、その結果は次の通りである。

| 教育・研修時間    | 2023 年           | 2017 年           |
|------------|------------------|------------------|
| ～ 9 時間     | 236 社<br>(40.8%) | 409 社<br>(27.3%) |
| 10 ～ 19 時間 | 176 社<br>(30.4%) | 415 社<br>(27.7%) |
| 20 ～ 29 時間 | 70 社<br>(12.1%)  | 259 社<br>(17.3%) |
| 30 ～ 39 時間 | 38 社<br>(6.6%)   | 145 社<br>(9.7%)  |
| 40 ～ 49 時間 | 24 社<br>(4.1%)   | 92 社<br>(6.1%)   |
| 50 ～ 59 時間 | 20 社<br>(3.5%)   | 65 社<br>(4.3%)   |
| 60 ～ 79 時間 | 6 社<br>(1.0%)    | 44 社<br>(2.9%)   |
| 80 ～ 99 時間 | 3 社<br>(0.5%)    | 27 社<br>(1.8%)   |
| 100 時間～    | 6 社<br>(1.0%)    | 41 社<br>(2.7%)   |
| 回答数        | 579 社            | 1,497 社          |

前回調査との比較において、9 時間未満では増加し、9 時間以上のすべての時間帯で低下している。教育・研修を実施していない会社の割合が増加したこととともに、教育・研修を実施している会社であってもその時間数が短縮されていることは危惧すべきことである。

#### (14) 内部監査部門全体としてのスタッフの専門性と経験（内部監査の組織・制度【22】）

内部監査部門長からみた部門全体としてのスタッフの専門性と経験に関する認識を聞いたもので、今回から導入された設問である。

これによると、ポジティブな回答（「十分と思う」「ほぼ十分と思う」）は、回答 587 社中 111 社、19.2% である。一方、ネガティブな回答（「あまり十分ではない」「十分ではない」）は、587 社中 296 社で 51.2%、ニュートラルな回答（「どちらともいえない」）は、180 社、31.1%であった。これは先ほどの監査経験年数が短くなっていることや教育・研修時間が短くなっている状況を内部監査部門長が実感していることを示しており、人員数の不足感とあわせて内部監査部門長の監査の質に対する危機感を示しているといえよう。

内部監査部門長にあっては、現有の監査スタッフを擁して、経営者を感心させる内部監査を実施し、その上でこうした危機意識を払しょくできるように経営者に働きかける必要があるといえる。

### (15) 内部監査担当者の直前の在籍部門へのアシュアランス業務実施までの期間（内部監査の組織・制度【24】）

内部監査担当者が、直前の在籍部門に対してアシュアランス業務を実施する場合、インターバル期間を取っているかに関して尋ねた項目であり、今回から導入された設問である。

調査が行われた際に適用されていた「内部監査の専門職的実施の国際基準」および「内部監査基準」では、インターバル期間を少なくとも1年以上と規定しており、これは監査の独立性や客観性を担保するための外形的基準と考えられている。今回の調査結果から、「1年未満の期間をあけている」または「特に期間をあけていない」と回答したのは、580社中それぞれ、42社（7.2%）と199社（34.3%）となり、基準類へ適合していない会社は計241社、41.6%にも上ることになる。

ここにも監査の質を毀損しかねない状況が看取され、人員不足の影響のあらわれでもあるかもしれない。

### (16) 内部監査規程類の作成の有無（内部監査の組織・制度【25-1】～【25-7】）

内部監査規程（定）、内部監査実施細則・手続書等、こういったレベルのものの作成しているかを時系列で比較すると以下の通りである。

| 作成状況              | 2023年           | 2017年           | 2014年           | 2010年             | 2007年           |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| 内部監査規程（定）のみ作成     | 244社<br>(40.4%) | 575社<br>(36.2%) | 630社<br>(37.6%) | 716社<br>(35.1%)   | 582社<br>(39.8%) |
| 内部監査実施細則・手続書等のみ作成 | 28社<br>(4.6%)   | 28社<br>(1.8%)   | 32社<br>(1.9%)   | 9社<br>(0.4%)      | 39社<br>(2.7%)   |
| 両方作成              | 323社<br>(53.5%) | 962社<br>(60.6%) | 995社<br>(59.3%) | 1,290社<br>(63.2%) | 823社<br>(56.3%) |
| 作成していない           | 9社<br>(1.5%)    | 23社<br>(1.4%)   | 20社<br>(1.2%)   | 25社<br>(1.2%)     | 19社<br>(1.3%)   |
| 回答数               | 604社            | 1,588社          | 1,677社          | 2,040社            | 1,463社          |

規程類の体系は、原則、当該会社の規程体系によることになるであろうが、一本立てなのか二本立てなのかに関して、親規程（定）の運用を弾力的にしている場合には、一本立てでも肯定されるが、規程（定）に対する承認レベルが、例えば取締役会というように高い組織上の位置の場合には、その改廃に手数を要し、とかく規程（定）の運用が硬直的になりがちとなるということで、このような場合には二本立てまたは細則・手続書のみで作成となるのであろう。

そこで、内部監査規程（定）を作成している場合、その最終承認者が誰なのか聞いたところ、以下のよう結果となった。

| 承認レベル                       | 2023 年           | 2017 年                        | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|-----------------------------|------------------|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 社長（総裁・会長・理事長等）              | 216 社<br>(39.1%) | 627 社<br>(41.1%)              | 673 社<br>(41.6%) | 835 社<br>(41.8%) | 550 社<br>(39.9%) |
| 取締役会・理事会                    | 258 社<br>(46.7%) | 702 社<br>(46.0%)              | 736 社<br>(45.5%) | 914 社<br>(45.7%) | 622 社<br>(45.1%) |
| 常務会・経営会議                    | 35 社<br>(6.3%)   | 105 社<br>(6.9%)               | 117 社<br>(7.2%)  | 154 社<br>(7.7%)  | 141 社<br>(10.2%) |
| 内部監査担当役員                    | 17 社<br>(3.1%)   | 54 社<br>(3.5%)                | 54 社<br>(3.3%)   | 59 社<br>(3.0%)   | 45 社<br>(3.3%)   |
| 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会） | 11 社<br>(1.9%)   | 13 社<br>(0.9%)<br>(監査役（会）は 0) | 12 社<br>(0.7%)   | 4 社<br>(0.2%)    | 4 社<br>(0.3%)    |
| その他                         | 16 社<br>(2.9%)   | 26 社<br>(1.7%)                | 27 社<br>(1.7%)   | 32 社<br>(1.6%)   | 17 社<br>(1.2%)   |
| 回答数                         | 553 社            | 1,527 社                       | 1,619 社          | 1,998 社          | 1,379 社          |

これまで同様、承認者レベルは取締役会が最多となっており、おそらく他の業務と同じく会社の根幹的規程（定）の一部として内部監査規程も位置づけられていると推測される。

この内部監査規程（定）にどのような内容が含まれているかについては、「内部監査部門の目的」（回答 549 社中 538 社、98.0%）、「内部監査人の権限」（同 512 社、93.3%）、「内部監査の活動範囲」（同 500 社、91.1%）が 90% を超えている。一方、「内部監査の品質評価」が同 168 社、30.6% であり、回答会社の 1/3 以下の会社しか規程（定）に盛り込まれていない。また、「内部監査の組織上の地位」が同 369 社、67.2%、となっていることは、内部監査の協力体制の醸成上好ましくならぬ状況かもしれない。ただし、「内部監査の権限」の中に包含されていることも十分考えられる。

また、内部監査規程（定）の見直し、改訂の時機については、「定期的」が回答 547 社中 241 社（44.1%）、「法令等の改正時」が同 215 社（39.3%）、「経営方針の変更時」が同 183 社（33.5%）と続き、ある程度の頻度で見直し・改訂（定）されているようである。一方、「見直し・改訂（定）していない」とする会社も同 68 社（12.4%）存在している。見直し・改訂（定）していない理由は不明であるが、会社が設立から間もないのであれば首肯できるものの、長期間見直し・改訂（定）されていないのであれば、その間内部監査を取り巻く環境は大きく変化しているのであるから早期に見直し・改訂（定）すべきであろう。

次に内部監査実施細則・手続書等を作成している場合の最終承認者を尋ねたところ、「内部監査部門長」が回答 334 社中 173 社（51.8%）で最多であった。次いで「社長（総裁・会長・理事長等）」が同 80 社（24.0%）、「取締役会・理事会」（同 29 社、8.7%）、「内部監査担当役員」（同 21 社、6.3%）と続く。細則・手続書等は、内部監査の実情に合わせる必要があることから、より改訂の頻度は高くなると考えられ、機動的に改訂できるような状況にあると推測できる。

では、こうした内部監査規程（定）類が、内部監査に関する基準に基づいて作成されているかを尋ねた結果が以下の通りである。

| 参照状況                      | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 「内部監査基準」を参照して作成           | 240 社<br>(40.4%) | 685 社<br>(45.9%) | 755 社<br>(47.2%) | 985 社<br>(51.4%) | 700 社<br>(52.6%) |
| 「内部監査の専門職的実施の国際基準」を参照して作成 | 42 社<br>(7.1%)   | 58 社<br>(3.9%)   | 50 社<br>(3.1%)   | 48 社<br>(2.5%)   | 31 社<br>(2.3%)   |
| 両方を参照して作成                 | 120 社<br>(20.2%) | 304 社<br>(20.3%) | 305 社<br>(19.1%) | 318 社<br>(16.6%) | 202 社<br>(15.2%) |
| どちらも参照せずに作成               | 192 社<br>(32.3%) | 447 社<br>(29.9%) | 489 社<br>(30.6%) | 566 社<br>(29.5%) | 399 社<br>(30.0%) |
| 回答数                       | 594 社            | 1,494 社          | 1,599 社          | 1,917 社          | 1,332 社          |

これによると、何らかの形で「内部監査の専門職的実施の国際基準」への関与が増加しつつあるようで、前回の 24.2% から 27.3% へ上昇しており、一方で「内部監査基準」のみの準拠割合は低下している。企業の経済活動範囲がグローバル化したり、外国籍企業の買収等が頻繁に行われるようになったりすると、内部監査規程（定）類もグローバル基準に準拠しようとする動きがあるのかもしれない。

また、内部監査規程（定）類の準拠の度合いをみると以下のようなになる。

| 準拠状況         | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 完全に基準通り      | 13 社<br>(3.5%)   | 70 社<br>(6.8%)   | 93 社<br>(8.5%)   | 107 社<br>(8.0%)  |
| 概ね基準通り       | 127 社<br>(34.5%) | 465 社<br>(45.1%) | 512 社<br>(46.6%) | 663 社<br>(49.5%) |
| 実情に応じて可能な範囲で | 228 社<br>(62.0%) | 496 社<br>(48.1%) | 494 社<br>(44.9%) | 569 社<br>(42.5%) |
| 回答数          | 368 社            | 1,031 社          | 1,099 社          | 1,339 社          |

今回、「完全に基準通り」と「概ね基準通り」に内部監査規程（定）類を作成している会社の割合が 51.9% から 38.0% へ大きく下落し、「実情に応じて可能な範囲で」基準通りに作成しているとする会社は 48.1% から 62.0% へ大幅上昇したことになる。「実情に応じて可能な範囲」という用語の意味を「会社にとって都合のよいものだけを選んで」となっていないか危惧するところである。基準が目指しているもの、本質的性格に照らした上で参考となっていれば幸いである。

### (17) 内部監査部門長の人事承認者（内部監査の組織・制度【26】）

内部監査部門長の人事について、最終的な承認者は誰であるかについての調査結果が以下の表である。

| 承認レベル                       | 2023 年           | 2017 年                       | 2014 年           |
|-----------------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| 社長（総裁・会長・理事長等）              | 329 社<br>(57.8%) | 952 社<br>(61.2%)             | 981 社<br>(59.1%) |
| 取締役会・理事会                    | 172 社<br>(30.2%) | 453 社<br>(29.1%)             | 528 社<br>(31.8%) |
| 常務会・経営会議                    | 30 社<br>(5.3%)   | 106 社<br>(6.8%)              | 97 社<br>(5.8%)   |
| 内部監査担当役員                    | 9 社<br>(1.6%)    | 12 社<br>(0.8%)               | 24 社<br>(1.4%)   |
| 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会） | 14 社<br>(2.7%)   | 8 社<br>(0.5%)<br>(監査役（会）は 0) | 4 社<br>(0.2%)    |
| 執行役                         | 2 社<br>(0.4%)    | 5 社<br>(0.5%)                | 4 社<br>(0.2%)    |
| その他                         | 13 社<br>(2.3%)   | 19 社<br>(1.2%)               | 22 社<br>(1.3%)   |
| 回答数                         | 569 社            | 1,555 社                      | 1,660 社          |

今回の調査では、社長等の割合が減少し、監査役等が上昇している。内部監査基準で「内部監査部門は、組織上、最高経営者に直属し」とされていることからすれば、内部監査部門長の任命人事が最高経営者の最終的な承認になることには「基準」の遵守を前提にする限りあまり違和感を持たない。一方、同基準では続けて「職務上取締役会から指示を受け」とあることから、社長等が承認に関与するけれども具体的な手続として会議体にゆだねているとするのが「取締役会・理事会」となると推測される。また、監査委員会や監査等委員会を設置する会社にあつては、内部統制の活用を前提とする組織監査に鑑みて当該委員会が最終承認権者になることも想定できる。ここに三様監査の連携との視点を加えると監査役も含められるかもしれないが、監査役（会）に最終人事権を持たせることはおそらく考えられず、せいぜい同意権となろう。

## (18) 内部監査担当者の人事承認者（内部監査の組織・制度【27】）

部門長を除く内部監査担当者の人事について、最終的な承認者は誰であるかについての調査結果である。

| 承認レベル                       | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 社長（総裁・会長・理事長等）              | 299 社<br>(52.7%) | 825 社<br>(52.8%) | 826 社<br>(50.2%) |
| 取締役会・理事会                    | 58 社<br>(10.2%)  | 150 社<br>(9.6%)  | 187 社<br>(11.4%) |
| 常務会・経営会議                    | 39 社<br>(6.9%)   | 143 社<br>(9.2%)  | 140 社<br>(8.5%)  |
| 内部監査担当役員                    | 35 社<br>(6.2%)   | 127 社<br>(8.1%)  | 137 社<br>(8.3%)  |
| 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会） | 8 社<br>(1.4%)    | 8 社<br>(0.5%)    | 6 社<br>(0.4%)    |
| 執行役                         | 10 社<br>(1.8%)   | 25 社<br>(1.6%)   | 27 社<br>(1.6%)   |
| 内部監査部門長                     | 67 社<br>(11.8%)  | 167 社<br>(10.7%) | 183 社<br>(11.1%) |
| その他                         | 51 社<br>(9.0%)   | 117 社<br>(7.5%)  | 140 社<br>(8.5%)  |
| 回答数                         | 567 社            | 1,562 社          | 1,646 社          |

「社長（総裁・会長・理事長等）」が 52.7%と回答会社の半数を超え最も多い。次いで「内部監査部門長」67 社（11.8%）、「取締役会・理事会」58 社（10.2%）と続いている。おそらく内部監査の能力や適性等の評価は内部監査部門長の判断をベースにしているのではないかとみられる。「その他」の中では人事を担当する役職者や会議体が多い。人事部長・人事委員会としても他部門とのバランスへの配慮以外は実質的に内部監査部門長の評価に依存するのではないだろうか。

### (19) 内部監査部門の予算承認者（内部監査の組織・制度【28】）

内部監査部門の予算について最終的に承認するのは誰なのかについての調査結果である。

| 承認レベル                       | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 社長（総裁・会長・理事長等）              | 215 社<br>(38.3%) | 613 社<br>(39.3%) | 652 社<br>(39.4%) |
| 取締役会・理事会                    | 207 社<br>(36.8%) | 527 社<br>(33.8%) | 564 社<br>(34.1%) |
| 常務会・経営会議                    | 60 社<br>(10.7%)  | 216 社<br>(13.8%) | 227 社<br>(13.7%) |
| 監査担当取締役                     | 16 社<br>(2.8%)   | —                | —                |
| 内部監査担当役員                    | —                | 97 社<br>(6.2%)   | 105 社<br>(6.3%)  |
| 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会） | 3 社<br>(0.5%)    | 9 社<br>(0.6%)    | 5 社<br>(0.3%)    |
| 執行役                         | 14 社<br>(2.5%)   | 16 社<br>(1.0%)   | 19 社<br>(1.1%)   |
| その他                         | 47 社<br>(8.4%)   | 82 社<br>(5.3%)   | 83 社<br>(5.0%)   |
| 回答数                         | 562 社            | 1,560 社          | 1,655 社          |

この調査結果も、内部監査部門の実質的所屬に関連して、重要な調査と考える。

今回の調査結果でも、「社長（総裁・会長・理事長等）」の割合が高かった。これは当該会社の中で他部門の予算承認と同様のことであるのか、あるいは社長が最終承認者であるということは、内部監査の計画や報告を承知し予算をつけているのか、人事承認者と予算承認者は同一なのか別なのか、といったことが解明できると、内部監査部門の実質的所屬がみえてくるであろう。

「取締役会・理事会」の割合がわずかに上昇し、「常務会・経営会議」の割合がわずかに下落しているものの、全体的傾向はこれまでの調査結果と変わらないようである。

## (20) 内部監査部門の中・長期基本方針（内部監査の組織・制度【29-1】～【29-3】）

まずは内部監査部門の中・長期基本方針の作成の有無について尋ねたところ、以下のような結果となった。

| 策定の有無   | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           |
|---------|------------------|------------------|------------------|
| 策定している  | 239 社<br>(40.9%) | 684 社<br>(43.1%) | 689 社<br>(41.1%) |
| 策定していない | 346 社<br>(59.2%) | 903 社<br>(56.9%) | 987 社<br>(58.9%) |
| 回答数     | 585 社            | 1,587 社          | 1,676 社          |

「策定していない」とする回答会社がじわりと増加した。ただ、これのみをもって傾向を論じることはいできない。近年、企業集団の適正な管理が叫ばれ、子会社・関連会社でのリスクの顕在化やこれに対応するために監査要点の適用範囲を細分化させ、監査対象箇所を著しく増加させてしまった。しかも内部監査担当者の人数を増加させることが困難な状況にあるために、またコロナ禍を経験したことによる短期的志向の影響により、単年度ないしごく短期間でしか内部監査としての確信を持ち得ないことが多いといわれる。しかしながら、内部監査部門では、監査資源の年度間の合理的な配分および効果的のアシュアランスを行うために、トップの支援を受けて中期監査方針を策定することが望まれる。経営方針や経営計画を十分に理解し、その上で内部監査部門としてその機能を果たすために固有の事情を考慮した中・長期基本方針の策定が望まれる。

では、中・長期基本計画を策定していると回答した会社に対し、そのスコープを尋ねた結果が以下の通りである。

| 計画の対象期間 | 2023 年           | 2017 年           |
|---------|------------------|------------------|
| 1 年間    | 15 社<br>(6.6%)   | 42 社<br>(6.2%)   |
| 2 年間    | 4 社<br>(1.8%)    | 16 社<br>(2.4%)   |
| 3 年間    | 150 社<br>(66.1%) | 497 社<br>(73.4%) |
| 4 年間    | 6 社<br>(2.6%)    | 16 社<br>(2.4%)   |
| 5 年間以上  | 52 社<br>(22.9%)  | 106 社<br>(15.7%) |
| 回答数     | 227 社            | 677 社            |

前回調査と比較して、「3 年間」が7.3%減少し、「5 年間以上」が7.2%増加している。今回の調査結果では、平均 3.5 年間、中央値 3 年間となり、最長は 10 年間で 4 社あった。

中・長期の基本方針は、会社の経営方針や経営計画に沿ったものであることが望ましいことはすでに指摘した。どのような事業ポートフォリオを会社が描こうとしているのか、それに内部監査が対応できるか

の視点が重要である。

次に中・長期の基本方針を策定している会社において、当該方針の最終承認者を確認したのが下表である。

| 承認レベル                       | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 社長（総裁・会長・理事長等）              | 110 社<br>(47.2%) | 342 社<br>(50.5%) | 348 社<br>(50.9%) |
| 取締役会・理事会                    | 56 社<br>(24.0%)  | 163 社<br>(24.1%) | 150 社<br>(21.9%) |
| 常務会・経営会議                    | 15 社<br>(6.4%)   | 42 社<br>(6.2%)   | 60 社<br>(8.8%)   |
| 内部監査担当役員                    | 14 社<br>(6.0%)   | 56 社<br>(8.3%)   | 47 社<br>(6.9%)   |
| 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会） | 7 社<br>(3.0%)    | 6 社<br>(0.9%)    | 4 社<br>(0.6%)    |
| 経営企画部門                      | 3 社<br>(1.3%)    | 7 社<br>(1.0%)    | 4 社<br>(0.6%)    |
| 内部監査部門長                     | 26 社<br>(11.2%)  | 59 社<br>(8.7%)   | 63 社<br>(9.2%)   |
| その他                         | 2 社<br>(0.9%)    | 2 社<br>(0.3%)    | 8 社<br>(1.2%)    |
| 回答数                         | 233 社            | 677 社            | 684 社            |

内部監査部門の中・長期方針の最終承認者が「社長（総裁・会長・理事長等）」47.2%、「常務会・経営会議」6.4%、「経営企画部門」1.3%とあり、これらの合計が54.9%となり、半数以上の会社で社長以下のライン系列に近い存在の人々によって承認されている。内部監査人は最高経営者に直属し、監査機能上の指示は取締役会から受ける、あるいは社長の指示が取締役の牽制を受けるような、あるべきガバナンス構造からすれば、あまり望ましいとはいえないものの、人事・予算の点から中・長期方針に要望を入れ込んでおくことで、その実を得る可能性は高まる。また、最終承認者が「内部監査部門長」というのは、実を得るにもまた経営方針や経営計画との整合性を得る点においても十分機能できるかは少し心許ない。

## 2. 内部監査の組織・制度と計画

### （1）内部監査の目的の達成状況の測定（内部監査の組織・制度と計画【30】）

これまでの内部監査の議論では監査対象部門での業績管理の評価を厳格に行ってきたが、内部監査活動それ自体の業績評価という発想はあまりとられてこなかった。業績は常に測定規準が背後に意識され、それに照らして測定される。「内部監査基準」は測定規準かといえば、直ちにイエスともいえない。なぜなら、「内部監査基準」は、内部監査人に監査の目標を示し内部監査人自らが行動の判断基準を明らかにする基礎を提供することに「監査基準」といわれるものの本質があるからである。

そこで、何をもって内部監査の目的の達成状況の尺度とするのかを質問した結果が以下の表である（複数回答）。

| 測定尺度                                                         | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             |
|--------------------------------------------------------------|------------------|--------------------|--------------------|
| 監査計画の達成度合いによって                                               | 449 社<br>(81.0%) | 1,279 社<br>(82.1%) | 1,324 社<br>(80.2%) |
| 提言した勧告が受容または遂行されたかによって                                       | 241 社<br>(43.5%) | 691 社<br>(44.4%)   | 738 社<br>(44.7%)   |
| 社長・取締役からのフィードバックによって                                         | 179 社<br>(32.3%) | 401 社<br>(25.7%)   | 382 社<br>(23.2%)   |
| 監査対象部門からのフィードバックによって                                         | 144 社<br>(26.0%) | 377 社<br>(24.2%)   | 388 社<br>(23.5%)   |
| リスク・マネジメントや内部統制の適切性に係るア<br>シュアランスを提供したことによって                 | 110 社<br>(19.9%) | 234 社<br>(15.0%)   | 219 社<br>(13.3%)   |
| 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委<br>員会）または監査法人と内部監査部門との連携の程度<br>によって | 121 社<br>(21.8%) | —                  | —                  |
| 監査役または監査法人の内部監査部門への信頼度によ<br>って                               | —                | 236 社<br>(15.1%)   | 208 社<br>(12.6%)   |
| その他                                                          | 16 社<br>(2.9%)   | 19 社<br>(1.2%)     | 14 社<br>(0.8%)     |
| 回答数                                                          | 554 社            | 1,558 社            | 1,650 社            |

回答結果は「監査計画の達成度合いによって」が著しく高い傾向にある。監査計画は組織体の内部監査に対するニーズを満たすために実施すべき監査手続の予定であるから「監査計画の達成度合い」で内部監査がスケジュール通りに消化されていることを評価することは首肯できる。しかしながら、内部監査の目的が達成されているのかを評価する際には、少しニュアンスが異なるように感じられる。監査業務内容があまり困難度の高くない、例えば、監査対象拠点をローテーションで毎回同じ内容の監査を実施するといった場合には、例え監査資源に制約があろうとも、納得度の高いアシュアランスが得られると考えられる。そのような監査業務は監査職務の基底であるにしても、それが組織体の目標達成に貢献するとして高い評価が得られるとはいえないことが多いのではないだろうか。監査行動の目標意識は、例えば、品質評価においても、内部監査の利害関係者が内部監査の結果に満足しているかを照会するようにしている。したがって、バランスのとれた内部監査の達成目標を設定することが必要であり、ベクトルの異なる複数の目標の達成状況を総合的に判断して内部監査の目的の達成状況が測定されることになろう。この点で今回の調査の選択肢の選択割合が、複数回答されることを前提として、拮抗する状況が望ましいといえるのではないだろうか。

## (2) 内部監査部門としてのリスク評価の実施の有無（内部監査の組織・制度と計画【31】）

内部監査計画の策定にあたり、内部監査部門として、リスク評価（リスク・マネジメント部門など他部門での評価を参考にすることも含む）を行っているかを集計したものである。

| リスク評価の有無 | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             | 2007 年           |
|----------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 行っている    | 399 社<br>(72.8%) | 1,139 社<br>(71.7%) | 1,179 社<br>(70.4%) | 1,369 社<br>(67.7%) | 889 社<br>(61.2%) |
| 行っていない   | 149 社<br>(27.2%) | 449 社<br>(28.3%)   | 496 社<br>(29.6%)   | 654 社<br>(32.3%)   | 563 社<br>(38.8%) |
| 回答数      | 548 社            | 1,588 社            | 1,675 社            | 2,023 社            | 1,452 社          |

内部監査部門が経営上のリスクを評価する必要がある場合は、①長期監査計画の立案において数年度の内部監査の傾向を選択するとき、②年度監査計画の立案にあたり、どの部門ないし拠点を監査対象に取り上げ、そして③どの監査対象個所にどの程度の重点を置くべきかを計画するとき、さらに、④監査の実施にあたり、個々の監査対象個所について、どのようなリスクがあるかを意識して監査要点を計画すべきか（リスク・アプローチによる監査）を検討するとき、などである。

グローバルかつ自由競争の市場において、一層の展開を視野に入れて企業活動が行われるとき、しかもその経営環境の変化は競争市場であるがゆえにスピードが速いとき、そうした市場で活動を余儀なくされる会社は多くのリスクにさらされる。しかしその一方で、そのリスクを利益の源泉として取り込もうとするしたたかさも必要である。

内部監査がリスクを評価し、リスク・マネジメントの目標が達成されることへの貢献は、すでに今日の内部監査のグローバルな理解にもなっている。またわが国においてもアベノミクス経済下で利害関係者との適切なコミュニケーションのもと適切にリスク評価を行い、ときとしてリスク・テイクすることの必要性も説かれ、ここに内部監査の貢献が求められた。従来の調査結果から依然としてリスク評価を実施している回答会社の割合が着実に増加し、リスク評価に基づいて内部監査を実施することが定着しているといえる状況になりつつある。

### （3）監査テーマ選定にあたっての手がかり（内部監査の組織・制度と計画【32】）

テーマ監査（部門別監査における重点監査項目を含む）を実施する場合、監査テーマ（あるいは重点監査項目）を選定する際の主な手がかりについて集計したもののうち、今回の調査で割合が高かった上位5つをまとめたものが下表である（複数回答）。

| 手がかり                            | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年              | 2010 年             | 2007 年             |
|---------------------------------|------------------|------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 社長・取締役との接触・首脳部からの依頼             | 369 社<br>(67.5%) | 953 社<br>(61.1%) | 821 社<br>(70.5%)    | 924 社<br>(45.4%)   | 650 社<br>(44.6%)   |
| 経営の重点目標                         | 353 社<br>(64.5%) | 985 社<br>(63.2%) | 1,165 社<br>(100.0%) | 1,539 社<br>(75.6%) | 1,101 社<br>(75.5%) |
| リスク評価の結果                        | 325 社<br>(59.4%) | 842 社<br>(54.0%) | 889 社<br>(76.3%)    | 1,146 社<br>(56.3%) | 707 社<br>(48.5%)   |
| 過去の監査調書・監査報告書                   | 292 社<br>(53.4%) | 834 社<br>(53.5%) | 963 社<br>(82.7%)    | 1,308 社<br>(64.3%) | 904 社<br>(62.0%)   |
| 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会）との協議 | 219 社<br>(40.0%) | 684 社<br>(43.9%) | 549 社<br>(47.1%)    | 713 社<br>(35.0%)   | 464 社<br>(31.8%)   |
| 回答数                             | 547 社            | 1,559 社          | 1,165 社             | 2,035 社            | 1,458 社            |

調査年度において順位の違いはあれど、5つの項目自体に変わりはなく、いずれの年度においてもこの5項目がトップ5となっている。

内部監査が、経営者のニーズを最大限満足させようとする理解からすれば「社長・取締役との接触・首脳部からの依頼」が67.5%で、3社中2社が経営首脳部との接触・依頼を手がかりに監査テーマを選定することが定着してきているとみられる。また、「経営の重点目標」も経営者の関心事が非常に高いものであって「社長・取締役との接触・首脳部からの依頼」に通じるところがあろう。さらにリスク評価を実施している割合が72.8%に達している状況から、当然のことながらこれを監査テーマの手がかりとすることに違和感を持たないものの、その割合は59.4%とトップ3ではあるが物足りなさを感じる。「過去の監査調書・監査報告書」は前回調査と同水準である。ここから監査テーマの手がかりを得ようというのは、ある監査対象で問題があったものが、当該被監査部門に固有の問題といえないのではないかとする問題意識のあらわれとみることができる。また、「監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会）との協議」もトップ5に上がっており、三様監査の連携の一環で情報交換が行われていることが推測される。

#### （４）監査テーマの決定方法（内部監査の組織・制度と計画【33】）

「内部監査テーマの主な決定方法」として想定される次の６つの方法について、2007年以降の調査結果と比較して示すと、次の通りである（複数回答）。

| 決定方法                                               | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年             | 2010 年             | 2007 年             |
|----------------------------------------------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 内部監査部門自身によって                                       | 317 社<br>(58.0%) | 856 社<br>(54.3%) | 714 社<br>(42.6%)   | 758 社<br>(37.2%)   | 487 社<br>(33.3%)   |
| 内部監査部門がテーマ候補を選定し、首脳部の支持を得て                         | 228 社<br>(41.7%) | 814 社<br>(51.7%) | 1,144 社<br>(68.3%) | 1,483 社<br>(72.8%) | 1,087 社<br>(74.4%) |
| 内部監査部門がテーマ候補を選定し、監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会）の支持を得て | 106 社<br>(19.4%) | 260 社<br>(16.5%) | 348 社<br>(20.8%)   | 427 社<br>(21.0%)   | 276 社<br>(18.9%)   |
| 社長・取締役からの指示によって                                    | 168 社<br>(30.7%) | 287 社<br>(18.2%) | 539 社<br>(32.2%)   | 470 社<br>(23.1%)   | 337 社<br>(23.1%)   |
| 他部門からの依頼を受けて                                       | 24 社<br>(4.4%)   | 62 社<br>(3.9%)   | 163 社<br>(9.7%)    | 169 社<br>(8.3%)    | 108 社<br>(7.4%)    |
| 親会社からの指示によって                                       | 16 社<br>(2.9%)   | 47 社<br>(3.0%)   | 61 社<br>(3.6%)     | —                  | —                  |
| その他                                                | 12 社<br>(2.19%)  | 8 社<br>(0.5%)    | 7 社<br>(0.4%)      | 25 社<br>(1.2%)     | 13 社<br>(0.9%)     |
| 回答数                                                | 547 社            | 1,575 社          | 1,676 社            | 2,038 社            | 1,462 社            |

前回調査と同様、「内部監査部門自身によって」の割合が着実に伸長している半面、内部監査部門自身の選定・首脳部の支持のパターンは、2007年の調査以降毎回下がってきている。内部監査部門はガバナンスの仕組みとして監査法人や社外取締役、社外監査役等々と協議することもあり、種々情報を得られることから内部監査部門自身によって重要な監査テーマを見出し、経営者等に十分説明できる状況から独自に決定できるようになってきたのではないかと推察される。

本来、内部監査部門がトップのニーズを意識しながら選定の中心的役割を果たすのがよいのではなかろうか。もちろん、この間に、首脳部からも外部の経営リスクに関する情報を含め、何らかの情報の提供を受けることはいうまでもない。内部監査部門はこうした情報に対する十分な分析に基づいて原案を作り、トップの理解と支持を得るようにすることが内部監査の独立性を確保する上で重要ではないかと考える。仮に監査テーマの決定を「首脳部からの指示によって」に基づくとすれば、首脳部が自ら選択した組織体運営の方向に関するリスクを公正に評価して監査テーマの指示をすることの恣意性も考えられ、強い主観性を避けるためにも、必ずしも適切とはいえないのではなかろうか。

### （５）内部監査用チェックリストの作成の有無（内部監査の組織・制度と計画【34】）

内部監査用チェックリストの有無を、これまでの調査結果と比較をすると下表ようになる。なお、2007年と2010年は複数回答となっている。

| 作成の有無         | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             | 2007 年           |
|---------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 常備のチェックリストを作成 | 233 社<br>(41.9%) | 711 社<br>(44.8%) | 836 社<br>(49.8%) | 1,075 社<br>(52.8%) | 752 社<br>(51.7%) |
| 監査実施の都度、作成    | 240 社<br>(43.2%) | 669 社<br>(42.2%) | 635 社<br>(37.8%) | 1,085 社<br>(53.3%) | 764 社<br>(52.5%) |
| 作成していない       | 83 社<br>(14.9%)  | 207 社<br>(13.0%) | 208 社<br>(12.4%) | 201 社<br>(9.9%)    | 170 社<br>(11.7%) |
| 回答数           | 556 社            | 1,587 社          | 1,679 社          | 2,035 社            | 1,454 社          |

監査実施の都度作成するにせよ、あるいは常備であるにせよ、いずれにせよ内部監査用チェックリストを作成していることが一般的になっている。

2010年の調査までは複数回答となっていたが、それ以降いずれか1つの選択肢を選んでもらうことになった。このために、常備のチェックリストをベースに監査の実施の都度アレンジするような場合が、どちらかに組み込まれているかは定かではない。「常備のチェックリストを作成」する割合が年々若干ではあるものの低下してきている。常備のチェックリストのみを作成している場合、汎用性の高いものとなっている可能性が高く、個別の監査の実施にあたっての監査手続はすべて監査担当者の判断に委ねようというのであれば、監査の質は監査担当者の能力、経験、知識に大いに負うことになる。

### （６）内部監査実施計画書の作成の有無、内容、承認者（内部監査の組織・制度と計画【36-1】～【36-3】）

個別の内部監査の実施にあたり、内部監査実施計画書の作成の有無をまとめたものが下表である。

| 作成の有無   | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             | 2007 年           |
|---------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 作成している  | 452 社<br>(78.8%) | 1,207 社<br>(76.6%) | 1,273 社<br>(76.5%) | 1,174 社<br>(57.6%) | 911 社<br>(62.8%) |
| 作成していない | 122 社<br>(21.3%) | 369 社<br>(23.4%)   | 392 社<br>(23.5%)   | 865 社<br>(42.4%)   | 539 社<br>(37.2%) |
| 回答数     | 574 社            | 1,576 社            | 1,665 社            | 2,039 社            | 1,450 社          |

内部監査実施計画書は、個別の内部監査を実施するにあたり作成されるのが当然の域に達しつつある。

では、この内部監査実施計画書にはどのような項目が含まれているのであろうか。今回よりそれを調査したところ、「個別の内部監査の実施時期」（回答 440 社中 421 社、95.7%）が一番多く、次いで「個別の内部監査の範囲」（同 410 社、93.2%）、「個別の内部監査の目標」（同 330 社、75.0%）、「個別の内部監査に係る資源配分」（同 150 社、34.1%）と続いた。ほぼ想定範囲であるが、資源配分に関する記述が

他の項目よりも劣る。監査資源には実際の監査担当者と費用が含まれるが、誰がどのような役回りをするのかと実際に監査に要する費用を見積もることは重要なことであり、記載することが望ましい。

次に内部監査実施計画書の承認者についてまとめたものが下表である。

| 承認レベル                       | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 社長（総裁・会長・理事長等）              | 146 社<br>(33.3%) | 375 社<br>(31.4%) | 407 社<br>(32.1%) | 387 社<br>(33.5%) | 336 社<br>(37.1%) |
| 取締役会・理事会                    | 18 社<br>(4.1%)   | 28 社<br>(2.3%)   | 34 社<br>(2.7%)   | 40 社<br>(3.5%)   | 22 社<br>(2.4%)   |
| 常務会・経営会議                    | 10 社<br>(2.3%)   | 11 社<br>(0.9%)   | 13 社<br>(1.0%)   | 20 社<br>(1.7%)   | 14 社<br>(1.5%)   |
| 内部監査担当役員                    | 20 社<br>(4.6%)   | 54 社<br>(4.5%)   | 63 社<br>(5.0%)   | 81 社<br>(7.0%)   | 68 社<br>(7.5%)   |
| 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会） | 7 社<br>(1.6%)    | 10 社<br>(0.8%)   | 10 社<br>(0.8%)   | 8 社<br>(0.7%)    | 9 社<br>(1.0%)    |
| 内部監査部門長                     | 231 社<br>(52.7%) | 699 社<br>(58.4%) | 729 社<br>(57.5%) | 604 社<br>(52.3%) | 446 社<br>(49.2%) |
| その他                         | 6 社<br>(1.4%)    | 19 社<br>(1.6%)   | 12 社<br>(0.9%)   | 15 社<br>(1.3%)   | 11 社<br>(1.2%)   |
| 回答数                         | 438 社            | 1,196 社          | 1,268 社          | 1,155 社          | 906 社            |

「内部監査部門長」を承認者とする割合が最多であるのは変わらないものの、若干下落している。一方、「社長（総裁・会長・理事長等）」「取締役会・理事会」「常務会・経営会議」および「監査役等」が上昇している。実施計画書を承認したのであれば、その結果についても報告を受けるべきとなろう。これが何を意味するかの判断はつげがたく、今後の推移を見守りたい。

### 3. 内部監査の実施

#### （1）内部監査の業務時間の割合とアシュアランス業務の内訳割合（内部監査の実施【37】、【38】）

前回の調査では、内部監査部門の総監査時間数を調査項目にしていたが、今回は研修時間を除いた内部監査部門の業務時間のうち、アシュアランス業務とアドバイザリー業務、その他の業務に費やす割合を聞いている。

その結果、「アシュアランス業務」に72%、「アドバイザリー業務」に21%、「その他業務」に17%との時間配分が判明した。ガバナンス・プロセス、リスク・マネジメントおよびコントロールの評価が内部監査の中心的な役割であることに鑑みると、アシュアランス業務に時間が割かれるのは当然である。また、アドバイザリー業務が成立しているということは、内部監査部門が被監査部門から信頼されている裏づけといえるかもしれない。内部監査部門が被監査部門にその能力を認められたがゆえのアドバイザリー業務ではなかろうか。もしそうであるなら、喜ばしい限りである。

次いで、アシュアランス業務を、「業務監査」「会計監査」「内部統制監査」および「その他」に分類し、その割合を聞いている。その結果、「業務監査」57%、会計監査16%、「内部統制監査」32%、「その他」12%が判明した。「内部統制監査」すなわちJ-SOX対応と思われるアシュアランス業務が3割ほど実施されていることが判明した。

## （2）内部監査実施通知の名義（内部監査の実施【39】）

被監査部門に出される内部監査実施通知が誰の名義で発出されているかについてまとめたものが下表である。

| 通知の名義人                     | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             | 2007 年             |
|----------------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 内部監査部門長                    | 477 社<br>(86.4%) | 1,350 社<br>(85.4%) | 1,400 社<br>(83.2%) | 1,708 社<br>(84.0%) | 1,221 社<br>(83.9%) |
| 内部監査担当役員                   | 7 社<br>(1.27%)   | 32 社<br>(2.0%)     | 46 社<br>(2.7%)     | 69 社<br>(3.4%)     | 51 社<br>(3.5%)     |
| 社長（総裁・会長・理事長等）             | 23 社<br>(4.17%)  | 89 社<br>(5.6%)     | 105 社<br>(6.2%)    | 163 社<br>(8.0%)    | 116 社<br>(8.0%)    |
| 取締役会・理事会                   | 0 社<br>(0.0%)    | 0 社<br>(0.0%)      | 1 社<br>(0.1%)      | 2 社<br>(0.1%)      | 2 社<br>(0.1%)      |
| 内部監査担当役員と内部監査部門長との連名       | 1 社<br>(0.2%)    | 6 社<br>(0.4%)      | 9 社<br>(0.5%)      | 16 社<br>(0.8%)     | 14 社<br>(1.0%)     |
| 社長（総裁・会長・理事長等）と内部監査部門長との連名 | 1 社<br>(0.2%)    | 19 社<br>(1.2%)     | 20 社<br>(1.2%)     | 30 社<br>(1.5%)     | 19 社<br>(1.3%)     |
| 内部監査担当者名                   | 37 社<br>(6.7%)   | 67 社<br>(4.2%)     | 89 社<br>(5.3%)     | —                  | —                  |
| その他                        | 6 社<br>(1.1%)    | 17 社<br>(1.1%)     | 12 社<br>(0.7%)     | 46 社<br>(2.3%)     | 32 社<br>(2.2%)     |
| 回答数                        | 552 社            | 1,580 社            | 1,682 社            | 2,034 社            | 1,455 社            |

一貫して「内部監査部門長」が実施通知の発出者であることがほとんどである。当該内部監査の実施責任者となる「内部監査担当者」も一定の割合があるものの徐々に減ってきている。監査通知書が被監査部門の責任者宛てに出すものであることから、内部監査部門の責任者である「内部監査部門長」の名義によって出されるものと考えられる。

### （３）監査調書の様式規定の有無（内部監査の実施【40】）

内部監査調書の様式を定めているかどうかについて回答結果は次の通りである。

| 様式規定の有無           | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             | 2007 年             |
|-------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 定めている             | 428 社<br>(77.7%) | 1,207 社<br>(76.0%) | 1,248 社<br>(74.3%) | 1,512 社<br>(74.2%) | 1,030 社<br>(70.9%) |
| 特定の監査対象については定めている | 42 社<br>(7.6%)   | 157 社<br>(9.9%)    | 182 社<br>(10.8%)   | 214 社<br>(10.5%)   | 123 社<br>(8.5%)    |
| 定めていない            | 78 社<br>(14.2%)  | 222 社<br>(14.0%)   | 249 社<br>(14.8%)   | 308 社<br>(15.1%)   | 293 社<br>(20.2%)   |
| その他               | 3 社<br>(0.5%)    | 2 社<br>(0.1%)      | 0 社<br>(0.0%)      | 4 社<br>(0.2%)      | 7 社<br>(0.5%)      |
| 回答数               | 551 社            | 1,588 社            | 1,679 社            | 2,038 社            | 1,453 社            |

内部監査調書の様式を「定めている」と「特定の監査対象については定めている」とを合わせると85.3%になり、内部監査では何らかの形で内部監査調書の様式を定め、内部監査調書を作成することが定着しているとみてよいのであろう。

一般に内部監査担当者は、監査実施計画書に基づいて収集された資料および監査手続実施の結果等を監査調書に記入したり、綴じ込んだりする。これは、監査実施プロセスの内容を文書化し、監査証拠を体系的に保存することであって、監査報告書における発見事項や改善提案の裏づけとなる。したがって、誰がみてもわかりやすく、検証に耐えるものでなければならず、様式の定めがある方が望ましいであろう。

### （４）監査支援ソフトウェアの使用の有無と用途（内部監査の実施【41-1】、【41-2】）

監査支援ソフトウェアである CAATs（Computer Assisted Audit Techniques）の使用状況についてその推移をまとめると以下の通りであった。

| 使用の有無   | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             |
|---------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 使用している  | 58 社<br>(10.3%)  | 204 社<br>(12.9%)   | 206 社<br>(12.2%)   | 192 社<br>(9.5%)    |
| 使用していない | 505 社<br>(89.7%) | 1,382 社<br>(87.1%) | 1,476 社<br>(87.8%) | 1,832 社<br>(90.5%) |
| 回答数     | 563 社            | 1,586 社            | 1,682 社            | 2,024 社            |

まだまだ CAATs の利用率は低いようである。内部監査担当者の中には、PC 技術を含め IT 関連に不得手の方が多いのかもしれない。そうした場合、監査支援ソフトウェアを高い費用を払って導入してもうまく利用できない可能性がある上、そもそも苦手意識から導入に躊躇されることも想定できる。

一方、すでに監査支援ソフトウェアを利用している会社に対する使用の用途に関する調査では、次のような回答結果を得ている。

| 使用用途                 | 2023 年          | 2017 年          | 2014 年          | 2010 年          |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 監査手続全般の支援ツールとして      | 15 社<br>(27.3%) | 43 社<br>(23.2%) | 60 社<br>(33.5%) | 54 社<br>(30.3%) |
| データの解析ツールとして         | 26 社<br>(47.3%) | 78 社<br>(42.2%) | 62 社<br>(34.6%) | 31 社<br>(17.4%) |
| 内部統制評価制度支援ツールとして     | 8 社<br>(14.6%)  | 38 社<br>(20.5%) | 30 社<br>(16.8%) | 59 社<br>(33.1%) |
| 継続的モニタリングツールとして      | 2 社<br>(3.6%)   | 12 社<br>(6.5%)  | 11 社<br>(6.1%)  | 13 社<br>(7.3%)  |
| 内部監査部門内の日常業務管理ツールとして | 2 社<br>(3.6%)   | 11 社<br>(5.9%)  | 16 社<br>(8.9%)  | 17 社<br>(9.6%)  |
| その他                  | 2 社<br>(3.6%)   | 3 社<br>(1.6%)   | 0 社<br>(0.0%)   | 4 社<br>(2.2%)   |
| 回答数                  | 55 社            | 185 社           | 179 社           | 178 社           |

こうしてみると「データの解析ツールとして」の用途と「監査手続全般の支援ツールとして」の用途が伸長している。

#### （５）業務委託の有無、委託内容、委託方法（内部監査の実施【42-1】～【42-3】）

内部監査業務を内部監査部門以外に委託しているのか否かについてまとめたものが下表になる。

| 業務委託の有無   | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             |
|-----------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 一部を委託している | 87 社<br>(15.5%)  | 295 社<br>(18.6%)   | 286 社<br>(17.1%)   | 376 社<br>(18.6%)   |
| 委託していない   | 474 社<br>(84.5%) | 1,290 社<br>(81.4%) | 1,391 社<br>(82.9%) | 1,648 社<br>(81.4%) |
| 回答数       | 561 社            | 1,585 社            | 1,677 社            | 2,024 社            |

かつての「内部監査の専門職的実施の国際基準」や「内部監査基準」において監査業務を委託する場合の規定が置かれているが、わが国にあってはまだまだ委託は普及しているとはいえない状況である。

それでも委託を実施している会社にとっては、どのような業務を委託しているのか尋ねたところ、J-SOXに関連したもの、海外子会社・関係会社に対するもの、情報システム・情報セキュリティに関連したもの、サステナビリティ監査など非常に多岐にわたる分野・範囲であることが判明した。これは自らの内部監査部門にとって専門能力が欠如している部分であろう。今後も委託を行う必要性があるのか否か、会社の経営計画と事業ポートフォリオに鑑み判断が必要になってくる。継続的な外部委託か、内部監査部門の充実かを十分に考える必要がある。当然のことであるが、委託先に対する管理には十分配慮しなければならないことはいうまでもない。

また、委託を実施している会社にとってはその実施形態を尋ねている。

| 委託の実施形態                          | 2023 年          | 2017 年          | 2014 年          | 2010 年           |
|----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 社内の特定の者に委託                       | 13 社<br>(15.3%) | 78 社<br>(26.9%) | 66 社<br>(23.5%) | 95 社<br>(25.6%)  |
| 委託した社内の特定の者と内部監査部門責任者とが<br>共同で実施 | 14 社<br>(16.5%) | 64 社<br>(22.1%) | 68 社<br>(24.2%) | 134 社<br>(36.1%) |
| 委託した組織体外部の者と内部監査部門責任者とが<br>共同で実施 | 41 社<br>(48.2%) | 97 社<br>(33.4%) | 98 社<br>(34.9%) | 82 社<br>(22.1%)  |
| 組織体外部の者に実施を委託                    | 17 社<br>(20.0%) | 51 社<br>(17.6%) | 49 社<br>(17.4%) | 60 社<br>(16.2%)  |
| 回答数                              | 85 社            | 290 社           | 281 社           | 371 社            |

ここで「社内の特定の者に委託」というのは、兼任ではなく、内部監査部門で不足している知識や経験を有する特定の者にゲストで監査を実施してもらうことであって、この場合、内部監査のやり方を十分会得してもらっていないなければならない。かつて内部監査に従事した経験を持つ者が想定されよう。同様に組織体外部者に実施を委託する場合においても、当該組織の内部監査のルールを熟知してもらっておく必要がある。一方、委託先が組織体の内外いずれの者であっても、内部監査責任者と共同実施であることから、より直接的に管理することができる。したがって、今回の調査結果では、委託先との共同実施により管理する委託のあり方の割合が伸びたのかもしれない。

#### （6）リモート監査の実施の有無（内部監査の実施【43】）

コロナ禍を経験したことで IT 機器を活用したリモート監査が模索された。そこで、その実施の有無を尋ねたところ、コロナ禍から回復した状況にあっても「リモート監査のみ実施」している会社が回答 553 社中 7 社（1.3%）存在した。一方、コロナ禍前に復したと思われる「実地監査のみ実施」している会社は同 173 社（31.3%）となっている。最も多かったのが、「実地監査を主、リモート監査を従として実施」している会社で、同 324 社（58.6%）であり、「リモート監査を主、実地監査を従として実施」している会社は同 49 社（8.9%）存在し、リモート監査の利点を活用しようとする状況が看取できる。今回から導入された調査であり、今後の推移を見守りたい。

## 4. 内部監査の報告とフォローアップ

### （1）監査報告書の提出頻度と提出先（内部監査の報告とフォローアップ【44】）

監査報告書の提出頻度と提出先の関係性をその比率で示すと以下の通りである（回答会社数 559 社、複数回答）。

|                            | 監査実施の都度 | 1か月ごと | 四半期ごと | 半年ごと  | 1年ごと  | 1年以上 | 合計    |
|----------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 社長（総裁・会長・理事長等）             | 55.1%   | 12.2% | 10.6% | 8.2%  | 7.0%  | 0.0% | 93.0% |
| 取締役会・理事会                   | 11.8%   | 4.7%  | 10.7% | 16.6% | 23.4% | 0.5% | 67.8% |
| 常務会・経営会議                   | 10.2%   | 5.5%  | 7.9%  | 7.9%  | 9.5%  | 1.4% | 42.4% |
| 内部監査担当役員                   | 30.2%   | 6.4%  | 3.6%  | 2.7%  | 1.4%  | 0.2% | 44.5% |
| 内部監査担当役員以外の役員              | 20.2%   | 4.1%  | 6.8%  | 5.2%  | 4.3%  | 0.4% | 41.0% |
| 監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会） | 45.1%   | 15.9% | 13.8% | 5.9%  | 4.3%  | 0.0% | 85.0% |
| その他                        | 9.1%    | 0.5%  | 1.3%  | 1.1%  | 1.1%  | 0.0% | 13.1% |

これを前回調査の類似データと比較すると、提出頻度は前回、「監査実施の都度」75.5%であり今回の調査で最も高かった「社長（総裁・会長・理事長等）」宛でも 55.1% でしかない。全体的に監査実施の都度に報告書を提出するのは控えられているように感じる。一方、「四半期ごと」「半年ごと」といった一定期間まとめて提出する割合は、前回の 15.3% から「社長（総裁・会長・理事長等）」宛で 18.8%、「取締役会・理事会」宛で 27.3%、「監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会）」宛で 19.7% と高い値を出しているものもある。

また、監査報告書の提出先に視点を移すと、「社長（総裁・会長・理事長等）」宛が最も多く、次いで「監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会）」宛、「取締役会・理事会」宛の順になっている。これを前回調査の類似データで確認すると「社長（総裁・会長・理事長等）」宛が 81.2%、「被監査部門担当役員・部門長」宛が 42.6%、「監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会）」宛が 42.6% と続く。「取締役会・理事会」宛は 5 番目で 11.9%、4 番目は「内部監査担当役員」宛で 14.7% であった。

### （2）内部監査報告書作成前に内部監査部門としての意見形成の基礎的事実についての被監査部門に対する確認の有無（内部監査の報告とフォローアップ【45】）

内部監査部門は、内部監査報告書を作成する前に、被監査部門との間で監査上の発見事項について、事実の確認、監査上の判断基準の解釈、重要性の判断基準などに関するコミュニケーションを持つよう、現地で説明の機会（現地講評会ともいわれる）を持つことを推奨されている。

この調査結果は、次のようであった。

| 確認の有無                             | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|-----------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 現地で実施                             | 207 社<br>(38.0%) | 697 社<br>(44.4%) | 682 社<br>(40.6%) | 949 社<br>(46.6%) | 709 社<br>(48.8%) |
| 現地では行わず、後日テレビ・電話会議や電子メール等で実施      | 101 社<br>(18.5%) | 171 社<br>(10.9%) | 216 社<br>(12.9%) | 260 社<br>(12.8%) | 195 社<br>(13.4%) |
| 現地で実施した上で、後日テレビ・電話会議や電子メール等でさらに実施 | 200 社<br>(36.7%) | 619 社<br>(39.4%) | 696 社<br>(41.4%) | 712 社<br>(35.0%) | 469 社<br>(32.3%) |
| その他の方法で実施                         | 13 社<br>(2.4%)   | 29 社<br>(1.8%)   | 35 社<br>(2.1%)   | 46 社<br>(2.3%)   | 43 社<br>(3.0%)   |
| 実施していない                           | 24 社<br>(4.4%)   | 55 社<br>(3.5%)   | 51 社<br>(3.0%)   | 70 社<br>(3.4%)   | 38 社<br>(2.6%)   |
| 回答数                               | 545 社            | 1,571 社          | 1,680 社          | 2,037 社          | 1,454 社          |

最終的な内部監査報告書の作成前に、指摘事実の認識について、被監査部門の見方と相違がないように、内部監査部門としての認識を示し、被監査部門から説明を聴取することは重要である。現地で監査発見事項等を確認するようにしている会社の割合は 74.7% に達し、何らかの方法で確認自体は実施している会社は 95.6% に上る。前回の調査でも 96.5% であったことから、監査発見事項等の被監査部門に対する事前確認は定着した感がある。インターネットあるいはインフラネットの時代にあるにしても、可能な限り face to face で監査発見事項等についての確認をすることが大切である。

### （３）内部監査報告書作成前の是正措置に関する回答の入手の有無と監査報告書への反映の有無（内部監査の報告とフォローアップ【46】）

内部監査報告書で何らかの是正措置を提案するにあたり、被監査部門からは是正措置に関する意見を徴し、それを監査報告書に反映するようにしているかどうかについてまとめたものが下表である。

| 入手・反映の有無    | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             |
|-------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 入手し、反映させている | 312 社<br>(57.8%) | 852 社<br>(53.7%) | 867 社<br>(51.7%) | 1,080 社<br>(53.1%) |
| 入手していない     | 228 社<br>(42.2%) | 736 社<br>(46.3%) | 811 社<br>(48.3%) | 953 社<br>(46.9%)   |
| 回答数         | 540 社            | 1,588 社          | 1,678 社          | 2,033 社            |

今回の調査では、「入手し、反映させている」の割合が 4.1 ポイントほど伸びている。

被監査部門からは是正措置に関する回答を入手し、監査報告書に記載する一連の手続に関しては、組織文化や企業風土といったものの影響を受けるかもしれない。そもそも被監査部門にその回答を求めるのかを含め、当該組織の統制環境のもとで適切な実務のあり方を探ってもらえればよいのではなかろうか。

**（４）監査実施の都度に作成される内部監査報告書の形式（内部監査の報告とフォローアップ【47-1】）**

内部監査報告書は、監査実施の都度、どのような形式で作成されているかをまとめたものである。ただし、前回調査以前のデータは、「監査実施の都度」を前提にしていると思われるが、質問に当該文言は含まれていない。

| 内部監査報告書の形式        | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             | 2007 年           |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 要約報告書のみ作成         | 132 社<br>(23.6%) | 350 社<br>(22.1%) | 428 社<br>(25.5%) | 480 社<br>(23.8%)   | 306 社<br>(21.1%) |
| 詳細報告書のみ作成         | 154 社<br>(27.5%) | 383 社<br>(24.1%) | 354 社<br>(21.1%) | 427 社<br>(21.2%)   | 299 社<br>(20.6%) |
| 要約報告書と詳細報告書の両方を作成 | 273 社<br>(48.8%) | 853 社<br>(53.8%) | 895 社<br>(53.4%) | 1,111 社<br>(55.1%) | 844 社<br>(58.2%) |
| 回答数               | 559 社            | 1,586 社          | 1,677 社          | 2,018 社            | 1,449 社          |

内部監査報告書は、一般に、詳細報告書と要約報告書に分けられる。詳細報告書は、監査の内容、発見事項、改善提案・是正措置、それに対する被監査部門の回答等を詳細に記載した監査報告書である。これに対して要約報告書は、それらを簡潔にまとめたものである。

この結果をみると、今回の調査では50%を切ってしまったものの、ほぼ半数の回答会社で要約報告書と詳細報告書の両方が作成されているようである。監査報告書の提出数や詳細報告書のボリューム、提出先の求めが作成形式に影響を与える可能性が考えられる。

**（５）要約報告書の宛先、宛先以外の配付先、作成頻度（内部監査の報告とフォローアップ【47-2】～【47-4】）**

上記【47-1】で確認したように、要約報告書は、そのみを作成している会社と詳細報告書とあわせて作成している会社を合計すると回答559社のうち405社が作成しており、72.5%に及ぶ。この要約報告書の宛先（主たる提出先）と宛先以外の配付先（従たる提出先）を今回より調査している。要約報告書は詳細報告書の内容を概略したもので、実施した内部監査の概要の理解に有用であり、宛先以外の配付先（従たる提出先）への配付（あるいは配付先になっていないこと）にはそれ相応の意図があるはずであろう。

宛先の中で最多は「社長（総裁・会長・理事長等）」で75.5%（回答400社中302社）、次いで「監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会）」の30.5%（同122社）、「被監査部門担当役員・部門長」の27.3%（同109社）と続く。

また、宛先以外の配付先として最多なのは、「監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会）」で57.2%（回答285社中163社）、次いで「被監査部門担当役員・部門長」の47.4%（同135社）、「社長（総裁・会長・理事長等）」の21.1%（同60社）と続く。

いずれも順位の相違はあるにせよ、要約報告書の提出先上位3者は同一となっている。

また、要約報告書の作成頻度は、監査の実施の都度に作成される割合が多いものの（回答393社中304社、77.4%）、年に1回（同34社、8.7%）、年に2回（同32社、8.1%）、年に4回（同11社、2.8%）となっており、すなわち年次の報告、半期ごとの報告、四半期ごとの報告ということになる。

## (6) 内部監査報告書の宛先、宛先以外の配付先(内部監査の報告とフォローアップ【47-5】～【47-6】)

要約報告書単体であろうと詳細報告書単体であろうと、あるいはその両方がセットになったものであろうとその形式は別にして、内部監査報告書の宛先と宛先以外の配付先をまとめたものが下表である。

| 提出先                           | 宛先 (宛名) 回答会社     |                    | 宛先以外の配付先回答会社     |                  |
|-------------------------------|------------------|--------------------|------------------|------------------|
|                               | 2023 年           | 2017 年             | 2023 年           | 2017 年           |
| 社長 (総裁・会長・理事長等)               | 336 社<br>(78.3%) | 1,280 社<br>(81.2%) | 52 社<br>(16.0%)  | 224 社<br>(23.0%) |
| 取締役会・理事会                      | 49 社<br>(11.4%)  | 188 社<br>(11.9%)   | 50 社<br>(14.2%)  | 140 社<br>(14.4%) |
| 常務会・経営会議                      | 18 社<br>(4.2%)   | 143 社<br>(9.1%)    | 33 社<br>(10.2%)  | 117 社<br>(12.0%) |
| 内部監査担当役員                      | 57 社<br>(13.3%)  | 232 社<br>(14.7%)   | 56 社<br>(17.2%)  | 158 社<br>(16.2%) |
| 内部監査担当役員以外の役員                 | 59 社<br>(13.8%)  | 129 社<br>(8.2%)    | 57 社<br>(17.5%)  | 128 社<br>(13.1%) |
| 監査役等 (監査役 (会)、監査委員会または監査等委員会) | 106 社<br>(24.7%) | 498 社<br>(31.6%)   | 196 社<br>(60.3%) | 615 社<br>(63.1%) |
| 被監査部門担当役員・部門長                 | 146 社<br>(34.0%) | 671 社<br>(42.6%)   | 170 社<br>(52.3%) | 473 社<br>(48.5%) |
| その他                           | 22 社<br>(5.1%)   | 57 社<br>(3.6%)     | 66 社<br>(20.3%)  | 117 社<br>(12.0%) |
| 回答数                           | 429 社            | 1,576 社            | 325 社            | 975 社            |

宛先の最多は「社長 (総裁・会長・理事長等)」で 78.3% (回答 429 社中 336 社)、次いで「被監査部門担当役員・部門長」の 34.0% (同 146 社)、「監査役等 (監査役 (会)、監査委員会又は監査等委員会)」の 24.7% (同 106 社) と続く。

また、宛先以外の配付先として最多なのは、「監査役等 (監査役 (会)、監査委員会又は監査等委員会)」で 60.3% (回答 325 社中 196 社)、次いで「被監査部門担当役員・部門長」の 52.3% (同 170 社)、「内部監査担当役員以外の役員」の 17.5% (同 57 社)、「内部監査担当役員」の 17.2% (同 56 社) と続く。

内部監査報告書の提出先は、要約報告書の提出先とは異なる状況となっているが、単年度だけでは判断がつかねる。今後のデータの蓄積を待ちたい。

また、監査計画の承認者と監査報告書の宛先は本来一致すべきではなかろうか。年次の内部監査計画書の承認者 (設問 【35-2】) とは今回の調査では一致していないようである。

## (7) 内部監査報告書の記載項目および様式(内部監査の報告とフォローアップ【48】、【50】)

今回より内部監査報告書に記載される項目についての質問が加わった。

| 記載項目     | 2023 年           |
|----------|------------------|
| 内部監査の目標  | 334 社<br>(62.0%) |
| 内部監査の範囲  | 494 社<br>(91.7%) |
| 内部監査人の意見 | 503 社<br>(93.3%) |
| 改善勧告     | 475 社<br>(88.1%) |
| 是正措置の計画  | 163 社<br>(30.2%) |
| その他      | 19 社<br>(3.5%)   |
| 回答数      | 539 社            |

一般に内部監査報告書に記載されるであろう項目を選択肢として挙げているのであるが、「是正措置の計画」を記載している会社は30%程度であり、会社によって大差があるといっていよいであろう。また、「内部監査の目標」についても回答会社の2/3程度となっている。何を目標に監査業務が実施されているのかは記載されるべきではなかろうか。

上記のように記載項目の大部分はコンセンサスがとれると思われるが、その記載方法は決まっているであろうか。この点を確認すると次のようになる。

| 内部監査報告書の様式の有無   | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             | 2007 年             |
|-----------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 定めている           | 457 社<br>(84.6%) | 1,336 社<br>(84.2%) | 1,426 社<br>(84.9%) | 1,743 社<br>(85.6%) | 1,200 社<br>(82.8%) |
| 監査テーマによっては定めている | 28 社<br>(5.2%)   | 91 社<br>(5.7%)     | 95 社<br>(5.7%)     | 94 社<br>(4.6%)     | 171 社<br>(11.8%)   |
| 定めていない          | 55 社<br>(10.2%)  | 159 社<br>(10.0%)   | 159 社<br>(9.5%)    | 199 社<br>(9.8%)    | 79 社<br>(5.4%)     |
| 回答数             | 540 社            | 1,586 社            | 1,680 社            | 2,036 社            | 1,450 社            |

内部監査報告書の様式を定めるかどうかについて、今回の調査では「定めている」とする会社が80%超を維持し続けている。「監査テーマによっては定めている」の回答結果は5.2%であり、これを含め何らかの様式を定めている回答会社が9割を占め、内部監査報告書の様式を定めるということがわが国では定着しているといえよう。

実際、提出される報告書が内部監査担当者によって異なるようでは読み手に伝わりにくい。また、わが国では社内文書は文書規定により整備されることも多いことから、この水準が著しく低下することは考えにくい。

## （８）内部監査報告書とは別の改善勧告書の作成の有無（内部監査の報告とフォローアップ【49】）

内部監査報告書とは別に改善勧告書を作成するかどうかについての調査が行われてきており、それをまとめると以下の通りとなる。

| 作成の有無   | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             | 2007 年           |
|---------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 作成している  | 277 社<br>(52.3%) | 833 社<br>(52.6%) | 891 社<br>(53.0%) | 1,051 社<br>(51.9%) | 679 社<br>(47.1%) |
| 作成していない | 253 社<br>(47.7%) | 751 社<br>(47.4%) | 789 社<br>(47.0%) | 976 社<br>(48.1%)   | 762 社<br>(52.9%) |
| 回答数     | 530 社            | 1,584 社          | 1,680 社          | 2,027 社            | 1,441 社          |

作成の有無を分ける何らかの基準があるのであろうか。それとも改善そのものが内部監査として重要な役割であるとの認識のもとに、「改善勧告」を強調するために通常の内部監査報告書とは別に改善勧告書を作成するということであろうか。「改善勧告」の緊急性や「重要性」をどこまで勘案しているか。他の調査・研究を待ちたい。

## （９）指摘した要改善事項の対策指示者（内部監査の報告とフォローアップ【51】）

内部監査報告書等で指摘した要改善事項について、被監査部門へ対策指示・要求を出すのは誰かを確認すると次のようになる。

| 対策指示・要求の発出者                | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             | 2007 年           |
|----------------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 社長（総裁・会長・理事長等）             | 108 社<br>(20.0%) | 244 社<br>(15.5%)   | 303 社<br>(18.2%)   | 420 社<br>(20.7%)   | 258 社<br>(17.7%) |
| 内部監査担当役員                   | 5 社<br>(0.9%)    | 52 社<br>(3.3%)     | 48 社<br>(2.9%)     | 76 社<br>(3.8%)     | 68 社<br>(4.7%)   |
| 内部監査部門長                    | 323 社<br>(59.9%) | 1,119 社<br>(71.3%) | 1,138 社<br>(68.4%) | 1,288 社<br>(63.6%) | 990 社<br>(67.9%) |
| 被監査部門担当役員（部門長）             | 61 社<br>(11.3%)  | 80 社<br>(5.1%)     | 98 社<br>(5.9%)     | 129 社<br>(6.4%)    | 71 社<br>(4.9%)   |
| 主管部門                       | 19 社<br>(3.5%)   | 54 社<br>(3.4%)     | 43 社<br>(2.6%)     | 62 社<br>(3.1%)     | 51 社<br>(3.5%)   |
| 監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会） | 2 社<br>(0.4%)    | 8 社<br>(0.5%)      | 7 社<br>(0.4%)      | 10 社<br>(0.5%)     | 8 社<br>(0.6%)    |
| その他                        | 21 社<br>(3.9%)   | 13 社<br>(0.8%)     | 26 社<br>(1.6%)     | 41 社<br>(2.0%)     | 11 社<br>(0.8%)   |
| 回答数                        | 539 社            | 1,570 社            | 1,663 社            | 2,026 社            | 1,457 社          |

指摘した要改善事項についての措置をどのような経路で指示するかをはっきりと確立しておくことが、監査効果を確実なものとするために重要である。

「社長（総裁・会長・理事長等）」「被監査部門担当役員（部門長）」「主管部門」からの指示（34.9%）よりも、「内

部監査担当役員」「内部監査部門長」「監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会）」からの経路での指示（61.2%）が多い。

「内部監査部門長」または「内部監査担当役員」「監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会）」が直接に改善の指示を与えていることは、内部監査の機能がラインの指揮・命令系統に組み込まれることになり、要改善事項に対する独立性・第三者性を低下させ、内部監査としてのスタッフ的権限を低下させる原因になる。その点からみれば、ライン系統のグループとスタッフ的グループの割合は逆転する方が望ましい。

#### （10）被監査部門に対する要改善事項の改善状況の確認の有無（内部監査の報告とフォローアップ【52】）

被監査部門に対して、指摘した要改善事項の改善状況の確認を行っているか否かについて時系列でまとめたものが下表である。

| 確認方法         | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要改善箇所を実際に確認  | 159 社<br>(29.8%) | 341 社<br>(21.5%) | 370 社<br>(22.0%) | 443 社<br>(21.8%) | 296 社<br>(20.2%) |
| 措置報告書等の書面で確認 | 199 社<br>(37.3%) | 639 社<br>(40.3%) | 650 社<br>(38.7%) | 691 社<br>(34.0%) | 575 社<br>(39.4%) |
| 両方で確認        | 168 社<br>(31.5%) | 570 社<br>(35.9%) | 616 社<br>(36.6%) | 877 社<br>(43.2%) | 568 社<br>(38.9%) |
| 確認していない      | 8 社<br>(1.5%)    | 36 社<br>(2.3%)   | 45 社<br>(2.7%)   | 21 社<br>(1.0%)   | 21 社<br>(1.4%)   |
| 回答数          | 534 社            | 1,586 社          | 1,681 社          | 2,032 社          | 1,460 社          |

内部監査は指摘した要改善事項が改善されてこそ組織体に貢献できたのであって、改善を確認しなければ業務としては不完全であろう。その点、指摘改善事項の被監査部門における改善状況の確認については、いずれの確認方法をとったとしても、確認行為を行っている会社が 98.5%（回答 534 社中 526 社）であって、わが国の内部監査実務の一般的あり方として定着していると評価できよう。しかし、「確認していない」と答えた会社もわずかではあるものの 1.5%（同 8 社）あって、なぜ確認しないのか、あるいはできなかったのかの理由に注目する必要がある。

また、どのような確認方法をとるべきかについては監査対象が棚卸資産、有形固定資産であるとか、あるいは有価証券等の当座資産であるかによって選ばれる方法が違おうであろうし、また将来の収益性が監査要点となっている場合では同一の資産でも異なった方法が選択されることになる。抽象的には、物的証拠の入手に関連するか、状況証拠の入手に関連するかによって異なる。要するに、内部監査人として置かれた状況において最も確信を持てる確認の方法が選択されるべきであろう。

## (11) フォローアップ報告書の作成の有無（内部監査の報告とフォローアップ【53】）

フォローアップ報告書の作成状況を時系列でまとめると以下の通りとなる。

| 作成の有無                      | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 作成している                     | 222 社<br>(41.4%) | 635 社<br>(40.1%) | 684 社<br>(40.6%) | 879 社<br>(43.3%) | 606 社<br>(41.6%) |
| 必要に応じて作成                   | 158 社<br>(29.5%) | 457 社<br>(28.9%) | 452 社<br>(26.9%) | 578 社<br>(28.4%) | 396 社<br>(27.2%) |
| 作成していないが、別途フォローアップ状況について報告 | 111 社<br>(20.7%) | 337 社<br>(21.3%) | 339 社<br>(20.1%) | 575 社<br>(28.3%) | 453 社<br>(31.1%) |
| 作成もフォローアップ状況報告もしていない       | 45 社<br>(8.4%)   | 153 社<br>(9.7%)  | 208 社<br>(12.4%) |                  |                  |
| 回答数                        | 536 社            | 1,582 社          | 1,683 社          | 2,032 社          | 1,455 社          |

指摘事項について監査対象箇所において実施された是正措置の妥当性、有効性、時宜適切性がフォローアップされた後に、その状況を報告する媒体がフォローアップ報告書であるが、「作成している」「必要に応じて作成」ともわずかばかりであるがその割合は上昇している。その結果、作成していない割合は減少するのであるが、注意しなければならないのは、フォローアップ報告書も作成せず、状況報告も行っていない会社である（回答 536 社中 45 社、8.4%）。これらの会社は、内部監査部門として被監査部門による是正措置の実施状況を確認し、監査実施内容を監査部門が自己評価するにとどめず、経営管理に関するレポートの1つとして様々な機会をとらえてフォローアップの状況をみていく必要がある。減少傾向が続くことを期待したい。

## (12) 内部監査報告書の保存期限の定めの有無と保存期間（内部監査の報告とフォローアップ【54-1】、【54-2】）

内部監査報告書の保存期限について定めているか否かを時系列で比較してみると、次のようになる。

| 保存期限の有無     | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             | 2007 年             |
|-------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 保存期限を定めている  | 401 社<br>(72.4%) | 1,274 社<br>(81.0%) | 1,324 社<br>(79.3%) | 1,620 社<br>(79.8%) | 1,068 社<br>(74.0%) |
| 保存期限を定めていない | 153 社<br>(27.6%) | 299 社<br>(19.0%)   | 346 社<br>(20.7%)   | 410 社<br>(20.2%)   | 376 社<br>(26.0%)   |
| 回答数         | 554 社            | 1,573 社            | 1,670 社            | 2,030 社            | 1,444 社            |

今回の調査で、保存期限を定めている会社の割合が大きく下がった（8.6ポイントの下落）。この理由は不明であるが、内部監査部門が設立からまだ若く、規程（定）の整備が追いついていないことが推測される。

次に、保存期限を定めていると回答した会社に対して、その期限について質問した結果をまとめたものが下表である。

| 保存期限        | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 3 年以下       | 9 社<br>(2.3%)    | 54 社<br>(4.3%)   | 32 社<br>(2.4%)   | 40 社<br>(2.5%)   | 41 社<br>(2.8%)   |
| 3 年超 5 年以下  | 109 社<br>(27.9%) | 287 社<br>(22.7%) | 279 社<br>(21.2%) | 355 社<br>(22.0%) | 185 社<br>(12.8%) |
| 5 年超 7 年以下  | 35 社<br>(9.0%)   | 105 社<br>(8.3%)  | 155 社<br>(11.8%) | 222 社<br>(13.8%) | 147 社<br>(10.2%) |
| 7 年超 10 年以下 | 175 社<br>(44.8%) | 585 社<br>(46.2%) | 522 社<br>(39.7%) | 600 社<br>(37.2%) | 406 社<br>(28.1%) |
| 10 年超       | 8 社<br>(2.05%)   | 12 社<br>(0.9%)   | 126 社<br>(9.6%)  | 144 社<br>(8.9%)  | 111 社<br>(7.7%)  |
| 永久保存        | 55 社<br>(14.1%)  | 222 社<br>(17.5%) | 189 社<br>(14.4%) | 240 社<br>(14.9%) | 173 社<br>(12.0%) |
| その他         | —                | —                | 11 社<br>(0.8%)   | 10 社<br>(0.6%)   | 5 社<br>(0.3%)    |
| 回答数         | 391 社            | 1,265 社          | 1,314 社          | 1,611 社          | 1,444 社          |

（※「その他」は、テーマ監査と特命監査で異なる場合、媒体の種類で異なる場合、等）

今回の調査では、中央値は「7 年超 10 年以下」となる。

保存期限を定める場合、利用の可能性と保管スペースとを考慮してのこととなろうが、電子化しクラウドにアップするなどして、原則、「永久保存」とすることが望ましい。

## 5. 内部監査品質評価の実施状況

### （1）品質管理プログラムの作成の有無（内部監査品質評価の実施状況【55-1】）

前回調査で「内部監査の品質評価について、内部監査の規程（定）等で定めていますか」と尋ねていたものを品質管理プログラムの作成の有無を問う設問に変更している。この調査結果が下表となる。

| 当該プログラムの作成の有無 | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             |
|---------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 作成している        | 96 社<br>(17.4%)  | 366 社<br>(23.2%)   | 344 社<br>(0.5%)    | 358 社<br>(17.6%)   |
| 作成していない       | 456 社<br>(82.6%) | 1,211 社<br>(76.8%) | 1,330 社<br>(79.5%) | 1,672 社<br>(82.4%) |
| 回答数           | 552 社            | 1,577 社            | 1,674 社            | 2,030 社            |

品質管理プログラムは、内部監査が内部監査の目的を達成することに合理的保証を与えるためのプログラムであって、内部監査部門自体の自己評価のみでは独立性・客観性を担保し得ないため、内部評価と外

部評価が含まれている。

作成されていない割合が依然として高止まりしているのは、外部評価がハードルになっているのかもしれない。外部評価の意義が経営者に理解されず、予算措置をとることが難しいとの声に接することもある。必要であることはわかっている組織体の中では発言しづらいことがあるやも聞く。これは組織体の規模の大小に限らない。効果的な内部監査のためにこの品質管理プログラムを有効に活用することが望まれる。

## (2) 品質評価の実施状況の有無（内部監査品質評価の実施状況【55-2】～【55-5】）

従来は品質評価の実施している内容を選択してもらう設問になっていたが、今回から品質評価活動の個別の内容について、その実施の有無等を尋ねる形式となった。

まず、「継続的モニタリング」の実施の有無であるが、80.8%（回答99社中80社）が「実施している」と回答しており、前回の類似調査のデータ30.2%（回答1,488社中449社）と比較して著しく上昇しているものの、その理由は不明である。

次に「定期的自己評価および内部評価」について、今回の実施割合は59.8%（回答97社中58社）で、前回の34.9%（回答1,488社中519社）と比較してこれも上昇している。実施頻度は年に1回が91.4%（回答58社中53社）となり大勢を占めている。

「フル外部評価」の今回の実施割合は35.0%（回答103社中36社）で前回の6.0%（回答1,488社中89社）より大幅に上昇し、実施頻度は5年に1回が94.4%（回答36社中34社）である。これは、内部監査の基準類「内部監査の専門職的実施の国際基準」や「内部監査基準」が5年に1度と定めていることに影響を受けた結果によると思われる。では、これまでにフル外部評価を何回受けたかについては、今回の調査では、平均1.5回、中央値は1回である。

こうしてみると、品質評価の個別の内容には一定程度実施しているものの、品質管理プログラムとして整備されている組織体が少ないのではないかと印象を受ける。

## 6. 情報システム監査

### (1) 情報システム監査の実施形態（情報システム監査【56-1】）

いまや情報システムは組織運営にとって不可欠であり、またこのシステムへの支出額が著しく増大するに伴い、情報システム監査が注目を集めて久しい。

内部監査としても情報システムの監査に取り組まなければならない状況にありながら、内部監査部門としての能力に不足を感じ、業務委託を行ったり、特定の内部者に監査を手伝ってもらい、いわゆるゲスト監査を行ったりしている状況が透けてみえる。

そこで、情報システムに関する監査の実施形態を尋ねた結果が、以下の表である。

| 実施形態                               | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 内部監査部門が実施                          | 222 社<br>(40.3%) | 544 社<br>(34.4%) | 610 社<br>(36.4%) | 769 社<br>(38.0%) | 416 社<br>(28.8%) |
| 内部監査部門と情報システム部門との共同実施              | 67 社<br>(12.2%)  | 208 社<br>(13.2%) | 246 社<br>(14.7%) | 284 社<br>(14.0%) | 87 社<br>(6.0%)   |
| 内部監査部門と外部委託先との共同実施                 | 44 社<br>(8.0%)   | 111 社<br>(7.0%)  | 92 社<br>(5.5%)   | 113 社<br>(5.6%)  | 64 社<br>(4.4%)   |
| (内部監査部門が) 外部に委託して実施                | 11 社<br>(2.0%)   | 29 社<br>(1.8%)   | 23 社<br>(1.4%)   | 78 社<br>(3.9%)   | 77 社<br>(5.3%)   |
| 情報システム部門が実施                        | 41 社<br>(7.4%)   | 99 社<br>(6.3%)   | 92 社<br>(5.5%)   | 71 社<br>(3.5%)   | 51 社<br>(3.5%)   |
| 情報システム部門と(内部監査部門が委託する) 外部委託先との共同実施 | 21 社<br>(3.8%)   | 25 社<br>(1.6%)   | 31 社<br>(1.8%)   | 25 社<br>(1.2%)   | 16 社<br>(1.1%)   |
| 実施していない                            | 96 社<br>(17.4%)  | 517 社<br>(32.7%) | 537 社<br>(32.0%) | 652 社<br>(32.2%) | 702 社<br>(48.6%) |
| その他                                | 49 社<br>(8.9%)   | 47 社<br>(3.0%)   | 47 社<br>(2.8%)   | 33 社<br>(1.6%)   | 30 社<br>(2.1%)   |
| 回答数                                | 551 社            | 1,580 社          | 1,678 社          | 2,025 社          | 1,443 社          |

情報システム監査においても内部監査部門が単独で実施する割合が高まってきた。内部監査部門へ情報システムに明るい人材の配置が進んできているものと推察できる。一方、情報システムの監査を行っていない会社の割合が低減してきている。内部監査部門の部門としての能力を制約条件とせずに、情報システム部門や外部委託先との共同実施により、監査の空白地帯を生まないように努めてもらいたい。

## (2) 内部監査部門が実施(単独・共同)する情報システム監査の監査項目(情報システム監査【56-2】)

これまでの調査では実施主体に関係なく情報システムに関する監査項目を尋ねていた。今回より、内部監査部門が関与する場合に限って監査項目を聞いている。

この結果、上位から順に「情報セキュリティ(ウイルス対策・個人情報保護等)管理」81.4%(回答 317 社中 258 社)、「情報システム部門の組織・体制」64.7%(同 205 社)、「サイバーセキュリティ」59.6%(同 189 社)、「情報システム戦略の全社の方針と整合性」53.9%(同 171 社)、「ネットワークの管理体制」48.9%(同 155 社)と続く。

一方、前回の調査では上位から順に「情報セキュリティ(ウイルス対策・個人情報保護等)管理」88.1%(回答 822 社中 724 社)、「情報システム部門の組織・体制」63.0%(同 518 社)と上位 2 つは同じであるが、3 番目には「ネットワークの管理体制」60.1%(同 494 社)がきて、「設備・機器の保安全管理」59.6%(同 490 社)、「システムの企画・設計・開発管理」58.5%(同 481 社)と続く。

情報セキュリティに関する適切なリスク評価の結果と内部監査部門の能力とを勘案し、できるところから監査するのか、あるいは情報システム部門や外部委託先と共同でやるべきところから監査するのかは非常に悩ましい問題であろう。監査資源の制約下で可能な限りリスクを抑える工夫がなされているものと思いたい。

### （3）内部監査部門が実施（単独・共同）する情報システム監査における専門スタッフ配置状況と 配置されない場合の代替措置（情報システム監査【56-3】、【56-4】）

まず情報システム監査についての専門知識を有するスタッフが配置されているか否かに関して時系列でまとめたものが下表である。

| 配置の有無   | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 配置している  | 109 社<br>(32.1%) | 350 社<br>(42.0%) | 397 社<br>(43.3%) | 364 社<br>(32.8%) | 159 社<br>(33.2%) |
| 配置していない | 231 社<br>(67.9%) | 483 社<br>(58.0%) | 519 社<br>(56.7%) | 745 社<br>(67.2%) | 320 社<br>(66.8%) |
| 回答数     | 340 社            | 833 社            | 916 社            | 1,109 社          | 479 社            |

今回の調査では、専門スタッフを「配置していない」が約 10 ポイントも上昇し、2/3 の会社で専門スタッフがいないことになる。実施する情報システム監査の内容によっても異なるが、例えば、監査用ソフトウェアを用いて情報システムの妥当性を検討するとか、あるいは情報処理システムの効率性を技術的に検討するような監査では、専門スタッフの配置ないし支援が望ましいといえよう。

情報システムの評価はコンピュータをベースにしたインテグリティ・コントロールの評価であるとするならば、各種情報処理の目的がインテグリティをはじめとする各要件を満たしながら達成されるように設計・運用されているかについて、アシュアランス業務やアドバイザリー業務を行うことになろう。情報システムのセキュリティ、運用の有効性・信頼性、目標達成の保証は、業務遂行の安全・安定性や会社の社会的責任の遂行にも大きな影響を及ぼす。したがって、会社の情報システム監査に対して、社会の一般的な期待水準で何が求められているのか、また経営者が何をどの程度求めているのか、経営者のニーズは社会の要請に適合するのだろうか、といった事柄に鑑みて情報システム監査のポイントを決定するのであろうから、それに見合う専門スタッフの要否も、これに沿って検討される必要があるだろう。

また、専門スタッフが配置されない場合の代替方法については下表の通りである。

| 代替方法                          | 2023 年          | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|-------------------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 監査の対象を実施可能な情報システム監査の領域に限定している | 90 社<br>(40.9%) | 200 社<br>(41.8%) | 219 社<br>(42.7%) | 356 社<br>(48.0%) | 220 社<br>(69.6%) |
| 情報システム部門の自主点検状況をみる            | 38 社<br>(17.3%) | 76 社<br>(15.9%)  | 78 社<br>(15.2%)  | 119 社<br>(16.1%) | 22 社<br>(7.0%)   |
| 情報システム部門に協力を求めている             | 67 社<br>(30.5%) | 145 社<br>(30.3%) | 163 社<br>(31.8%) | 210 社<br>(28.3%) | 55 社<br>(17.4%)  |
| 外部に委託・協力を求めている                | 25 社<br>(11.4%) | 57 社<br>(11.9%)  | 53 社<br>(10.3%)  | 56 社<br>(7.6%)   | 19 社<br>(6.0%)   |
| 回答数                           | 220 社           | 478 社            | 513 社            | 741 社            | 316 社            |

かつては、「監査の対象を実施可能な情報システム監査の領域に限定している」が大勢であったが、徐々に減少してきている。情報システム監査には、特有の専門技術が必要とみられているので、この種の対応

がとられがちになるものと思われる。しかしながら、リスクベースで監査を実施することが標準となっている状況で、内部監査担当者として技術的に困難な情報システムについての監査に対するトップのニーズが現実にあるときに、どのような方策をとるべきかは自ずと理解されよう。今後、情報システム部門や外部業務委託先の活用の割合が伸長することを期待したい。

## 7. 内部監査の対象箇所

### (1) 内部監査の対象箇所（内部監査の対象箇所【57】）

内部監査人は、その独立性の見地から、自らが監査目標（さらには監査要点）について確信を形成するにあたって疑問を抱いた箇所は、いかなるところであっても監査対象とすることができるよう、監査対象箇所（auditable units）や監査資料の入手に制約のないことが最もよい。

そこで内部監査の対象となっている事業拠点または機能等を確認すると、以下のようなになる（複数回答）。

| 内部監査の対象箇所                     | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             | 2007 年             |
|-------------------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 本社のうち、人事・総務・経理等のコーポレート・サービス機能 | 406 社<br>(76.0%) | 1,330 社<br>(83.7%) | 1,367 社<br>(81.1%) | —                  | —                  |
| 本社のうち、上記以外の機能                 | 358 社<br>(67.0%) | 1,220 社<br>(76.8%) | 1,274 社<br>(75.6%) | —                  | —                  |
| 本社                            | —                | —                  | —                  | 1,894 社<br>(92.8%) | 1,326 社<br>(90.1%) |
| 国内事業所                         | 460 社<br>(86.1%) | 1,353 社<br>(85.1%) | 1,429 社<br>(84.8%) | 1,769 社<br>(86.7%) | 1,319 社<br>(89.7%) |
| 海外事業所                         | 257 社<br>(48.1%) | 402 社<br>(25.3%)   | 410 社<br>(24.3%)   | 407 社<br>(20.0%)   | 335 社<br>(22.8%)   |
| 回答数                           | 534 社            | 1,589 社            | 1,685 社            | 2,040 社            | 1,471 社            |

今回の調査結果では、本社を対象とする 2 つのカテゴリーでその割合が減少している。かつては 90% 超であったのに対し、今回の調査では 70% 程度となってしまった。本社を監査対象から外す理由として考えられるのは、監査資源の制約を背景に、リスクの高い国内・海外事業所を優先させるためであったり、内部監査部門が本社機能を監査しづらい状況に置かれていたりすることなどが考えられるが、いずれにしても、ガバナンス・プロセス、リスク・マネジメントおよびコントロールに係る経営諸活動の評価を実施することからみて、当該諸活動の中心的役割を果たす本社が除外されることは理解しにくい。

また、一方、海外事業所を含めるようになってきたことは、一定の評価に値する。

## 8. 子会社・関連会社監査

### (1) 内部監査の対象としての子会社・関連会社の有無および選定基準(子会社・関連会社監査【58-1】～【58-3】)

会社は、将来を見据え、中長期の経営戦略の中で事業ポートフォリオを見直し、その活動の範囲を変遷させてきた。様々な会社が、国内外を問わず子会社や関連会社を設立したり、M&Aによって取得したり、あるいは会社分割等を頻繁に行い、企業集団を形成するようになった。その結果、社会から親会社としての子会社に対する管理責任が求められるようになり、特に、会社法での「業務の適正を確保するための体制」として「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に関しての取締役会の責任の明確化や金融商品取引法での内部統制報告書制度の導入が、これまでの企業集団管理の慣行やその監査のあり方について抜本的に見直すよう求められた。さらにこれは、2015年会社法改正での企業集団における業務の適正を確保するための体制規定の本法への「繰り上げ」によって、子会社等に対する取締役の管理責任の強化に結びついている。この結果、子会社・関係会社に対する管理部門が、子会社等について業務の適正を確保していないことを立証することが困難であると認められる程度に適切な管理を行っていることを、取締役会は確かめる責任を有することとなった。この責任の回避または軽視に対する社会の目は厳しい。取締役会は企業集団運営の方向についてグランドデザインを示すとともに、その管理責任を果たす義務がある。内部監査は取締役会の監督機能に関連しながらその職務を遂行することが求められる。

そこで、まずは、内部監査の対象となっている事業拠点または機能等を有する国内子会社・関連会社または海外子会社・関連会社が存在するか否かについて聞いている。なお、この設問は監査の対象箇所を確認する設問に含まれていたものを独立させたものである。

調査の結果、「国内子会社・関連会社のみある」と回答した会社は24.0%（回答550社中132社）、「海外子会社・関連会社のみある」と回答した会社は7.1%（同39社）、その両方と回答した会社は43.1%（同237社）である。どちらもないとする回答会社は25.8%（同142社）となっているが、これは重要性が乏しいということであろうか。回答会社の4社に1社が重要性の高い子会社・関連会社を有してないとは俄かには信じられない。

次に子会社・関連会社に対する内部監査を実施するにあたり、その実施対象先を国内と海外とに分け、どのような基準で選定しているかを複数回答で求めている。この結果を前回調査と比較したものが下表である（複数回答）。

| 選定基準                    | 国内の子会社・関連会社      |                  | 海外の子会社・関連会社      |                  |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|                         | 2023 年           | 2017 年           | 2023 年           | 2017 年           |
| 100%出資会社                | 243 社<br>(65.2%) | 816 社<br>(69.3%) | 173 社<br>(60.1%) | 458 社<br>(55.4%) |
| 50%超出資会社                | 157 社<br>(42.1%) | 547 社<br>(46.4%) | 128 社<br>(44.4%) | 274 社<br>(33.2%) |
| 100%・50%超出資会社以外の連結子会社   | 75 社<br>(20.1%)  | 256 社<br>(21.7%) | 53 社<br>(18.4%)  | 238 社<br>(28.8%) |
| 持分法適用会社                 | 50 社<br>(13.4%)  | 145 社<br>(12.3%) | 29 社<br>(10.1%)  | —                |
| 役員派遣の会社                 | 8 社<br>(2.1%)    | 56 社<br>(4.8%)   | 8 社<br>(2.8%)    | 47 社<br>(5.7%)   |
| 投融資会社                   | 2 社<br>(0.5%)    | 3 社<br>(0.3%)    | 2 社<br>(0.7%)    | 13 社<br>(1.6%)   |
| 当社製品・部品の製造会社            | 15 社<br>(4.0%)   | 41 社<br>(3.5%)   | 14 社<br>(4.9%)   | 46 社<br>(5.6%)   |
| 当社製品の販売会社               | 12 社<br>(3.2%)   | 36 社<br>(3.1%)   | 17 社<br>(5.9%)   | 31 社<br>(3.8%)   |
| 内部監査部門の設置されていない子会社・関連会社 | 58 社<br>(15.6%)  | 176 社<br>(14.9%) | 19 社<br>(6.9%)   | 93 社<br>(11.3%)  |
| リスク評価に基づき重要な子会社・関連会社    | 96 社<br>(25.7%)  | 267 社<br>(22.7%) | 73 社<br>(25.4%)  | 220 社<br>(26.6%) |
| すべての子会社・関連会社            | —                | —                | —                | 118 社<br>(14.3%) |
| その他                     | 16 社<br>(4.3%)   | 38 社<br>(3.2%)   | 19 社<br>(6.9%)   | 20 社<br>(2.4%)   |
| 回答数                     | 373 社            | 1,178 社          | 288 社            | 826 社            |

近年、バリューチェーンの重要性が指摘されてきたが、今回の調査からは製造会社・販売会社の割合は低いままである。今後の推移を見守りたい。

## （２）子会社・関連会社監査の重点項目（子会社・関連会社監査【58-4】）

子会社・関連会社監査で比較的多く取り上げられていると想定した項目を選択肢にし、これらについての監査の実施割合が高い上位５項目を、今回の調査と過去の調査の結果について比較してみると、次の通りであった（複数回答）。

| 重点項目          | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             | 2007 年           |
|---------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 法令の遵守状況       | 300 社<br>(75.8%) | 937 社<br>(77.3%) | 975 社<br>(76.5%) | 1,115 社<br>(73.9%) | 804 社<br>(78.4%) |
| 業務全般          | 270 社<br>(68.2%) | 748 社<br>(61.7%) | 799 社<br>(62.7%) | 902 社<br>(59.8%)   | 614 社<br>(59.8%) |
| リスク・マネジメント    | 243 社<br>(61.4%) | 607 社<br>(50.1%) | 660 社<br>(51.8%) | 708 社<br>(46.9%)   | 513 社<br>(50.0%) |
| 業務（事務）の指導・改善  | 231 社<br>(58.3%) | 755 社<br>(62.3%) | 810 社<br>(63.5%) | 783 社<br>(51.9%)   | 591 社<br>(57.6%) |
| 財務報告に係る内部統制 * | 225 社<br>(56.8%) | 751 社<br>(62.0%) | 802 社<br>(62.9%) | 946 社<br>(62.7%)   | 790 社<br>(77.0%) |
| 回答数           | 396 社            | 1,212 社          | 1,275 社          | 1,508 社            | 1,026 社          |

（＊：2007 年は内部統制）

子会社・関連会社監査の重点項目は、調査年によって順位の入替えがあるものの項目自体はほぼ変わらない。

### （3）子会社・関連会社監査実施の指示・依頼先（子会社・関連会社監査【58-5】）

子会社・関連会社に対する監査の実施がどのような根拠で行われているかについて比較したものが下表になる（複数回答）。

| 指示・依頼先              | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             | 2007 年           |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 当社社長（総裁・会長・理事長等）の指示 | 175 社<br>(44.3%) | 525 社<br>(43.2%) | 284 社<br>(22.9%) | 328 社<br>(22.6%)   | 297 社<br>(29.2%) |
| 子会社・関連会社社長の依頼       | 17 社<br>(4.3%)   | 65 社<br>(5.3%)   | 12 社<br>(1.0%)   | 17 社<br>(1.2%)     | 17 社<br>(1.7%)   |
| 当社内部監査担当役員の指示       | 40 社<br>(10.1%)  | 97 社<br>(8.0%)   | 25 社<br>(2.0%)   | 45 社<br>(3.1%)     | 32 社<br>(3.1%)   |
| 当社監査委員会又は監査等委員会の指示  | 20 社<br>(5.1%)   | 47 社<br>(3.9%)   | 15 社<br>(1.2%)   | 19 社<br>(1.3%)     | 21 社<br>(2.1%)   |
| 当社監査役（会）の依頼         | 35 社<br>(8.9%)   | 94 社<br>(7.7%)   |                  |                    |                  |
| 子会社・関連会社監査役への依頼     | 6 社<br>(1.5%)    | 22 社<br>(1.8%)   | 3 社<br>(0.2%)    | 3 社<br>(0.2%)      | 13 社<br>(1.3%)   |
| 当社関連会社統括部門の依頼       | 10 社<br>(2.5%)   | 39 社<br>(3.2%)   | 9 社<br>(0.7%)    | 15 社<br>(1.0%)     | 607 社<br>(59.6%) |
| 内部監査部門自体の計画         | 310 社<br>(78.5%) | 970 社<br>(79.8%) | 874 社<br>(70.4%) | 1,005 社<br>(69.4%) | 4 社<br>(0.4%)    |
| その他                 | 6 社<br>(1.5%)    | 32 社<br>(2.6%)   | 19 社<br>(1.5%)   | 17 社<br>(1.2%)     | 27 社<br>(2.7%)   |
| 回答数                 | 395 社            | 1,216 社          | 1,241 社          | 1,449 社            | 1,018 社          |

2007年の調査結果がイレギュラーであるとの認識のもと、2010年以降は、今回の調査結果においても「内部監査部門自体の計画による」が主流となっている。

#### （４）子会社・関連会社監査の報告書の提出先（子会社・関連会社監査【58-6】）

子会社・関連会社監査の報告書の提出先をまとめると下表のようになる（複数回答）。

| 報告書の提出先          | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             | 2007 年           |
|------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 当社社長（総裁・会長・理事長等） | 322 社<br>(81.9%) | 1,012 社<br>(83.5%) | 1,042 社<br>(81.9%) | 1,210 社<br>(80.6%) | 836 社<br>(82.2%) |
| 当社取締役会・理事会       | 82 社<br>(20.9%)  | 188 社<br>(15.5%)   | 221 社<br>(17.4%)   | 206 社<br>(13.7%)   | 123 社<br>(12.2%) |
| 当社常務会・経営会議       | 41 社<br>(10.4%)  | 148 社<br>(12.2%)   | 145 社<br>(11.4%)   | 153 社<br>(10.2%)   | 111 社<br>(10.9%) |
| 子会社・関連会社社長       | 216 社<br>(55.0%) | 743 社<br>(61.3%)   | 737 社<br>(57.9%)   | 644 社<br>(42.9%)   | 457 社<br>(44.9%) |
| 当社内部監査担当役員       | 86 社<br>(21.9%)  | 264 社<br>(21.8%)   | 309 社<br>(24.3%)   | 268 社<br>(17.9%)   | 213 社<br>(20.9%) |
| 当社監査委員会又は監査等委員会  | 69 社<br>(17.6%)  | 145 社<br>(12.0%)   | 567 社<br>(44.5%)   | 416 社<br>(27.7%)   | 292 社<br>(28.7%) |
| 当社監査役（会）         | 123 社<br>(31.3%) | 529 社<br>(43.6%)   |                    |                    |                  |
| 当社関連会社統括部門・部門長   | 104 社<br>(26.5%) | 396 社<br>(32.7%)   | 375 社<br>(29.3%)   | 248 社<br>(16.5%)   | 184 社<br>(18.1%) |
| その他              | 28 社<br>(7.12%)  | 67 社<br>(5.5%)     | 57 社<br>(4.5%)     | 23 社<br>(1.5%)     | 30 社<br>(2.9%)   |
| 回答数              | 393 社            | 1,212 社            | 1,273 社            | 1,501 社            | 1,017 社          |

「当社社長（総裁・会長・理事長等）」宛てとする回答が大部分であり、その割合は高水準で維持されている。「子会社・関連会社社長」への提出については、上昇傾向にある。子会社・関連会社を監査対象としたのであるから、そこから指摘された改善事項は子会社・関連会社の社長として認識し、着実に改善を図らなければならないのであるから、何が改善事項なのかを知る術を持つべきである。「当社関連会社統括部門・部門長」への提出はどちらかといえば低下の兆しがあったが、今回の調査結果では前回の調査結果に続いて増加している。

### (5) 子会社・関連会社との関わり(子会社・関連会社監査【58-7】)

前回の調査から導入された設問で、内部監査部門として、子会社・関連会社とどのように関わっているかを複数回答で尋ねたものである。

| 子会社・関連会社との関わり                                  | 2023 年           | 2017 年           |
|------------------------------------------------|------------------|------------------|
| 当社内部監査部門が子会社・関連会社の内部監査をすべて統括                   | 264 社<br>(67.2%) | 865 社<br>(61.7%) |
| 当社内部監査部門、子会社・関連会社の内部監査部門のいずれもが独自に内部監査を実施した上で連携 | 86 社<br>(21.9%)  | 292 社<br>(20.8%) |
| 当社内部監査部門から子会社・関連会社に役員を派遣                       | 19 社<br>(4.8%)   | 53 社<br>(3.8%)   |
| 上記のいずれでもない                                     | 55 社<br>(14.0%)  | 300 社<br>(21.4%) |
| 回答数                                            | 393 社            | 1,403 社          |

「上記のいずれでもない」と回答した会社は、内部監査部門が子会社・関連会社とどのような関係性を構築しているのであろうか。当該割合が低下していることは想定範囲内であったものの、具体的な関係性が見えてこない。この点、他の調査・研究の成果を待ちたいと思う。

### (6) 子会社・関連会社の有する内部監査部門との連携(子会社・関連会社監査【58-8】)

2014 年の調査から導入された設問で、子会社・関連会社が内部監査部門を有している場合、当該内部監査部門とどのような連携を図っているかを複数回答で尋ねたものである。

| 連携の有無                                   | 2023 年          | 2017 年           | 2014 年           |
|-----------------------------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 子会社・関連会社の内部監査部門と定期的なミーティングを開催している       | 91 社<br>(37.1%) | 272 社<br>(39.2%) | 261 社<br>(42.9%) |
| 子会社・関連会社の内部監査部門の要員として、当社の人員を出向させている     | 21 社<br>(8.6%)  | 25 社<br>(5.1%)   | 48 社<br>(7.9%)   |
| 子会社・関連会社の内部監査計画の策定に当社の内部監査部門が関与している。    | 33 社<br>(13.5%) | 93 社<br>(13.4%)  | 85 社<br>(14.0%)  |
| 子会社・関連会社の内部監査部門による内部監査結果を当社の内部監査に活用している | 61 社<br>(24.9%) | 181 社<br>(26.1%) | —                |
| 特に連携は図っていない                             | 63 社<br>(25.7%) | 246 社<br>(35.5%) | 248 社<br>(40.8%) |
| その他                                     | 44 社<br>(18.0%) | 41 社<br>(5.9%)   | 66 社<br>(10.9%)  |
| 回答数                                     | 245 社           | 693 社            | 608 社            |

回答結果では、何らかの連携を行っているとする会社が74.3%で、4社中3社に達する。大勢は何らかの連携策をとるということであろう。選択肢として挙げられた連携策の中では「子会社・関連会社の内部監査部門と定期的なミーティングを開催」が最も多く、開催に際しては、子会社・関連会社の内部監査人の主体性を尊重し、独立性と客観性の維持に注意を払う必要がある。

## 9. 業務委託先に対する内部監査

### (1) 外部の事業者（業務委託先、取引先等）に対する監査実施の有無と実施の場合の根拠（業務委託先に対する内部監査【59】、【60】）

外部の事業者、特に業務委託先に対する内部監査については、すでに企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」でも、「委託業務に関しては、委託者が責任を有しており、委託業務に係る内部統制についても評価の範囲に含まれる。委託業務が、企業の重要な業務プロセスの一部を構成している場合には、経営者は、当該業務を提供している外部の受託会社の業務に関し、その内部統制の有効性を評価しなければならない。」(II 2②イ)としている。委託業務について、その内部統制を内部監査の対象とすることは、公益財団法人金融情報システムセンター「金融機関等のシステム監査指針」においても、委託先に対するシステム監査の実施を求めている。

そこで、子会社・関連会社以外に業務を委託している際の当該委託先や取引先等の外部事業者に対する内部監査についての質問をし、得られた回答を下表の通りまとめた。

| 監査実施の有無                                                | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             |
|--------------------------------------------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 内部監査部門が実施                                              | 30 社<br>(5.7%)   | 193 社<br>(12.5%)   | 288 社<br>(17.4%)   | 293 社<br>(15.5%)   |
| 内部監査部門としては実施していないが、会社として、内部統制報告制度に基づく報告書等を業務委託先から受領    | 29 社<br>(5.5%)   | 161 社<br>(10.4%)   | —                  | —                  |
| 内部監査部門としては実施していないが、サプライチェーンにおける人権の尊重状況について、担当部署が確認     | 44 社<br>(8.4%)   | —                  | —                  | —                  |
| 内部監査部門としては実施していないが、情報システム関連のベンダーにおける業務の適正性について、担当部署が確認 | 63 社<br>(12.0%)  | —                  | —                  | —                  |
| 実施していない                                                | 360 社<br>(68.4%) | 1,196 社<br>(77.2%) | 1,369 社<br>(82.6%) | 1,602 社<br>(84.5%) |
| 回答数                                                    | 526 社            | 1,550 社            | 1,657 社            | 1,895 社            |

依然として「実施していない」が多い状況が続いているものの、前回調査から9ポイント減少し、何かしらの実施の兆しがみえてきたのではなかろうか。

次に、外部の事業者に対して内部監査を実施している場合、その内部監査はどのような根拠に基づいて行われているかを問う設問に対する回答結果をまとめたものが下表である。

| 内部監査の根拠                                 | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           |
|-----------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 業務委託契約等に盛り込む                            | 84 社<br>(38.0%)  | 136 社<br>(42.5%) | 143 社<br>(51.6%) | 147 社<br>(51.8%) |
| 「内部監査基準」や「システム監査基準」等に基づいて、<br>外部の事業者と協議 | 16 社<br>(7.2%)   | 46 社<br>(14.4%)  | 43 社<br>(15.5%)  | —                |
| 必要に応じ、外部の事業者と相談                         | 121 社<br>(54.8%) | 138 社<br>(43.1%) | 91 社<br>(32.9%)  | 137 社<br>(48.2%) |
| 回答数                                     | 221 社            | 320 社            | 277 社            | 284 社            |

設問【59】の回答結果から、外部事業者に対する何かしらの内部監査を実施している会社数は166社となる。また設問【60】では外部事業者に対して実施される内部監査の根拠を聞いており、その数221社である。ところが設問【60】は設問【59】の内数になるはずであるにもかかわらず、超過している。回答者の誤認（誤記入）なのか、集計ミスなのか、いずれにせよデータの整合性がとれない。

## 10. サステナビリティ監査

### （1）サステナビリティ問題に対する内部監査部門の関与の有無（サステナビリティ監査【61】）

前回の調査までは環境監査として取り上げていたが、昨今の動向に鑑み広くサステナビリティ概念に基づいた設問に修正している。

サステナビリティ情報は、統合報告の考え方の浸透に伴い、価値創造のストーリーの中に組み込まれる非財務情報の代表例である。サステナビリティに配慮を欠く経営はもはや成立せず、サステナビリティへの取組みは会社にとって喫緊の課題である。

「コーポレートガバナンス・コード」では、上場会社に対してサステナビリティへの取組みについての開示が求められている（補充原則13-1③）。また、2023年改正の開示府令において、有価証券報告書等の記載上の注意事項に新たに「サステナビリティに関する考え方及び取組」が加わっている。

そこで、サステナビリティ問題に対する内部監査部門の関与の有無を尋ね、回答を得たものをまとめたものが下表である。

| 内部監査部門の関与の有無                           | 2023 年           |
|----------------------------------------|------------------|
| 自社のサステナビリティに関する課題への取り組み状況について監査対象としている | 102 社<br>(18.7%) |
| サステナビリティに関する課題について現業部門に助言を行っている        | 50 社<br>(9.2%)   |
| 内部監査部門として関与していない                       | 393 社<br>(72.1%) |
| 回答数                                    | 545 社            |

前回の調査において、内部監査部門として環境監査を実施している割合は半数に達するところまできたが、範囲が広がるサステナビリティ問題となると、内部監査が関与している会社の割合は3割にも満たない。内部監査部門が積極的に関与しているとはいえない状況である。

参考までに、前回までの内部監査部門として環境監査を実施している割合の推移は以下の通りである。

| 環境監査の実施の有無 | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             |
|------------|------------------|------------------|--------------------|
| 実施している     | 789 社<br>(50.0%) | 763 社<br>(45.5%) | 879 社<br>(44.4%)   |
| 実施していない    | 790 社<br>(50.0%) | 913 社<br>(54.5%) | 1,102 社<br>(55.6%) |
| 回答数        | 1,579 社          | 1,676 社          | 1,981 社            |

## （２）サステナビリティ問題に対する内部監査部門の関与の具体的内容（サステナビリティ監査【62-1】～【62-4】）

設問【61】の回答をベースに、設問【62-1】～【62-4】の各項目が対象となっているか（カバー率）を集計すると以下ようになる。なお、設問【61】のデータとそれ以外のデータが必ずしも個別対応しているわけではないので、あくまでも目安の値と思っていただきたい。

| 関与の具体的内容                    |                          | 監査のカバー率            | 助言のカバー率         |
|-----------------------------|--------------------------|--------------------|-----------------|
| サステナビリティを巡る取組みについての方針策定プロセス |                          | 70 社<br>(68.6%)    | 45 社<br>(90.0%) |
| サステナビリティを巡る諸課題への対応          | 地球環境問題への配慮               | 66 社<br>(64.7%)    | 33 社<br>(66.0%) |
|                             | 人権の尊重                    | 70 社<br>(68.6%)    | 45 社<br>(90.0%) |
|                             | 従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇 | 105 社<br>(102.9%*) | 25 社<br>(50.0%) |
|                             | 取引先との公正・適切な取引            | 107 社<br>(104.9%*) | 19 社<br>(38.0%) |
|                             | 自然災害等への危機管理              | 87 社<br>(85.3%)    | 27 社<br>(54.0%) |
|                             | 社内の多様性の確保                | 55 社<br>(53.9%)    | 39 社<br>(78.0%) |
|                             | サステナビリティを巡るその他の課題        | 33 社<br>(32.4%)    | 26 社<br>(52.0%) |
| サステナビリティを巡る取組みに関する監督体制      |                          | 69 社<br>(67.6%)    | 29 社<br>(58.0%) |
| サステナビリティについての取組みの開示         |                          | 61 社<br>(59.8%)    | 41 社<br>(82.0%) |
| 回答数                         |                          | 102 社              | 50 社            |

（※回答数は設問【61】を引用し、比率の計算にあたってはこれを母数にしている。なお\*は異常値である。）

サステナビリティに関する諸課題に内部監査部門が取り組もうとしている状況はまだ低いといえるものの、実際に取り組んでいる会社は、総じて対応範囲は広いと推測される。  
サステナビリティ監査は先進組とそうでないグループに大きな乖離があるのかもしれない。

### (3) サステナビリティ問題に係る組織内の他機関・部門との連携（サステナビリティ監査【63-1】～【63-2】）

内部監査部門として、サステナビリティを巡る課題に関与する際、連携する組織内の他機関・部門の上位をみると、「サステナビリティに係る専担部門」が34.1%（回答126社中43社）がトップである。専担部門なのでこの機関が設置されている場合は当然といえるだろう。次いで、「監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会）」31.8%（同40社）、「サステナビリティ委員会」31.0%（同39社）、「経営企画部門」28.6%（同36社）、「リスク管理部門」22.2%（同28社）と続く。

サステナビリティ問題についての会社の認識が高い場合、これに係る会議体の設置や実働部隊を置き、それらと連携する姿が浮かび上がってくる。そうした専担機関・部門がない場合は、経営企画部門やリスク管理部門がこうしたサステナビリティ問題の窓口となっているようである。これは、サステナビリティを巡る課題が、全社的範囲にわたるからであろう。また、ガバナンス機関との連携は、コーポレートガバナンスの観点からも重要である。

サステナビリティ対応が経営課題となっている中、内部監査部門に対するこの問題への経営者の支援状況を見てみると、「非常に低い会社」は14.1%（回答390社中55社）、一方「非常に高い会社」は2.8%（同11社）で5倍の開きがある。ボリュームゾーンは「どちらともいえない」会社で60.8%（同237社）となる。

## 11. 内部通報

### (1) 内部通報窓口、規程の有無、通報内容の扱い（内部通報【64-1】～【64-3】）

公益通報者保護法では、従業員数（アルバイトや契約社員、派遣労働者等も含む）300人超の会社に、内部通報制度の導入を義務づけるとともに、従業員数300人以下の会社にも、内部通報制度の整備に努めることを求めている。

元来、不正、誤謬、非能率は内部統制を通じ発生が防止され、発生したときにはその事実が関係者に明らかにされるべきものとされる。さらにこれが適切に機能しているかについて内部監査を行うとされてきた。しかし、今日の不正の手口は高度化し、内部統制と内部監査を欺く術は巧妙となっており、不正発見を第一義としない内部監査ではなかなかその発見に至らない状況である。事実、消費者庁が実施した調査では、不正発見のきっかけの第一位は「内部通報」で「内部監査」を上回っており、これまでに多くの不祥事が従業員による内部通報によって発覚されている。

そこで、組織体の内部者に通報する内部通報制度（特に内部告発と区別していない）の基本的事項について調査が行われている。

まず内部通報窓口がどこになっているかをみると以下のようになっている（複数回答）。

| 窓口の部門                      | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           |
|----------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 内部監査部門                     | 133 社<br>(24.4%) | 368 社<br>(23.9%) | 355 社<br>(22.0%) |
| 法務部門                       | 140 社<br>(25.7%) | 372 社<br>(24.1%) | 363 社<br>(22.5%) |
| 総務部門                       | 119 社<br>(21.8%) | 425 社<br>(27.6%) | 479 社<br>(29.6%) |
| 人事・労務部門                    | 130 社<br>(23.9%) | 316 社<br>(20.5%) | 317 社<br>(19.6%) |
| コンプライアンス担当の社内委員会           | 103 社<br>(18.9%) | 267 社<br>(17.3%) | 327 社<br>(20.2%) |
| 社外の弁護士・法律事務所               | 272 社<br>(49.9%) | 758 社<br>(49.2%) | 720 社<br>(44.5%) |
| 当社監査役等（監査役（会）、監査委員又は監査等委員） | 111 社<br>(20.4%) | 271 社<br>(17.6%) | —                |
| 当社取締役                      | 11 社<br>(2.0%)   | 54 社<br>(3.5%)   | —                |
| 親会社の通報窓口                   | 78 社<br>(14.3%)  | 206 社<br>(13.4%) | —                |
| 内部通報支援センター等の社外専門事業者        | 96 社<br>(17.6%)  | 183 社<br>(11.9%) | —                |
| その他                        | 41 社<br>(7.5%)   | 67 社<br>(4.3%)   | 248 社<br>(15.3%) |
| 内部通報窓口を設置していない             | 3 社<br>(0.6%)    | —                | —                |
| 回答数                        | 545 社            | 1,542 社          | 1,616 社          |

2014 年および 2017 年の調査では、内部通報窓口が設置されているか否かの設問の後に設置場所を聞いている。設置の有無でみると、2014 年は「設置している」96.9%（回答 1,683 社中 1,631 社）、「設置していない」3.1%（同 52 社）であり、2017 年は「設置している」97.5%（回答 1,586 社中 1,547 社）、「設置していない」2.5%（同 39 社）である。

内部通報窓口はほぼ設置されているとみてよいであろう。窓口は、「社外の弁護士・法律事務所」と社内の「法務部門」「内部監査部門」といったところがポピュラーといえよう。

また、内部通報者の保護規程が制定されているか否かについては以下の通りである。

| 保護規程制定の有無 | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             |
|-----------|------------------|--------------------|--------------------|
| 制定されている   | 518 社<br>(97.6%) | 1,498 社<br>(97.0%) | 1,555 社<br>(95.9%) |
| 制定されていない  | 13 社<br>(2.4%)   | 47 社<br>(3.0%)     | 66 社<br>(4.1%)     |
| 回答数       | 531 社            | 1,545 社            | 1,621 社            |

公益通報者保護法制定の趣旨を理解し、内部統制や内部監査などの諸制度を補足する措置として通報者を保護すべきとの認識のもと、内部通報者の保護規程が整備されているものと認識できる。

次に、通報内容をどのように取り扱っているかについて、選択肢から複数回答可で選んだ結果をまとめると下表のようになる（複数回答）。

| 取扱方法                | 2023 年          | 2017 年           | 2014 年           |
|---------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 当社社長（総裁・会長・理事長等）に報告 | 75 社<br>(58.6%) | 226 社<br>(62.3%) | 224 社<br>(66.3%) |
| 当社監査役（会）に報告         | 52 社<br>(40.6%) | 126 社<br>(34.7%) | 109 社<br>(32.2%) |
| 当社取締役会に報告           | 18 社<br>(14.1%) | 38 社<br>(10.5%)  | 41 社<br>(12.1%)  |
| 当社担当役員に報告           | 47 社<br>(36.7%) | 142 社<br>(39.1%) | 139 社<br>(41.1%) |
| 社外の弁護士・法律事務所に報告     | 14 社<br>(10.9%) | 27 社<br>(7.4%)   | 25 社<br>(7.4%)   |
| 監督官庁に報告             | 4 社<br>(3.1%)   | 2 社<br>(0.6%)    | 2 社<br>(0.6%)    |
| 次回以降の内部監査に反映        | 16 社<br>(12.5%) | 35 社<br>(9.6%)   | 27 社<br>(8.0%)   |
| その他                 | 23 社<br>(18.0%) | 56 社<br>(15.4%)  | 30 社<br>(8.9%)   |
| 回答数                 | 128 社           | 363 社            | 338 社            |

## 12. 内部監査に関する情報の開示

### （１）内部監査に関する情報開示の方法と開示される情報の種類（内部監査に関する情報の開示【65-1】、【65-2】）

今回の調査より内部監査に関する情報開示について設問が加わった。2023 年 1 月に開示府令の改正が行われ、有価証券報告書等に新たに内部監査の実効性を確保するための取組の具体的記入が求められたことを受け、一般社団法人日本内部監査協会が「内部監査の状況の開示のあり方」を公表し、開示ガイダンスを提供している。内部監査の状況を開示する際は参考にされたい。

まず、開示方法（開示媒体）についてみると以下のようになる（複数回答）。

| 開示の方法（開示媒体）       | 2023 年           |
|-------------------|------------------|
| 有価証券報告書に記載        | 259 社<br>(47.6%) |
| コーポレートガバナンス報告書に記載 | 190 社<br>(34.9%) |
| 統合報告書に記載          | 94 社<br>(17.3%)  |
| アニュアルレポートに記載      | 34 社<br>(6.3%)   |
| 自社ホームページに記載       | 88 社<br>(16.2%)  |
| 開示していない           | 202 社<br>(37.1%) |
| その他               | 28 社<br>(5.2%)   |
| 回答数               | 544 社            |

選択肢に挙がっている媒体は、いずれも多くの方がすでに作成しているものである。このうち、有価証券報告書は法定書類であり、残りは任意作成である。

次に開示情報の内容をまとめると以下のようになる（複数回答）。

| 開示情報の種類                                       | 2023 年           |
|-----------------------------------------------|------------------|
| 内部監査部門の人数                                     | 189 社<br>(59.4%) |
| 内部監査部門の有資格者の人数                                | 18 社<br>(5.7%)   |
| 内部監査部門の組織上の位置づけ（組織図での記載を含む）                   | 258 社<br>(81.1%) |
| 内部監査部門と監査役等（監査役（会）、監査委員又は監査等委員）および会計監査人との連携状況 | 238 社<br>(74.8%) |
| リスク・ベースアプローチの適用状況                             | 29 社<br>(9.1%)   |
| 内部監査の対象・活動状況                                  | 154 社<br>(48.4%) |
| 品質評価の実施状況                                     | 17 社<br>(5.4%)   |
| 内部監査部門の報告先                                    | 115 社<br>(36.2%) |
| その他                                           | 4 社<br>(1.3%)    |
| 回答数                                           | 318 社            |

上記いずれの情報も開示ガイダンスにおいて開示が推奨されている情報であり、すでに開示されている上位の情報、「内部監査部門の人数」「内部監査部門の組織上の位置づけ（組織図での記載を含む）」「内部監査部門と監査役等（監査役（会）、監査委員又は監査等委員）および会計監査人との連携状況」は開示府令でこれまでも記載が望まれた情報である。

## 【2】株式会社における監督・監査機関との関係

### 1. 取締役会

#### （1）取締役会から内部監査部門への情報の直接伝達―【69】

取締役会から内部監査部門へ直接に情報の伝達が行われているかの調査結果は以下の通りであった。

| 情報の直接伝達 | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             |
|---------|------------------|--------------------|--------------------|
| 行われている  | 164 社<br>(35.3%) | 288 社<br>(20.6%)   | 366 社<br>(22.1%)   |
| 行われていない | 300 社<br>(64.7%) | 1,110 社<br>(79.4%) | 1,290 社<br>(77.9%) |
| 回答数     | 464 社            | 1,398 社            | 1,656 社            |

締役会と内部監査部門との機能的関係の程度について理解するにあたって、取締役会から内部監査部門に何らかの情報の伝達が直接にあるかどうかをみた。情報伝達が「行われている」とする回答が35.3%で、前回調査の1.7倍となった。法的根拠がなく、「内部監査基準」にそれに類する条項があるに過ぎないにもかかわらず、取締役会と内部監査部門とが機能的接触を有している会社が相当数存在する。取締役会での議論の内容が内部監査部門に直接伝達されることになれば、内部監査はより将来志向で臨むことができる。

#### （2）内部監査部門長の取締役会への陪席頻度―【70-1】

内部監査部門長の取締役会への陪席頻度を問う設問に対し、次のような結果が得られた。

なお、内部監査部門長が取締役であれば「陪席」ではなく当然「出席」となるが、表記上「陪席」としている。

| 陪席頻度                 | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年             |
|----------------------|------------------|------------------|--------------------|
| すべての取締役会に陪席する        | 55 社<br>(11.5%)  | 147 社<br>(10.6%) | 235 社<br>(14.4%)   |
| 取締役会からの要請がある場合のみ陪席する | 166 社<br>(34.7%) | 257 社<br>(18.5%) | 282 社<br>(17.2%)   |
| その他                  | 65 社<br>(13.6%)  | 82 社<br>(5.9%)   | 66 社<br>(4.0%)     |
| 取締役会には陪席しない          | 192 社<br>(40.2%) | 901 社<br>(65.0%) | 1,054 社<br>(64.4%) |
| 回答数                  | 478 社            | 1,387 社          | 1,637 社            |

今回の調査で、「陪席しない」割合が25ポイント低下した。設問【69】でみた取締役会からの直接伝達の増加とともに、内部監査部門長に情報を入手する機会が増えることは望ましいことと思われる。

### (3) 内部監査部門長の取締役会での意見陳述の有無―【70-2】

前回より導入された設問で、【70-1】で「陪席する」に回答した組織の内部監査部門長が求められて意見を述べる可能性があるか尋ねたものである。

| 意見陳述の有無          | 2023 年           | 2017 年           |
|------------------|------------------|------------------|
| 意見を述べる権限を付与されている | 19 社<br>(8.7%)   | 74 社<br>(19.0%)  |
| 求められた場合、意見を述べる   | 169 社<br>(77.5%) | 287 社<br>(73.8%) |
| 意見を述べることはない      | 30 社<br>(13.8%)  | 28 社<br>(7.2%)   |
| 回答数              | 218 社            | 389 社            |

陪席に意見陳述権が所与のものとして付与されているとはいえ、取締役会議長の許可のもとであり、自らの意思で発言の機会を求められることと思うが、このポイントが 10 ポイントほど低下している。この 10 ポイントを、「求められた場合、意見を述べる」と「意見を述べることはない」とで二分したようである。問題は、陪席し取締役会での議論の内容に対して内部監査部門長として思うところをどのようにして取締役（会）に伝え、組織に反映させていくかであろう。

### (4) 社外取締役の設置の有無―【71-1】

社外取締役は、会社法上の委員会設置会社および証券取引所の上場規則によって設置が義務づけられている上場会社に置かれる。調査結果は以下の通りである。

| 設置の有無   | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             |
|---------|------------------|--------------------|--------------------|
| 設置している  | 434 社<br>(90.8%) | 1,194 社<br>(85.8%) | 1,135 社<br>(68.5%) |
| 設置していない | 44 社<br>(9.2%)   | 198 社<br>(14.2%)   | 521 社<br>(31.5%)   |
| 回答数     | 478 社            | 1,392 社            | 1,656 社            |

### (5) 取締役会以外での社外取締役への情報伝達の有無と情報内容―【71-2】～【71-3】

設問【71-1】で「設置している」を選択している 434 社について、取締役会以外の場所で、内部監査部門から社外取締役に情報を伝達しているかを尋ねているが、回答数が 435 社であり、データに不備があるものの、傾向を掴むことはできよう。

| 情報伝達の有無    | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           |
|------------|------------------|------------------|------------------|
| 情報を伝達している  | 206 社<br>(47.4%) | 397 社<br>(33.3%) | 236 社<br>(20.9%) |
| 情報を伝達していない | 229 社<br>(52.5%) | 796 社<br>(66.7%) | 892 社<br>(79.1%) |
| 回答数        | 435 社            | 1,193 社          | 1,128 社          |

取締役会以外の場所で、内部監査部門から社外取締役へ情報が伝達される会社が増加しつつあるものの、いまだ過半数に達していない。内部監査部門が保有する情報は、取締役の相互監督機能を支援するのに非常に有用な情報と思われる。監査委員取締役または監査等委員取締役はその 2/3 以上が社外取締役であり、監査業務は内部統制システムを活用した組織監査が前提であり、ここに内部監査が組み込まれているので、取締役会以外でも内部監査部門と意見交換しているものと推測できるが、監査（等）委員ではない社外取締役はその職責を果たすためにも内部監査の情報を活用してもらいたいものである。

今回、情報伝達をしていると回答した割合の増加は、機関設計の影響で増加したのか気になるところである。

では、伝達された情報の内容はどのようなものであろうか。調査結果は下表の通りである（複数回答）。

| 伝達された情報内容          | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| 監査計画               | 155 社<br>(72.8%) | 214 社<br>(54.0%) | 124 社<br>(54.6%) |
| 監査状況               | 131 社<br>(61.5%) | 192 社<br>(48.5%) | 98 社<br>(43.2%)  |
| 監査実施中に発見した緊急を要する案件 | 85 社<br>(39.9%)  | 121 社<br>(30.6%) | 72 社<br>(31.7%)  |
| 監査結果               | 164 社<br>(77.0%) | 326 社<br>(82.3%) | 178 社<br>(78.4%) |
| 内部監査報告書            | 113 社<br>(53.1%) | —                | —                |
| 社外取締役から要求された情報     | 86 社<br>(40.4%)  | 129 社<br>(32.6%) | 64 社<br>(28.2%)  |
| その他                | 15 社<br>(7.0%)   | 11 社<br>(2.8%)   | 2 社<br>(0.9%)    |
| 回答数                | 213 社            | 396 社            | 227 社            |

## 2-1. 監査役（会）設置会社の監査役（会）

### （1）監査役（会）から内部監査部門への情報の伝達の有無、情報内容とその有用性―【73-1】～【73-3】

監査役（会）から内部監査部門に対する情報の伝達の有無についての調査結果を示すと次のようになる。

| 情報伝達の有無                    | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             | 2007 年             |
|----------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|
| 監査役からの働きかけにより行われている        | 28 社<br>(8.6%)   | 156 社<br>(13.3%) | —                | —                  | —                  |
| 内部監査部門からの働きかけにより行われている     | 29 社<br>(8.9%)   | 858 社<br>(73.3%) | —                | —                  | —                  |
| 監査役と内部監査部門双方の働きかけにより行われている | 241 社<br>(73.7%) | 61 社<br>(5.2%)   | —                | —                  | —                  |
| 行われている（全般的）                | —                | —                | 916 社<br>(57.8%) | 1,141 社<br>(59.4%) | 1,137 社<br>(82.2%) |
| 一部について行われている               | —                | —                | 470 社<br>(29.7%) | 562 社<br>(29.3%)   | —                  |
| 行われていない（全般的）               | 29 社<br>(8.87%)  | 96 社<br>(8.2%)   | 199 社<br>(12.6%) | 218 社<br>(11.3%)   | 247 社<br>(17.8%)   |
| 回答数                        | 327 社            | 1,171 社          | 1,585 社          | 1,921 社            | 1,384 社            |

今回の調査で、監査役（会）との連携のあり方に変化がみられたようである。これまでの連携は内部監査部門から働きかける情報伝達であったのに対し、双方の働きかけによる情報伝達になっている。監査役（会）の意識が変わったのであろうか。

次に、監査役（会）から内部監査部門へ伝達される内容をまとめると下表のようになる（複数回答）。

| 伝達された情報内容   | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             | 2007 年           |
|-------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 監査方針        | 170 社<br>(60.3%) | 627 社<br>(59.3%) | 839 社<br>(61.6%) | 1,170 社<br>(70.4%) | 828 社<br>(74.3%) |
| 監査個所        | 146 社<br>(51.8%) | 572 社<br>(54.1%) | 688 社<br>(50.5%) | 944 社<br>(56.8%)   | 652 社<br>(58.5%) |
| 監査日程        | 143 社<br>(50.7%) | 574 社<br>(54.3%) | 739 社<br>(54.3%) | 981 社<br>(59.0%)   | 675 社<br>(60.6%) |
| 監査範囲・項目     | 137 社<br>(48.6%) | 529 社<br>(50.0%) | 650 社<br>(47.7%) | —                  | —                |
| 監査結果        | 181 社<br>(64.2%) | 738 社<br>(69.8%) | 917 社<br>(67.3%) | 1,156 社<br>(69.5%) | 769 社<br>(69.0%) |
| 取締役会関連の情報   | 122 社<br>(43.3%) | 411 社<br>(38.8%) | 505 社<br>(37.1%) | —                  | —                |
| 会計監査人に関する情報 | 118 社<br>(41.8%) | 413 社<br>(39.0%) | —                | —                  | —                |
| その他         | 16 社<br>(5.7%)   | 36 社<br>(3.4%)   | 35 社<br>(2.6%)   | 37 社<br>(2.2%)     | 39 社<br>(3.5%)   |
| 回答数         | 282 社            | 1,058 社          | 1,362 社          | 1,663 社            | 1,114 社          |

会計監査人に関する情報が内部監査部門に伝達されていることはガバナンスの向上の視点から望ましく、わずかでも上昇している点は評価できよう。

また、監査役（会）から受け取った情報の有用性に関しては、以下の通りである。

| 情報の有用性    | 2023 年           | 2017 年           |
|-----------|------------------|------------------|
| とても有用である  | 94 社<br>(32.9%)  | 495 社<br>(46.7%) |
| おおむね有用である | 155 社<br>(54.2%) | 523 社<br>(49.3%) |
| どちらともいえない | 31 社<br>(10.8%)  | —                |
| あまり有用でない  | 5 社<br>(1.8%)    | 41 社<br>(3.9%)   |
| まったく有用でない | 1 社<br>(0.4%)    | 2 社<br>(0.2%)    |
| 合計        | 286 社            | 1,061 社          |

## （２）内部監査部門から監査役（会）へ伝達する情報内容と「監査結果」が提供される頻度—【74】、【75】

内部監査部門から監査役（会）へ提供する情報内容を複数回答で求め、その結果をまとめたものが下表である（複数回答）。

| 伝達された情報内容   | 2023 年           | 2017 年             | 2014 年             | 2010 年             | 2007 年             |
|-------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 監査計画        | 282 社<br>(86.5%) | 1,003 社<br>(85.0%) | 1,339 社<br>(84.9%) | 1,518 社<br>(89.8%) | 1,150 社<br>(83.9%) |
| 監査の実施状況（経過） | 253 社<br>(77.6%) | 860 社<br>(72.9%)   | 1,112 社<br>(70.5%) | 1,256 社<br>(74.3%) | 876 社<br>(63.9%)   |
| 監査結果        | 309 社<br>(94.8%) | 1,135 社<br>(96.2%) | 1,534 社<br>(97.3%) | 1,681 社<br>(99.5%) | 1,304 社<br>(95.2%) |
| その他         | 17 社<br>(5.2%)   | 12 社<br>(1.0%)     | 18 社<br>(1.1%)     | 0 社<br>(0.0%)      | 24 社<br>(1.8%)     |
| 伝達していない     | 8 社<br>(2.5%)    | 23 社<br>(1.9%)     | 31 社<br>(2.0%)     | 5 社<br>(0.3%)      | 49 社<br>(3.6%)     |
| 回答数         | 326 社            | 1,180 社            | 1,577 社            | 1,690 社            | 1,370 社            |

内部監査部門から監査役（会）に提供される情報のうち、ほぼすべての会社で監査結果が提供されている。また、監査計画もとても高い割合で伝達されていることがわかる。

では、9割超の会社で内部監査部門が監査役（会）に提供している「監査結果」について、提供される頻度はどれくらいなのかをまとめたものが下表である。

| 伝達頻度    | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             | 2007 年           |
|---------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 監査実施の都度 | 168 社<br>(53.0%) | 629 社<br>(56.5%) | 882 社<br>(57.8%) | 1,047 社<br>(63.6%) | 909 社<br>(70.5%) |
| 1 か月ごと  | 59 社<br>(18.6%)  | 233 社<br>(20.9%) | 275 社<br>(18.0%) | 280 社<br>(17.0%)   | 147 社<br>(11.4%) |
| 四半期ごと   | 50 社<br>(15.8%)  | 135 社<br>(12.1%) | 192 社<br>(12.6%) | 158 社<br>(9.6%)    | 115 社<br>(8.9%)  |
| 半年ごと    | 20 社<br>(6.3%)   | 65 社<br>(5.8%)   | 97 社<br>(6.4%)   | 91 社<br>(5.5%)     | 81 社<br>(6.3%)   |
| 1 年ごと   | 11 社<br>(3.5%)   | 25 社<br>(2.2%)   | 51 社<br>(3.3%)   | 45 社<br>(2.7%)     | 18 社<br>(1.4%)   |
| その他     | 9 社<br>(2.8%)    | 27 社<br>(2.4%)   | 28 社<br>(1.8%)   | 26 社<br>(1.6%)     | 19 社<br>(1.5%)   |
| 回答数     | 317 社            | 1,114 社          | 1,525 社          | 1,647 社            | 1,289 社          |

3.6 ポイントほど低下したものの「監査実施の都度」が報告されている割合が群を抜いて多い。

### （3）内部監査部門と監査役（会）の情報交換頻度－【76】

すでに設問【75】の調査結果で示されているように監査役と内部監査部門との情報交換は大多数の会社で行われていることが明らかになっている。では、監査結果に限らず行われる情報交換の頻度はどのようなものかをまとめると下表のようになる。

| 情報交換頻度     | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           |
|------------|------------------|------------------|------------------|
| 必要な際にはいつでも | —                | —                | 892 社<br>(57.4%) |
| 1 か月に複数回   | 105 社<br>(33.3%) | 404 社<br>(34.7%) | —                |
| 1 か月ごと     | 118 社<br>(37.5%) | 438 社<br>(37.6%) | 374 社<br>(24.1%) |
| 四半期ごと      | 57 社<br>(18.1%)  | 173 社<br>(14.8%) | 156 社<br>(10.0%) |
| 半年ごと       | 11 社<br>(3.5%)   | 49 社<br>(4.2%)   | 76 社<br>(4.9%)   |
| 1 年ごと      | 3 社<br>(1.0%)    | 19 社<br>(1.6%)   | 19 社<br>(1.2%)   |
| その他        | 21 社<br>(6.7%)   | 82 社<br>(7.0%)   | 36 社<br>(2.3%)   |
| 回答数        | 315 社            | 1,165 社          | 1,553 社          |

「監査結果の伝達」と「情報の交換」とは異なる概念であって、監査結果はその名の通り監査業務が帰結した結果であるが、後者の情報には様々なものが含まれている。情報交換の頻度が高いということは、

それだけ情報の共有が進み、親密さも増しスムーズな意思疎通を促進する。その結果、エマージェンシー対応が必要になった場合には、初動対応が適切に行われる期待が高まる。

#### （４）社外監査役の設置の有無と取締役会・監査役会以外での内部監査部門からの情報伝達の有無 — 【77-1】、【77-2】

監査役会設置会社の監査役はその半数以上を社外監査役としなければならないが、まずは社外監査役が設置されているかを聞いた結果、下表のようになった。

| 設置の有無   | 2023 年           | 2017 年             |
|---------|------------------|--------------------|
| 設置している  | 280 社<br>(85.9%) | 1,048 社<br>(89.2%) |
| 設置していない | 46 社<br>(14.1%)  | 127 社<br>(10.8%)   |
| 回答数     | 326 社            | 1,175 社            |

このうち「設置している」と回答した会社のうち、取締役会や監査役会以外で内部監査部門から社外監査役への情報の伝達の有無を確認したところ、次のような結果を導いた。

| 情報伝達の有無 | 2023 年           | 2017 年           |
|---------|------------------|------------------|
| 伝達している  | 129 社<br>(47.1%) | 409 社<br>(39.1%) |
| 伝達していない | 145 社<br>(52.9%) | 636 社<br>(60.9%) |
| 回答数     | 274 社            | 1,045 社          |

この結果、監査役会設置会社 326 社のうち、内部監査部門から取締役会や監査役会以外で情報を受け取っている社外取締役のいる会社 129 社の割合は 39.6% であることが判明した。前回の調査では、監査役会設置会社 1,175 社のうち、内部監査部門から取締役会や監査役会以外で情報を受け取っている社外取締役のいる会社 409 社の割合は 34.8% となり、0.8 ポイントの上昇でしかない。

#### （５）内部監査部門と監査役（会）との業務上の調整の有無と調整内容— 【78-1】、【78-2】

内部監査部門がどのような内容の監査を行っているのか、その実施内容が監査役の監査に関連するようであれば、監査役としても監査業務上の調整を希望するであろう。監査役の監査は最小限満たされなければならない要件と枠組みが法律の定めによっているから、どの監査役もそれを遵守しなくてはならないという意味で固定的であり、定形的である。しかし、監査役監査が主として適法性監査であるといっても、個々の監査役の個性や能力により実施内容が必ずしも同じではない。適法性監査の内容には解釈により大きな幅があるし、妥当性監査といわれるような監査も実施される。監査役監査をどのようなモデルとしてとらえるかによって調整のあり方も異なってくるであろう。したがって、その調整のあり方はどのような会社にも適用される普遍的なあり方とはならないかもしれない。ただ、どのような調整のあり方が会社の目的

を達成する上で有効であるのかを追及することになろう。

内部監査部門が監査役（会）と何らかの業務上の調整をするかどうかについての回答結果をまとめたものが下表である。

| 調整の有無           | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 調整をしている         | 85 社<br>(26.1%)  | 352 社<br>(30.0%) | 602 社<br>(38.1%) | 817 社<br>(43.3%) | 829 社<br>(60.6%) |
| 業務内容によって調整をしている | 143 社<br>(43.9%) | 459 社<br>(39.2%) | 448 社<br>(28.3%) | 557 社<br>(29.5%) | —                |
| 調整をしていない        | 98 社<br>(30.1%)  | 361 社<br>(30.8%) | 531 社<br>(33.6%) | 514 社<br>(27.2%) | 540 社<br>(39.4%) |
| 回答数             | 326 社            | 1,172 社          | 1,581 社          | 1,888 社          | 1,369 社          |

何らかの調整をしている割合は、2007 年：60.6%、2010 年：72.8%、2014 年：66.4%、2017 年：69.2%、2023 年：69.9% とわずかばかり上昇した。

このうち、調整している内容をみると以下の通りである（複数回答）。

| 調整項目     | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 監査方針     | 47 社<br>(20.6%)  | 235 社<br>(29.1%) | 252 社<br>(24.3%) | 358 社<br>(26.2%) | 294 社<br>(35.7%) |
| 監査個所（拠点） | 130 社<br>(57.0%) | 440 社<br>(54.5%) | 528 社<br>(51.0%) | 676 社<br>(49.5%) | 456 社<br>(55.3%) |
| 監査日程     | 159 社<br>(69.7%) | 618 社<br>(76.5%) | 775 社<br>(74.9%) | 956 社<br>(69.9%) | 610 社<br>(74.0%) |
| 監査範囲・項目  | 122 社<br>(53.5%) | 446 社<br>(55.2%) | 583 社<br>(56.3%) | 803 社<br>(58.7%) | 463 社<br>(56.2%) |
| その他      | 9 社<br>(4.0%)    | 11 社<br>(1.4%)   | 3 社<br>(0.3%)    | 14 社<br>(1.0%)   | 11 社<br>(1.3%)   |
| 回答数      | 228 社            | 808 社            | 1,035 社          | 1,367 社          | 824 社            |

今回の調査では、「監査方針」や「監査日程」がやや大きく下落することとなったものの「監査個所（拠点）」が増加している。

## （6）監査役（会）又は監査役（会）スタッフとの共同監査の実施の有無―【79】

監査役または監査役（会）スタッフと共同で監査を実施するかについてまとめると以下の通りになる。

| 実施の有無           | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             | 2007 年           |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 実施している          | 64 社<br>(19.9%)  | 237 社<br>(20.2%) | 300 社<br>(19.0%) | 365 社<br>(19.4%)   | 443 社<br>(32.7%) |
| テーマにより実施することがある | 68 社<br>(21.1%)  | 256 社<br>(21.8%) | 326 社<br>(20.7%) | 417 社<br>(22.2%)   | —                |
| 実施していない         | 190 社<br>(59.0%) | 680 社<br>(58.0%) | 950 社<br>(60.3%) | 1,099 社<br>(58.4%) | 913 社<br>(67.3%) |
| 回答数             | 322 社            | 1,173 社          | 1,576 社          | 1,881 社            | 1,356 社          |

2010 年以降、「実施している」と「テーマにより実施することがある」を合わせた割合からみると、何らかの共同監査が4割の会社で実施されているようである。先ほどの設問【78-1】で両者の調整状況を確認したが、7割の会社が調整をしていた。会社の監査資源の有効活用の面から、調整や共同監査は必要なことといえるかもしれない。

## （7）内部監査部門のスタッフが監査役（会）の指揮下で監査業務に従事することの有無―【80】

内部監査部門の担当者が「監査役（会）の指揮のもとで」監査に従事することがあるかどうかの調査結果が下表である。

| 従事の有無     | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年             |
|-----------|------------------|------------------|--------------------|
| 従事することがある | 69 社<br>(21.6%)  | 273 社<br>(23.4%) | 379 社<br>(24.9%)   |
| 従事することはない | 251 社<br>(78.4%) | 895 社<br>(76.6%) | 1,145 社<br>(75.1%) |
| 回答数       | 320 社            | 1,168 社          | 1,524 社            |

「従事することはない」とする回答会社が多数であるものの、2割の会社で監査役（会）の指揮下に入ることがあるという結果を示している。

監査役は独任制で、取締役および使用人との兼務がないことを前提に、取締役に不正、法令・定款違反、著しく不当な事実がないことを確かめ、法令・定款に違反し会社に著しい損害を及ぼすおそれがあるときには取締役の行為差し止め権を有するというように、外部監査的性格を強めている。しかし、監査役スタッフが十分でないときに内部監査部門に人材の提供を期待することが想定される。特に、「著しく不当な事実の有無」に関し、「不当な事実の存在状況とその程度」を確かめようとするときにおいて、その評価の基礎資料の収集を期待するのである。しかし、内部監査人が監査役（会）の指揮下に加わることで、本来の内部監査業務の遂行に支障をきたし、内部統制システムの改善が遅れ、企業価値の毀損を招くかもしれない。もちろんこれは極端な例かもしれないが、それでもなおこれが常態化しているならば、避けるべきことなのではないだろうか。

## 2-2. 指名委員会等設置会社の監査委員会

### (1) 監査委員会の内部監査部門への指示・命令権の有無—【81】

調査対象期間後の 2025 年 3 月 1 日時点のデータであるが、東京証券取引所に上場の指名委員会等設置会社は 95 社である。厳密ではないものの、これをベースに回答カバー率をみると 11.6% となる。

まず、監査委員会が内部監査部門に対する指示・命令権を有するか否かについて聞いたものであり、この結果をまとめると次のようになる。

| 指示・命令権の有無          | 2023 年         | 2017 年          | 2014 年          | 2010 年          |
|--------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 指示・命令権がある（全面的）     | 8 社<br>(72.7%) | 15 社<br>(53.6%) | 19 社<br>(52.8%) | 13 社<br>(40.6%) |
| 一部の業務について指示・命令権がある | 1 社<br>(9.1%)  | 5 社<br>(17.9%)  | 7 社<br>(19.4%)  | 7 社<br>(21.9%)  |
| 指示・命令権はない（全面的）     | 2 社<br>(18.2%) | 8 社<br>(28.6%)  | 10 社<br>(27.8%) | 12 社<br>(37.5%) |
| 回答数                | 11 社           | 28 社            | 36 社            | 32 社            |

この結果、何らかの指示・命令権を有するのは、81.8% の監査委員会であり、前回調査より 10 ポイントほど上昇している。監査委員会は委員の 2/3 以上を社外取締役が占めることになっており、その業務は執行役および取締役の職務の執行を監査し、監査報告書を作成することにある。このとき、監査委員会の監査は内部統制を利用した組織監査が前提となっており、内部監査の情報が活用されることになっている。このためには、監査委員会が必要とする情報を内部監査が伝達しなければならない。したがって、監査委員会に内部監査部門に対する指示・命令権を与えるべきと判断し、実際そのような運用がなされているものと考えられる。

また、「内部監査基準」では、「内部監査部門は、組織上、最高経営者に直属し、職務上取締役会から指示を受け」と規定されていることの影響もあると考えられる。

## （2）監査委員会の専任スタッフの有無―【82】

監査委員会が専任のスタッフを有しているかをまとめたものが下表となる。

| 専任スタッフの有無    | 2023 年         | 2017 年          | 2014 年          | 2010 年          | 2007 年          |
|--------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 専任スタッフがいる    | 5 社<br>(45.5%) | 17 社<br>(60.7%) | 21 社<br>(58.3%) | 20 社<br>(62.5%) | 34 社<br>(24.1%) |
| 内部監査部門の一部が兼務 | 5 社<br>(45.5%) | 7 社<br>(25.0%)  | 5 社<br>(13.9%)  | 7 社<br>(21.9%)  | 17 社<br>(12.1%) |
| 内部監査部門の全員が兼務 | 0 社<br>(0.0%)  | 1 社<br>(3.6%)   | 6 社<br>(16.7%)  | 2 社<br>(6.3%)   | 11 社<br>(7.8%)  |
| 他部門の一部が兼務    | 0 社<br>(0.0%)  | 1 社<br>(3.6%)   | 0 社<br>(0.0%)   | 0 社<br>(0.0%)   | 3 社<br>(2.1%)   |
| 専任スタッフはいない   | 1 社<br>(9.1%)  | 2 社<br>(7.1%)   | 4 社<br>(11.1%)  | 3 社<br>(9.4%)   | 76 社<br>(53.9%) |
| 回答数          | 11 社           | 28 社            | 36 社            | 32 社            | 141 社           |

監査委員である取締役は業務執行取締役・執行役等との兼務が禁止されているためライン系部下を持たない。また監査委員会は会議体であって、委員会の事務を誰かがやらなければならないことを考えると、当然必要ではある。監査等委員会が独自で監査業務を行うのであれば、そのスタッフも必要であろう。スタッフにどのような業務を負わせるかで調査結果の意味も異なる。

## （3）内部監査部門から監査委員会へ伝達する情報内容と「監査結果」が提供される頻度―【83-1】、【83-2】

内部監査部門から監査委員会へ提供する情報内容を複数回答で求め、その結果をまとめたものが下表である（複数回答）。

| 伝達された情報内容 | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年          |
|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 監査計画      | 11 社<br>(100.0%) | 28 社<br>(100.0%) | 34 社<br>(94.4%)  | 30 社<br>(93.8%)  | 70 社<br>(52.6%) |
| 監査状況      | 9 社<br>(81.8%)   | 20 社<br>(71.4%)  | 26 社<br>(72.2%)  | 24 社<br>(75.0%)  | 59 社<br>(44.4%) |
| 監査結果      | 11 社<br>(100.0%) | 28 社<br>(100.0%) | 36 社<br>(100.0%) | 32 社<br>(100.0%) | 83 社<br>(62.4%) |
| その他       | 0 社<br>(0.0%)    | 1 社<br>(3.6%)    | 0 社<br>(0.0%)    | 0 社<br>(0.0%)    | 0 社<br>(0.0%)   |
| 伝達していない   | 0 社<br>(0.0%)    | 0 社<br>(0.0%)    | 0 社<br>(0.0%)    | 1 社<br>(3.1%)    | 45 社<br>(33.8%) |
| 回答数       | 11 社             | 28 社             | 36 社             | 32 社             | 133 社           |

内部監査部門から監査委員会に提供される情報のうち、すべての会社で「監査計画」および「監査結果」が提供されている。また、「監査状況」もとても高い割合で伝達されていることがわかる。

監査委員会による監査業務が内部監査の「監査結果」を利用するのであれば、当該「監査結果」はどれくらいの頻度で提供されるのであろうか。その調査結果が下表のようになる。

| 伝達頻度    | 2023 年         | 2017 年          | 2014 年          | 2010 年          | 2007 年          |
|---------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 監査実施の都度 | 7 社<br>(63.6%) | 12 社<br>(42.9%) | 17 社<br>(47.2%) | 15 社<br>(48.4%) | 41 社<br>(50.6%) |
| 1 か月ごと  | 2 社<br>(18.2%) | 8 社<br>(28.6%)  | 9 社<br>(25.0%)  | 11 社<br>(35.5%) | 17 社<br>(21.0%) |
| 四半期ごと   | 2 社<br>(18.2%) | 5 社<br>(17.9%)  | 8 社<br>(22.2%)  | 4 社<br>(12.9%)  | 14 社<br>(17.3%) |
| 半年ごと    | 0 社<br>(0.0%)  | 0 社<br>(0.0%)   | 1 社<br>(2.8%)   | 1 社<br>(3.2%)   | 5 社<br>(6.2%)   |
| 1 年ごと   | 0 社<br>(0.0%)  | 0 社<br>(0.0%)   | 0 社<br>(0.0%)   | 0 社<br>(0.0%)   | 2 社<br>(2.5%)   |
| その他     | 0 社<br>(0.0%)  | 3 社<br>(10.7%)  | 1 社<br>(2.8%)   | 0 社<br>(0.0%)   | 2 社<br>(2.5%)   |
| 回答数     | 11 社           | 28 社            | 36 社            | 31 社            | 81 社            |

「監査実施の都度」の割合が伸びてはいるものの、母数が小さいので変動幅が大きく出る傾向にあり、実態に即しているかは不明である。

#### (4) 内部監査部門と監査委員会の情報交換頻度—【84】

内部監査部門からの「監査結果」の伝達のみならず行われる、内部監査部門と監査等委員会による情報交換の頻度がどのようなものをまとめると下表のようになる。

| 情報交換頻度   | 2023 年         | 2017 年          |
|----------|----------------|-----------------|
| 1 か月に複数回 | 2 社<br>(18.2%) | 9 社<br>(33.3%)  |
| 1 か月ごと   | 7 社<br>(63.6%) | 10 社<br>(37.0%) |
| 四半期ごと    | 1 社<br>(9.1%)  | 7 社<br>(25.9%)  |
| 半年ごと     | 1 社<br>(9.1%)  | 0 社<br>(0.0%)   |
| 1 年ごと    | 0 社<br>(0.0%)  | 0 社<br>(0.0%)   |
| その他      | 0 社<br>(0.0%)  | 1 社<br>(3.7%)   |
| 回答数      | 11 社           | 27 社            |

母集団が小さいので明確なことはわからないが、今回の調査からみると、月1回程度の情報交換が実施されているようである。

## （5）監査委員会から内部監査部門への指示内容―【85】

設問【81】でほぼすべての指名委員会設置会社の監査委員会は内部監査部門への指示・命令権を有することが判明しているが、その指示内容はいかなるものかを聞いている（複数回答）。

| 指示内容             | 2023 年         | 2017 年          | 2014 年          | 2010 年          | 2007 年          |
|------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| リスク評価            | 6 社<br>(54.6%) | 10 社<br>(38.5%) | 9 社<br>(29.0%)  | 10 社<br>(35.7%) | 26 社<br>(33.8%) |
| 監査方針             | 7 社<br>(63.6%) | 14 社<br>(53.8%) | 17 社<br>(54.8%) | 14 社<br>(50.0%) | 34 社<br>(44.2%) |
| 監査範囲             | 6 社<br>(54.6%) | 12 社<br>(46.2%) | 14 社<br>(45.2%) | 12 社<br>(42.9%) | 33 社<br>(42.9%) |
| 監査テーマ            | 6 社<br>(54.6%) | 18 社<br>(69.2%) | 21 社<br>(67.7%) | 21 社<br>(75.0%) | 39 社<br>(50.6%) |
| 取締役・執行役等の職務の執行内容 | 3 社<br>(27.3%) | 1 社<br>(3.8%)   | 2 社<br>(6.5%)   | —               | —               |
| その他              | 1 社<br>(9.1%)  | 4 社<br>(15.4%)  | 4 社<br>(12.9%)  | 1 社<br>(3.6%)   | 8 社<br>(10.4%)  |
| 回答数              | 11 社           | 26 社            | 31 社            | 28 社            | 77 社            |

「リスク評価」「監査方針」「監査範囲」「監査テーマ」のいずれもバランスよく指示を受けているようにみえる。また、「取締役・執行役等の職務の執行内容」を内部監査部門にみるよう指示を出すことには違和感を覚える。監査等委員会の職務の1つが、「取締役及び執行役の職務の執行を監査すること」であって、監査委員会の本来業務を内部監査部門に委譲するのは限られた条件下でしか許されるべきではなかろう。

いずれにせよ母集団の数が小さすぎて、確定的なことはわからない。

## （6）内部監査計画等の監査委員会からの承認の有無―【86】

内部監査部門が、監査計画等について監査委員会から承認を受けることがあるか否かを問う設問である。調査結果は以下の通りであった。

| 承認の有無       | 2023 年         | 2017 年          | 2014 年          |
|-------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 承認を受けることがある | 3 社<br>(27.3%) | 14 社<br>(50.0%) | 16 社<br>(44.4%) |
| 承認を受けることはない | 8 社<br>(72.7%) | 14 社<br>(50.0%) | 20 社<br>(55.6%) |
| 回答数         | 11 社           | 28 社            | 36 社            |

監査計画等の承認の件と指示・命令権の関係が解明されていない。「指示・命令しているので承認を受けるまでもない(受けることはない)」のか、「指示・命令をしかつ承認まで行う」のか、「指示・命令はしないが承認は行う」のか、の組み合わせが考えられ、受領したデータからは解読できていない。

## (7) 監査委員会による取締役会報告に関する情報提供の有無―【87】

監査委員会が取締役会に行う報告の内容に関する情報が、内部監査部門に提供されているかの調査結果は以下の通りである。

| 情報伝達の有無  | 2023 年           | 2017 年          | 2014 年          |
|----------|------------------|-----------------|-----------------|
| 提供されている  | 11 社<br>(100.0%) | 19 社<br>(67.9%) | 23 社<br>(65.7%) |
| 提供されていない | 0 社<br>(0.0%)    | 9 社<br>(32.1%)  | 9 社<br>(25.7%)  |
| 提供の事例がない | —                | 0 社<br>(0.0%)   | 3 社<br>(8.6%)   |
| 回答数      | 11 社             | 28 社            | 35 社            |

今回の調査では、すべての会社で情報提供があったとのことであるが、この実務が定着するのをお願いしたい。内部監査部門と監査委員会との情報交換が月1回程度実施されている(設問【84】)とするならば、その機会が情報交換の場になっているということであろうか。

## 2-3. 監査等委員会設置会社の監査等委員会

### (1) 監査等委員会の内部監査部門への指示・命令権の有無―【88】

まず、監査等委員会が内部監査部門に対する指示・命令権を有するか否かについて聞いたものであり、この結果をまとめると次のようになる。

| 指示・命令権の有無          | 2023 年          | 2017 年          |
|--------------------|-----------------|-----------------|
| 指示・命令権がある(全面的)     | 46 社<br>(34.3%) | 80 社<br>(41.2%) |
| 一部の業務について指示・命令権がある | 26 社<br>(19.4%) | 36 社<br>(18.6%) |
| 指示・命令権はない(全面的)     | 62 社<br>(46.3%) | 78 社<br>(40.2%) |
| 回答数                | 134 社           | 194 社           |

5割超の監査等委員会が、何かしらの指示・命令権を有する。監査委員会の指示・命令権の保有率が8割超であったことに比べると低い印象を受ける（ただし、監査委員会のデータは母集団が小さいので比較対象として適切ではないかもしれない）。前回調査との比較においては、6.1ポイント低下している。監査等委員会も監査委員会と同様に委員の2/3以上を社外取締役が占めることになっている。そのため、監査等委員会の監査においても組織監査が前提で、内部監査の情報が活用されることになっている。したがって、監査等委員会が必要とする情報を内部監査が伝達しなければならない。このため、監査等委員会は内部監査部門に対する指示・命令権を有すべきであると考え、実際そのように運用されているものと考えられ、今後増加していくものと予想する。

## （2）監査等委員会の専任スタッフの有無―【89】

監査等委員会が専任のスタッフを有しているかをまとめたものが下表となる。

| 専任スタッフの有無    | 2023 年          | 2017 年          |
|--------------|-----------------|-----------------|
| 専任スタッフがいる    | 41 社<br>(30.2%) | 67 社<br>(34.4%) |
| 内部監査部門の一部が兼務 | 23 社<br>(16.9%) | 31 社<br>(15.9%) |
| 内部監査部門の全員が兼務 | 8 社<br>(5.9%)   | 13 社<br>(6.7%)  |
| 他部門の一部が兼務    | 8 社<br>(5.9%)   | 15 社<br>(7.7%)  |
| 専任スタッフはいない   | 56 社<br>(41.2%) | 69 社<br>(35.4%) |
| 回答数          | 136 社           | 195 社           |

監査委員と同様に、監査等委員である取締役は、業務執行取締役・執行役等との兼務が禁止されているためライン系部下を持たない。また監査等委員会は会議体であって、委員会の事務を誰かがやらなければならないことを考えると、当然必要ではある。監査等委員会が独自で監査業務を行うのであれば、そのスタッフも必要であろう。スタッフにどのような業務を負わせるかで調査結果の意味も異なり、監査委員会のスタッフと同様の状況となろう。

## （3）内部監査部門から監査等委員会へ伝達する情報内容と「監査結果」が提供される頻度―【90-1】、【90-2】

内部監査部門から監査等委員会へ提供する情報内容を複数回答で尋ね、その結果をまとめると以下のようになる。

| 伝達された情報内容 | 2023 年           | 2017 年           |
|-----------|------------------|------------------|
| 監査計画      | 123 社<br>(90.4%) | 167 社<br>(84.8%) |
| 監査状況      | 106 社<br>(77.9%) | 140 社<br>(71.1%) |
| 監査結果      | 134 社<br>(98.5%) | 191 社<br>(97.0%) |
| その他       | 7 社<br>(5.15%)   | 3 社<br>(1.5%)    |
| 伝達していない   | 0 社<br>(0.0%)    | 3 社<br>(1.5%)    |
| 回答数       | 136 社            | 197 社            |

「監査計画」が 90.4%（回答 136 社中 123 社）となり前回よりも 5.6 ポイントも上昇し、「監査結果」も 98.5% にまで達した。また、「伝達していない」とする会社が 0 社となった。

監査等委員会による監査業務が内部監査の「監査結果」を利用するのであれば、その「監査結果」はどれくらいの頻度で提供されるのであろうか。その調査結果が下表のようになる。

| 伝達頻度    | 2023 年          | 2017 年           |
|---------|-----------------|------------------|
| 監査実施の都度 | 56 社<br>(42.1%) | 100 社<br>(52.6%) |
| 1 か月ごと  | 40 社<br>(30.1%) | 47 社<br>(24.7%)  |
| 四半期ごと   | 23 社<br>(17.3%) | 27 社<br>(14.2%)  |
| 半年ごと    | 8 社<br>(6.0%)   | 8 社<br>(4.2%)    |
| 1 年ごと   | 3 社<br>(2.3%)   | 4 社<br>(2.1%)    |
| その他     | 3 社<br>(2.3%)   | 4 社<br>(2.1%)    |
| 回答数     | 133 社           | 190 社            |

「監査実施の都度」が前回の 52.6%（回答 190 社中 100 社）から 42.1%（回答 133 社中 56 社）に大きく下落しているのが気になりといえよう。その分、「1 か月ごと」や「四半期ごと」が上昇しているのだが、監査結果を報告するのが「1 か月ごと」ということになり、監査そのものが 1 か月で完了するということになってしまわないだろうか。もしそうであるなら、1 か月で終了する監査しかやらないということになってしまい、監査の質が気になるところでもある。

#### (4) 内部監査部門と監査等委員会の情報交換頻度 — 【91】

上記の調査結果に限らず、内部監査部門と監査等委員会によって行われる情報交換の頻度がどの程度なのかをまとめると下表のようになる。

| 情報交換頻度   | 2023 年          | 2017 年          |
|----------|-----------------|-----------------|
| 1 か月に複数回 | 36 社<br>(26.9%) | 73 社<br>(37.2%) |
| 1 か月ごと   | 67 社<br>(50.0%) | 82 社<br>(41.8%) |
| 四半期ごと    | 21 社<br>(15.7%) | 30 社<br>(15.3%) |
| 半年ごと     | 3 社<br>(2.2%)   | 1 社<br>(0.5%)   |
| 1 年ごと    | 1 社<br>(0.8%)   | 2 社<br>(1.0%)   |
| その他      | 6 社<br>(4.5%)   | 8 社<br>(4.1%)   |
| 回答数      | 134 社           | 196 社           |

月に 1 回情報交換の機会を得ている会社が全体の 50%、それ以上を含めると 76.9% を占めている。

機関設計の異なる会社のガバナンス機関ごとに、情報交換の頻度が月 1 回と月複数回を合計した割合は、監査役 (会) 70.8% (前回 72.3%)、監査委員会 81.8% (同 70.3%)、監査等委員会 76.9% (同 79.0%) となる。

#### (5) 監査等委員会から内部監査部門への指示内容 — 【92】

設問【88】でほとんどの監査等委員会設置会社の監査等委員会は内部監査部門への指示・命令権を有することが判明しているが、その指示内容を複数回答で尋ねた。

| 指示内容             | 2023 年          | 2017 年          |
|------------------|-----------------|-----------------|
| リスク評価            | 33 社<br>(31.1%) | 50 社<br>(31.6%) |
| 監査方針             | 29 社<br>(27.4%) | 57 社<br>(36.1%) |
| 監査範囲             | 37 社<br>(34.9%) | 68 社<br>(43.0%) |
| 監査テーマ            | 56 社<br>(52.8%) | 87 社<br>(55.1%) |
| 取締役・執行役等の職務の執行内容 | 9 社<br>(8.5%)   | 15 社<br>(9.5%)  |
| その他              | 20 社<br>(18.8%) | 10 社<br>(6.3%)  |
| 回答数              | 106 社           | 158 社           |

前回との比較において、「監査方針」「監査範囲」の割合が減少するも俯瞰すると大きな変化はないといえよう。

また、監査委員会との比較においては、「リスク評価」「監査方針」「監査範囲」のいずれにおいても監査委員会より低い割合となっている。

この結果、監査等委員は指示・命令権を持っているのにあまりその権利を行使していないと感じられる。それは情報交換が行わる中で、内部監査部門がニーズを汲み取り適切に反映させているからなのか、それとも単に指示が出ないだけなのか、会社の規模の違いなど他の要素を絡めて検討しなければならない。

## （6）内部監査計画等の監査等委員会からの承認の有無―【93】

内部監査部門が、監査計画等について監査等委員会から承認を受けることがあるか否かを問う設問である。調査結果は以下の通りであった。

| 承認の有無       | 2023 年           | 2017 年           |
|-------------|------------------|------------------|
| 承認を受けることがある | 32 社<br>(23.7%)  | 41 社<br>(21.0%)  |
| 承認を受けることはない | 103 社<br>(76.3%) | 154 社<br>(79.0%) |
| 回答数         | 135 社            | 195 社            |

やはり、監査委員会の場合（設問【86】）と同様に、監査計画等の承認と指示・命令権の関係を読み取りにくい状況である。

監査委員会との比較においては、それほど大差ないようである。

## （7）監査等委員会による取締役会報告に関する情報提供の有無―【94】

監査等委員会が取締役会に行う報告の内容に関する情報が、内部監査部門に提供されているかの調査結果は以下の通りである。

| 情報伝達の有無  | 2023 年          | 2017 年          |
|----------|-----------------|-----------------|
| 提供されている  | 81 社<br>(60.5%) | 96 社<br>(50.0%) |
| 提供されていない | 53 社<br>(39.6%) | 72 社<br>(37.5%) |
| 提供の事例がない | —               | 24 社<br>(12.5%) |
| 回答数      | 134 社           | 192 社           |

監査等委員会が取締役会で報告する内容を内部監査部門に提供する方向で増加しているのは喜ばしい。監査委員会との比較においては水をあけられているようにみえる（ただし、監査委員会の回答数が少ないので、比較自体できないのかもしれない）。

### 3. 会計監査人（公認会計士等）

#### （1）内部監査部門と会計監査人との業務上の調整の有無と調整内容―【95-1】、【95-2】

三様監査の連携の名のもと、内部監査部門と会計監査人との業務上の調整が図られているか確認した。

| 調整の有無           | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年             |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 調整をしている         | 87 社<br>(18.3%)  | 321 社<br>(24.6%) | 534 社<br>(32.5%) | 629 社<br>(32.4%) | 309 社<br>(21.7%)   |
| 業務内容によって調整をしている | 157 社<br>(33.1%) | 622 社<br>(47.7%) | 360 社<br>(21.9%) | 436 社<br>(22.4%) | —                  |
| 調整をしていない        | 231 社<br>(48.6%) | 362 社<br>(27.7%) | 747 社<br>(45.5%) | 879 社<br>(45.2%) | 1,112 社<br>(78.3%) |
| 回答数             | 475 社            | 1,305 社          | 1,641 社          | 1,944 社          | 1,421 社            |

前回調査では「調整をしていない」割合が大きく下落し、むしろ何らかの調整が当然という状況の到来を予感したが、今回の調査では2014年以前の状況に戻ってしまった感がある。

コロナ禍を経験し内部監査のやり方や目的が変容することで、内部監査の範囲が会計監査人監査のそれとオーバーラップすることが少なくなったりしているのかもしれない。

そうした中でも何らかの調整をしているとすれば、それはどういったものであるかを複数回答で聞いている。

| 調整項目     | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 監査箇所（拠点） | 126 社<br>(51.6%) | 362 社<br>(53.6%) | 470 社<br>(53.2%) | 533 社<br>(50.7%) | 136 社<br>(45.0%) |
| 監査日程     | 164 社<br>(67.2%) | 520 社<br>(77.0%) | 665 社<br>(75.2%) | 831 社<br>(79.1%) | 231 社<br>(76.5%) |
| 監査範囲・項目  | 168 社<br>(68.9%) | 449 社<br>(66.5%) | 552 社<br>(62.4%) | 688 社<br>(65.5%) | 140 社<br>(46.4%) |
| その他      | 17 社<br>(7.0%)   | 22 社<br>(3.3%)   | 44 社<br>(5.0%)   | 28 社<br>(2.7%)   | —                |
| 回答数      | 244 社            | 675 社            | 884 社            | 1,051 社          | 302 社            |

「監査日程」の割合が10ポイント程度低下しているものの、大きな変動は認めにくい。

#### （2）会計監査人の内部監査人の作業の利用と利用する作業の内容―【96-1】、【96-2】

まず、会計監査人が自ら行動変容するため、内部監査人の作業を利用することがあるか否かを問う設問（新設）であり、次のような結果となった。

| 内部監査人の作業の利用 | 2023 年           |
|-------------|------------------|
| ある          | 117 社<br>(24.6%) |
| ない          | 236 社<br>(49.7%) |
| わからない       | 122 社<br>(25.7%) |
| 回答数         | 475 社            |

会計監査人は、監査証拠の入手にあたって、監査人自らが実施する監査手続の種類もしくは時期を変更するか、または範囲を縮小するために、内部監査人の作業を利用することができることになっているが、その実態を確認しようとしたものである。

調査の結果、回答会社の 1/4 の会社で会計監査人が内部監査人の作業を利用したことが判明した。

また、利用された作業の内容は、利用割合が高い順に、「内部統制の運用評価手続」87.8%（回答 115 社中 101 社）、「財務報告に関連する情報システムにおける取引のワークスルー」40.0%（同 46 社）、「棚卸資産の実地棚卸の立会」31.3%（同 36 社）と続く。

### （3）内部監査部門から会計監査人への監査結果の伝達の有無—【97】

内部監査部門が実施した監査結果についての情報を会計監査人に伝達しているか否かについてまとめたものが下表である。

| 調整項目         | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年           | 2007 年           |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 常に伝達している     | 90 社<br>(19.3%)  | 239 社<br>(18.5%) | 291 社<br>(18.0%) | 277 社<br>(14.5%) | 117 社<br>(8.6%)  |
| 要請があれば伝達している | 164 社<br>(35.2%) | 474 社<br>(36.8%) | 650 社<br>(40.1%) | 866 社<br>(45.4%) | 668 社<br>(49.0%) |
| 内容によって伝達している | 125 社<br>(26.8%) | 351 社<br>(27.2%) | 379 社<br>(23.4%) | 434 社<br>(22.7%) | 177 社<br>(13.0%) |
| 伝達していない      | 87 社<br>(18.7%)  | 225 社<br>(17.5%) | 301 社<br>(18.6%) | 332 社<br>(17.4%) | 402 社<br>(29.5%) |
| 回答数          | 466 社            | 1,289 社          | 1,621 社          | 1,909 社          | 1,364 社          |

2010 年調査以降、ほとんど変動がないようであるものの、「要請があれば伝達している」は低下傾向にある。これは、「伝達していない」の割合がほぼ変わらないことから、「常に伝達している」方向に移行しつつあるとみることはできないであろうか。

#### （４）会計監査人が内部監査部門に閲覧を要請している資料—【98】

内部監査部門に対し会計監査人が閲覧を希望する資料をまとめると下表のようになる（複数回答）。

| 閲覧要請資料               | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年           | 2010 年             | 2007 年           |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 監査報告書                | 225 社<br>(57.4%) | 652 社<br>(56.3%) | 883 社<br>(62.8%) | 1,304 社<br>(86.4%) | 623 社<br>(96.1%) |
| 監査調書                 | 65 社<br>(16.6%)  | 240 社<br>(20.7%) | 316 社<br>(22.5%) | 563 社<br>(37.3%)   | 147 社<br>(22.7%) |
| 監査計画書                | 125 社<br>(31.9%) | 372 社<br>(32.1%) | 521 社<br>(37.1%) | —                  | —                |
| 財務報告に係る内部統制の評価に関する資料 | 266 社<br>(67.9%) | 830 社<br>(71.7%) | 953 社<br>(67.8%) | —                  | —                |
| その他・要請の都度異なる         | 27 社<br>(6.9%)   | 31 社<br>(2.7%)   | 25 社<br>(1.8%)   | 127 社<br>(8.4%)    | 67 社<br>10.3%)   |
| 回答数                  | 392 社            | 1,158 社          | 1,405 社          | 1,509 社            | 648 社            |

2014 年調査から回答選択肢に「監査計画書」と「財務報告に係る内部統制の評価に関する資料」が加わったものの、複数回答の設問なので、比率の計算への影響は少ないものと考ええる。そう考えられるのなら、閲覧請求資料の中身は変わっていない。すなわち、会計監査人監査の手法に大きな変動がない限り、これらが変わることは考えにくいかもしれない。

#### （５）会計監査人から内部監査部門への情報の伝達の有無、情報内容とその有用性—【99-1】～【99-3】

会計監査人から内部監査部門に対して情報の伝達の有無についての調査結果を示すと次のようになる。

| 情報伝達の有無                      | 2023 年           | 2017 年           | 2014 年             |
|------------------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 会計監査人からの働きかけにより行われている        | 115 社<br>(24.2%) | 277 社<br>(21.5%) | —                  |
| 内部監査部門からの働きかけにより行われている       | 28 社<br>(5.9%)   | 84 社<br>(6.5%)   | —                  |
| 会計監査人と内部監査部門双方の働きかけにより行われている | 219 社<br>(46.1%) | 618 社<br>(47.9%) | —                  |
| 行われている（全般的）                  | —                | —                | 1,204 社<br>(74.0%) |
| 行われていない（全般的）                 | 113 社<br>(23.8%) | 312 社<br>(24.2%) | 424 社<br>(26.0%)   |
| 回答数                          | 475 社            | 1,291 社          | 1,628 社            |

過去 3 回の調査から、わずかではあるものの情報伝達が行われない状況が改善されているといたいところである。直近の調査では、情報伝達が行われていない状況は前回より約 0.4 ポイントしか改善されていないものの、前々回との比較においては約 2.2 ポイントの改善がみられる。

次に、会計監査人から内部監査部門へ伝達される内容をまとめると下表のようになる（複数回答）。

| 伝達された情報内容                      | 2023 年            | 2017 年           | 2014 年             |
|--------------------------------|-------------------|------------------|--------------------|
| 不正リスクに関する情報                    | 155 社<br>(44.3%)  | 417 社<br>(42.6%) | 393 社<br>(32.8%)   |
| 財務報告に係る内部統制に関する情報              | 291 社<br>(83.1%)  | 871 社<br>(89.1%) | 1,036 社<br>(86.3%) |
| (会計監査人による) 監査手続きの種類            | 144 社<br>(41.1 社) | 306 社<br>(31.3%) | 419 社<br>(34.9%)   |
| (会計監査人による) 監査の実施時期             | 199 社<br>(56.9%)  | 457 社<br>(46.7%) | 663 社<br>(55.3%)   |
| (会計監査人による) 監査の範囲               | 172 社<br>(49.1%)  | 389 社<br>(39.8%) | 531 社<br>(44.3%)   |
| 財務諸表全体に対する重要性の基準値および手続き実施上の重要性 | 166 社<br>(47.4%)  | 347 社<br>(35.5%) | 393 社<br>(32.8%)   |
| その他                            | 16 社<br>(4.6%)    | 27 社<br>(2.8%)   | 41 社<br>(3.4%)     |
| 回答数                            | 350 社             | 978 社            | 1,200 社            |

複数回答ではあるものの「財務報告に係る内部統制に関する情報」がひとときわ高い割合である。次いで「監査の実施時期」が5割を超え、「監査の範囲」がほぼ5割、「財務諸表全体に対する重要性の基準値および手続き実施上の重要性」が5割に迫ろうとしている。実施時期や範囲は往査先の負担を考えると調整しておきたい情報であろう。

また、会計監査人から受け取った情報の有用性に関しては、以下の通りである。

| 情報の有用性    | 2023 年           | 2017 年           |
|-----------|------------------|------------------|
| とても有用である  | 98 社<br>(27.9%)  | 373 社<br>(38.2%) |
| おおむね有用である | 209 社<br>(59.5%) | 565 社<br>(57.8%) |
| どちらともいえない | 36 社<br>(10.3%)  | —                |
| あまり有用でない  | 7 社<br>(2.0%)    | 38 社<br>(3.9%)   |
| まったく有用でない | 1 社<br>(0.3%)    | 1 社<br>(0.1%)    |
| 回答数       | 351 社            | 977 社            |

## （6）内部監査部門と会計監査人とのコミュニケーション方法—【100】

内部監査部門は、会計監査人とどのようにコミュニケーションをとっているかを尋ねたもので、その結果は次の通りである（複数回答）。

| コミュニケーション方法                            | 2023 年           | 2017 年           |
|----------------------------------------|------------------|------------------|
| 公式な会合を定期的に行い、口頭や文書で直接コミュニケーションをとっている   | 182 社<br>(39.2%) | 413 社<br>(32.1%) |
| 公式な会合を必要に応じて行い、口頭や文書で直接コミュニケーションをとっている | 143 社<br>(30.8%) | 394 社<br>(30.6%) |
| 非公式な会合を必要に応じて行い、直接コミュニケーションをとっている      | 123 社<br>(26.5%) | 472 社<br>(36.6%) |
| 直接コミュニケーションをとることはなく監査役や経理部門等を介して行っている  | 62 社<br>(13.4%)  | 176 社<br>(13.7%) |
| コミュニケーションをとっていない                       | 38 社<br>(8.2%)   | 87 社<br>(6.8%)   |
| 回答数                                    | 464 社            | 1,288 社          |

どのような方法であれ、コミュニケーションをとることをまずはすべきであろう。設問【99-3】で会計監査人から伝達される情報の有用性が低いと回答した会社にあつては、どのような情報を伝達してもらいたいかを伝える必要があろう。

## 【3】株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

### 1. 理事会

#### （1）理事会から内部監査部門への情報の直接伝達―【101】

理事会から内部監査部門へ直接に情報の伝達が行われているかの調査結果は以下の通りであった。

| 情報の直接伝達 | 2023 年           | 2017 年            |
|---------|------------------|-------------------|
| 行われている  | 21 法人<br>(38.2%) | 64 法人<br>(35.4%)  |
| 行われていない | 34 法人<br>(61.8%) | 117 法人<br>(64.6%) |
| 回答数     | 55 法人            | 181 法人            |

株式会社と同じ状況のようである。組織体の存在意義、存続可能性を考える意味で、内部監査が将来志向を持つべく、理事会で検討された事項は適時適切直接に伝達されることが望ましいのではないかと。

#### （2）内部監査部門長の理事会への陪席・出席の頻度―【102-1】

内部監査部門長の理事会への陪席・出席の頻度を問う設問に対し、次のような結果が得られた。

| 陪席・出席の頻度               | 2023 年           | 2017 年           |
|------------------------|------------------|------------------|
| すべての理事会に陪席・出席する        | 30 法人<br>(46.2%) | 76 法人<br>(42.2%) |
| 理事会からの要請がある場合のみ陪席・出席する | 12 法人<br>(18.5%) | 26 法人<br>(14.4%) |
| その他                    | 6 法人<br>(9.2%)   | 10 法人<br>(5.6%)  |
| 理事会には陪席・出席しない          | 17 法人<br>(26.2%) | 68 法人<br>(37.8%) |
| 回答数                    | 65 法人            | 180 法人           |

2 回分のデータではあるものの、何らかの形で理事会に陪席・出席する機会が増えているようである。株式会社における取締役会への陪席状況（設問【70-1】）と比較しても高いようである。

#### （3）内部監査部門長の理事会での意見陳述の有無―【102-2】

設問【102-1】で「陪席・出席する」に回答した法人の内部監査部門長が、求められて意見を述べることがあるか尋ねたものである。

| 意見陳述の有無          | 2023 年           | 2017 年           |
|------------------|------------------|------------------|
| 意見を述べる権限を付与されている | 9 法人<br>(25.0%)  | 25 法人<br>(23.6%) |
| 求められた場合、意見を述べる   | 22 法人<br>(61.1%) | 66 法人<br>(62.3%) |
| 意見を述べることはない      | 5 法人<br>(13.9%)  | 15 法人<br>(14.2%) |
| 回答数              | 36 法人            | 106 法人           |

前回調査と比較して、変化はみられないといってよいだろう。株式会社の取締役会での状況（設問【70-2】）と比較すると、「意見を述べることはない」の割合は変わらないものの、株式会社よりも陳述権が付与されている割合が高い（株式会社の場合は 8.7%）。

#### （４）非常勤理事の設置の有無―【103-1】

非常勤の理事を設置しているかどうかを尋ねたもので、調査結果は以下の通りである。

| 設置の有無   | 2023 年           | 2017 年            |
|---------|------------------|-------------------|
| 設置している  | 54 法人<br>(83.1%) | 143 法人<br>(79.4%) |
| 設置していない | 11 法人<br>(16.9%) | 37 法人<br>(20.6%)  |
| 回答数     | 65 法人            | 180 法人            |

法人の設立根拠法によって必置か任意か決まってくるのであって、任意の法人が非常勤理事を置く場合はガバナンス意識の向上に繋がるのかもしれないが、このデータだけでは判断できない。

#### （５）理事会以外での非常勤理事への情報伝達の有無と情報内容―【103-2】～【103-3】

設問【103-1】で「設置している」を選択している 54 法人について、理事会以外の場所で、内部監査部門から非常勤理事に情報を伝達しているかを尋ね、その結果を以下のようにまとめた。

| 情報伝達の有無    | 2023 年           | 2017 年            |
|------------|------------------|-------------------|
| 情報を伝達している  | 11 法人<br>(20.4%) | 21 法人<br>(14.9%)  |
| 情報を伝達していない | 43 法人<br>(79.6%) | 120 法人<br>(85.1%) |
| 回答数        | 54 法人            | 141 法人            |

情報伝達に改善傾向がみられるといえそうではあるものの、データの蓄積を待ちたい。株式会社との比較（設問【71-2】）においては、まだ物足りない（株式会社の場合、「伝達している」が 47.4%）。

上記で「情報を伝達している」と回答した 11 法人に対し、どのような情報を伝達しているか尋ねたと

ころ、下表のような結果となった（複数回答）。

| 伝達された情報内容          | 2023 年           | 2017 年           |
|--------------------|------------------|------------------|
| 監査計画               | 16 法人<br>(57.1%) | 10 法人<br>(47.6%) |
| 監査状況               | 12 法人<br>(42.9%) | 9 法人<br>(42.9%)  |
| 監査実施中に発見した緊急を要する案件 | 4 法人<br>(14.3%)  | 11 法人<br>(52.4%) |
| 監査結果               | 21 法人<br>(75.0%) | 18 法人<br>(85.7%) |
| 非常勤理事から要求された情報     | 6 法人<br>(21.4%)  | 6 法人<br>(28.6%)  |
| その他                | 3 法人<br>(10.7%)  | 0 法人<br>(0.0%)   |
| 回答数                | 28 法人            | 21 法人            |

今回の調査結果の合計 28 法人は、上記設問【103-2】の「情報を伝達している」の 11 法人の内数になっていない。むしろ設問【103-1】の非常勤理事を「設置している」54 法人の内数とみる方が適切であると思われる。

その上で、「監査計画」の提供が伸び、「監査結果」の提供が下がった。「監査計画」が伸びるのはポジティブな評価になろうが、「監査結果」の報告が下がったのは好ましい状況とはいえない。

## 2. 監事

### （1）監事から内部監査部門への情報の伝達の有無、情報内容―【104-1】、【104-2】

監事から内部監査部門に対する情報の伝達の有無についての調査結果を示すと次のようになる。

| 情報伝達の有無                   | 2023 年           | 2017 年            |
|---------------------------|------------------|-------------------|
| 監事からの働きかけにより行われている        | 7 法人<br>(10.8%)  | 13 法人<br>(7.2%)   |
| 内部監査部門からの働きかけにより行われている    | 7 法人<br>(10.8%)  | 21 法人<br>(11.6%)  |
| 監事と内部監査部門双方の働きかけにより行われている | 44 法人<br>(67.7%) | 124 法人<br>(68.5%) |
| 行われていない                   | 7 法人<br>(10.8%)  | 23 法人<br>(12.7%)  |
| 回答数                       | 65 法人            | 181 法人            |

また、監事から内部監査部門に伝達される情報内容は下表の通りである。

| 伝達された情報内容   | 2023 年           | 2017 年            |
|-------------|------------------|-------------------|
| 監査方針        | 37 法人<br>(78.7%) | 107 法人<br>(69.9%) |
| 監査箇所        | 34 法人<br>(72.3%) | 88 法人<br>(57.5%)  |
| 監査日程        | 34 法人<br>(72.3%) | 95 法人<br>(62.1%)  |
| 監査範囲・項目     | 34 法人<br>(72.3%) | 99 法人<br>(64.7%)  |
| 監査結果        | 38 法人<br>(80.9%) | 115 法人<br>(75.2%) |
| 理事会関連の情報    | 16 法人<br>(34.0%) | 47 法人<br>(30.7%)  |
| 会計監査人に関する情報 | 13 法人<br>(27.7%) | 46 法人<br>(30.1%)  |
| その他         | 3 法人<br>(6.4%)   | 9 法人<br>(5.9%)    |
| 回答数         | 47 法人            | 153 法人            |

## （２）内部監査部門から監事へ伝達する情報内容と「監査結果」が提供される頻度―【105-1】、【105-2】

内部監査部門から監事へ提供する情報内容を複数回答で求め、その結果をまとめたものが下表である（複数回答）。

| 伝達された情報内容 | 2023 年           | 2017 年            |
|-----------|------------------|-------------------|
| 監査計画      | 52 法人<br>(86.7%) | 145 法人<br>(80.1%) |
| 監査状況      | 48 法人<br>(80.0%) | 126 法人<br>(69.6%) |
| 監査結果      | 53 法人<br>(88.3%) | 168 法人<br>(92.8%) |
| その他       | 2 法人<br>(3.3%)   | 7 法人<br>(3.9%)    |
| 伝達していない   | 4 法人<br>(6.7%)   | 7 法人<br>(3.9%)    |
| 回答数       | 60 法人            | 181 法人            |

非常勤理事への情報伝達（設問【103-3】）と同じ傾向がみられる。

次に上記回答において「監査結果」に回答した 53 法人に対し、その頻度を聞いたところ次のようになった。

| 伝達頻度    | 2023 年           | 2017 年            |
|---------|------------------|-------------------|
| 監査実施の都度 | 21 法人<br>(40.4%) | 101 法人<br>(60.5%) |
| 1 か月ごと  | 4 法人<br>(7.7%)   | 12 法人<br>(7.2%)   |
| 四半期ごと   | 4 法人<br>(7.7%)   | 7 法人<br>(4.2%)    |
| 半年ごと    | 7 法人<br>(13.5%)  | 15 法人<br>(9.0%)   |
| 1 年ごと   | 14 法人<br>(27.0%) | 24 法人<br>(14.4%)  |
| その他     | 2 法人<br>(3.9%)   | 8 法人<br>(4.8%)    |
| 回答数     | 52 法人            | 167 法人            |

伝達に関しては、全体的にまとめてなされるようになってきた傾向を感じる。データの蓄積を待ちたい。

### (3) 内部監査部門と監事の情報交換頻度—【106】

内部監査部門と監事は監査結果の伝達に限らず様々な情報を、平均してどのくらいの頻度で交換しているかを質問したもので、その結果は次の通りである。

| 情報交換頻度   | 2023 年           | 2017 年           |
|----------|------------------|------------------|
| 1 か月に複数回 | 15 法人<br>(26.3%) | 62 法人<br>(35.0%) |
| 1 か月ごと   | 16 法人<br>(28.1%) | 34 法人<br>(19.2%) |
| 四半期ごと    | 8 法人<br>(14.0%)  | 23 法人<br>(13.0%) |
| 半年ごと     | 8 法人<br>(14.0%)  | 23 法人<br>(13.0%) |
| 1 年ごと    | 3 法人<br>(5.3%)   | 15 法人<br>(8.5%)  |
| その他      | 7 法人<br>(12.3%)  | 20 法人<br>(11.3%) |
| 回答数      | 57 法人            | 177 法人           |

監査結果の伝達は一定期間まとめて行われるにせよ、それに限らず行われる様々な情報交換は毎月 1 回またはそれ以上の頻度で行われているようである。

これは監査役（会）設置会社（設問【76】）とそれほど相違ないのではなかろうか。

#### (4) 内部監査部門と監事との共同監査の実施の有無—【107】

内部監査部門が、監事と共同で監査することの有無について聞いた質問で、その結果は以下の通りとなる。

| 実施の有無           | 2023 年           | 2017 年            |
|-----------------|------------------|-------------------|
| 実施している          | 8 法人<br>(14.0%)  | 31 法人<br>(17.2%)  |
| テーマにより実施することがある | 10 法人<br>(17.5%) | 35 法人<br>(19.4%)  |
| 実施していない         | 39 法人<br>(68.4%) | 114 法人<br>(63.3%) |
| 回答数             | 57 法人            | 180 法人            |

7 割近くの法人で共同監査を行うことはないようである。これは、監査役会設置会社の状況（設問【79】）よりも 10 ポイントほど多い。

#### (5) 内部監査部門のスタッフが監事の指揮下で業務に従事することの有無—【108】

内部監査部門のスタッフが「監事の指揮のもとで」働くことがあるかどうかの調査結果が下表である。

| 従事の有無 | 2023 年           | 2017 年            |
|-------|------------------|-------------------|
| ある    | 20 法人<br>(35.1%) | 61 法人<br>(33.9%)  |
| ない    | 37 法人<br>(64.9%) | 119 法人<br>(66.1%) |
| 回答数   | 57 法人            | 180 法人            |

### 3. 会計監査人

#### (1) 会計監査人監査の実施の有無—【109-1】

会計監査人による監査を実施しているかを聞いた設問で、今回より設置された質問である。その結果は、「実施している」89.1%（回答 64 法人中 57 法人）、「実施していない」10.1%（同 7 法人）となる。

#### (2) 内部監査部門と会計監査人との業務上の調整の有無と調整内容—【109-2】、【109-3】

内部監査部門が監事と何らかの業務上の調整をするかどうかについての回答結果をまとめたものが下表である。

| 調整の有無           | 2023 年           | 2017 年            |
|-----------------|------------------|-------------------|
| 調整をしている         | 12 法人<br>(21.1%) | 22 法人<br>(12.4%)  |
| 業務内容によって調整をしている | 14 法人<br>(24.6%) | 32 法人<br>(18.0%)  |
| 調整をしていない        | 31 法人<br>(54.4%) | 124 法人<br>(69.7%) |
| 回答数             | 57 法人            | 178 法人            |

何らかの調整を行う割合が、前回より 15 ポイントほど増加している。また株式会社の状況(設問【95-1】)と比較して、「調整しない」割合が 6 ポイントほど高い。

また、その調整内容は下表の通りである (複数回答)。

| 調整項目    | 2023 年           | 2017 年           |
|---------|------------------|------------------|
| 監査箇所    | 13 法人<br>(54.2%) | 20 法人<br>(37.0%) |
| 監査日程    | 13 法人<br>(54.2%) | 28 社<br>(51.9%)  |
| 監査範囲・項目 | 17 法人<br>(70.8%) | 36 法人<br>(66.7%) |
| その他     | 0 法人<br>(0.0%)   | 3 法人<br>(5.6%)   |
| 回答数     | 24 法人            | 54 法人            |

選択肢に挙げた項目を調整する会社の割合が、全体的にわずかながらも増加している。

### (3) 内部監査部門から会計監査人への監査結果の伝達の有無—【110】

内部監査部門が実施した監査結果についての情報を会計監査人に伝達しているか否かについてまとめたものが下表である。

| 調整項目         | 2023 年           | 2017 年           |
|--------------|------------------|------------------|
| 常に伝達している     | 16 法人<br>(29.6%) | 32 法人<br>(18.3%) |
| 要請があれば伝達している | 13 法人<br>(24.1%) | 54 法人<br>(30.9%) |
| 内容によって伝達している | 12 法人<br>(22.2%) | 45 法人<br>(25.7%) |
| 伝達していない      | 13 法人<br>(24.1%) | 44 法人<br>(25.1%) |
| 回答数          | 54 法人            | 175 法人           |

「常に伝達している」が 11 ポイントほど伸びたことはポジティブに評価したい。株式会社の状況（設問【97】）と比較すると、「伝達していない」割合が高いのがネガティブな評価になろう。

#### （４）会計監査人が内部監査部門に閲覧を要請している資料—【111】

内部監査部門に対し会計監査人が閲覧を希望する資料をまとめると下表のようになる（複数回答）。

| 閲覧要請資料               | 2023 年           | 2017 年           |
|----------------------|------------------|------------------|
| 監査報告書                | 32 法人<br>(78.1%) | 82 法人<br>(77.4%) |
| 監査調書                 | 4 法人<br>(9.8%)   | 20 法人<br>(18.9%) |
| 監査計画書                | 20 法人<br>(48.8%) | 41 法人<br>(38.7%) |
| 財務報告に係る内部統制の評価に関する資料 | 2 法人<br>(4.9%)   | 16 法人<br>(15.1%) |
| その他                  | 6 法人<br>(14.6%)  | 7 法人<br>(6.6%)   |
| 回答数                  | 41 法人            | 106 法人           |

「監査調書」が 9 ポイントほど減り、「監査計画書」が 10 ポイントほど増えている。しかし複数回答が認められている設問なので、増減の補完関係にあるわけではなく、単純に増減を示す。

株式会社の状況（設問【98】）と比較すると、「監査報告書」の閲覧要求が高い（株式会社の場合、57.4%）。

#### （５）会計監査人から内部監査部門への情報の伝達の有無、情報内容とその有用性—【112-1】～【112-3】

会計監査人から内部監査部門に対して情報の伝達の有無についての調査結果を示すと次のようになる。

| 情報伝達の有無                      | 2023 年           | 2017 年           |
|------------------------------|------------------|------------------|
| 会計監査人からの働きかけにより行われている        | 12 法人<br>(18.8%) | 41 法人<br>(23.4%) |
| 内部監査部門からの働きかけにより行われている       | 9 法人<br>(14.1%)  | 20 法人<br>(11.4%) |
| 会計監査人と内部監査部門双方の働きかけにより行われている | 23 法人<br>(35.9%) | 56 法人<br>(32.0%) |
| 行われていない                      | 20 法人<br>(31.3%) | 58 法人<br>(33.1%) |
| 回答数                          | 64 法人            | 175 法人           |

株式会社の状況（設問【99-1】）との比較において、「双方の働きかけ」による情報交換の割合が高まるような想像がはたらし、期待するところである。現状では 10 ポイントほど低い。

次に、会計監査人から内部監査部門へ伝達される内容をまとめると下表のようになる（複数回答）。

| 伝達された情報内容                      | 2023 年           | 2017 年           |
|--------------------------------|------------------|------------------|
| 不正リスクに関する情報                    | 24 法人<br>(63.2%) | 54 法人<br>(46.2%) |
| 財務報告に係る内部統制に関する情報              | 20 法人<br>(52.6%) | 78 法人<br>(66.7%) |
| （会計監査人による）監査手続の種類              | 20 法人<br>(52.6%) | 55 法人<br>(47.0%) |
| （会計監査人による）監査の実施時期              | 22 法人<br>(57.9%) | 68 法人<br>(58.1%) |
| （会計監査人による）監査の範囲                | 24 法人<br>(63.2%) | 66 法人<br>(56.4%) |
| 財務諸表全体に対する重要性の基準値および手続き実施上の重要性 | 22 法人<br>(57.9%) | 38 法人<br>(32.5%) |
| その他                            | 2 法人<br>(5.3%)   | 6 法人<br>(5.1%)   |
| 回答数                            | 38 法人            | 117 法人           |

「不正リスクに関する情報」と「（会計監査人による）監査の範囲」が比較的高いものの、母集団が大きくはないので割合でみた差ほど実数でみた差はない。J-SOX の適用を受ける法人があまりないので、「財務報告に係る内部統制に関する情報」の割合も下がってきた。

また、会計監査人から受け取った情報の有用性に関しては、以下の通りである。

| 情報の有用性    | 2023 年           | 2017 年           |
|-----------|------------------|------------------|
| とても有用である  | 16 法人<br>(41.0%) | 37 法人<br>(32.2%) |
| おおむね有用である | 20 法人<br>(51.3%) | 69 法人<br>(60.0%) |
| どちらともいえない | 3 法人<br>(7.7%)   | —                |
| あまり有用でない  | 0 法人<br>(0.0%)   | 8 法人<br>(7.0%)   |
| まったく有用でない | 0 法人<br>(0.0%)   | 1 法人<br>(0.9%)   |
| 回答数       | 39 法人            | 115 法人           |

「どちらともいえない」があるものの入手した情報の有用性は高いと感じているようだ。株式会社の状況（設問【99-3】）と比較すると、「とても有用である」が 13 ポイントほど高い。

#### （６）内部監査部門と会計監査人とのコミュニケーション方法―【113】

内部監査部門は、会計監査人とどのようにコミュニケーションをとっているかを尋ねたもので、その結果は次の通りである（複数回答）。

| コミュニケーション方法                            | 2023 年           | 2017 年           |
|----------------------------------------|------------------|------------------|
| 公式な会合を定期的に行い、口頭や文書で直接コミュニケーションをとっている   | 30 法人<br>(53.6%) | 53 法人<br>(30.3%) |
| 公式な会合を必要に応じて行い、口頭や文書で直接コミュニケーションをとっている | 11 法人<br>(19.6%) | 45 法人<br>(25.7%) |
| 非公式な会合を必要に応じて行い、直接コミュニケーションをとっている      | 6 法人<br>(10.7%)  | 33 法人<br>(18.9%) |
| 直接コミュニケーションをとることはなく監事や経理部門等を介して行っている   | 8 法人<br>(14.3%)  | 41 法人<br>(23.4%) |
| コミュニケーションをとっていない                       | 6 法人<br>(10.7%)  | 18 法人<br>(10.3%) |
| 回答数                                    | 56 法人            | 175 法人           |

定期的な直接コミュニケーションが増えている。実際に Face to Face で、直接コミュニケーションをとることは、その時点でのタイムリーな話題を共有でき、望ましいことである。

## 武田 和夫（たけだ かずお）

共立女子大学ビジネス学部 教授

中央大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得退学、萩国際大学国際情報学部専任講師、相山女子学園大学現代マネジメント学部専任講師、准教授、教授、同大学院現代マネジメント研究科教授、明海大学経済学部教授を経て、2020 年 4 月より現職。

公認会計士試験試験委員（2016 年～2022 年）。

一般社団法人日本内部監査協会会員。

著書として、『内部監査機能』（共著、同文館出版、2007 年）、『会社法におけるコーポレート・ガバナンスと監査』（共著、同文館出版、2008 年）、『改訂「内部監査基準」解説』（共著、（一社）日本内部監査協会、2015 年）、『ガバナンス構造の変化と内部監査』（共著、同文館出版、2020 年）、『内部監査の理論と実践』（共著、税務経理協会、2024 年）などがあるほか、「内部監査機能の組織的位置づけと監査報告」（『月刊監査研究』34 巻 4 号、2008 年 4 月号）にて第 23 回日本内部監査協会青木賞受賞。

# **「第 20 回監査総合実態調査」**

**(2023 年監査白書)**

## **集計結果**



## 「第 20 回監査総合実態調査(2023 年監査白書)」集計結果

公益財団法人日本内部監査研究所は、2023 年に「第 20 回監査総合実態調査 (2023 年監査白書)」を実施いたしました。

「監査総合実態調査(監査白書)」は、わが国における企業及び経営組織体での内部監査活動とその関連分野の問題についての実態を総合的・統計的に把握することを目的として、これまで一般社団法人日本内部監査協会が実施してまいりました。この「監査総合実態調査(監査白書)」を公益財団法人日本内部監査研究所が引き継ぎ、先般「第 20 回監査総合実態調査(2023 年監査白書)」を実施いたしました。

この度、上記調査の集計結果を取り纏めましたので閲覧いただければと存じます。

業務ご多用の折り、本調査にご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げますとともに、本調査結果が皆様のご参考となれば幸いに存じます。

## 第20回監査総合実態調査(『2023年監査白書』)

## 集計結果

### 目次

(【】：設問番号)

#### ◇基本調査項目

- ・基本調査項目【5】～【6】、【66】～【68】、【72】

#### ◇内部監査

- ・内部監査の組織・制度【7】～【29】
- ・内部監査の組織・制度と計画【30】～【36】
- ・内部監査の実施【37】～【43】
- ・内部監査の報告とフォローアップ【44】～【54】
- ・内部監査品質評価の実施状況【55】
- ・情報システム監査【56】
- ・内部監査の対象箇所【57】
- ・子会社・関連会社監査【58】
- ・業務委託先に対する内部監査【59】～【60】
- ・サステナビリティ監査【61】～【63】
- ・内部通報【64】
- ・内部監査に関する情報の開示【65】

#### ◇株式会社における監督・監査機関との関係

- 取締役会【69】～【71】
- 監査役(会)設置会社の監査役(会)【73】～【80】
- 指名委員会等設置会社の監査委員会【81】～【87】
- 監査等委員会設置会社の監査等委員会【88】～【94】
- 会計監査人(公認会計士)監査【95】～【100】

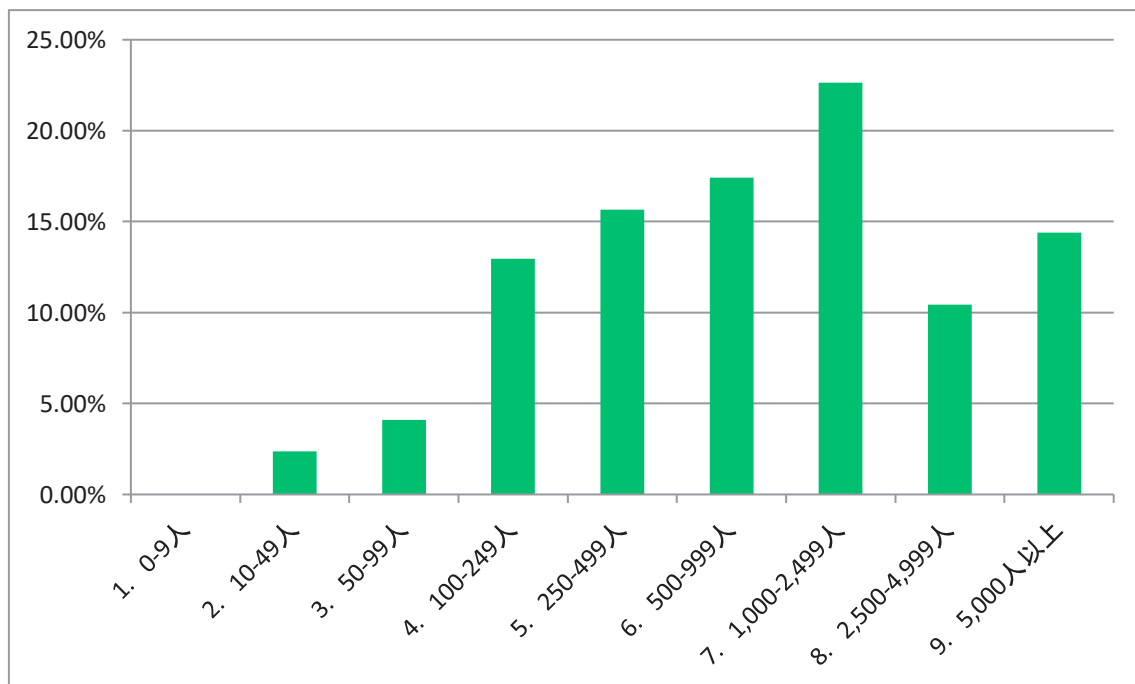
#### ◇株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係【101】～【113】

※公表データは【5】の設問から開始しております。【1】～【4】、【21】、【23】は、ご回答者の属性に関する設問ですので公表データには含めておりません。

## 基本調査項目

【5】 貴社における、役員を除いた、正社員、非正社員（契約社員・派遣社員等）の合計人数として該当するものを下記から選択してください。

| 選択肢              | 回答     |     |
|------------------|--------|-----|
| 1. 0-9 人         | 0.00%  | 0   |
| 2. 10-49 人       | 2.37%  | 15  |
| 3. 50-99 人       | 4.11%  | 26  |
| 4. 100-249 人     | 12.97% | 82  |
| 5. 250-499 人     | 15.66% | 99  |
| 6. 500-999 人     | 17.41% | 110 |
| 7. 1,000-2,499 人 | 22.63% | 143 |
| 8. 2,500-4,999 人 | 10.44% | 66  |
| 9. 5,000 人以上     | 14.40% | 91  |
|                  | 回答数    | 632 |



## 基本調査項目

【6】貴社の業種区分として、該当するものを1つだけ選択しご回答ください。

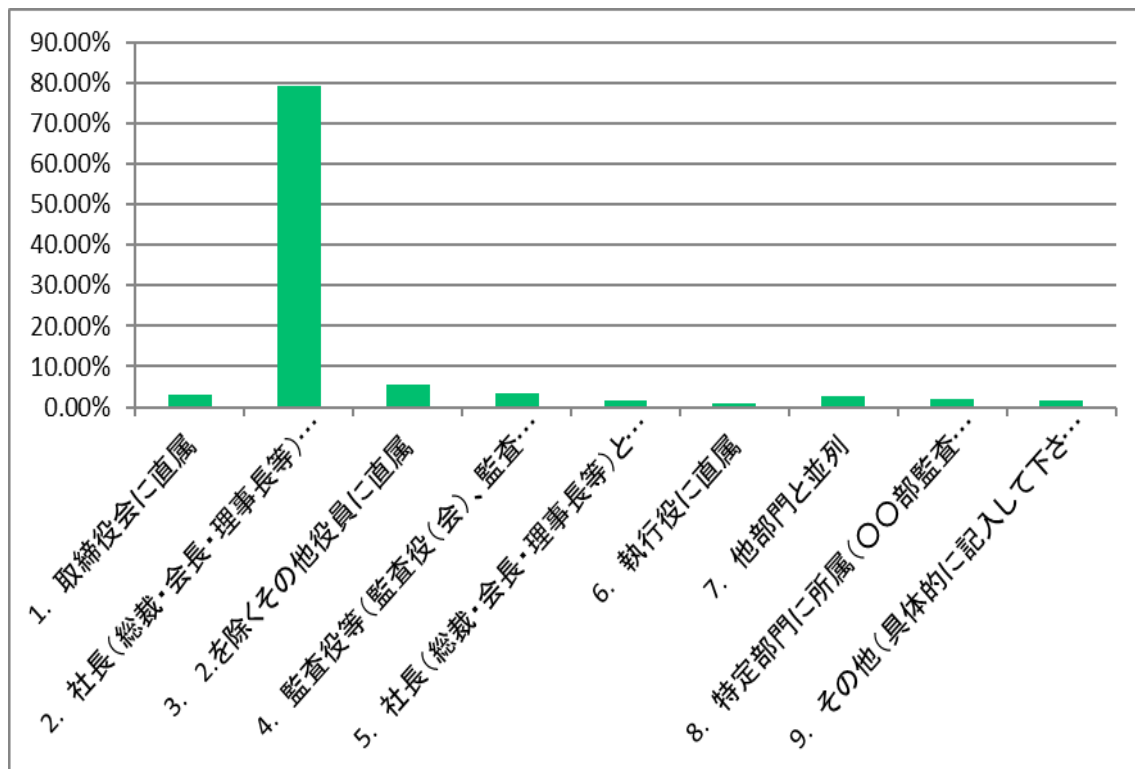
| 選択肢                        | 回答     |    |
|----------------------------|--------|----|
| 1. 建設業                     | 3.00%  | 19 |
| 2. 水産・農林業                  | 0.00%  | 0  |
| 3. 食料品                     | 2.52%  | 16 |
| 4. 繊維製品・パルプ・紙              | 1.58%  | 10 |
| 5. 化学                      | 6.78%  | 43 |
| 6. 薬品                      | 2.05%  | 13 |
| 7. 石油・石炭・鉱業                | 0.47%  | 3  |
| 8. ゴム製品                    | 0.47%  | 3  |
| 9. ガラス・土石製品                | 0.63%  | 4  |
| 10. 鉄鋼                     | 1.10%  | 7  |
| 11. 非鉄金属・金属製品              | 1.89%  | 12 |
| 12. 機械                     | 4.89%  | 31 |
| 13. 電気機器                   | 4.57%  | 29 |
| 14. 輸送用機器                  | 2.21%  | 14 |
| 15. 精密機器                   | 2.05%  | 13 |
| 16. その他製品                  | 3.94%  | 25 |
| 17. 卸売                     | 8.83%  | 56 |
| 18. 百貨店・スーパー（コンビニエンスストア含む） | 0.79%  | 5  |
| 19. その他小売                  | 2.37%  | 15 |
| 20. 銀行業                    | 1.42%  | 9  |
| 21. 証券、商品先物取引業             | 0.79%  | 5  |
| 22. その他金融（リース・ファイナンス含む）    | 2.05%  | 13 |
| 23. 生命保険                   | 1.10%  | 7  |
| 24. 損害保険                   | 1.10%  | 7  |
| 25. 運輸・倉庫                  | 2.68%  | 17 |
| 26. 不動産                    | 4.73%  | 30 |
| 27. 電気・ガス業                 | 2.21%  | 14 |
| 28. 放送・マスコミ・通信・広告          | 2.05%  | 13 |
| 29. IT・情報サービス              | 11.20% | 71 |
| 30. その他サービス                | 7.41%  | 47 |
| 31. 官公庁・特殊法人・独立行政法人        | 4.57%  | 29 |

|               |       |     |
|---------------|-------|-----|
| 32. 組合・連合会・協会 | 0.32% | 2   |
| 33. 会計／法律事務所  | 0.16% | 1   |
| 34. 学校法人      | 8.04% | 51  |
|               | 回答数   | 634 |

## 内部監査の組織・制度

【7】内部監査部門は、組織上どのような所属形態ですか。(1つのみ選択)

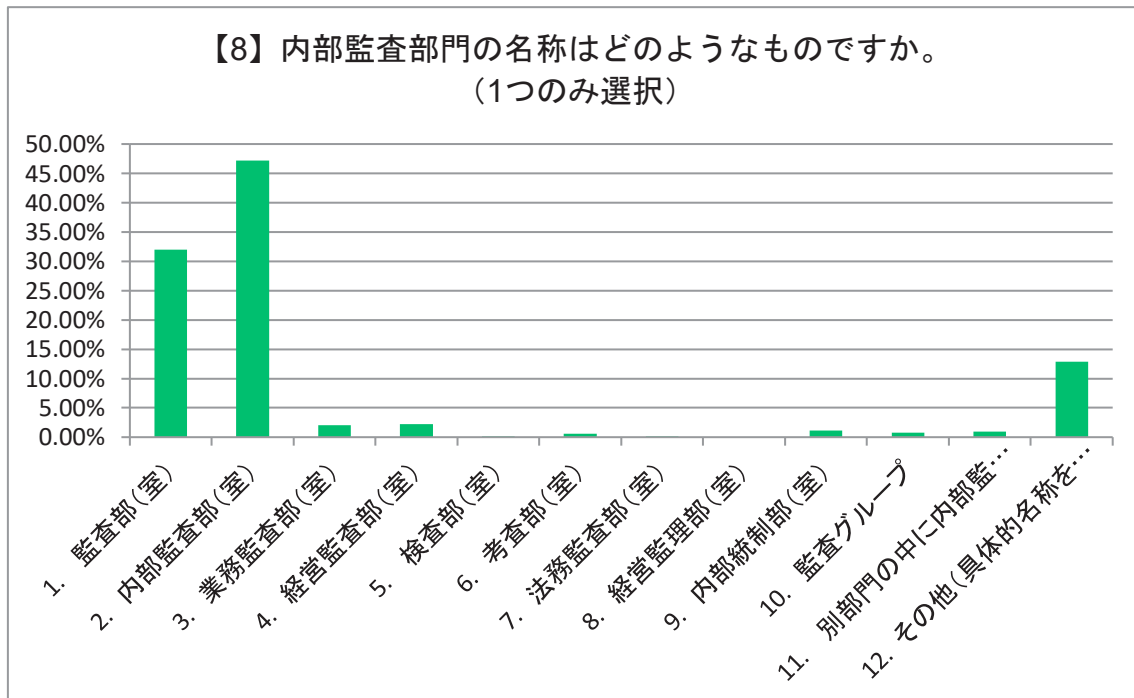
| 選択肢                                              | 回答     |     |
|--------------------------------------------------|--------|-----|
| 1. 取締役会に直属                                       | 2.99%  | 19  |
| 2. 社長（総裁・会長・理事長等）に直属                             | 79.25% | 504 |
| 3. 2.を除くその他役員に直属                                 | 5.50%  | 35  |
| 4. 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会）                   | 3.46%  | 22  |
| 5. 社長（総裁・会長・理事長等）と監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会）に直属 | 1.73%  | 11  |
| 6. 執行役に直属                                        | 0.79%  | 5   |
| 7. 他部門と並列                                        | 2.52%  | 16  |
| 8. 特定部門に所属（〇〇部監査課など）                             | 2.04%  | 13  |
| 9. その他                                           | 1.73%  | 11  |
|                                                  | 回答数    | 636 |



## 内部監査の組織・制度

【8】内部監査部門の名称はどのようなものですか。(1つのみ選択)

| 選択肢                  | 回答     |     |
|----------------------|--------|-----|
| 1. 監査部(室)            | 31.97% | 204 |
| 2. 内部監査部(室)          | 47.18% | 301 |
| 3. 業務監査部(室)          | 2.04%  | 13  |
| 4. 経営監査部(室)          | 2.19%  | 14  |
| 5. 検査部(室)            | 0.16%  | 1   |
| 6. 考査部(室)            | 0.63%  | 4   |
| 7. 法務監査部(室)          | 0.16%  | 1   |
| 8. 経営監理部(室)          | 0.00%  | 0   |
| 9. 内部統制部(室)          | 1.10%  | 7   |
| 10. 監査グループ           | 0.78%  | 5   |
| 11. 別部門の中に内部監査機能を有する | 0.94%  | 6   |
| 12. その他              | 12.85% | 82  |
|                      | 回答数    | 638 |

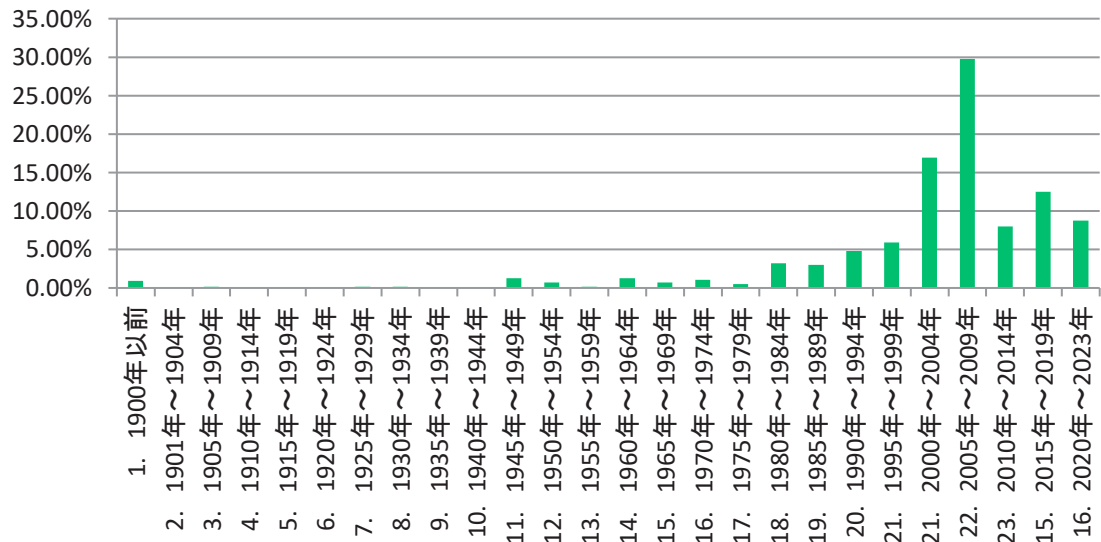


## 内部監査の組織・制度

【9】 内部監査部門は何年に設立されましたか。該当するものを 1 つだけ選択しご回答ください。

| 選択肢               | 回答     |     |
|-------------------|--------|-----|
| 1. 1900 年以前       | 0.89%  | 5   |
| 2. 1901 年～1904 年  | 0.00%  | 0   |
| 3. 1905 年～1909 年  | 0.18%  | 1   |
| 4. 1910 年～1914 年  | 0.00%  | 0   |
| 5. 1915 年～1919 年  | 0.00%  | 0   |
| 6. 1920 年～1924 年  | 0.00%  | 0   |
| 7. 1925 年～1929 年  | 0.18%  | 1   |
| 8. 1930 年～1934 年  | 0.18%  | 1   |
| 9. 1935 年～1939 年  | 0.00%  | 0   |
| 10. 1940 年～1944 年 | 0.00%  | 0   |
| 11. 1945 年～1949 年 | 1.25%  | 7   |
| 12. 1950 年～1954 年 | 0.71%  | 4   |
| 13. 1955 年～1959 年 | 0.18%  | 1   |
| 14. 1960 年～1964 年 | 1.25%  | 7   |
| 15. 1965 年～1969 年 | 0.71%  | 4   |
| 16. 1970 年～1974 年 | 1.07%  | 6   |
| 17. 1975 年～1979 年 | 0.53%  | 3   |
| 18. 1980 年～1984 年 | 3.21%  | 18  |
| 19. 1985 年～1989 年 | 3.03%  | 17  |
| 20. 1990 年～1994 年 | 4.81%  | 27  |
| 21. 1995 年～1999 年 | 5.88%  | 33  |
| 21. 2000 年～2004 年 | 16.93% | 95  |
| 22. 2005 年～2009 年 | 29.77% | 167 |
| 23. 2010 年～2014 年 | 8.02%  | 45  |
| 15. 2015 年～2019 年 | 12.48% | 70  |
| 16. 2020 年～2023 年 | 8.73%  | 49  |
|                   | 回答数    | 561 |

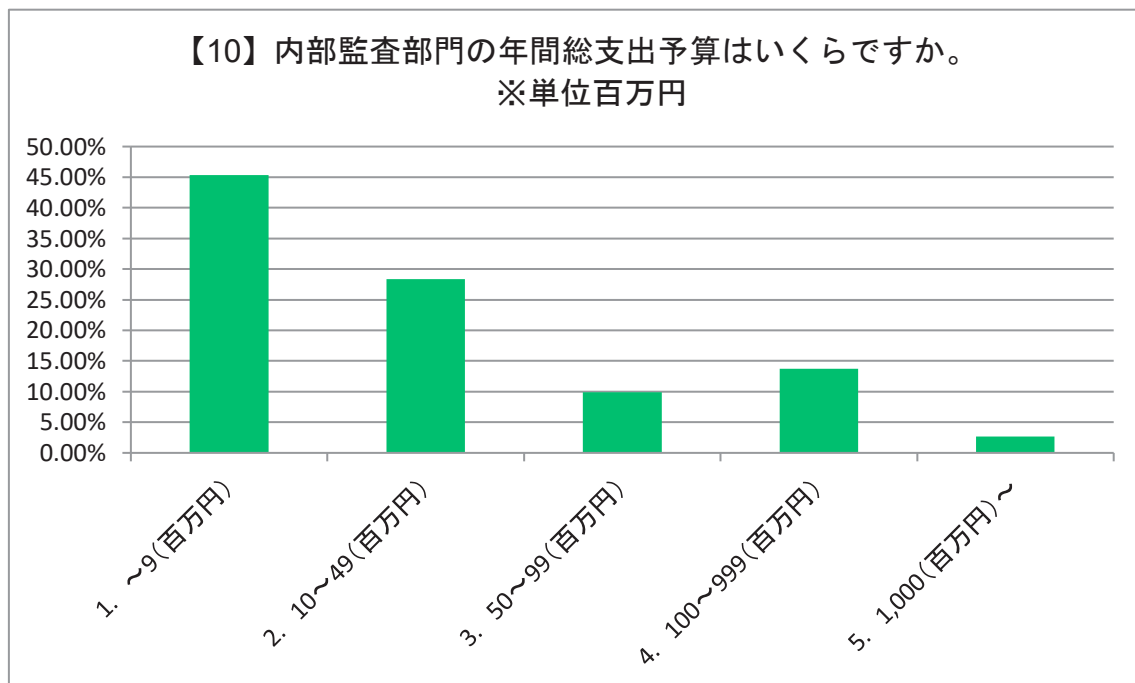
【9】 内部監査部門は何年に設立されましたか。該当するものを1つだけ選択しご回答ください。



## 内部監査の組織・制度

【10】 内部監査部門の年間総支出予算はいくらですか。 ※単位百万円

| 選択肢              | 回答     |     |
|------------------|--------|-----|
| 1. ～9 (百万円)      | 45.38% | 285 |
| 2. 10～49 (百万円)   | 28.34% | 178 |
| 3. 50～99 (百万円)   | 9.87%  | 62  |
| 4. 100～999 (百万円) | 13.69% | 86  |
| 5. 1,000 (百万円) ～ | 2.71%  | 17  |
|                  | 回答数    | 628 |



## 内部監査の組織・制度

【11】内部監査部門の人員数（兼任・非正規社員を含む）は何名ですか。

| (人) | (社) |
|-----|-----|
| 1   | 70  |
| 2   | 105 |
| 3   | 106 |
| 4   | 70  |
| 5   | 63  |
| 6   | 36  |
| 7   | 25  |
| 8   | 23  |
| 9   | 21  |
| 10  | 15  |
| 11  | 11  |
| 12  | 4   |
| 13  | 6   |
| 14  | 8   |
| 15  | 5   |
| 16  | 4   |
| 17  | 3   |
| 18  | 3   |
| 20  | 5   |
| 21  | 1   |
| 22  | 3   |
| 23  | 1   |
| 24  | 3   |
| 25  | 3   |
| 26  | 2   |
| 27  | 2   |
| 28  | 1   |
| 29  | 1   |
| 30  | 1   |
| 34  | 3   |
| 35  | 3   |

|     |     |
|-----|-----|
| 36  | 2   |
| 37  | 1   |
| 38  | 1   |
| 39  | 1   |
| 41  | 1   |
| 46  | 1   |
| 50  | 1   |
| 53  | 1   |
| 70  | 1   |
| 73  | 1   |
| 81  | 1   |
| 93  | 1   |
| 100 | 1   |
| 106 | 1   |
| 120 | 1   |
| 150 | 1   |
| 340 | 1   |
| 回答数 | 626 |

## 内部監査の組織・制度

【12】 内部監査部門の人員のうち、「内部監査部門専任の人員」は何名ですか。

| (人) | (社) |
|-----|-----|
| 0   | 41  |
| 1   | 111 |
| 2   | 105 |
| 3   | 81  |
| 4   | 59  |
| 5   | 62  |
| 6   | 26  |
| 7   | 21  |
| 8   | 17  |
| 9   | 14  |
| 10  | 9   |
| 11  | 9   |
| 12  | 4   |
| 13  | 5   |
| 14  | 9   |
| 15  | 3   |
| 16  | 4   |
| 17  | 3   |
| 18  | 3   |
| 19  | 2   |
| 20  | 3   |
| 21  | 1   |
| 22  | 2   |
| 23  | 1   |
| 24  | 3   |
| 25  | 2   |
| 26  | 1   |
| 27  | 1   |
| 28  | 1   |
| 29  | 1   |
| 30  | 2   |

|     |     |
|-----|-----|
| 31  | 1   |
| 32  | 1   |
| 33  | 2   |
| 34  | 1   |
| 35  | 2   |
| 41  | 1   |
| 45  | 2   |
| 46  | 2   |
| 50  | 1   |
| 70  | 1   |
| 77  | 1   |
| 81  | 1   |
| 93  | 1   |
| 100 | 1   |
| 150 | 1   |
| 回答数 | 625 |

## 内部監査の組織・制度

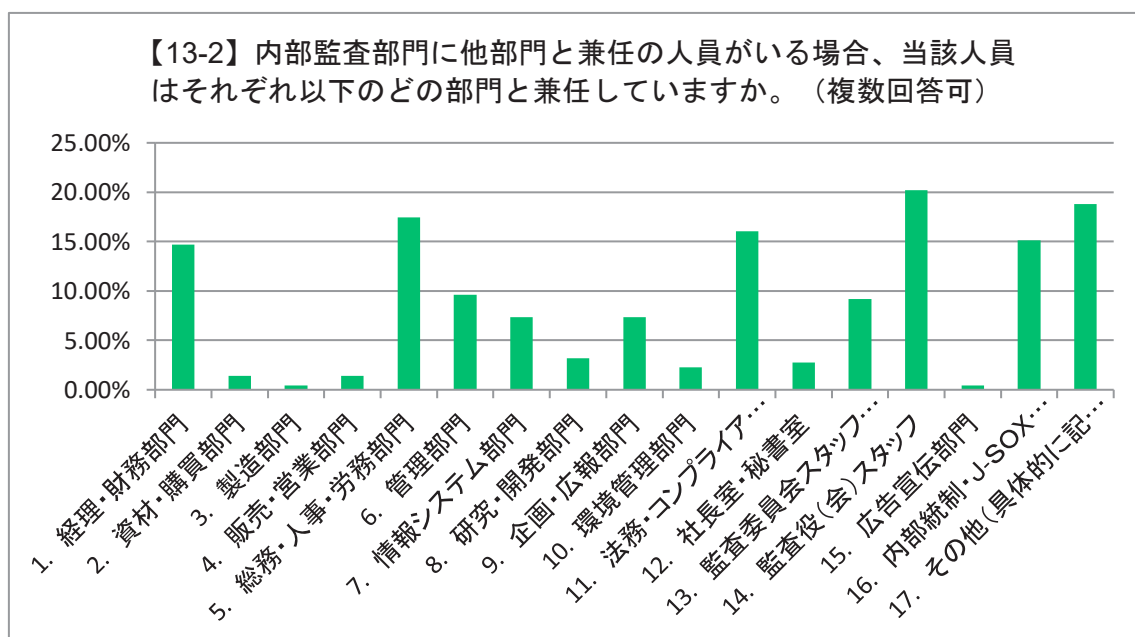
【13-1】 内部監査部門の人員のうち、内部監査と他の業務兼任の人数は何名ですか。

| (人) | (社) |
|-----|-----|
| 0   | 409 |
| 1   | 91  |
| 2   | 63  |
| 3   | 25  |
| 4   | 12  |
| 5   | 11  |
| 6   | 8   |
| 7   | 2   |
| 8   | 7   |
| 9   | 2   |
| 10  | 1   |
| 12  | 1   |
| 17  | 1   |
| 20  | 1   |
| 31  | 1   |
| 回答数 | 636 |

## 内部監査の組織・制度

【13-2】内部監査部門に他部門と兼任の人員がいる場合、当該人員はそれぞれ以下のどの部門と兼任していますか。

| 選択肢                       | 回答     |     |
|---------------------------|--------|-----|
| 1. 経理・財務部門                | 14.68% | 32  |
| 2. 資材・購買部門                | 1.38%  | 3   |
| 3. 製造部門                   | 0.46%  | 1   |
| 4. 販売・営業部門                | 1.38%  | 3   |
| 5. 総務・人事・労務部門             | 17.43% | 38  |
| 6. 管理部門                   | 9.63%  | 21  |
| 7. 情報システム部門               | 7.34%  | 16  |
| 8. 研究・開発部門                | 3.21%  | 7   |
| 9. 企画・広報部門                | 7.34%  | 16  |
| 10. 環境管理部門                | 2.29%  | 5   |
| 11. 法務・コンプライアンス部門         | 16.06% | 35  |
| 12. 社長室・秘書室               | 2.75%  | 6   |
| 13. 監査委員会スタッフ又は監査等委員会スタッフ | 9.17%  | 20  |
| 14. 監査役（会）スタッフ            | 20.18% | 44  |
| 15. 広告宣伝部門                | 0.46%  | 1   |
| 16. 内部統制・J-SOX担当部門        | 15.14% | 33  |
| 17. その他                   | 18.81% | 41  |
|                           | 回答数    | 218 |



### 内部監査の組織・制度

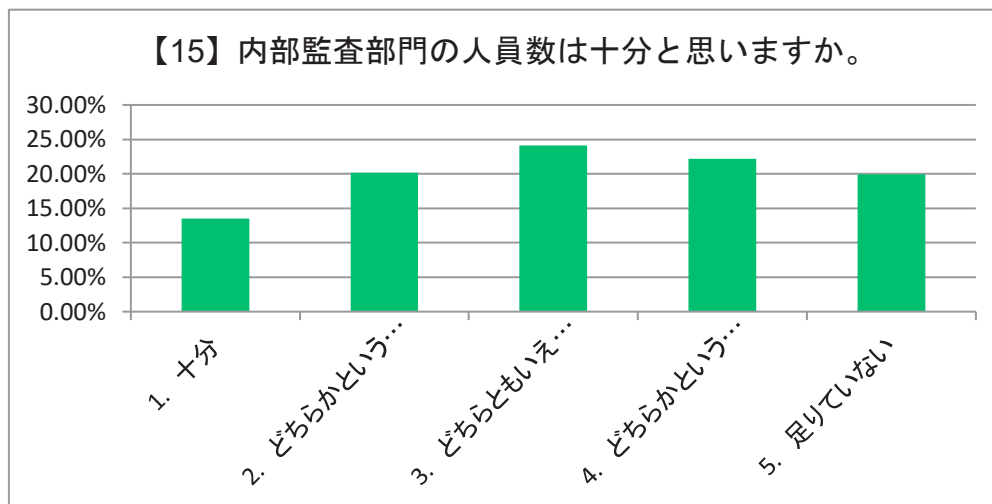
【14】内部監査部門の人員のうち、非正規社員（契約社員・派遣社員等）の人数は何名ですか。

| (人) | (社) |
|-----|-----|
| 0   | 441 |
| 1   | 98  |
| 2   | 70  |
| 3   | 15  |
| 4   | 6   |
| 5   | 4   |
| 7   | 4   |
| 10  | 1   |
| 12  | 1   |
| 13  | 1   |
| 16  | 1   |
| 20  | 1   |
| 回答数 | 608 |

## 内部監査の組織・制度

【15】 内部監査部門の人員数は十分と思いますか。

| 選択肢               | 回答     |     |
|-------------------|--------|-----|
| 1. 十分             | 13.53% | 84  |
| 2. どちらかというと十分     | 20.13% | 125 |
| 3. どちらともいえない      | 24.15% | 150 |
| 4. どちらかというと足りていない | 22.22% | 138 |
| 5. 足りていない         | 19.97% | 124 |
|                   | 回答数    | 621 |

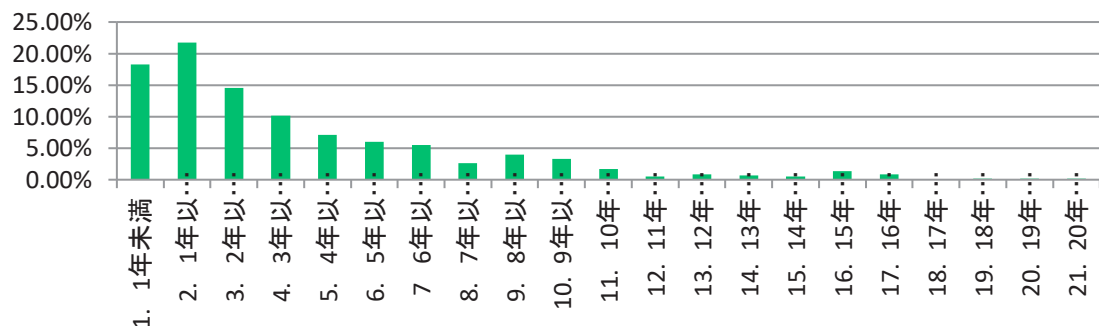


## 内部監査の組織・制度

【16】内部監査部門長の部門長としての内部監査経験年数は何年ですか。

| 選択肢            | 回答     |     |
|----------------|--------|-----|
| 1. 1年未満        | 18.24% | 110 |
| 2. 1年以上2年未満    | 21.72% | 131 |
| 3. 2年以上3年未満    | 14.59% | 88  |
| 4. 3年以上4年未満    | 10.12% | 61  |
| 5. 4年以上5年未満    | 7.13%  | 43  |
| 6. 5年以上6年未満    | 5.97%  | 36  |
| 7. 6年以上7年未満    | 5.47%  | 33  |
| 8. 7年以上8年未満    | 2.65%  | 16  |
| 9. 8年以上9年未満    | 3.98%  | 24  |
| 10. 9年以上10年未満  | 3.32%  | 20  |
| 11. 10年以上11年未満 | 1.66%  | 10  |
| 12. 11年以上12年未満 | 0.50%  | 3   |
| 13. 12年以上13年未満 | 0.83%  | 5   |
| 14. 13年以上14年未満 | 0.66%  | 4   |
| 15. 14年以上15年未満 | 0.50%  | 3   |
| 16. 15年以上16年未満 | 1.33%  | 8   |
| 17. 16年以上17年未満 | 0.83%  | 5   |
| 18. 17年以上18年未満 | 0.00%  | 0   |
| 19. 18年以上19年未満 | 0.17%  | 1   |
| 20. 19年以上20年未満 | 0.17%  | 1   |
| 21. 20年以上      | 0.17%  | 1   |
|                | 回答数    | 603 |

【16】内部監査部門長の部門長としての内部監査経験年数は何年ですか。(1つのみ選択)

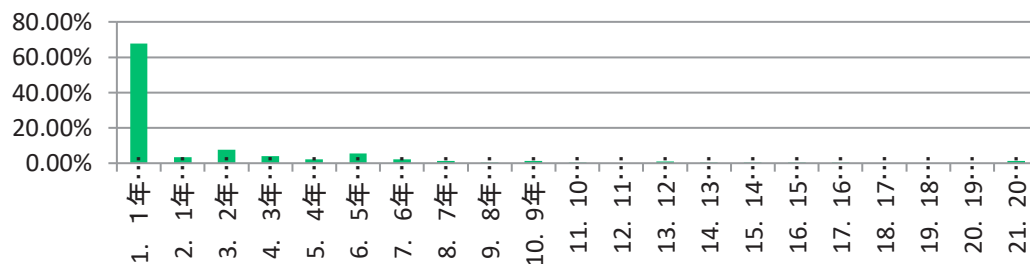


## 内部監査の組織・制度

【17】上記の設問において、転職者については前職での内部監査部門長としての経験年数について選択ください。

| 選択肢            | 回答     |     |
|----------------|--------|-----|
| 1. 1年未満        | 67.67% | 157 |
| 2. 1年以上2年未満    | 3.45%  | 8   |
| 3. 2年以上3年未満    | 7.76%  | 18  |
| 4. 3年以上4年未満    | 3.88%  | 9   |
| 5. 4年以上5年未満    | 2.16%  | 5   |
| 6. 5年以上6年未満    | 5.60%  | 13  |
| 7. 6年以上7年未満    | 2.16%  | 5   |
| 8. 7年以上8年未満    | 1.29%  | 3   |
| 9. 8年以上9年未満    | 0.43%  | 1   |
| 10. 9年以上10年未満  | 1.29%  | 3   |
| 11. 10年以上11年未満 | 0.43%  | 1   |
| 12. 11年以上12年未満 | 0.00%  | 0   |
| 13. 12年以上13年未満 | 0.86%  | 2   |
| 14. 13年以上14年未満 | 0.43%  | 1   |
| 15. 14年以上15年未満 | 0.43%  | 1   |
| 16. 15年以上16年未満 | 0.43%  | 1   |
| 17. 16年以上17年未満 | 0.43%  | 1   |
| 18. 17年以上18年未満 | 0.00%  | 0   |
| 19. 18年以上19年未満 | 0.00%  | 0   |
| 20. 19年以上20年未満 | 0.00%  | 0   |
| 21. 20年以上      | 1.29%  | 3   |
|                | 回答数    | 232 |

【17】上記の設問において、転職者については前職での内部監査部門長としての経験年数について選択ください。  
(1つのみ選択)



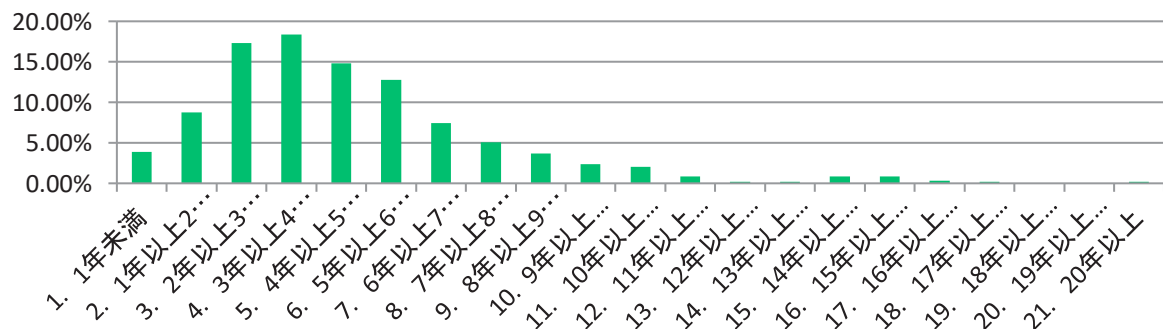
## 内部監査の組織・制度

【18】内部監査担当者の平均監査経験年数は何年ですか。(1つのみ選択)

※転職者については分かる範囲で前職での内部監査経験年数を含めてください

| 選択肢            | 回答     |     |
|----------------|--------|-----|
| 1. 1年未満        | 3.87%  | 23  |
| 2. 1年以上2年未満    | 8.75%  | 52  |
| 3. 2年以上3年未満    | 17.34% | 103 |
| 4. 3年以上4年未満    | 18.35% | 109 |
| 5. 4年以上5年未満    | 14.81% | 88  |
| 6. 5年以上6年未満    | 12.79% | 76  |
| 7. 6年以上7年未満    | 7.41%  | 44  |
| 8. 7年以上8年未満    | 5.05%  | 30  |
| 9. 8年以上9年未満    | 3.70%  | 22  |
| 10. 9年以上10年未満  | 2.36%  | 14  |
| 11. 10年以上11年未満 | 2.02%  | 12  |
| 12. 11年以上12年未満 | 0.84%  | 5   |
| 13. 12年以上13年未満 | 0.17%  | 1   |
| 14. 13年以上14年未満 | 0.17%  | 1   |
| 15. 14年以上15年未満 | 0.84%  | 5   |
| 16. 15年以上16年未満 | 0.84%  | 5   |
| 17. 16年以上17年未満 | 0.34%  | 2   |
| 18. 17年以上18年未満 | 0.17%  | 1   |
| 19. 18年以上19年未満 | 0.00%  | 0   |
| 20. 19年以上20年未満 | 0.00%  | 0   |
| 21. 20年以上      | 0.17%  | 1   |
|                | 回答数    | 594 |

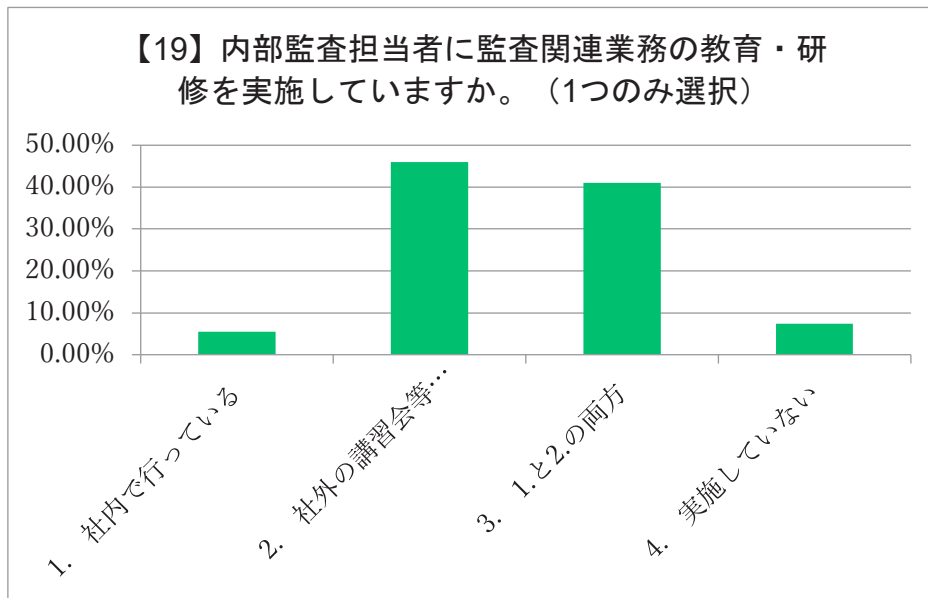
【18】内部監査担当者の平均監査経験年数は何年ですか。(1つのみ選択)  
※転職者については分かる範囲で前職での内部監査経験年数を含めてください



## 内部監査の組織・制度

【19】内部監査担当者に監査関連業務の教育・研修を実施していますか。(1つのみ選択)

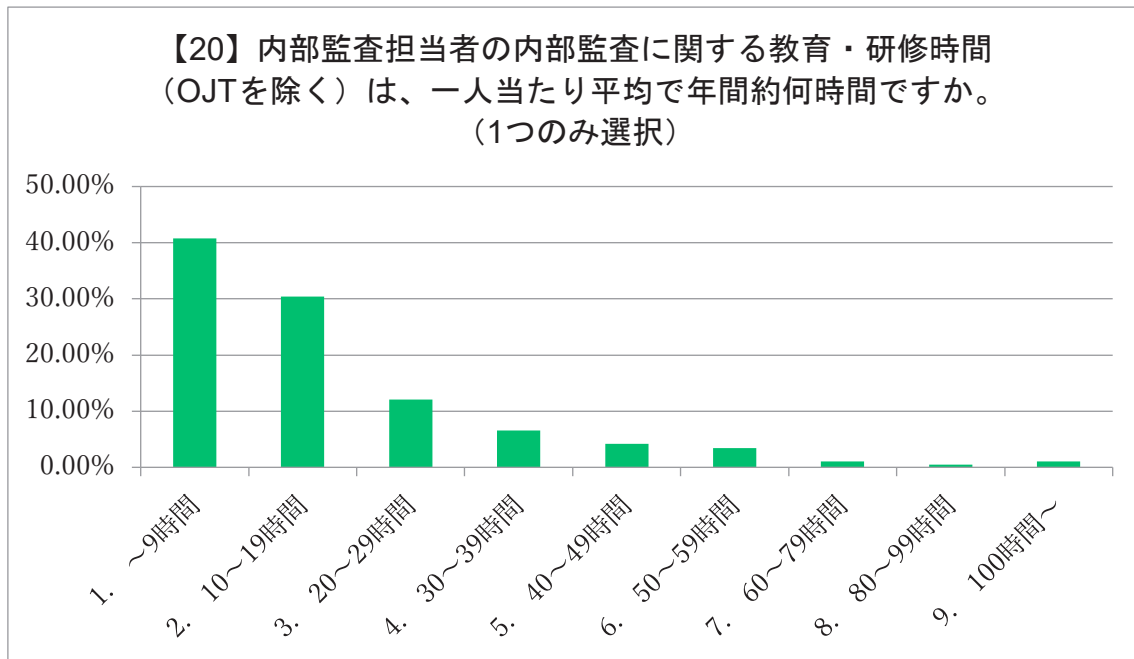
| 選択肢               | 回答     |     |
|-------------------|--------|-----|
| 1. 社内で行っている       | 5.46%  | 33  |
| 2. 社外の講習会等に参加している | 46.03% | 278 |
| 3. 1.と2.の両方       | 41.06% | 248 |
| 4. 実施していない        | 7.45%  | 45  |
|                   | 回答数    | 604 |



## 内部監査の組織・制度

【20】内部監査担当者の内部監査に関する教育・研修時間（OJTを除く）は、一人当たり平均で年間約何時間ですか。（1つのみ選択）

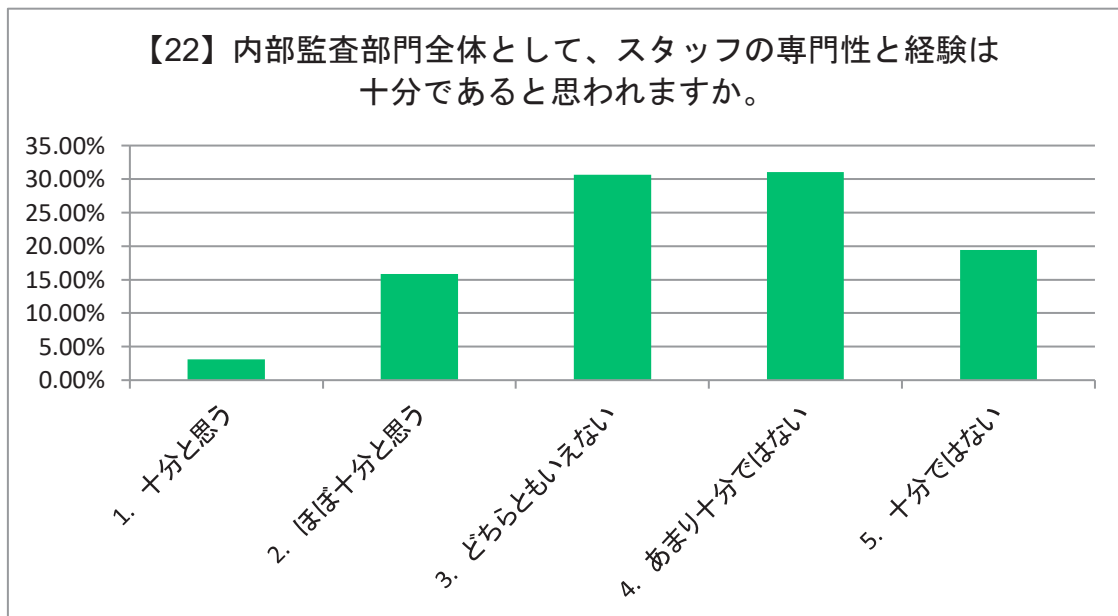
| 選択肢         | 回答     |     |
|-------------|--------|-----|
| 1. ～9 時間    | 40.76% | 236 |
| 2. 10～19 時間 | 30.40% | 176 |
| 3. 20～29 時間 | 12.09% | 70  |
| 4. 30～39 時間 | 6.56%  | 38  |
| 5. 40～49 時間 | 4.15%  | 24  |
| 6. 50～59 時間 | 3.45%  | 20  |
| 7. 60～79 時間 | 1.04%  | 6   |
| 8. 80～99 時間 | 0.52%  | 3   |
| 9. 100 時間～  | 1.04%  | 6   |
|             | 回答数    | 579 |



## 内部監査の組織・制度

【22】 内部監査部門全体として、スタッフの専門性と経験は十分であると思われますか。

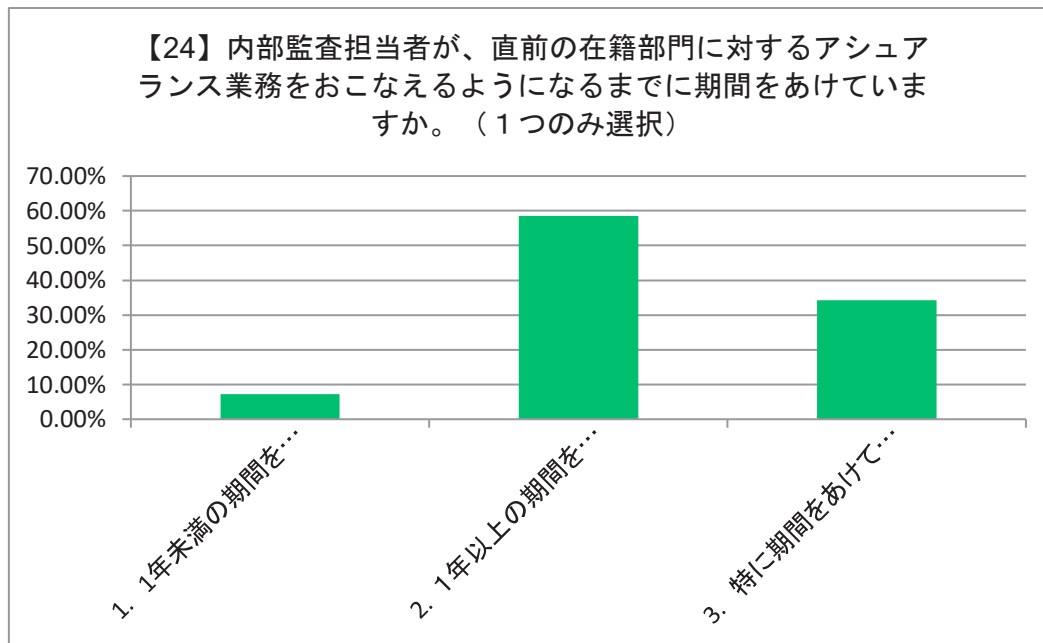
| 選択肢          | 回答     |     |
|--------------|--------|-----|
| 1. 十分と思う     | 3.07%  | 18  |
| 2. ほぼ十分と思う   | 15.84% | 93  |
| 3. どちらともいえない | 30.66% | 180 |
| 4. あまり十分ではない | 31.01% | 182 |
| 5. 十分ではない    | 19.42% | 114 |
|              | 回答数    | 587 |



## 内部監査の組織・制度

【24】内部監査担当者が、直前の在籍部門に対するアシュアランス業務をおこなえるようになるまでに期間をあけていますか。(1つのみ選択)

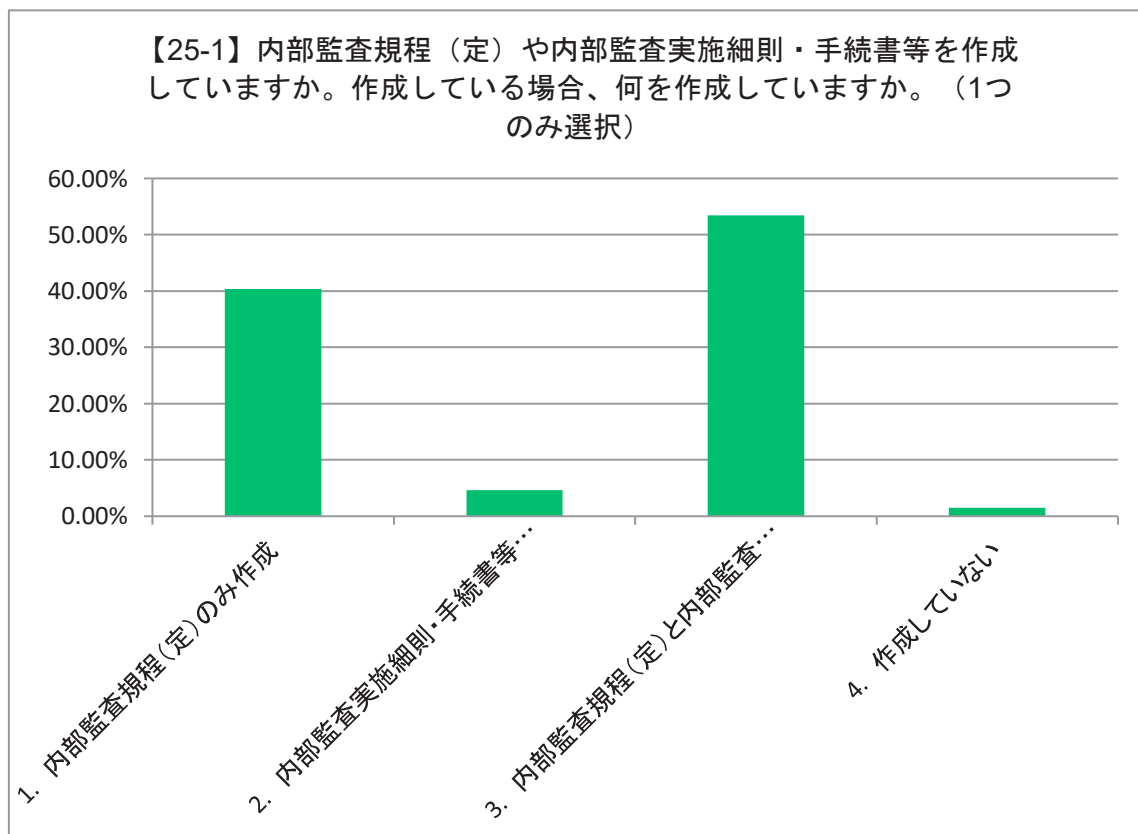
| 選択肢               | 回答     |     |
|-------------------|--------|-----|
| 1. 1年未満の期間をあけている。 | 7.24%  | 42  |
| 2. 1年以上の期間をあけている。 | 58.45% | 339 |
| 3. 特に期間をあけていない。   | 34.31% | 199 |
|                   | 回答数    | 580 |



## 内部監査の組織・制度

【25-1】内部監査規程（定）や内部監査実施細則・手続書等を作成していますか。作成している場合、何を作成していますか。（1つのみ選択）

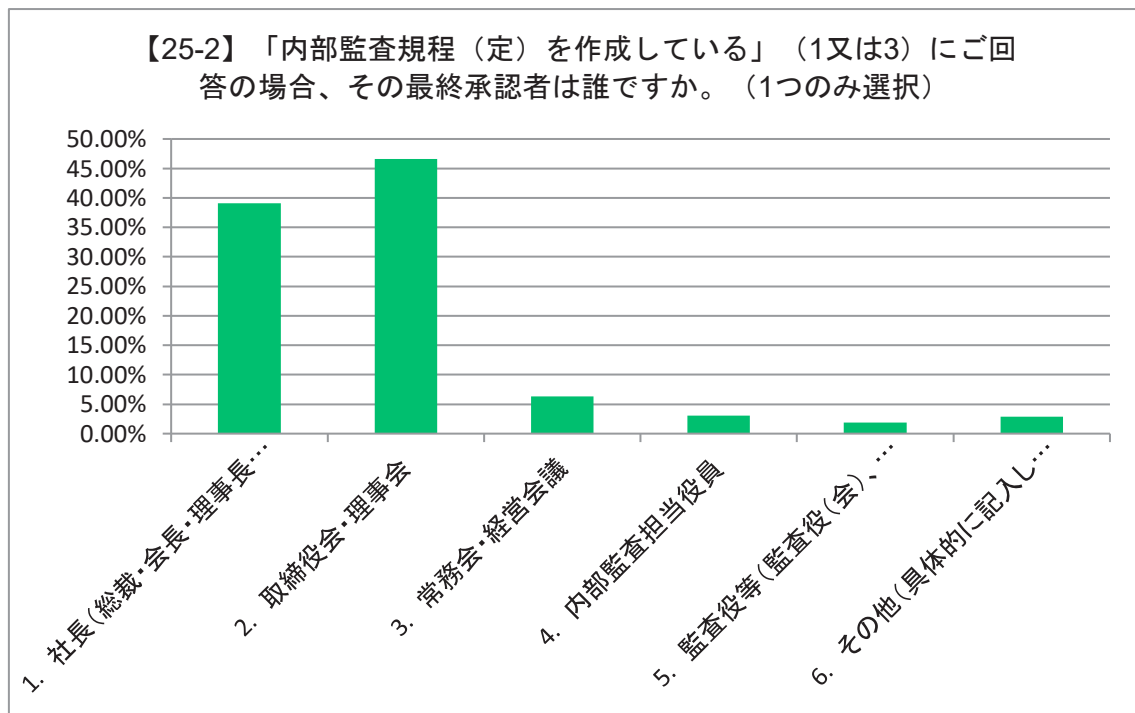
| 選択肢                              | 回答     |     |
|----------------------------------|--------|-----|
| 1. 内部監査規程（定）のみ作成                 | 40.40% | 244 |
| 2. 内部監査実施細則・手続書等のみ作成             | 4.64%  | 28  |
| 3. 内部監査規程（定）と内部監査実施細則・手続書等の両方を作成 | 53.48% | 323 |
| 4. 作成していない                       | 1.49%  | 9   |
|                                  | 回答数    | 604 |



## 内部監査の組織・制度

【25-2】「内部監査規程（定）を作成している」（1又は3）にご回答の場合、その最終承認者は誰ですか。（1つのみ選択）

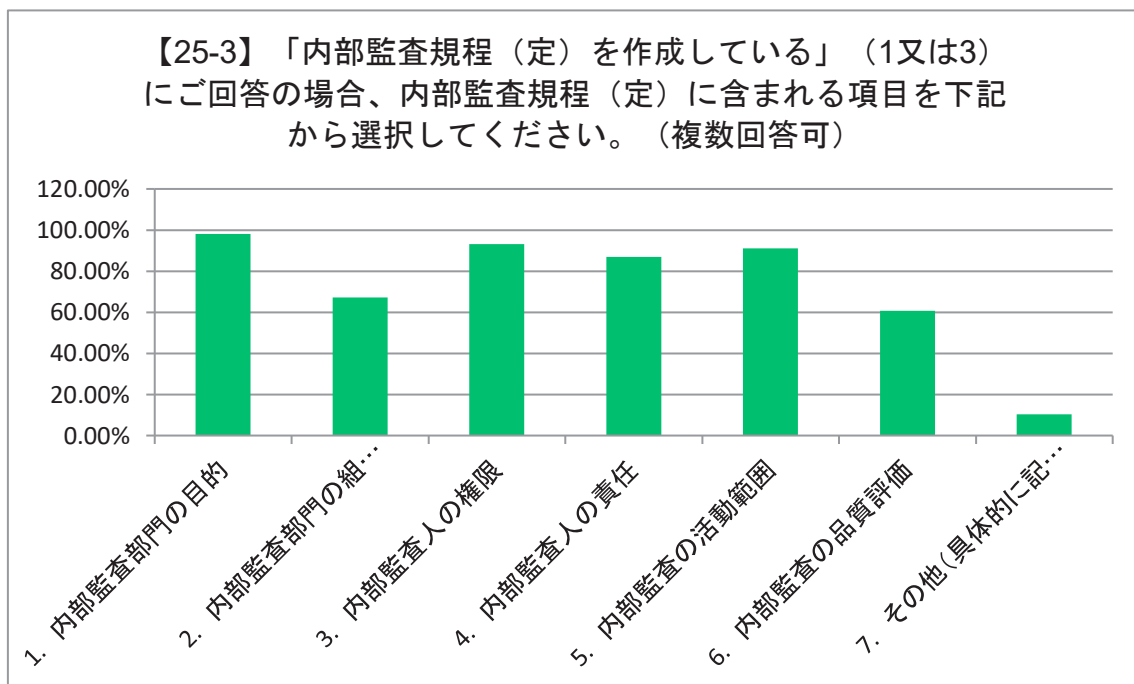
| 選択肢                            | 回答     |     |
|--------------------------------|--------|-----|
| 1. 社長（総裁・会長・理事長等）              | 39.05% | 216 |
| 2. 取締役会・理事会                    | 46.65% | 258 |
| 3. 常務会・経営会議                    | 6.33%  | 35  |
| 4. 内部監査担当役員                    | 3.07%  | 17  |
| 5. 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会） | 1.90%  | 11  |
| 6. その他（具体的に記入してください）           | 2.90%  | 16  |
|                                | 回答数    | 553 |



## 内部監査の組織・制度

【25-3】「内部監査規程（定）を作成している」（1 又は 3）にご回答の場合、内部監査規程（定）に含まれる項目を下記から選択してください。（複数回答可）

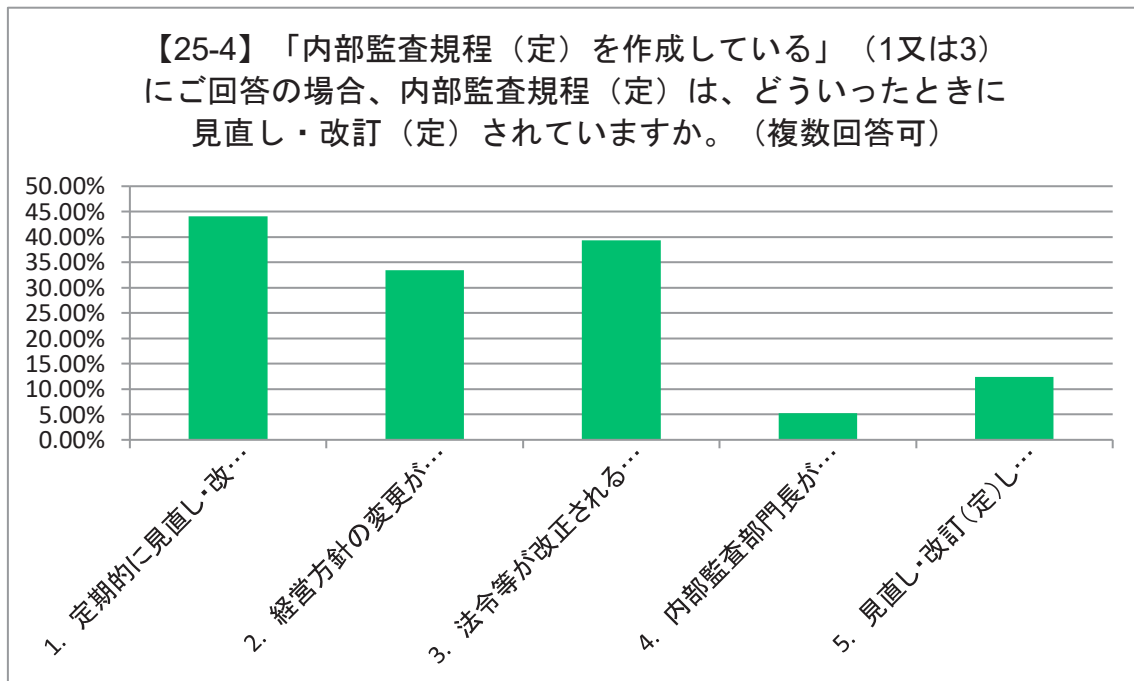
| 選択肢              | 回答     |     |
|------------------|--------|-----|
| 1. 内部監査部門の目的     | 97.99% | 538 |
| 2. 内部監査部門の組織上の地位 | 67.21% | 369 |
| 3. 内部監査人の権限      | 93.26% | 512 |
| 4. 内部監査人の責任      | 86.88% | 477 |
| 5. 内部監査の活動範囲     | 91.07% | 500 |
| 6. 内部監査の品質評価     | 60.60% | 168 |
| 7. その他           | 10.38% | 57  |
|                  | 回答数    | 549 |



## 内部監査の組織・制度

【25-4】「内部監査規程（定）を作成している」（1又は3）にご回答の場合、内部監査規程（定）は、こういったときに見直し・改訂（定）されていますか。（複数回答可）

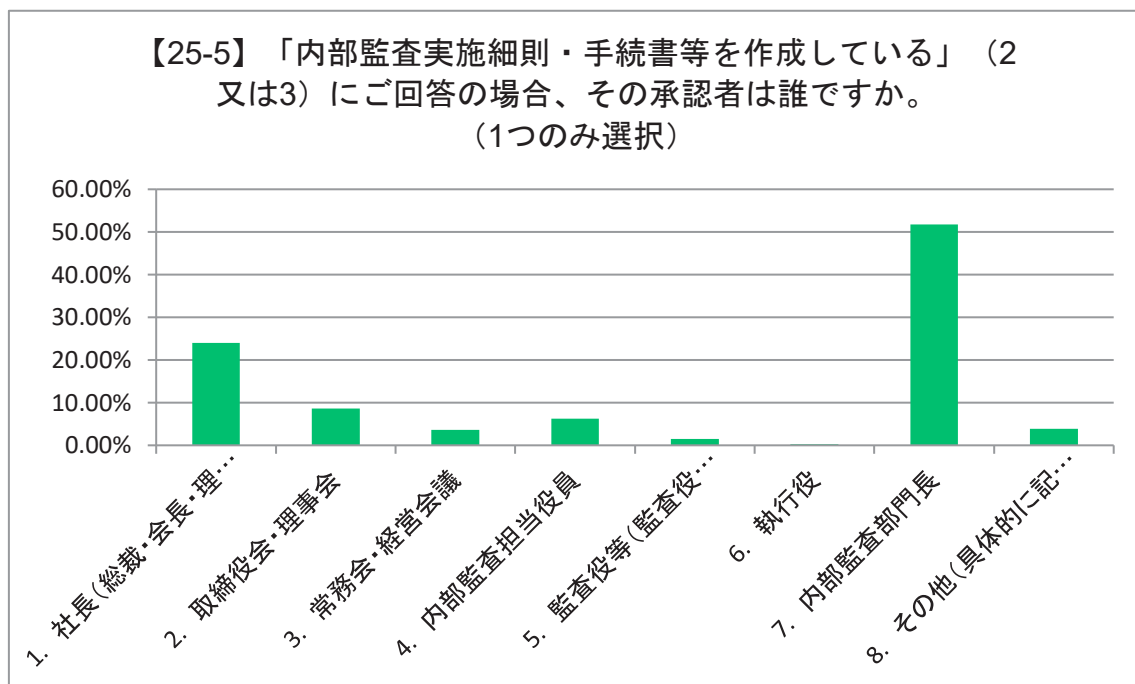
| 選択肢                            | 回答     |     |
|--------------------------------|--------|-----|
| 1. 定期的に見直し・改訂（定）している           | 44.05% | 241 |
| 2. 経営方針の変更があった際に見直し・改訂（定）している  | 33.45% | 183 |
| 3. 法令等が改正される際に見直し・改訂（定）している    | 39.30% | 215 |
| 4. 内部監査部門長が交代する際に見直し・改訂（定）している | 5.30%  | 29  |
| 5. 見直し・改訂（定）していない              | 12.43% | 68  |
|                                | 回答数    | 547 |



## 内部監査の組織・制度

【25-5】「内部監査実施細則・手続書等を作成している」(2又は3)にご回答の場合、その承認者は誰ですか。(1つのみ選択)

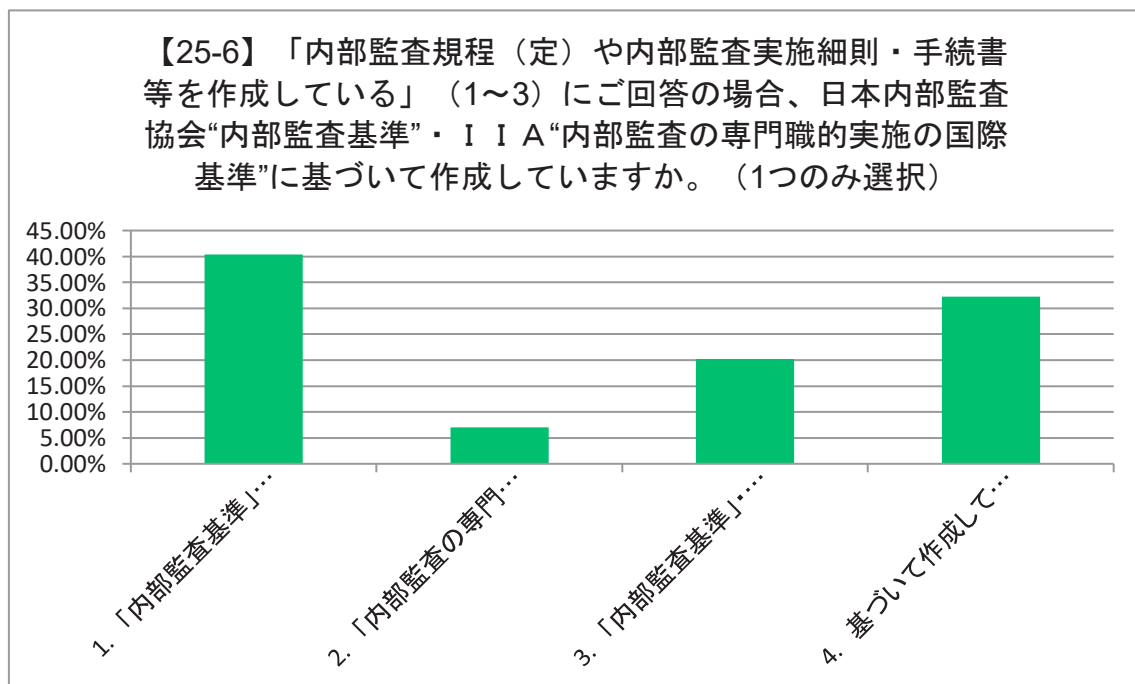
| 選択肢                            | 回答     |     |
|--------------------------------|--------|-----|
| 1. 社長(総裁・会長・理事長等)              | 23.95% | 80  |
| 2. 取締役会・理事会                    | 8.68%  | 29  |
| 3. 常務会・経営会議                    | 3.59%  | 12  |
| 4. 内部監査担当役員                    | 6.28%  | 21  |
| 5. 監査役等(監査役(会)、監査委員会または監査等委員会) | 1.49%  | 5   |
| 6. 執行役                         | 0.29%  | 1   |
| 7. 内部監査部門長                     | 51.79% | 173 |
| 8. その他                         | 3.89%  | 13  |
|                                | 回答数    | 334 |



## 内部監査の組織・制度

【25-6】「内部監査規程（定）や内部監査実施細則・手続書等を作成している」（1～3）にご回答の場合、日本内部監査協会“内部監査基準”・I I A“内部監査の専門職的实施の国際基準”に基づいて作成していますか。（1つのみ選択）

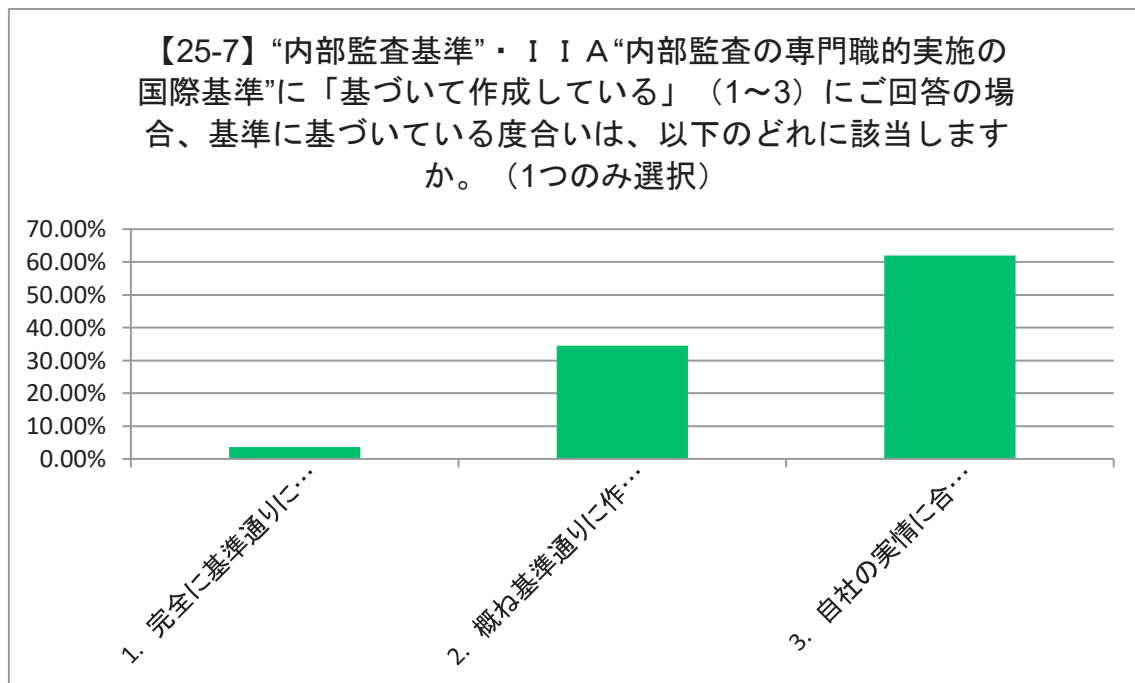
| 選択肢                                      | 回答     |     |
|------------------------------------------|--------|-----|
| 1. 「内部監査基準」に基づいて作成                       | 40.33% | 240 |
| 2. 「内部監査の専門職的实施の国際基準」に基づいて作成             | 7.05%  | 42  |
| 3. 「内部監査基準」・「内部監査の専門職的实施の国際基準」の両方に基づいて作成 | 20.16% | 120 |
| 4. 基づいて作成していない                           | 32.26% | 192 |
|                                          | 回答数    | 595 |



## 内部監査の組織・制度

【25-7】“内部監査基準”・I I A “内部監査の専門職的实施の国際基準”に「基づいて作成している」(1~3)にご回答の場合、基準に基づいている度合いは、以下のどれに該当しますか。(1つのみ選択)

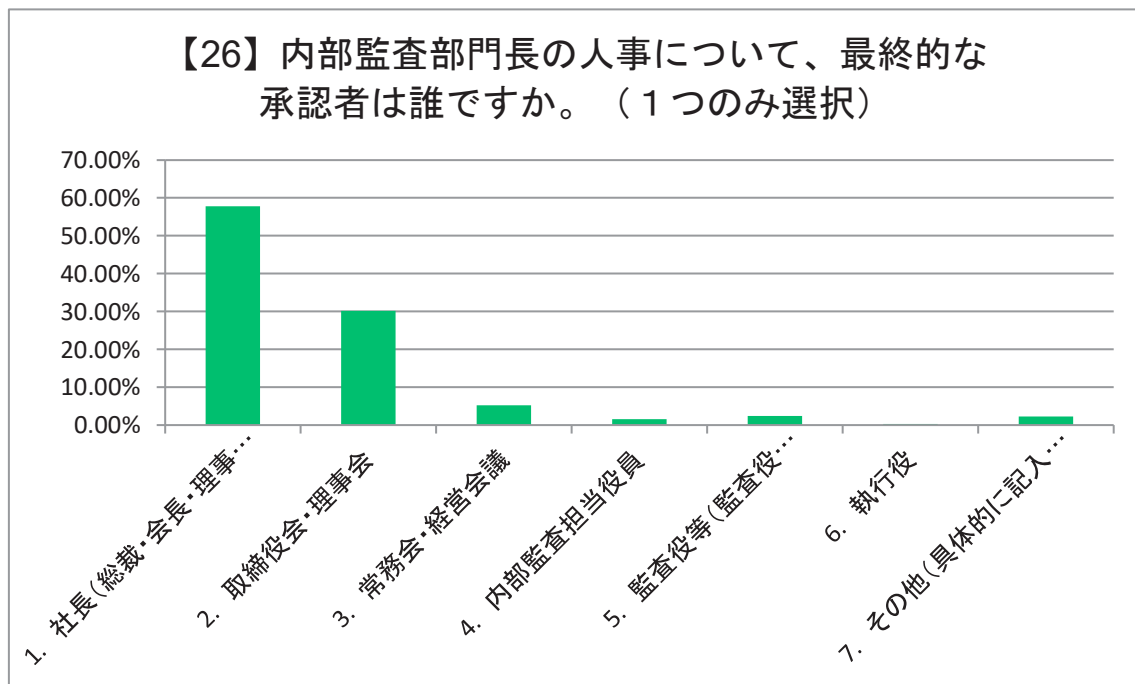
| 選択肢                           | 回答     |     |
|-------------------------------|--------|-----|
| 1. 完全に基準通りに作成している             | 3.53%  | 13  |
| 2. 概ね基準通りに作成している              | 34.51% | 127 |
| 3. 自社の実情に合わせできる範囲で基準通りに作成している | 61.96% | 228 |
|                               | 回答数    | 368 |



## 内部監査の組織・制度

【26】内部監査部門長の人事について、最終的な承認者は誰ですか。(1つのみ選択)

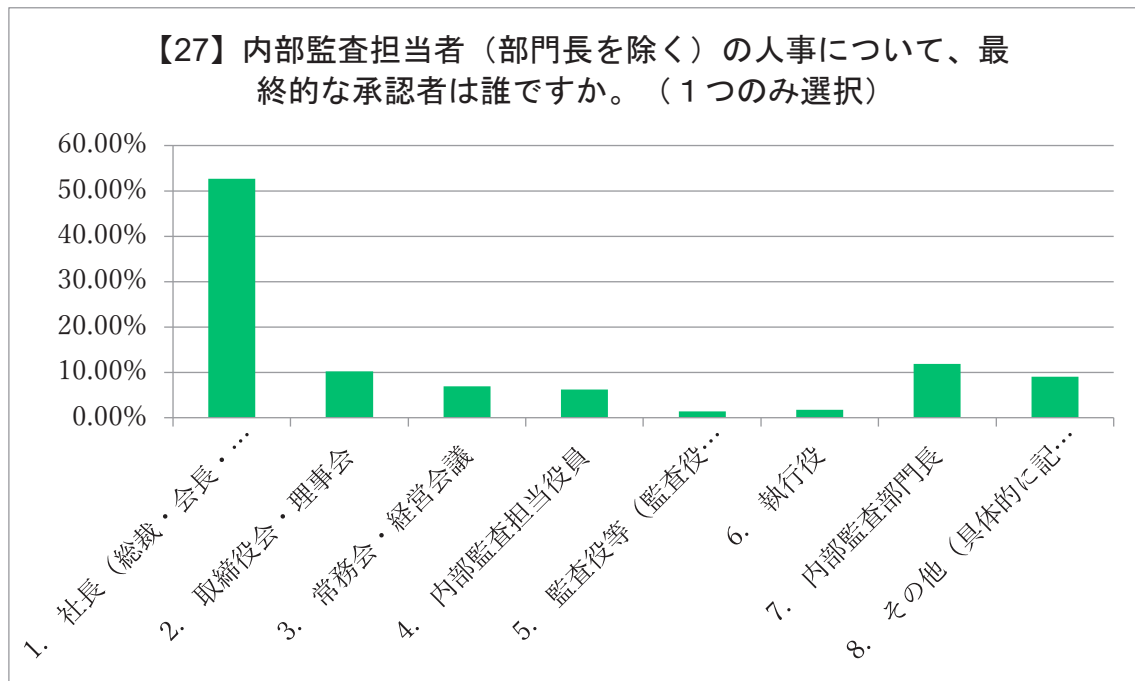
| 選択肢                            | 回答     |     |
|--------------------------------|--------|-----|
| 1. 社長（総裁・会長・理事長等）              | 57.82% | 329 |
| 2. 取締役会・理事会                    | 30.23% | 172 |
| 3. 常務会・経営会議                    | 5.27%  | 30  |
| 4. 内部監査担当役員                    | 1.58%  | 9   |
| 5. 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会） | 2.46%  | 14  |
| 6. 執行役                         | 0.35%  | 2   |
| 7. その他                         | 2.28%  | 13  |
|                                | 回答数    | 569 |



## 内部監査の組織・制度

【27】内部監査担当者（部門長を除く）の人事について、最終的な承認者は誰ですか。  
（1つのみ選択）

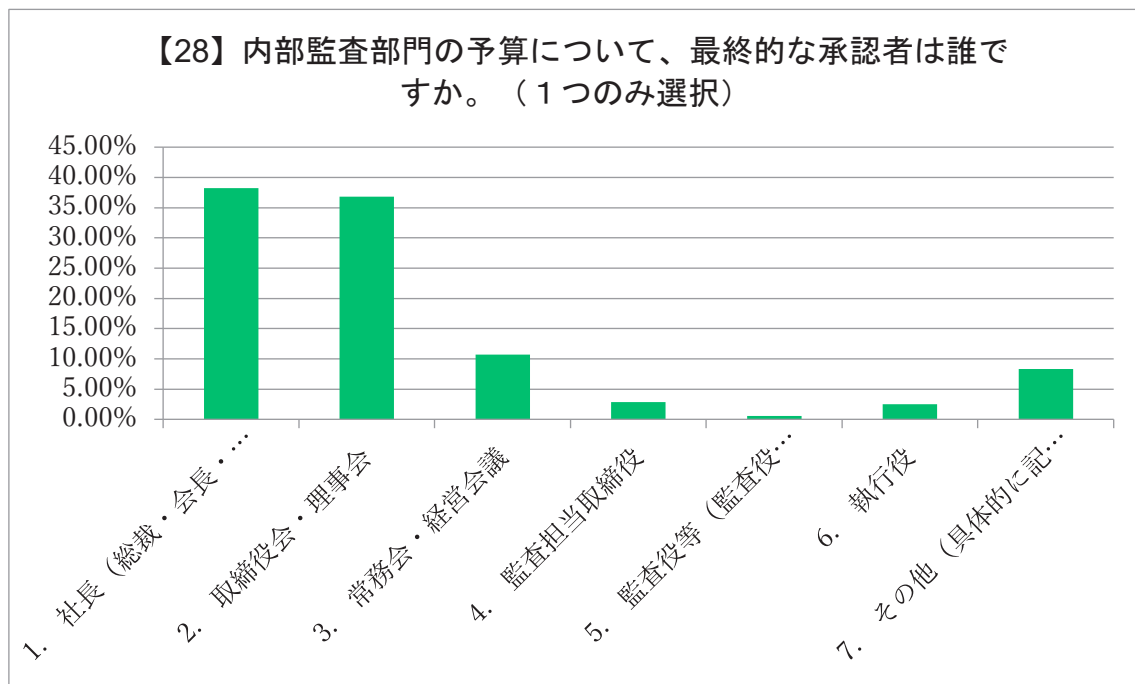
| 選択肢                            | 回答     |     |
|--------------------------------|--------|-----|
| 1. 社長（総裁・会長・理事長等）              | 52.73% | 299 |
| 2. 取締役会・理事会                    | 10.23% | 58  |
| 3. 常務会・経営会議                    | 6.88%  | 39  |
| 4. 内部監査担当役員                    | 6.17%  | 35  |
| 5. 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会） | 1.41%  | 8   |
| 6. 執行役                         | 1.76%  | 10  |
| 7. 内部監査部門長                     | 11.82% | 67  |
| 8. その他                         | 8.99%  | 51  |
|                                | 回答数    | 567 |



## 内部監査の組織・制度

【28】内部監査部門の予算について、最終的な承認者は誰ですか。（1つのみ選択）

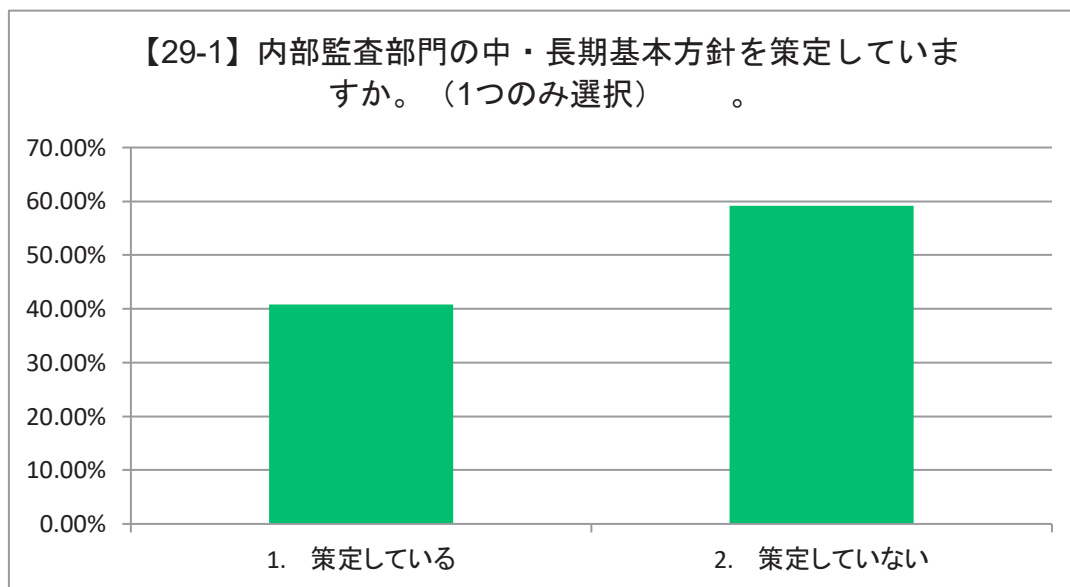
| 選択肢                            | 回答     |     |
|--------------------------------|--------|-----|
| 1. 社長（総裁・会長・理事長等）              | 38.26% | 215 |
| 2. 取締役会・理事会                    | 36.83% | 207 |
| 3. 常務会・経営会議                    | 10.68% | 60  |
| 4. 監査担当取締役                     | 2.85%  | 16  |
| 5. 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会） | 0.53%  | 3   |
| 6. 執行役                         | 2.49%  | 14  |
| 7. その他                         | 8.36%  | 47  |
|                                | 回答数    | 562 |



## 内部監査の組織・制度

【29-1】 内部監査部門の中・長期基本方針を策定していますか。(1 つのみ選択) ※この設問は回答必須です。

| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 策定している  | 40.85% | 239 |
| 2. 策定していない | 59.15% | 346 |
|            | 回答数    | 585 |



### 内部監査の組織・制度

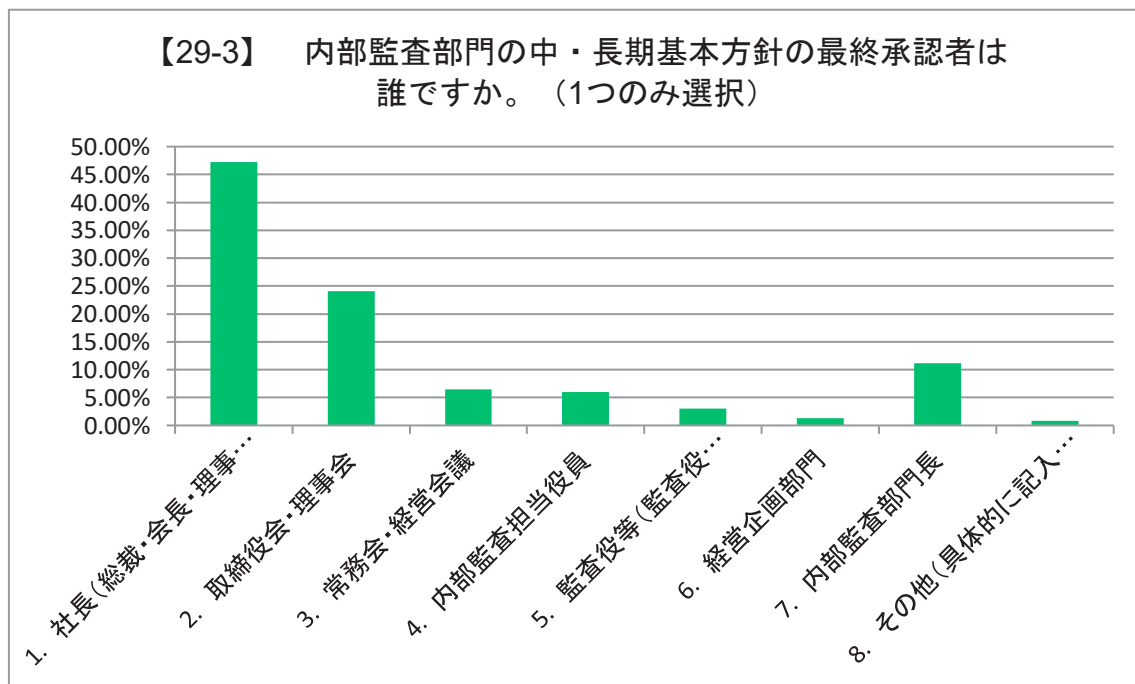
【29-2】策定した方針は通常どのくらいの期間を対象として策定していますか。※整数で入力してください。

| (年間) | (社) |
|------|-----|
| 1    | 15  |
| 2    | 4   |
| 3    | 150 |
| 4    | 6   |
| 5    | 44  |
| 6    | 2   |
| 7    | 1   |
| 8    | 1   |
| 10   | 4   |
| 回答数  | 227 |

## 内部監査の組織・制度

【29-3】 内部監査部門の中・長期基本方針の最終承認者は誰ですか。（1つのみ選択）

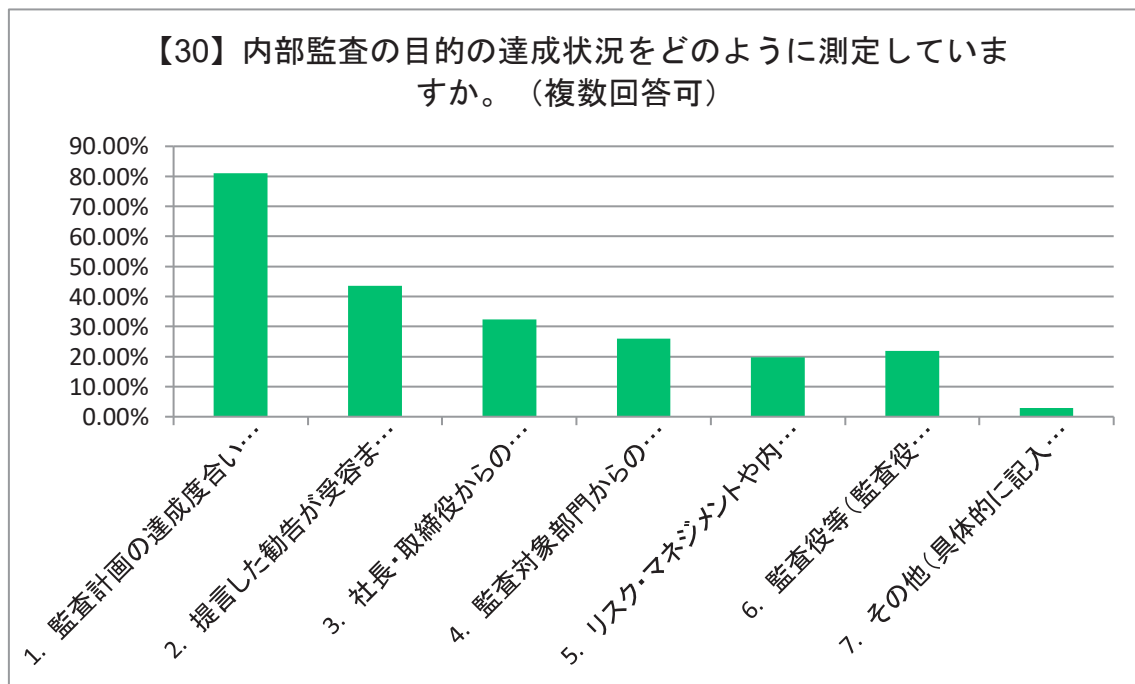
| 選択肢                            | 回答     |     |
|--------------------------------|--------|-----|
| 1. 社長（総裁・会長・理事長等）              | 47.21% | 110 |
| 2. 取締役会・理事会                    | 24.03% | 56  |
| 3. 常務会・経営会議                    | 6.44%  | 15  |
| 4. 内部監査担当役員                    | 6.01%  | 14  |
| 5. 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会） | 3.00%  | 7   |
| 6. 経営企画部門                      | 1.29%  | 3   |
| 7. 内部監査部門長                     | 11.16% | 26  |
| 8. その他                         | 0.86%  | 2   |
|                                | 回答数    | 233 |



## 内部監査の組織・制度と計画

【30】内部監査の目的の達成状況をどのように測定していますか。(複数回答可)

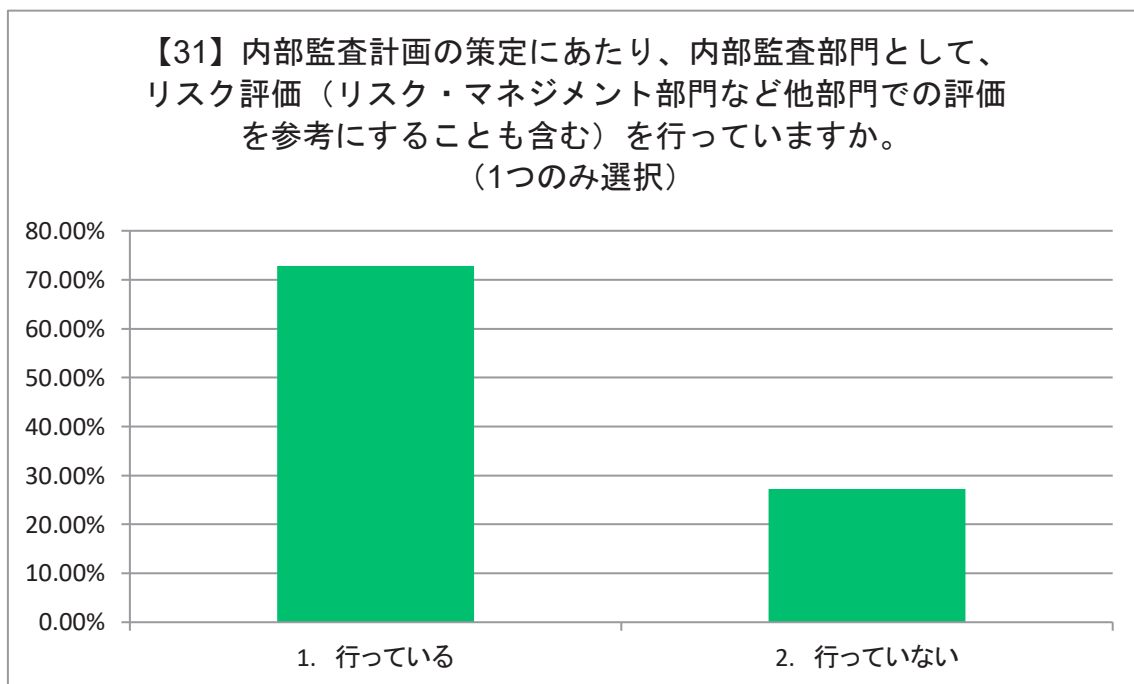
| 選択肢                                                     | 回答     |     |
|---------------------------------------------------------|--------|-----|
| 1. 監査計画の達成度合いによって                                       | 81.05% | 449 |
| 2. 提言した勧告が受容または遂行されたかによって                               | 43.50% | 241 |
| 3. 社長・取締役からのフィードバックによって                                 | 32.31% | 179 |
| 4. 監査対象部門からのフィードバックによって                                 | 25.99% | 144 |
| 5. リスク・マネジメントや内部統制の適切性に係るアシュアランスを提供したことによって             | 19.86% | 110 |
| 6. 監査役等(監査役(会)、監査委員会または監査等委員会)または監査法人と内部監査部門との連携の程度によって | 21.84% | 121 |
| 7. その他                                                  | 2.89%  | 16  |
|                                                         | 回答数    | 554 |



### 内部監査の組織・制度と計画

【31】内部監査計画の策定にあたり、内部監査部門として、リスク評価（リスク・マネジメント部門など他部門での評価を参考にすることも含む）を行っていますか。(1つのみ選択)

| 選択肢       | 回答     |     |
|-----------|--------|-----|
| 1. 行っている  | 72.81% | 399 |
| 2. 行っていない | 27.19% | 149 |
|           | 回答数    | 548 |

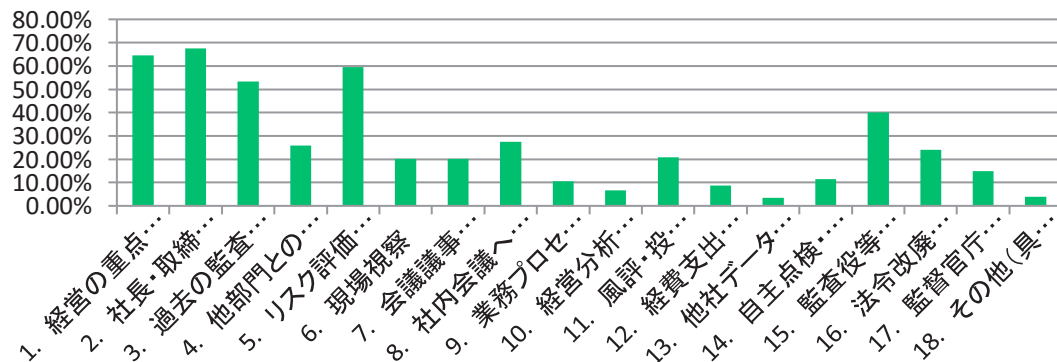


## 内部監査の組織・制度と計画

【32】テーマ監査（部門別監査における重点監査項目を含む）を実施する場合、監査テーマ（或いは重点監査項目）を選定する際の主な手がかりは、どれですか。（複数回答可）

| 選択肢                                 | 回答     |     |
|-------------------------------------|--------|-----|
| 1. 経営の重点目標                          | 64.53% | 353 |
| 2. 社長・取締役との接触・首脳部からの依頼              | 67.46% | 369 |
| 3. 過去の監査調書・監査報告書                    | 53.38% | 292 |
| 4. 他部門との接触・他部門からの依頼                 | 25.96% | 142 |
| 5. リスク評価の結果                         | 59.41% | 325 |
| 6. 現場視察                             | 20.11% | 110 |
| 7. 会議議事録・稟議書などの検討                   | 20.11% | 110 |
| 8. 社内会議への出席                         | 27.42% | 150 |
| 9. 業務プロセスチャートの検討                    | 10.60% | 58  |
| 10. 経営分析比率などの管理データ                  | 6.76%  | 37  |
| 11. 風評・投書・内部通報など                    | 20.84% | 114 |
| 12. 経費支出の多額な部門を選出                   | 8.78%  | 48  |
| 13. 他社データとの比較・検討                    | 3.47%  | 19  |
| 14. 自主点検・C S Aの結果                   | 11.52% | 63  |
| 15. 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会）との協議 | 40.04% | 219 |
| 16. 法令改廃の経営への影響分析                   | 23.95% | 131 |
| 17. 監督官庁の指針等                        | 14.99% | 82  |
| 18. その他                             | 3.84%  | 21  |
|                                     | 回答数    | 547 |

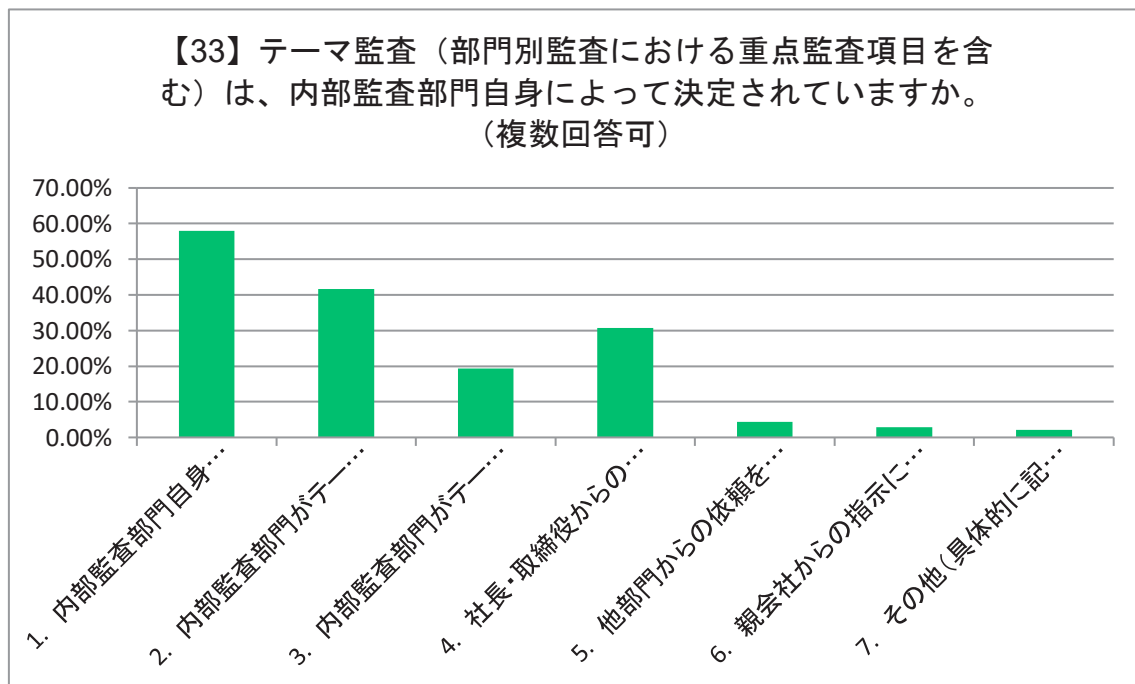
【32】テーマ監査（部門別監査における重点監査項目を含む）を実施する場合、監査テーマ（或いは重点監査項目）を選定する際の主な手がかりは、どれですか。（複数回答可）



## 内部監査の組織・制度と計画

【33】テーマ監査（部門別監査における重点監査項目を含む）は、内部監査部門自身によって決定されていますか。（複数回答可）

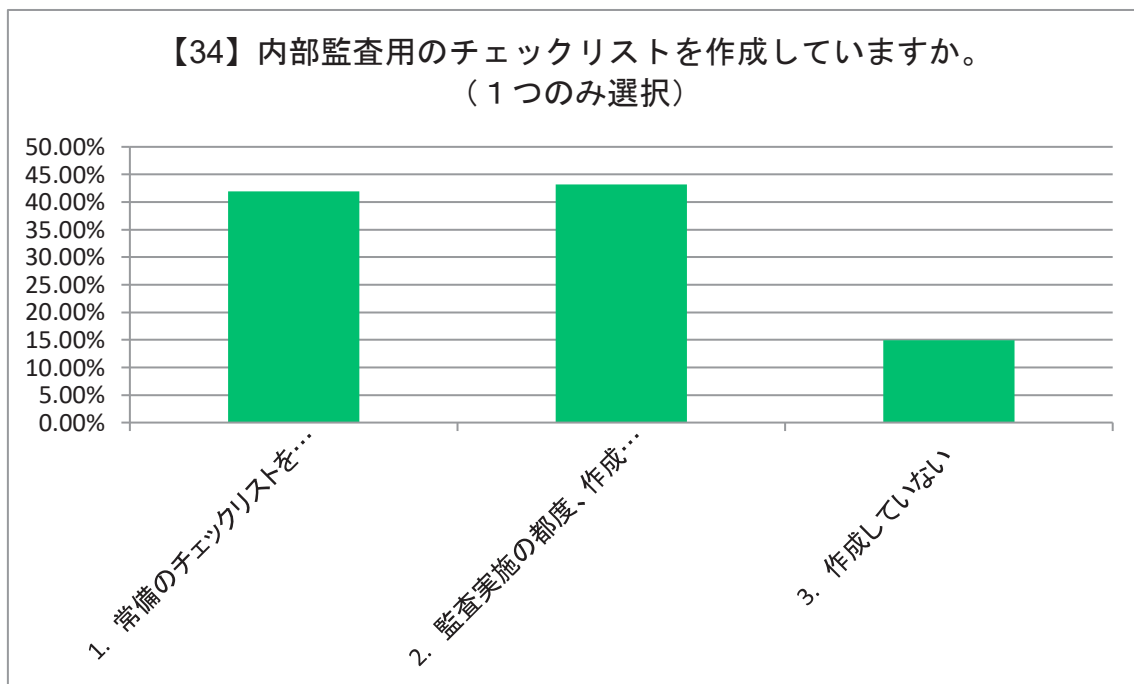
| 選択肢                                                       | 回答     |     |
|-----------------------------------------------------------|--------|-----|
| 1. 内部監査部門自身によって決定                                         | 57.95% | 317 |
| 2. 内部監査部門がテーマ候補を選定し、首脳部の支持を得てから決定                         | 41.68% | 228 |
| 3. 内部監査部門がテーマ候補を選定し、監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会）の支持を得てから決定 | 19.38% | 106 |
| 4. 社長・取締役からの指示によって決定                                      | 30.71% | 168 |
| 5. 他部門からの依頼を受けて決定                                         | 4.39%  | 24  |
| 6. 親会社からの指示によって決定                                         | 2.93%  | 16  |
| 7. その他                                                    | 2.19%  | 12  |
|                                                           | 回答数    | 547 |



## 内部監査の組織・制度と計画

【34】 内部監査用のチェックリストを作成していますか。(1 つのみ選択)

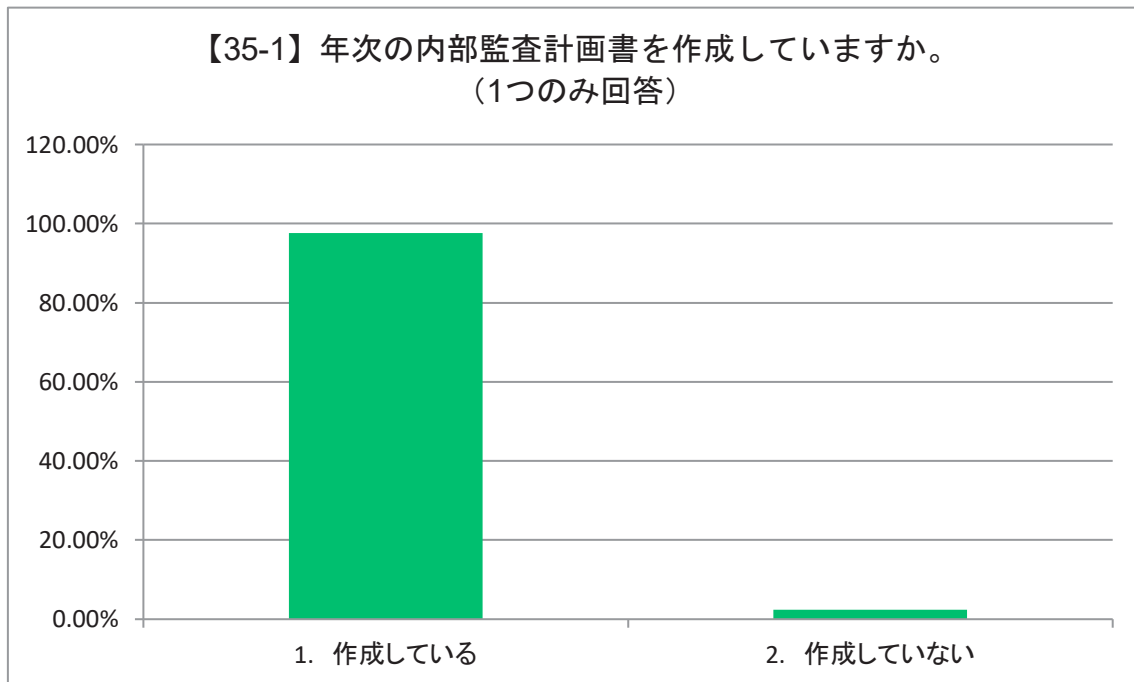
| 選択肢                  | 回答     |     |
|----------------------|--------|-----|
| 1. 常備のチェックリストを作成している | 41.91% | 233 |
| 2. 監査実施の都度、作成している    | 43.17% | 240 |
| 3. 作成していない           | 14.93% | 83  |
|                      | 回答数    | 556 |



## 内部監査の組織・制度と計画

【35-1】年次の内部監査計画書を作成していますか。(1 つのみ回答)

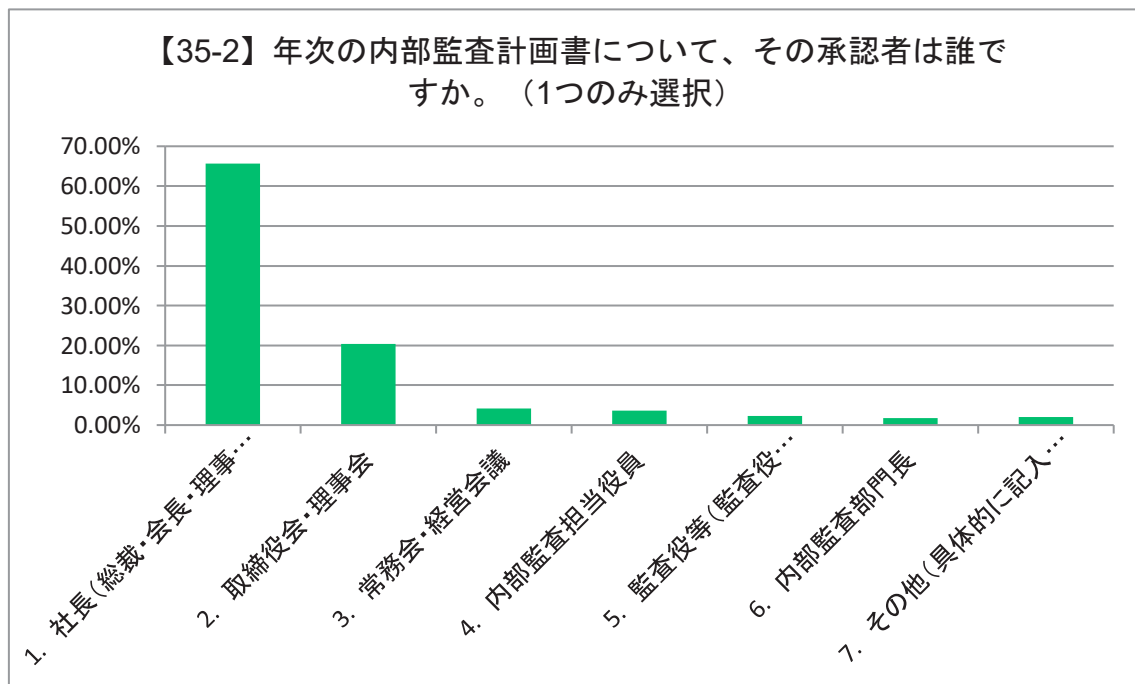
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 作成している  | 97.57% | 562 |
| 2. 作成していない | 2.43%  | 14  |
|            | 回答数    | 576 |



## 内部監査の組織・制度と計画

【35-2】 年次の内部監査計画書について、その承認者は誰ですか。(1 つのみ選択)

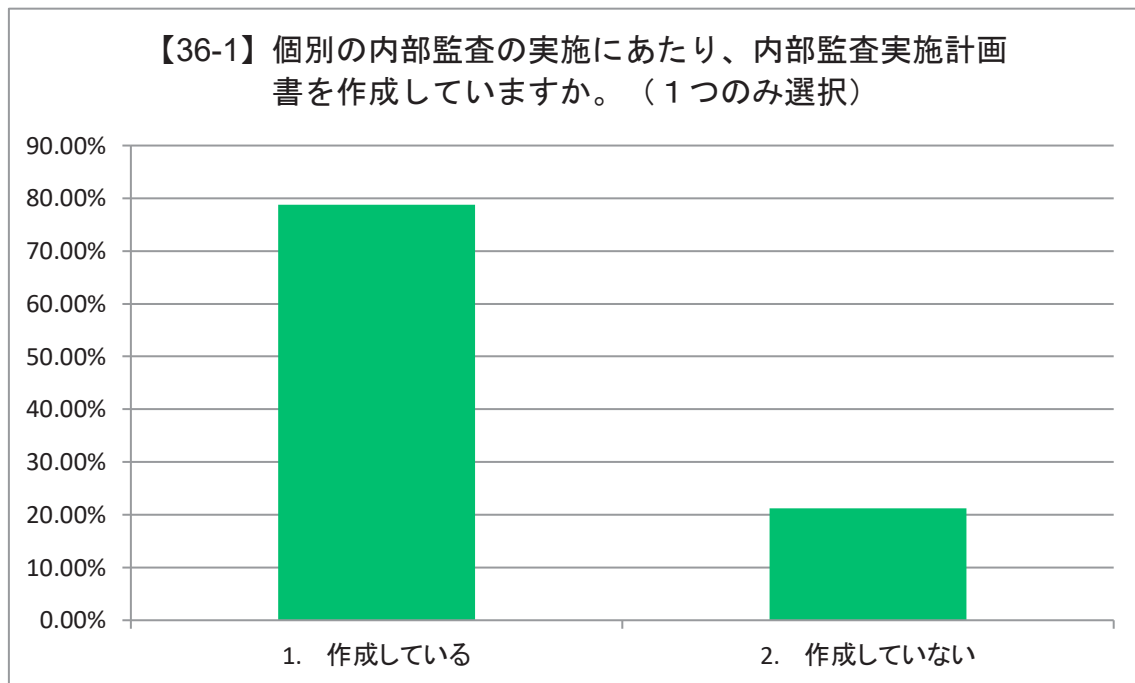
| 選択肢                            | 回答     |     |
|--------------------------------|--------|-----|
| 1. 社長（総裁・会長・理事長等）              | 65.64% | 363 |
| 2. 取締役会・理事会                    | 20.43% | 113 |
| 3. 常務会・経営会議                    | 4.16%  | 23  |
| 4. 内部監査担当役員                    | 3.62%  | 20  |
| 5. 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会） | 2.35%  | 13  |
| 6. 内部監査部門長                     | 1.81%  | 10  |
| 7. その他                         | 1.99%  | 11  |
|                                | 回答数    | 553 |



### 内部監査の組織・制度と計画

【36-1】個別の内部監査の実施にあたり、内部監査実施計画書を作成していますか。(1つのみ選択)

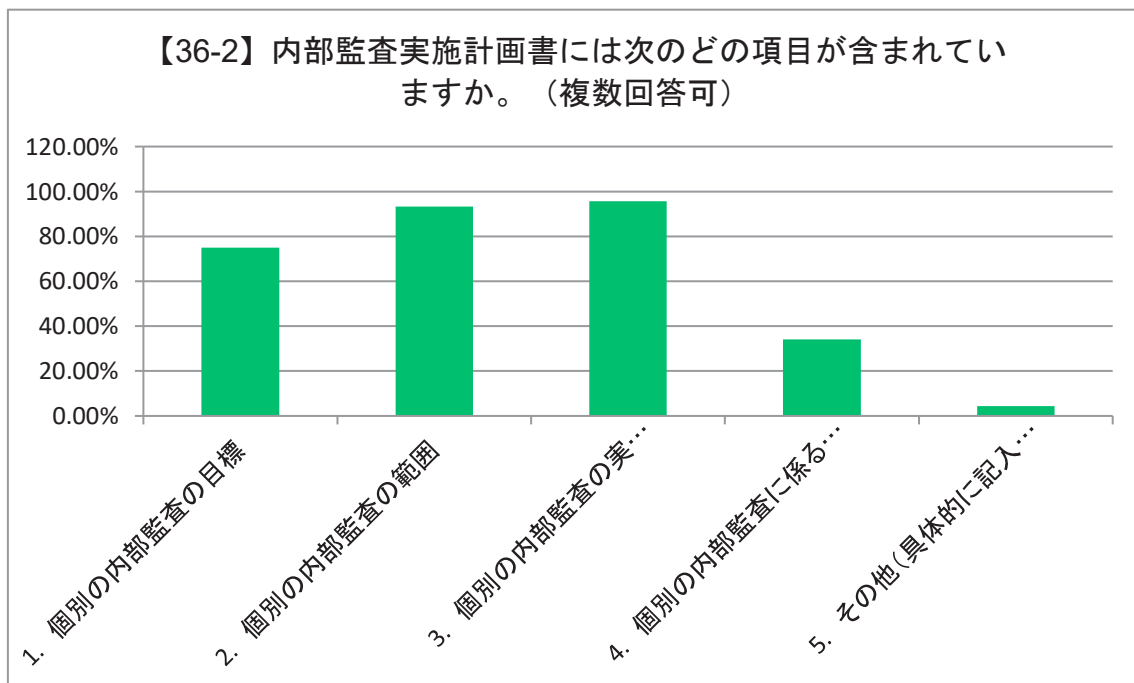
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 作成している  | 78.75% | 452 |
| 2. 作成していない | 21.25% | 122 |
|            | 回答数    | 574 |



## 内部監査の組織・制度と計画

【36-2】内部監査実施計画書には次のどの項目が含まれていますか。（複数回答可）

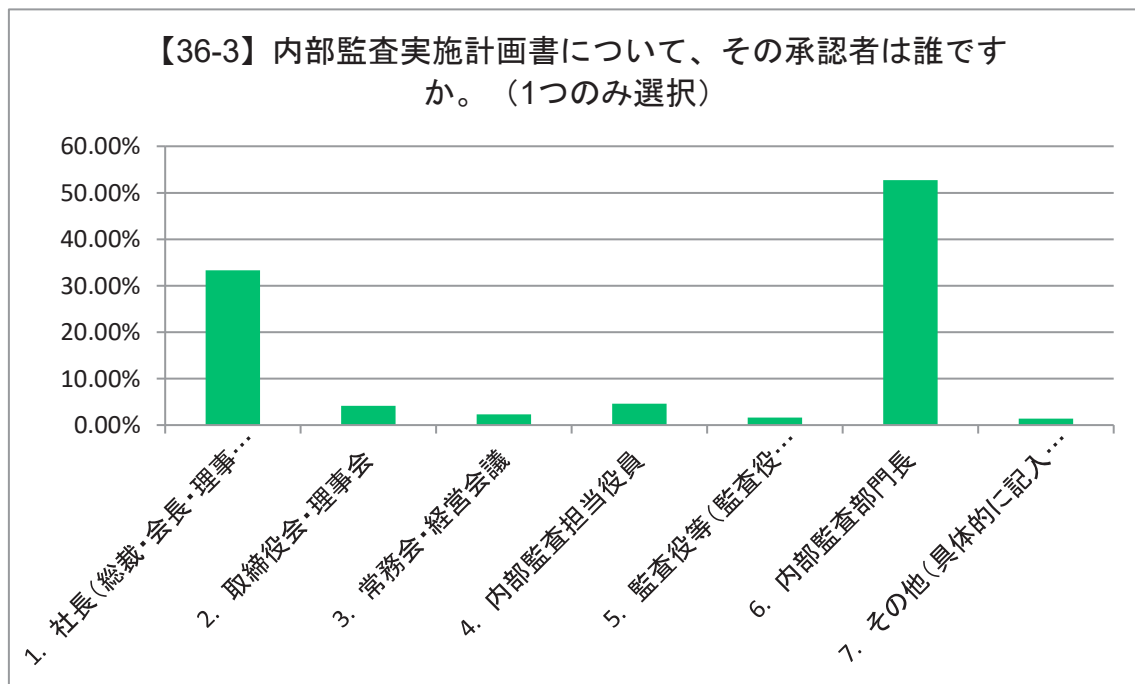
| 選択肢               | 回答     |     |
|-------------------|--------|-----|
| 1. 個別の内部監査の目標     | 75.00% | 330 |
| 2. 個別の内部監査の範囲     | 93.18% | 410 |
| 3. 個別の内部監査の実施時期   | 95.68% | 421 |
| 4. 個別の内部監査に係る資源配分 | 34.09% | 150 |
| 5. その他            | 4.32%  | 19  |
|                   | 回答数    | 440 |



## 内部監査の組織・制度と計画

【36-3】 内部監査実施計画書について、その承認者は誰ですか。(1 つのみ選択)

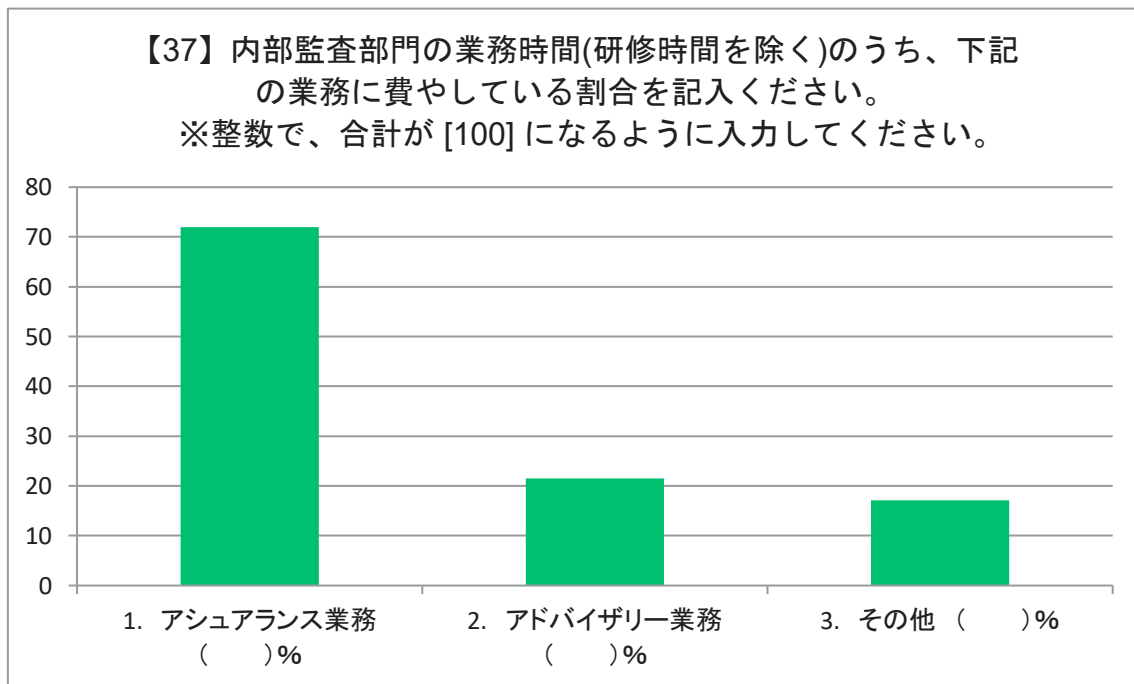
| 選択肢                            | 回答     |     |
|--------------------------------|--------|-----|
| 1. 社長（総裁・会長・理事長等）              | 33.33% | 146 |
| 2. 取締役会・理事会                    | 4.11%  | 18  |
| 3. 常務会・経営会議                    | 2.28%  | 10  |
| 4. 内部監査担当役員                    | 4.57%  | 20  |
| 5. 監査役等（監査役（会）、監査委員会または監査等委員会） | 1.60%  | 7   |
| 6. 内部監査部門長                     | 52.74% | 231 |
| 7. その他                         | 1.37%  | 6   |
|                                | 回答数    | 438 |



## 内部監査の実施

【37】内部監査部門の業務時間(研修時間を除く)のうち、下記の業務に費やしている割合を記入ください。 ※整数で、合計が [100] になるように入力してください。

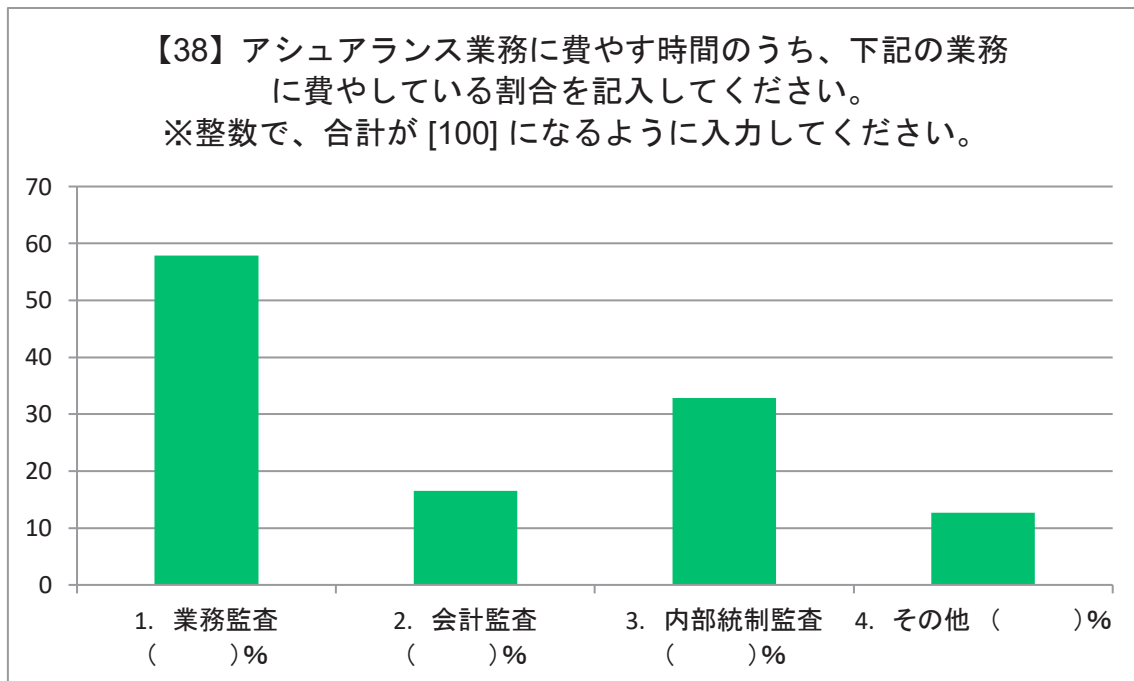
| 選択肢                | 平均値 |
|--------------------|-----|
| 1. アシュアランス業務 ( ) % | 72  |
| 2. アドバイザリー業務 ( ) % | 21  |
| 3. その他 ( ) %       | 17  |



## 内部監査の実施

【38】アシュアランス業務に費やす時間のうち、下記の業務に費やしている割合を記入してください。 ※整数で、合計が [100] になるように入力してください。

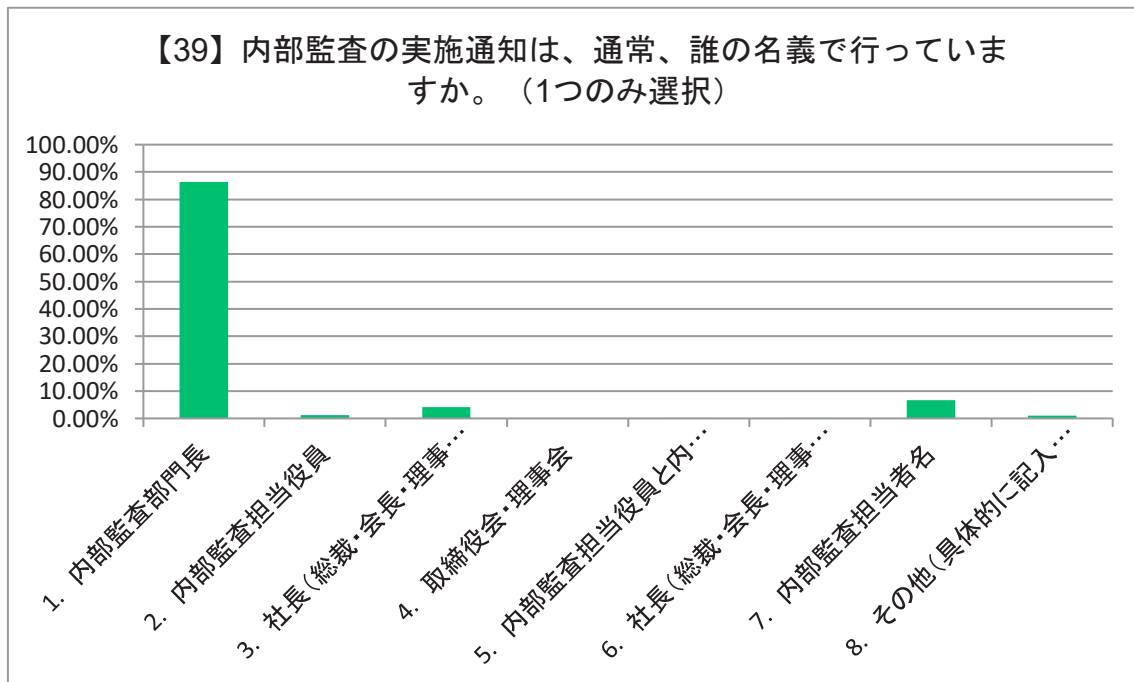
| 選択肢             | 平均値 |
|-----------------|-----|
| 1. 業務監査 ( ) %   | 57  |
| 2. 会計監査 ( ) %   | 16  |
| 3. 内部統制監査 ( ) % | 32  |
| 4. その他 ( ) %    | 12  |



## 内部監査の実施

【39】内部監査の実施通知は、通常、誰の名義で行っていますか。(1つのみ選択)

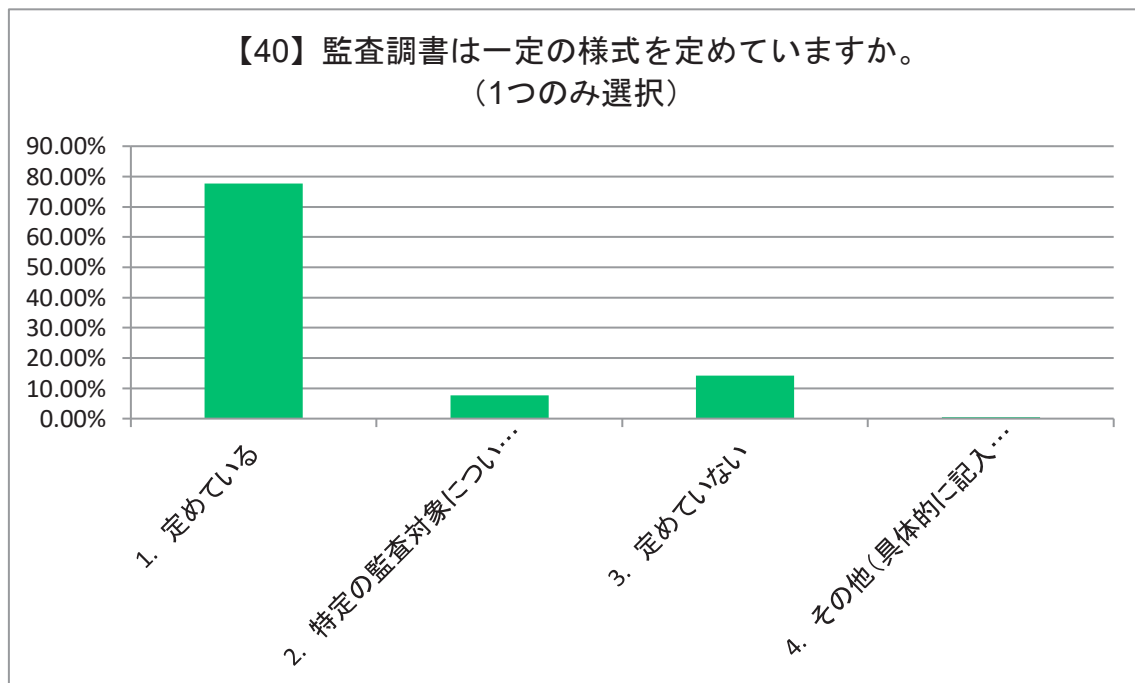
| 選択肢                           | 回答     |     |
|-------------------------------|--------|-----|
| 1. 内部監査部門長                    | 86.41% | 477 |
| 2. 内部監査担当役員                   | 1.27%  | 7   |
| 3. 社長（総裁・会長・理事長等）             | 4.17%  | 23  |
| 4. 取締役会・理事会                   | 0.00%  | 0   |
| 5. 内部監査担当役員と内部監査部門長との連名       | 0.18%  | 1   |
| 6. 社長（総裁・会長・理事長等）と内部監査部門長との連名 | 0.18%  | 1   |
| 7. 内部監査担当者名                   | 6.70%  | 37  |
| 8. その他                        | 1.09%  | 6   |
|                               | 回答数    | 552 |



## 内部監査の実施

【40】 監査調書は一定の様式を定めていますか。(1 つのみ選択)

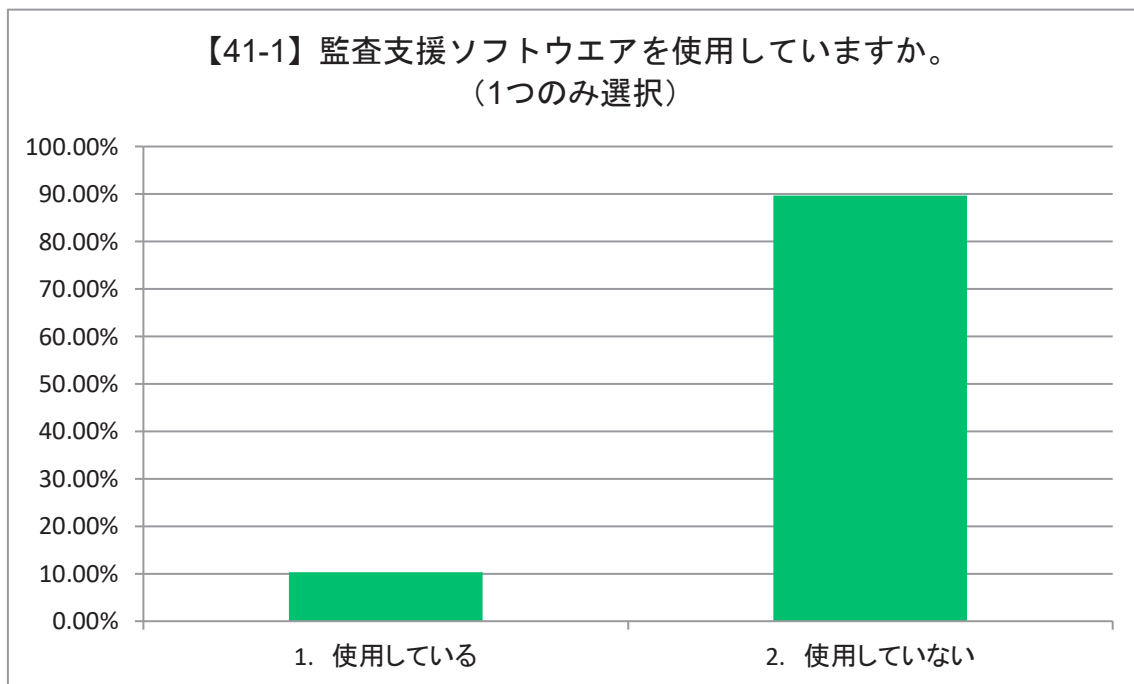
| 選択肢                  | 回答     |     |
|----------------------|--------|-----|
| 1. 定めている             | 77.68% | 428 |
| 2. 特定の監査対象については定めている | 7.62%  | 42  |
| 3. 定めていない            | 14.16% | 78  |
| 4. その他               | 0.54%  | 3   |
|                      | 回答数    | 551 |



## 内部監査の実施

【41-1】 監査支援ソフトウェアを使用していますか。(1 つのみ選択)

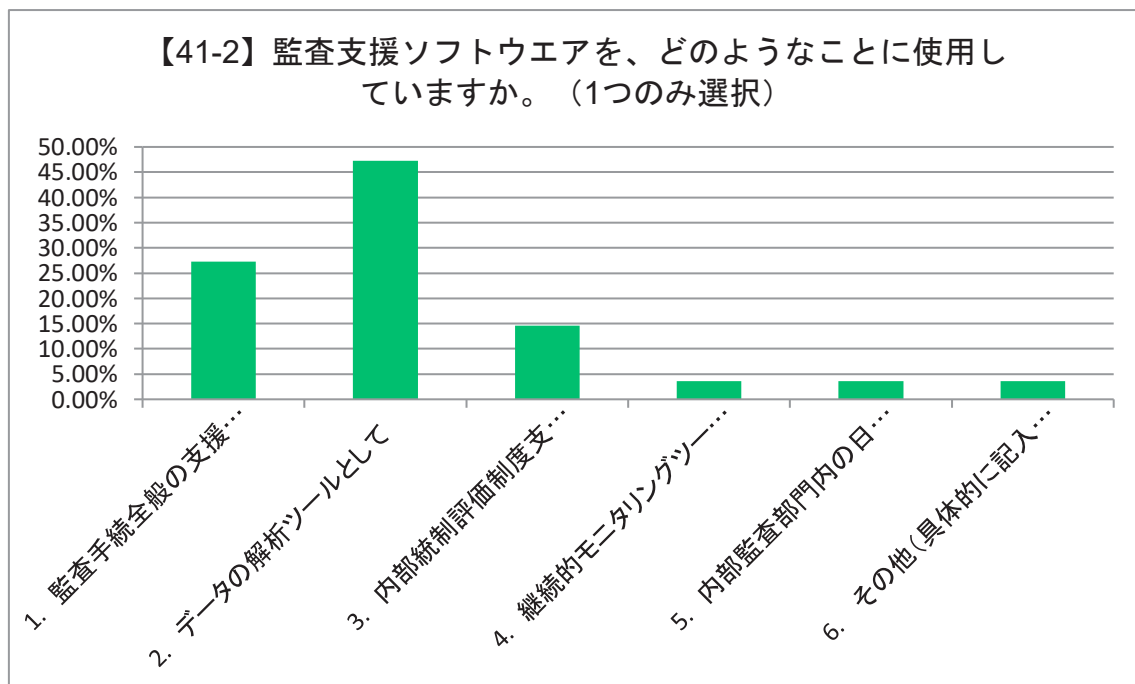
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 使用している  | 10.30% | 58  |
| 2. 使用していない | 89.70% | 505 |
|            | 回答数    | 563 |



## 内部監査の実施

【41-2】 監査支援ソフトウェアを、どのようなことに使用していますか。（1つのみ選択）

| 選択肢                                                       | 回答     |    |
|-----------------------------------------------------------|--------|----|
| 1. 監査手続全般の支援ツールとして                                        | 27.27% | 15 |
| 2. データの解析ツールとして                                           | 47.27% | 26 |
| 3. 内部統制評価制度支援ツールとして                                       | 14.55% | 8  |
| 4. 継続的モニタリングツール（定常的に業務の異常値などを監視・発見・分析するためのソフト／自社開発を含む）として | 3.64%  | 2  |
| 5. 内部監査部門内の日常業務管理ツールとして                                   | 3.64%  | 2  |
| 6. その他                                                    | 3.64%  | 2  |
|                                                           | 回答数    | 55 |

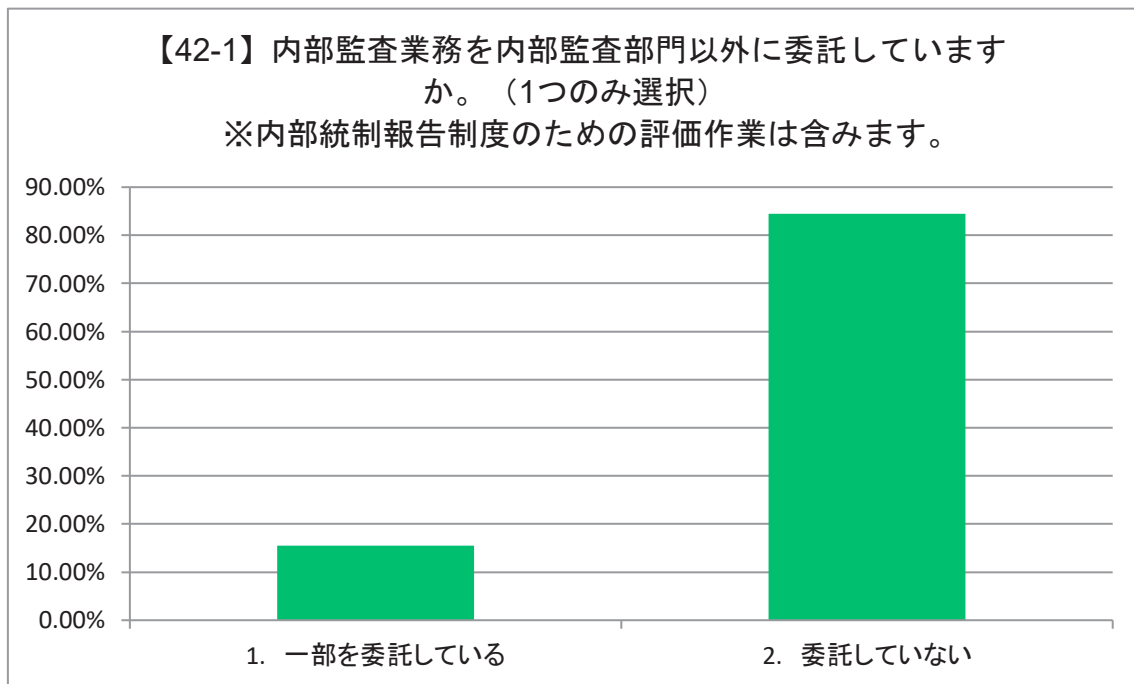


## 内部監査の実施

【42-1】 内部監査業務を内部監査部門以外に委託していますか。(1 つのみ選択)

※内部統制報告制度のための評価作業は含みます。

| 選択肢          | 回答     |     |
|--------------|--------|-----|
| 1. 一部を委託している | 15.51% | 87  |
| 2. 委託していない   | 84.49% | 474 |
|              | 回答数    | 561 |



## 内部監査の実施

【42-2】 内部監査業務について、どのような業務を委託していますか。ご記入ください。

|                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 海外事業子会社におけるガバナンス体制のアシュアランス業務                                                                                                                       |
| システム監査                                                                                                                                             |
| 経理監査の一部支店への往査                                                                                                                                      |
| レストラン店舗監査                                                                                                                                          |
| 会計監査                                                                                                                                               |
| J-SOX                                                                                                                                              |
| 環境など専門性の高い分野                                                                                                                                       |
| 統制評価の一部業務監査業務のアドバイザー                                                                                                                               |
| 内部統制報告制度のための評価作業。                                                                                                                                  |
| 個別内部監査をコソーシング                                                                                                                                      |
| 内部統制報告制度のための評価作業                                                                                                                                   |
| 公的研究費等内部監査業務                                                                                                                                       |
| JSOX 評価の定型業務                                                                                                                                       |
| 海外関係会社の監査、SOX 監査の一部                                                                                                                                |
| ITに係る内部統制評価                                                                                                                                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部認証への適合性確認のためのセキュリティ監査業務の一部</li> <li>・ 規程等への準拠性適合をデータで一次評価する業務</li> <li>・ システムへの大量データのエントリー業務</li> </ul> |
| IATF16949に係る内部監査業務                                                                                                                                 |
| 特定の個別監査（海外子会社他）のアウトソーシング                                                                                                                           |
| セキュリティ監査                                                                                                                                           |
| 会計監査業務                                                                                                                                             |
| 海外業務監査の一部                                                                                                                                          |
| AEO 監査                                                                                                                                             |
| 情報セキュリティ監査                                                                                                                                         |
| 情報システム監査の確認、評価                                                                                                                                     |
| 経理監査                                                                                                                                               |
| 監査業務一式                                                                                                                                             |
| 会計監査、労務業務に対する監査                                                                                                                                    |
| IT 関連に関する監査                                                                                                                                        |
| 内部統制関連業務の証跡収集等の作業に係る業務                                                                                                                             |
| サステナビリティ監査やGDPR 遵守など専門知識を必要とする難度の高いテーマ監査の                                                                                                          |

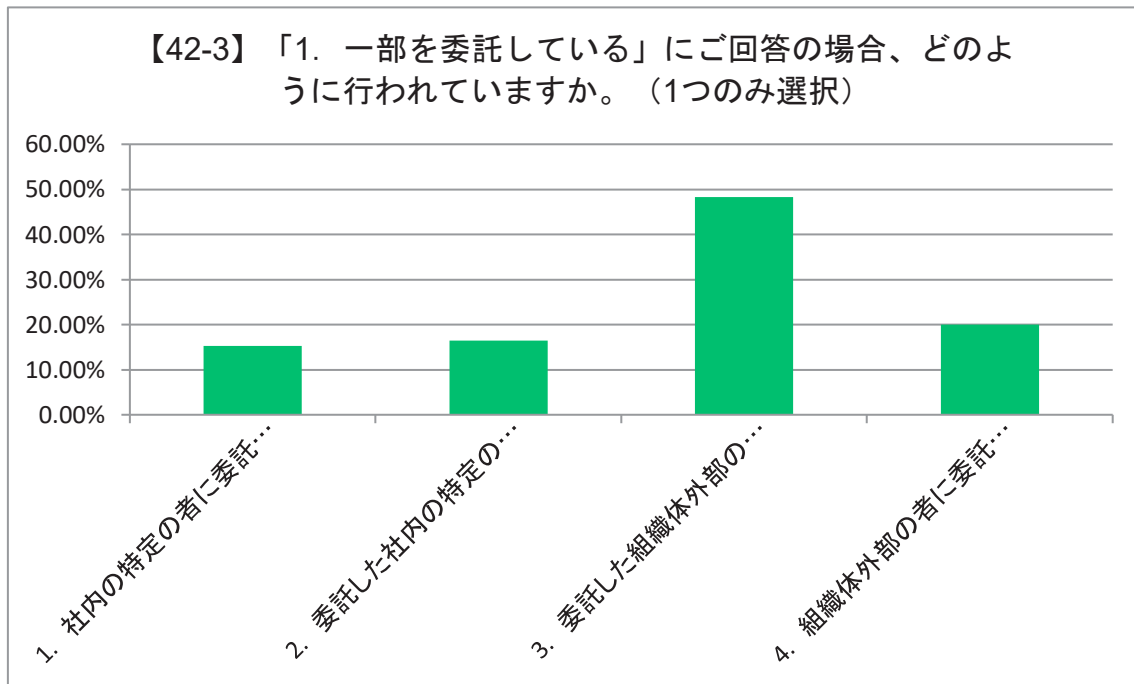
|                                                   |
|---------------------------------------------------|
| 実施について、外部コソースによる支援を委託している。                        |
| IT 統制の評価                                          |
| 役員への個別報告、経営会議・取締役会・監査役会での報告以外の内部監査業務全般をコソースの形態で委託 |
| 専門分野の監査業務                                         |
| 海外子会社監査                                           |
| 情報セキュリティに関する監査                                    |
| 教学監査、会計監査                                         |
| 欧州の業務監査、内部統制評価                                    |
| 内部監査の実施、報告書の作成・助言等                                |
| J-SOX の IT 統制および、子会社の決算財務報告プロセス                   |
| 自己監査になってしまう部分について委託                               |
| 内部統制に関する監査と調書作成監査対応                               |
| おもに J-SOX に係る内部統制の構築                              |
| 監査業務のコソース（監査法人）                                   |
| 会計監査                                              |
| 商品マスタの管理状況等                                       |
| 品質管理、環境管理の内部監査業務。海外拠点の内部監査業務。                     |
| 自社でノウハウの乏しい領域の監査を行う際                              |
| 内部監査高度化推進プロジェクトシステム監査                             |
| 海外子会社監査、IT セキュリティ監査                               |
| 内部統制評価業務                                          |
| 海外子会社監査                                           |
| 内部統制評価（IT 統制評価）                                   |
| 内部統制監査                                            |
| 海外子会社や特殊テーマの監査                                    |
| 内部統制報告制度                                          |
| 労務監査、サイバーセキュリティなど                                 |
| システム監査                                            |
| 海外子会社の J-SOX 全社統制監査                               |
| システム監査                                            |
| 内部統制報告制度のための評価作業を組織内の他部門に委託                       |
| 本社部門に自己監査（自主点検）を委託                                |
| 書類回収等                                             |
| J-SOX の IT 統制評価                                   |

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 海外現地法人での現場往査                                   |
| 公的研究費監査                                        |
| 書面監査サポート                                       |
| 内部統制評価、FSMS 内部監査                               |
| IT 業務監査、内部統制評価業務                               |
| 海外グループ会社監査を一部委託（共同実施）                          |
| データ分析                                          |
| 実査部分を委託                                        |
| 内部統制報告に係る業務                                    |
| リスク特定・評価、ギャップ解析                                |
| J-SOX に関する自主点検                                 |
| IT 監査                                          |
| 一部の海外会社における以下の業務<br>・経理業務、・調達業務、・販売業務、・人事・総務業務 |
| 証跡の収集                                          |
| 内部統制監査                                         |
| 主に海外拠点の業務監査、調査                                 |
| 中国子会社の監査サポート（中国特有の法令知識、商慣習、言語のサポート）            |
| 監査部門に専門能力を有していない監査業務                           |
| JSOX 業務プロセス評価                                  |

## 内部監査の実施

【42-3】 内部監査業務を内部監査部門以外に「1. 一部を委託している」にご回答の場合、どのように行われていますか。(1 つのみ選択)

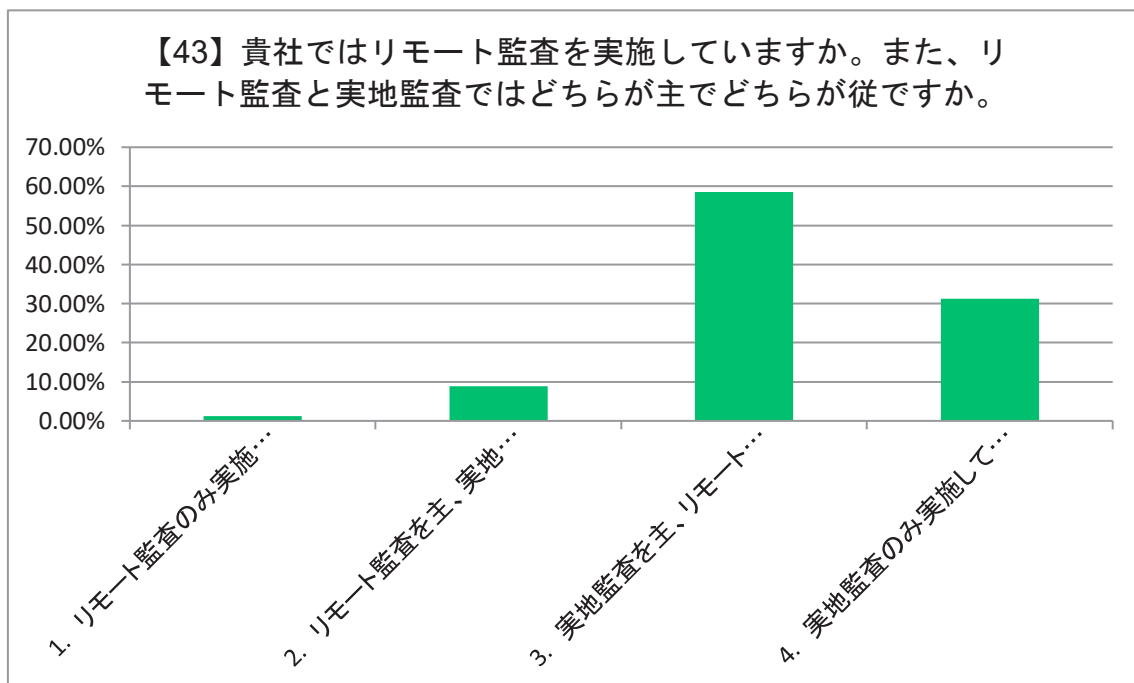
| 選択肢                               | 回答     |    |
|-----------------------------------|--------|----|
| 1. 社内の特定の者に委託する                   | 15.29% | 13 |
| 2. 委託した社内の特定の者と内部監査部門責任者とが共同で実施する | 16.47% | 14 |
| 3. 委託した組織体外部の者と内部監査部門責任者とが共同で実施する | 48.24% | 41 |
| 4. 組織体外部の者に委託する                   | 20.00% | 17 |
|                                   | 回答数    | 85 |



## 内部監査の実施

【43】貴社ではリモート監査を実施していますか。また、リモート監査と実地監査ではどちらが主でどちらが従ですか。

| 選択肢                         | 回答     |     |
|-----------------------------|--------|-----|
| 1. リモート監査のみ実施している           | 1.27%  | 7   |
| 2. リモート監査を主、実地監査を従として実施している | 8.86%  | 49  |
| 3. 実地監査を主、リモート監査を従として実施している | 58.59% | 324 |
| 4. 実地監査のみ実施している             | 31.28% | 173 |
|                             | 回答数    | 553 |

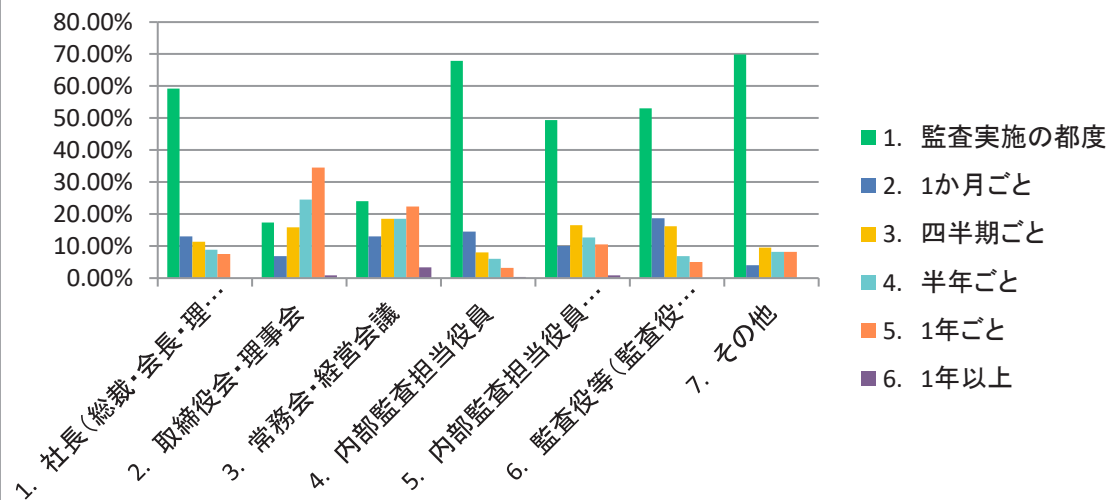


## 内部監査の報告とフォローアップ

【44】内部監査部門から各機関への報告書はどのくらいの頻度で提出しておりますか。※報告書を提出している場合のみ選択してください。

|                               | 1.<br>監<br>査<br>実<br>施<br>の<br>都<br>度 | 2.<br>1<br>か<br>月<br>ご<br>と | 3.<br>四<br>半<br>期<br>ご<br>と | 4.<br>半<br>年<br>ご<br>と | 5.<br>1<br>年<br>ご<br>と | 6.<br>1<br>年<br>以<br>上 | Total<br>(社) |
|-------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------|
| 1. 社長（総裁・会長・理事長等）             | 308                                   | 68                          | 59                          | 46                     | 39                     | 0                      | 520          |
| 2. 取締役会・理事会                   | 66                                    | 26                          | 60                          | 93                     | 131                    | 3                      | 379          |
| 3. 常務会・経営会議                   | 57                                    | 31                          | 44                          | 44                     | 53                     | 8                      | 237          |
| 4. 内部監査担当役員                   | 169                                   | 36                          | 20                          | 15                     | 8                      | 1                      | 249          |
| 5. 内部監査担当役員以外の役員              | 113                                   | 23                          | 38                          | 29                     | 24                     | 2                      | 229          |
| 6. 監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会） | 252                                   | 89                          | 77                          | 33                     | 24                     | 0                      | 475          |
| 7. その他                        | 51                                    | 3                           | 7                           | 6                      | 6                      | 0                      | 73           |

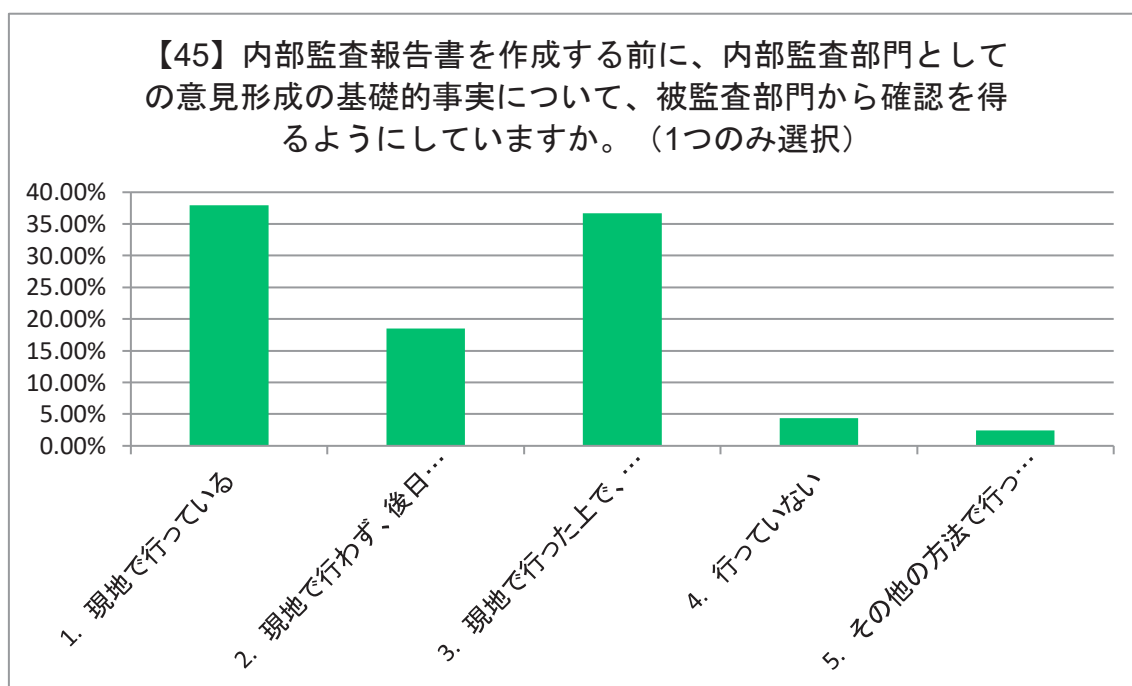
【44】内部監査部門から各機関への報告書はどのくらいの頻度で提出しておりますか。※報告書を提出している場合のみ選択してください。



## 内部監査の報告とフォローアップ

【45】内部監査報告書を作成する前に、内部監査部門としての意見形成の基礎的事実について、被監査部門から確認を得るようにしていますか。(1つのみ選択)

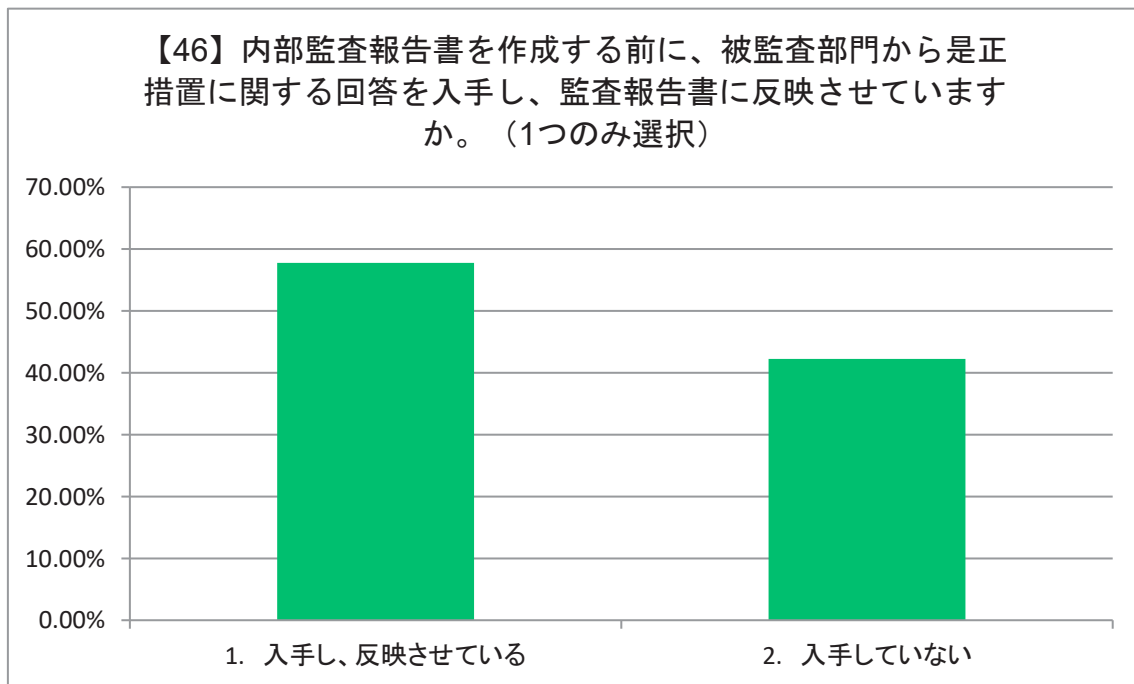
| 選択肢                                       | 回答     |     |
|-------------------------------------------|--------|-----|
| 1. 現地で行っている                               | 37.98% | 207 |
| 2. 現地で行わず、後日テレビ・電話会議や電子メール等で行っている         | 18.53% | 101 |
| 3. 現地で行った上で、後日テレビ・電話会議や電子メール等でさらに確認を行っている | 36.70% | 200 |
| 4. 行っていない                                 | 4.40%  | 24  |
| 5. その他の方法で行っている                           | 2.39%  | 13  |
|                                           | 回答数    | 545 |



### 内部監査の報告とフォローアップ

【46】内部監査報告書を作成する前に、被監査部門から是正措置に関する回答を入手し、監査報告書に反映させていますか。(1 つのみ選択)

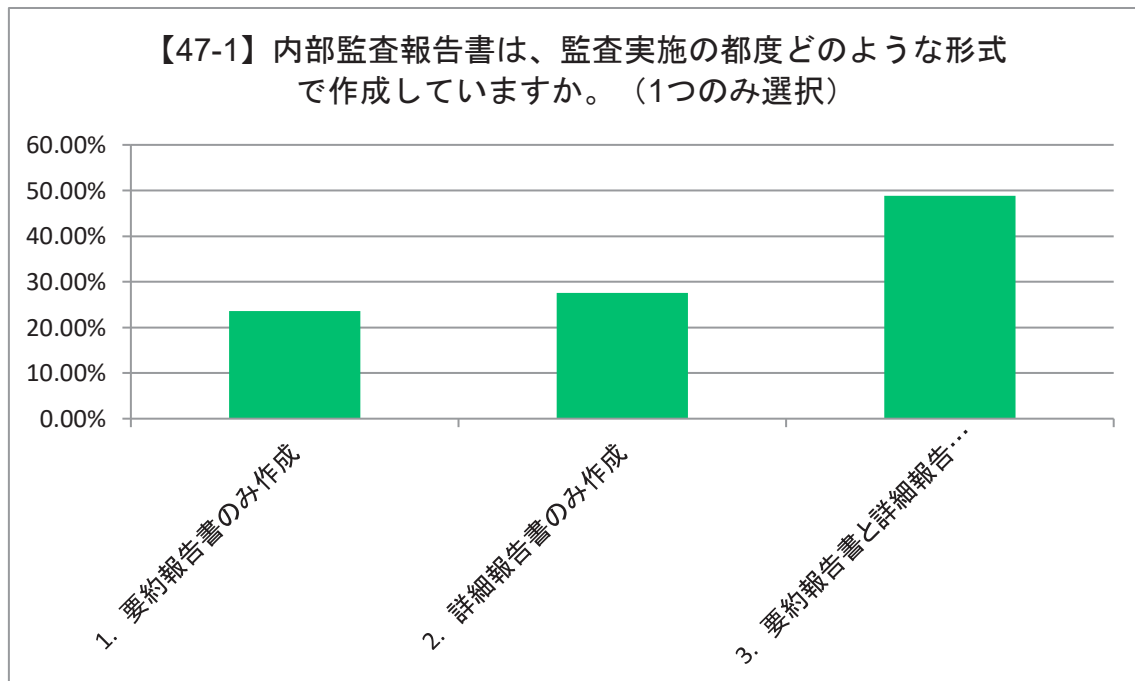
| 選択肢            | 回答     |     |
|----------------|--------|-----|
| 1. 入手し、反映させている | 57.78% | 312 |
| 2. 入手していない     | 42.22% | 228 |
|                | 回答数    | 540 |



## 内部監査の報告とフォローアップ

【47-1】 内部監査報告書は、監査実施の都度どのような形式で作成していますか。(1 つのみ選択)

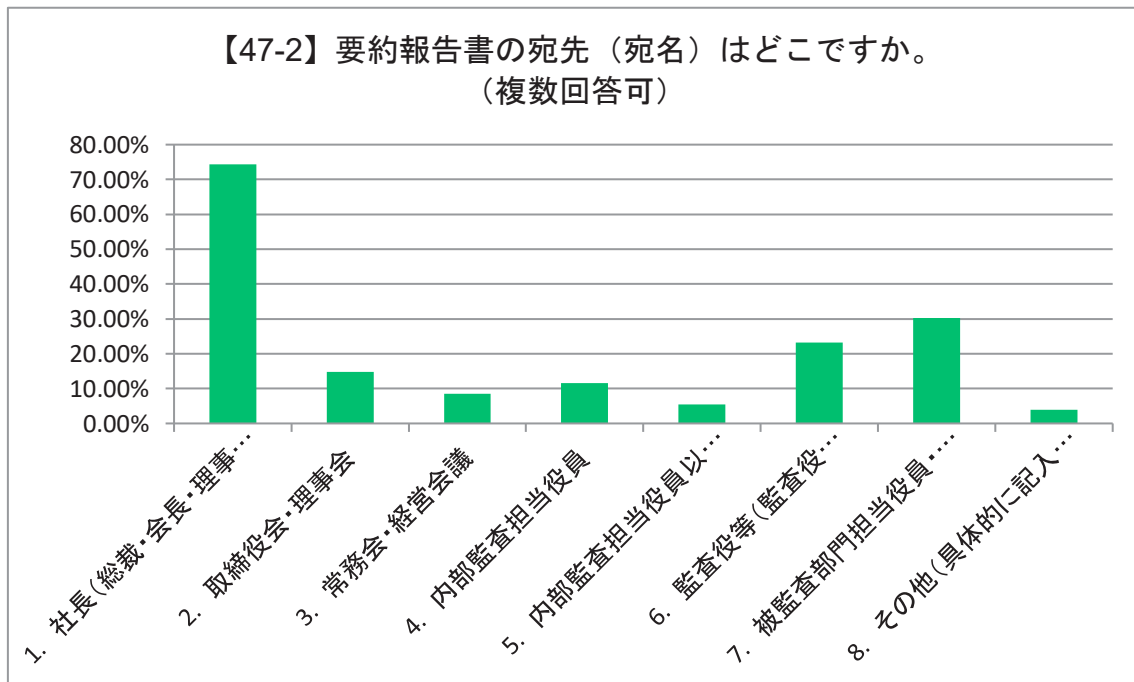
| 選択肢                  | 回答     |     |
|----------------------|--------|-----|
| 1. 要約報告書のみ作成         | 23.61% | 132 |
| 2. 詳細報告書のみ作成         | 27.55% | 154 |
| 3. 要約報告書と詳細報告書の両方を作成 | 48.84% | 273 |
|                      | 回答数    | 559 |



## 内部監査の報告とフォローアップ

【47-2】要約報告書の宛先（宛名）はどこですか。（複数回答可）

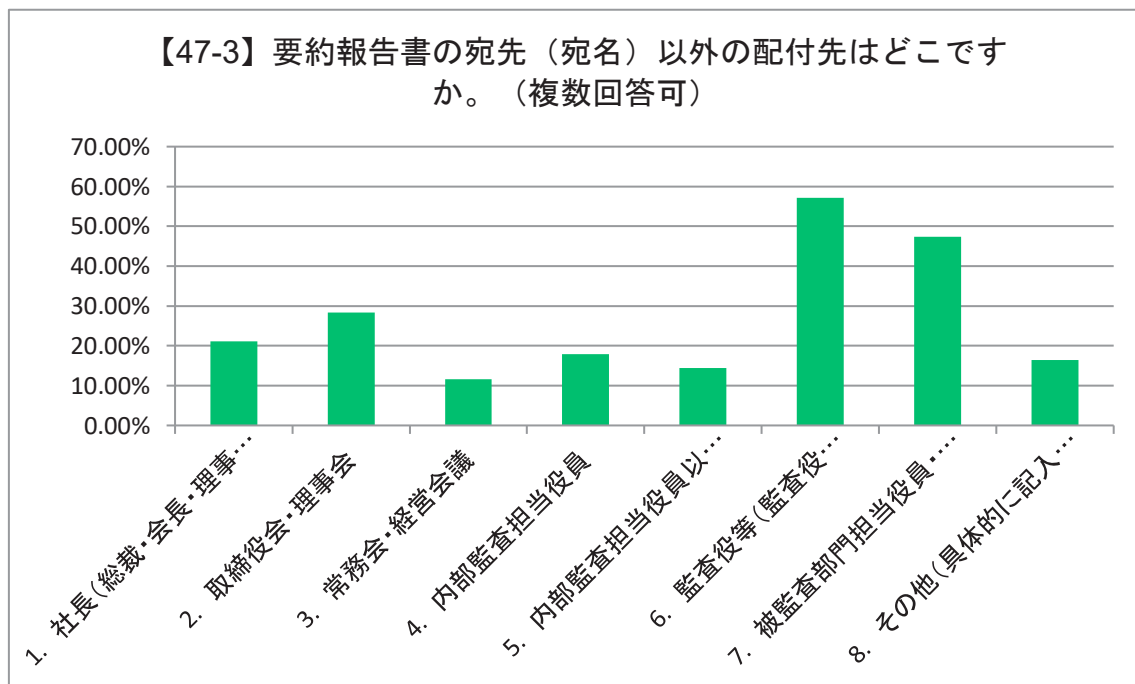
| 選択肢                           | 回答     |     |
|-------------------------------|--------|-----|
| 1. 社長（総裁・会長・理事長等）             | 74.42% | 302 |
| 2. 取締役会・理事会                   | 14.73% | 85  |
| 3. 常務会・経営会議                   | 8.53%  | 42  |
| 4. 内部監査担当役員                   | 11.63% | 57  |
| 5. 内部監査担当役員以外の役員              | 5.43%  | 37  |
| 6. 監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会） | 23.26% | 122 |
| 7. 被監査部門担当役員・部門長              | 30.23% | 109 |
| 8. その他                        | 3.88%  | 17  |
|                               | 回答数    | 400 |



## 内部監査の報告とフォローアップ

【47-3】要約報告書の宛先（宛名）以外の配付先はどこですか。（複数回答可）

| 選択肢                           | 回答     |     |
|-------------------------------|--------|-----|
| 1. 社長（総裁・会長・理事長等）             | 14.13% | 60  |
| 2. 取締役会・理事会                   | 16.30% | 53  |
| 3. 常務会・経営会議                   | 9.78%  | 33  |
| 4. 内部監査担当役員                   | 13.04% | 51  |
| 5. 内部監査担当役員以外の役員              | 7.61%  | 41  |
| 6. 監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会） | 55.43% | 163 |
| 7. 被監査部門担当役員・部門長              | 54.35% | 135 |
| 8. その他                        | 16.30% | 47  |
|                               | 回答数    | 285 |



## 内部監査の報告とフォローアップ

【47-4】要約報告書は年に何回作成しますか。 ※整数で入力してください。

| 選択肢              | 回答     |     |
|------------------|--------|-----|
| 1. 監査の実施の都度、作成する | 77.35% | 304 |
| 2. 年 ( ) 回       | 22.64% | 89  |
|                  | 回答数    | 393 |

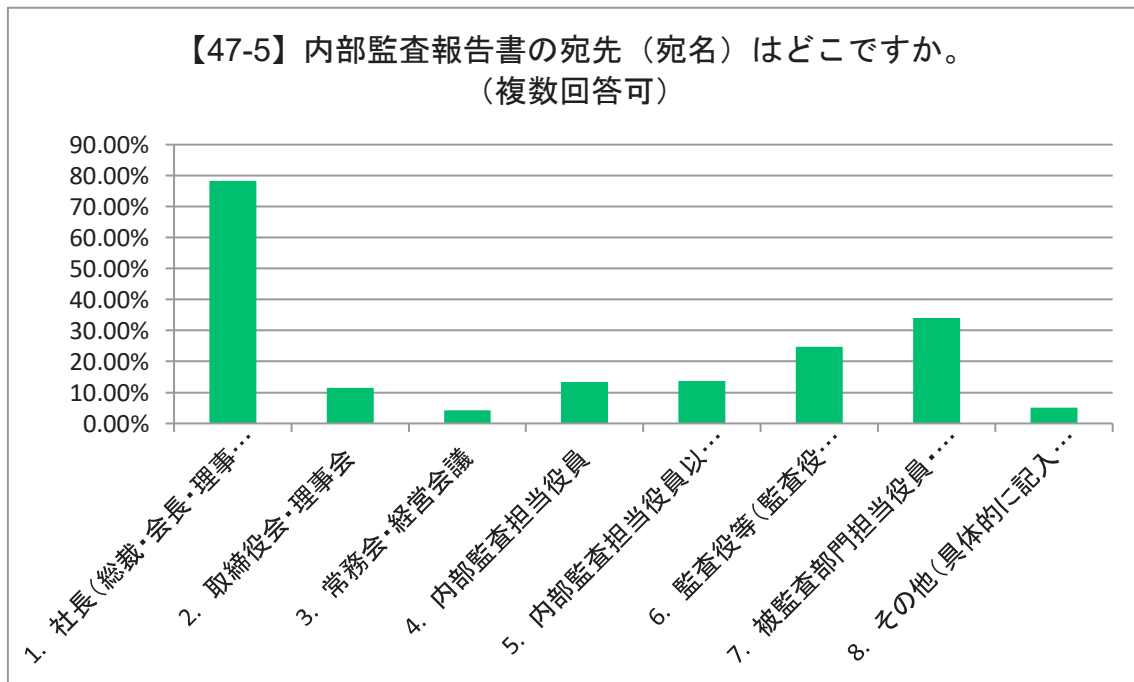
2. 年 ( ) 回

| 年 ( ) 回 | (社) |
|---------|-----|
| 1       | 34  |
| 2       | 32  |
| 3       | 2   |
| 4       | 11  |
| 5       | 1   |
| 6       | 6   |
| 9       | 1   |
| 12      | 1   |
| 20      | 1   |

## 内部監査の報告とフォローアップ

【47-5】内部監査報告書の宛先（宛名）はどこですか。（複数回答可）

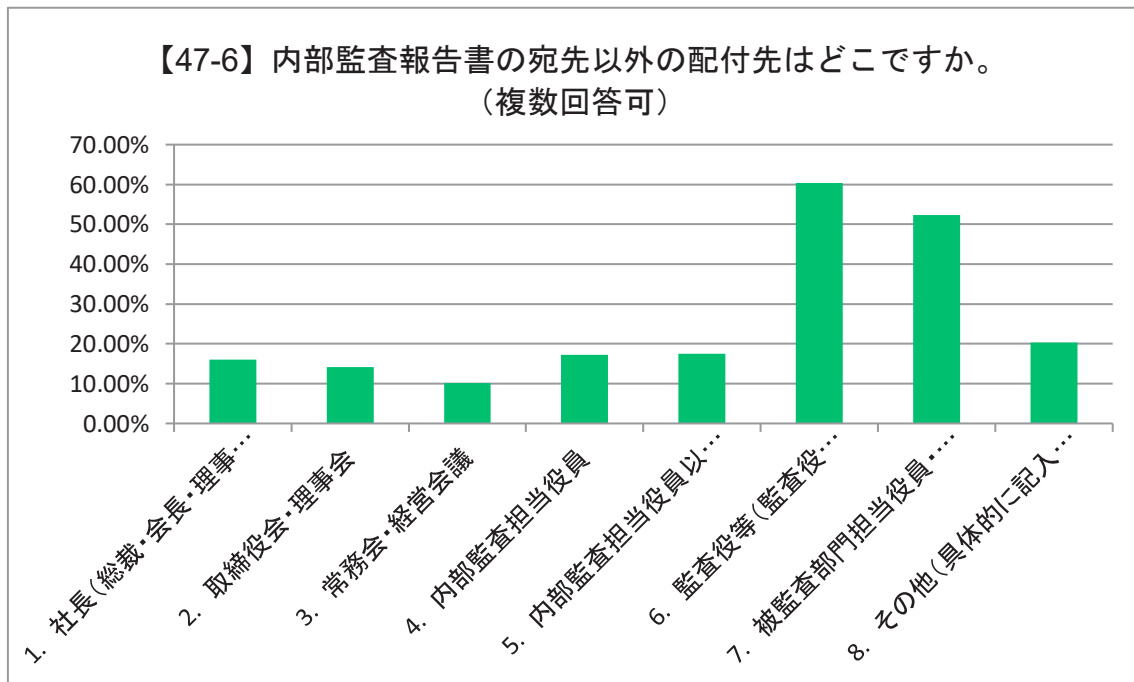
| 選択肢                           | 回答     |     |
|-------------------------------|--------|-----|
| 1. 社長（総裁・会長・理事長等）             | 78.32% | 336 |
| 2. 取締役会・理事会                   | 11.42% | 49  |
| 3. 常務会・経営会議                   | 4.19%  | 18  |
| 4. 内部監査担当役員                   | 13.28% | 57  |
| 5. 内部監査担当役員以外の役員              | 13.75% | 59  |
| 6. 監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会） | 24.70% | 106 |
| 7. 被監査部門担当役員・部門長              | 34.03% | 146 |
| 8. その他                        | 5.12%  | 22  |
|                               | 回答数    | 429 |



## 内部監査の報告とフォローアップ

【47-6】内部監査報告書の宛先以外の配付先はどこですか。（複数回答可）

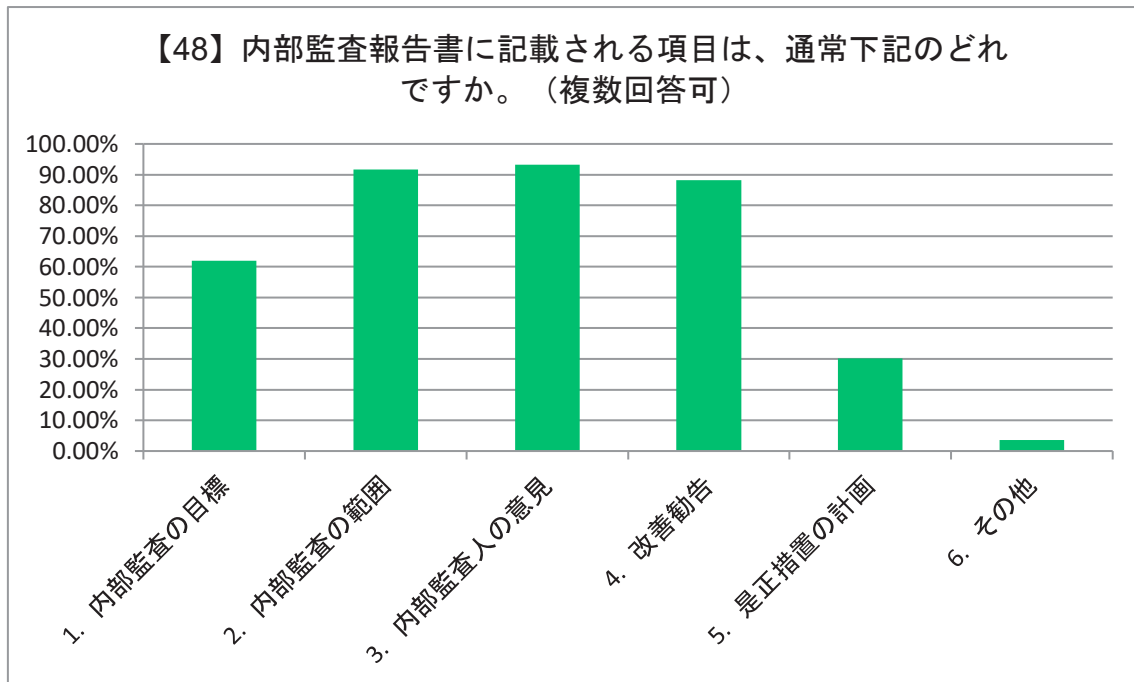
| 選択肢                           | 回答     |     |
|-------------------------------|--------|-----|
| 1. 社長（総裁・会長・理事長等）             | 16.00% | 52  |
| 2. 取締役会・理事会                   | 14.20% | 50  |
| 3. 常務会・経営会議                   | 10.15% | 33  |
| 4. 内部監査担当役員                   | 17.23% | 56  |
| 5. 内部監査担当役員以外の役員              | 17.53% | 57  |
| 6. 監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会） | 60.30% | 196 |
| 7. 被監査部門担当役員・部門長              | 52.30% | 170 |
| 8. その他                        | 20.30% | 66  |
|                               | 回答数    | 325 |



## 内部監査の報告とフォローアップ

【48】内部監査報告書に記載される項目は、通常下記のどれですか。（複数回答可）

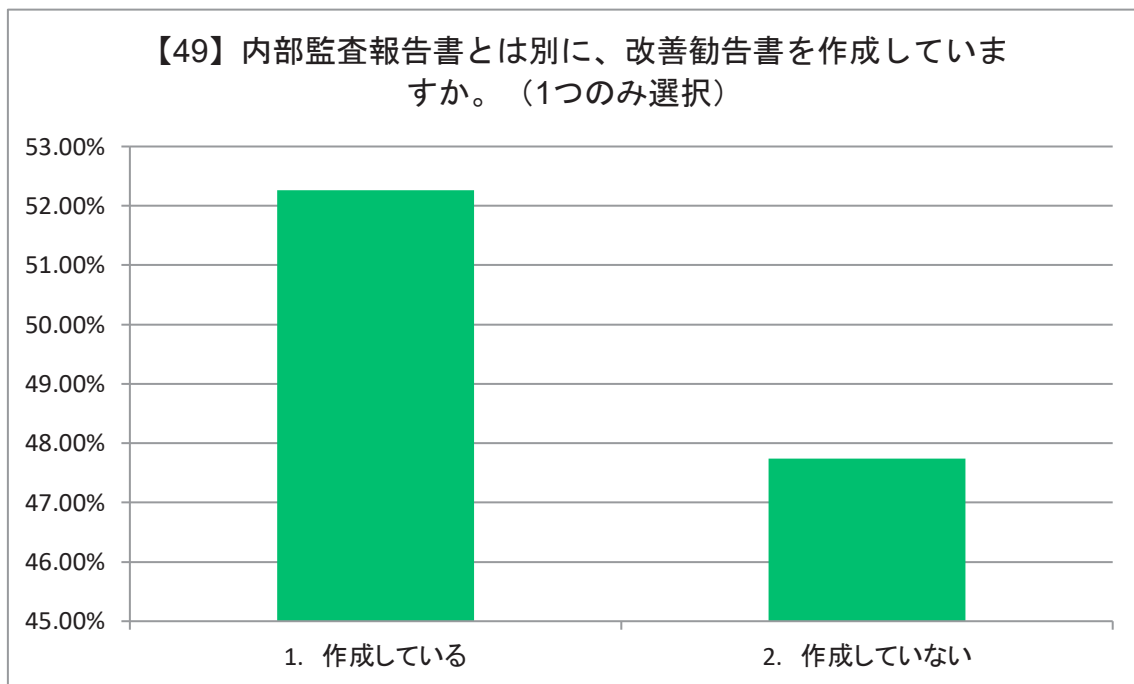
| 選択肢         | 回答     |     |
|-------------|--------|-----|
| 1. 内部監査の目標  | 61.97% | 334 |
| 2. 内部監査の範囲  | 91.65% | 494 |
| 3. 内部監査人の意見 | 93.32% | 503 |
| 4. 改善勧告     | 88.13% | 475 |
| 5. 是正措置の計画  | 30.24% | 163 |
| 6. その他      | 3.53%  | 19  |
|             | 回答数    | 539 |



## 内部監査の報告とフォローアップ

【49】 内部監査報告書とは別に、改善勧告書を作成していますか。(1 つのみ選択)

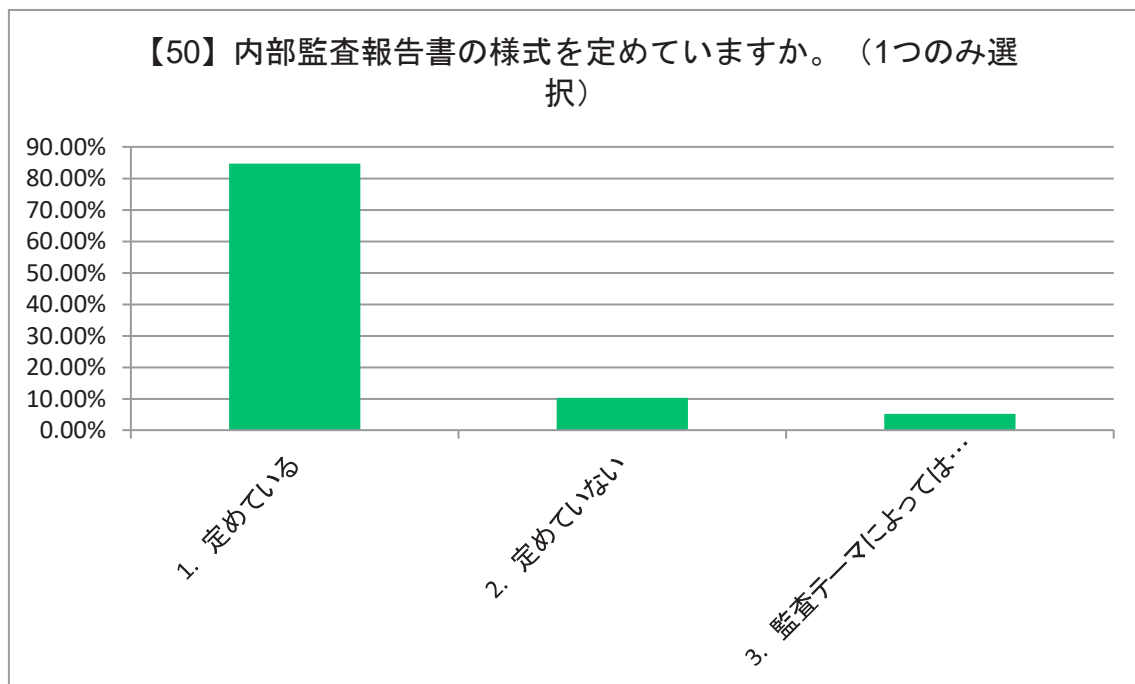
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 作成している  | 52.26% | 277 |
| 2. 作成していない | 47.74% | 253 |
|            | 回答数    | 530 |



## 内部監査の報告とフォローアップ

【50】 内部監査報告書の様式を定めていますか。(1 つのみ選択)

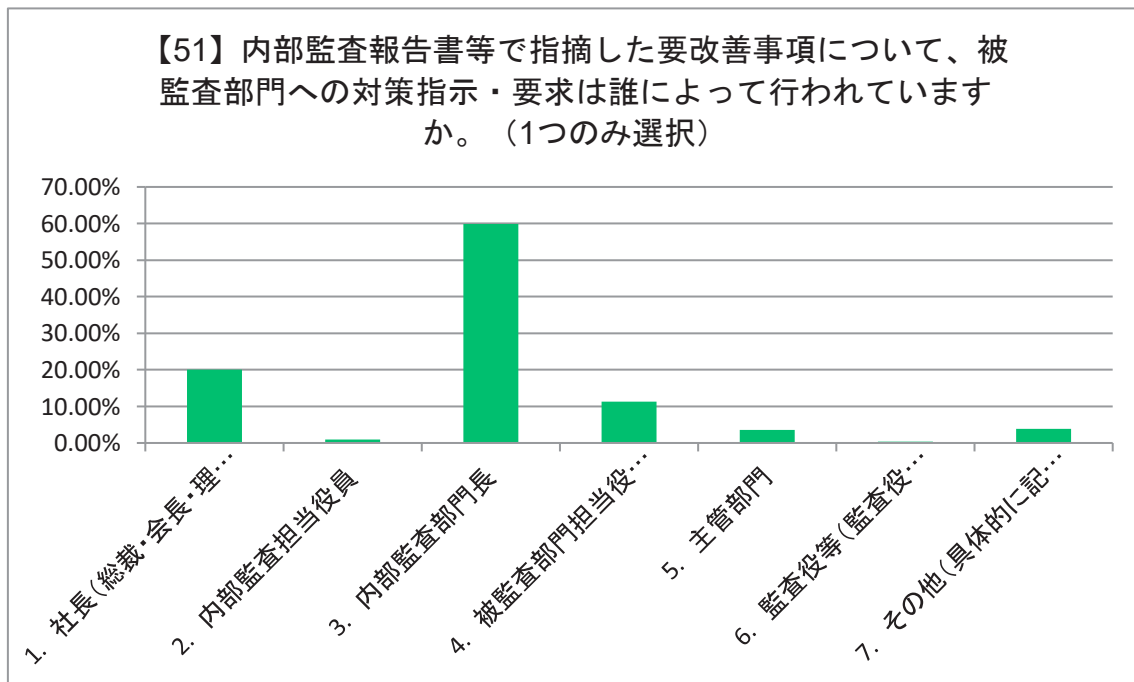
| 選択肢                | 回答     |     |
|--------------------|--------|-----|
| 1. 定めている           | 84.63% | 457 |
| 2. 定めていない          | 10.19% | 55  |
| 3. 監査テーマによっては定めている | 5.19%  | 28  |
|                    | 回答数    | 540 |



## 内部監査の報告とフォローアップ

【51】内部監査報告書等で指摘した要改善事項について、被監査部門への対策指示・要求は誰によって行われていますか。(1つのみ選択)

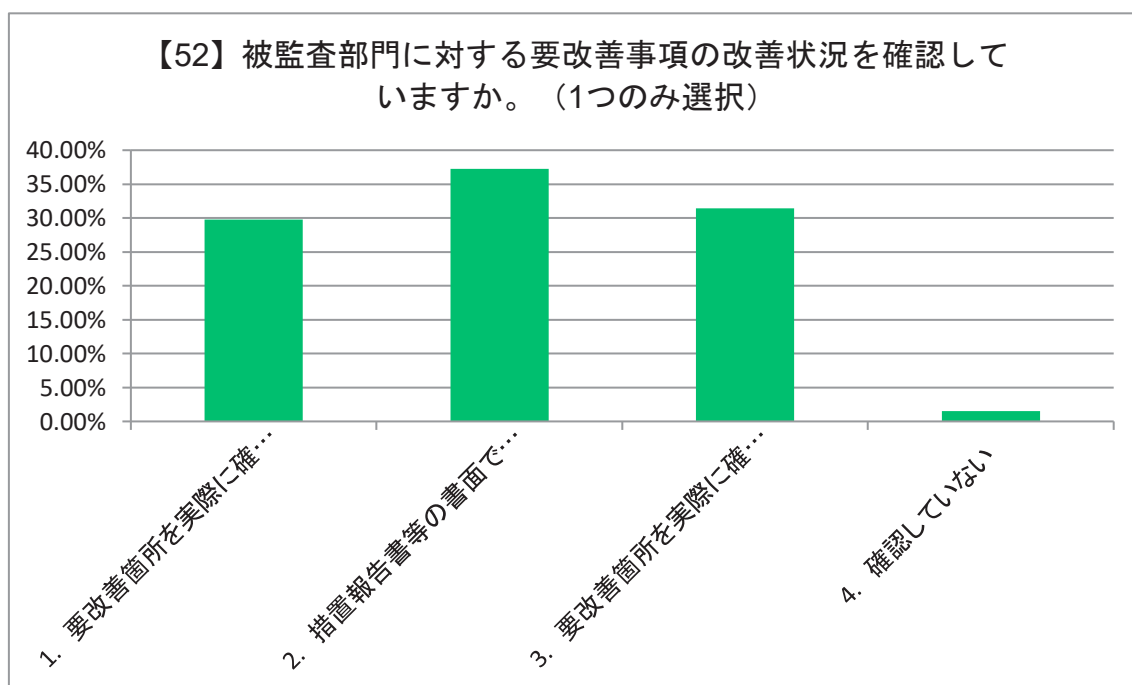
| 選択肢                           | 回答     |     |
|-------------------------------|--------|-----|
| 1. 社長（総裁・会長・理事長等）             | 20.04% | 108 |
| 2. 内部監査担当役員                   | 0.93%  | 5   |
| 3. 内部監査部門長                    | 59.93% | 323 |
| 4. 被監査部門担当役員（部門長）             | 11.32% | 61  |
| 5. 主管部門                       | 3.53%  | 19  |
| 6. 監査役等（監査役（会）、監査委員会又は監査等委員会） | 0.37%  | 2   |
| 7. その他                        | 3.90%  | 21  |
|                               | 回答数    | 539 |



## 内部監査の報告とフォローアップ

【52】被監査部門に対する要改善事項の改善状況を確認していますか。（1 つのみ選択）

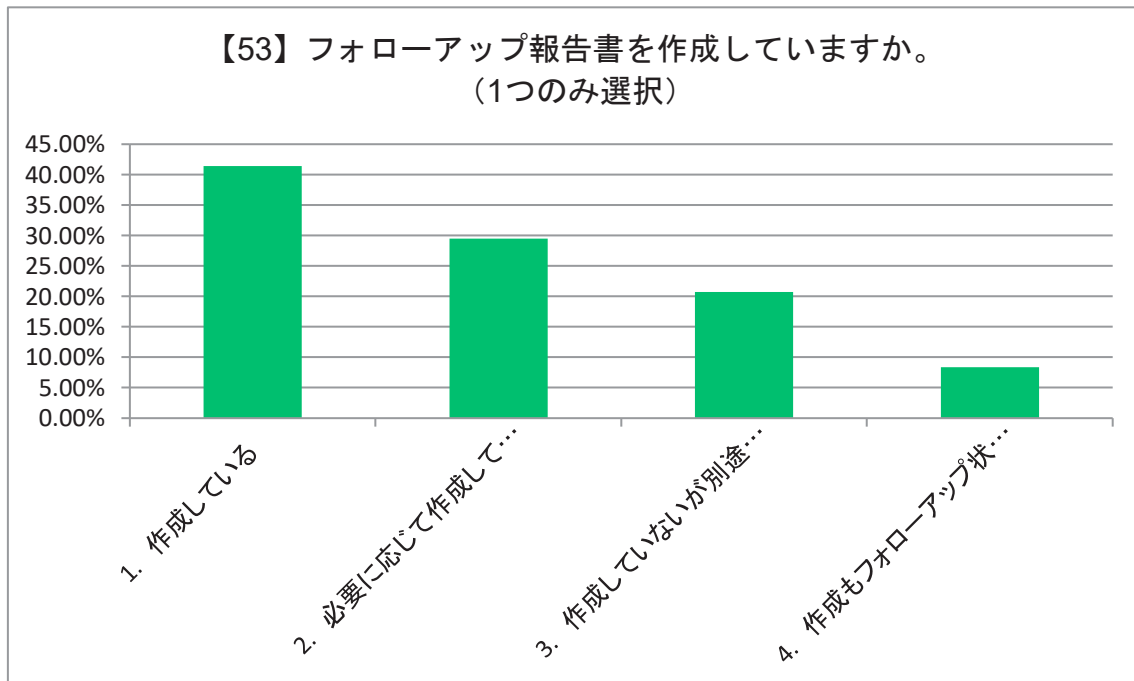
| 選択肢                            | 回答     |     |
|--------------------------------|--------|-----|
| 1. 要改善箇所を実際に確認している             | 29.78% | 159 |
| 2. 措置報告書等の書面で確認している            | 37.27% | 199 |
| 3. 要改善箇所を実際に確認するとともに書面でも確認している | 31.46% | 168 |
| 4. 確認していない                     | 1.50%  | 8   |
|                                | 回答数    | 534 |



## 内部監査の報告とフォローアップ

【53】フォローアップ報告書を作成していますか。(1つのみ選択)

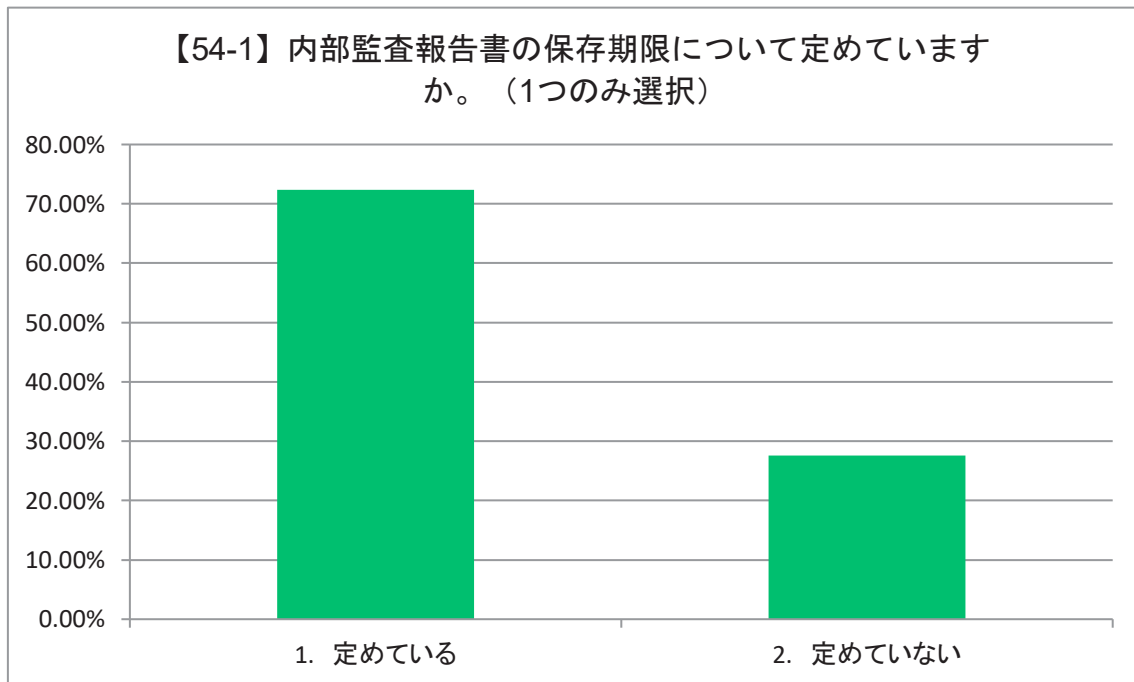
| 選択肢                              | 回答     |     |
|----------------------------------|--------|-----|
| 1. 作成している                        | 41.42% | 222 |
| 2. 必要に応じて作成している                  | 29.48% | 158 |
| 3. 作成していないが別途フォローアップ状況について報告している | 20.71% | 111 |
| 4. 作成もフォローアップ状況報告もしていない          | 8.40%  | 45  |
|                                  | 回答数    | 536 |



## 内部監査の報告とフォローアップ

【54-1】 内部監査報告書の保存期限について定めていますか。(1 つのみ選択)

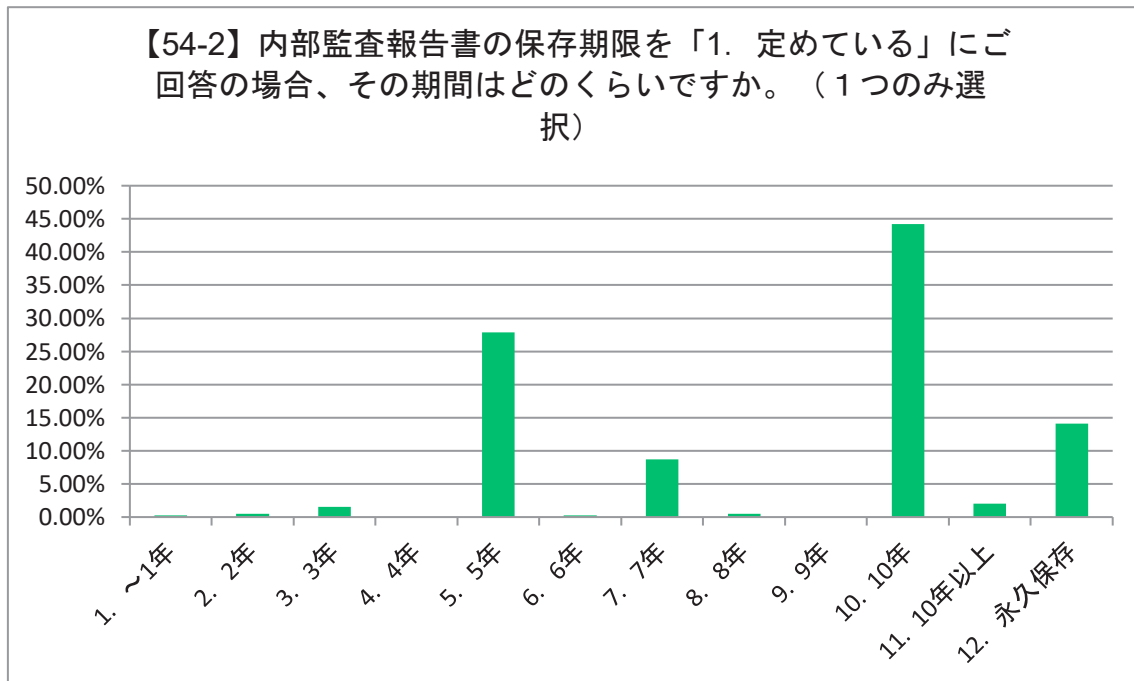
| 選択肢       | 回答     |     |
|-----------|--------|-----|
| 1. 定めている  | 72.38% | 401 |
| 2. 定めていない | 27.62% | 153 |
|           | 回答数    | 554 |



## 内部監査の報告とフォローアップ

【54-2】内部監査報告書の保存期限を「1. 定めている」にご回答の場合、その期間はどのくらいですか。(1つのみ選択)

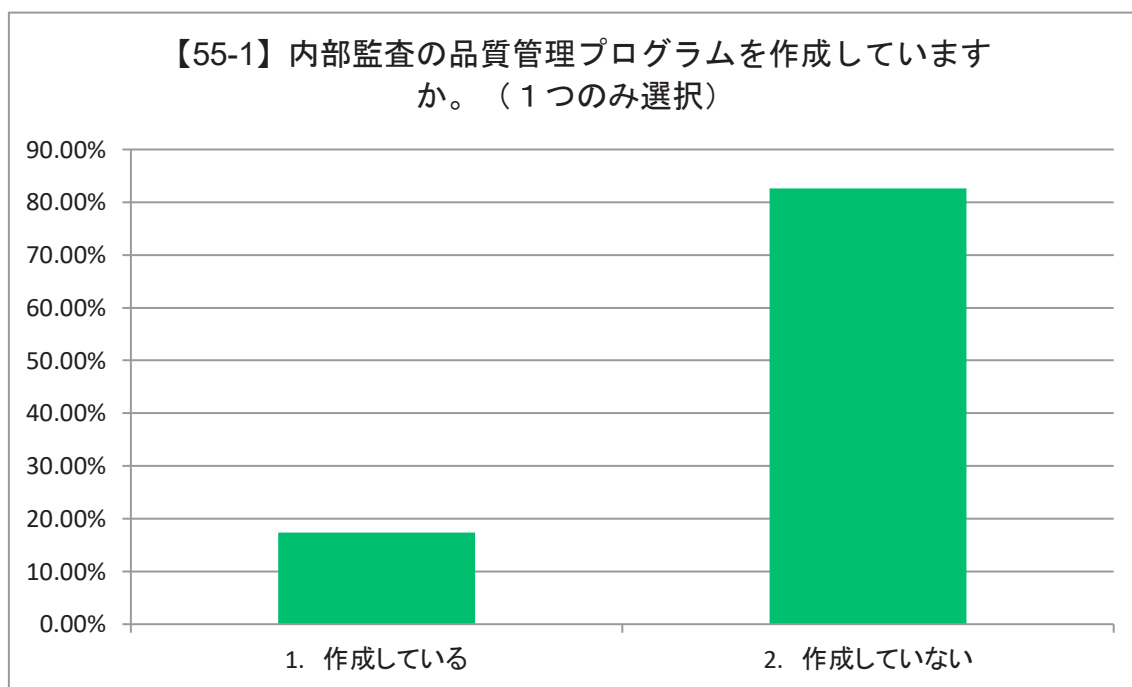
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. ~1 年    | 0.26%  | 1   |
| 2. 2 年     | 0.51%  | 2   |
| 3. 3 年     | 1.53%  | 6   |
| 4. 4 年     | 0.00%  | 0   |
| 5. 5 年     | 27.88% | 109 |
| 6. 6 年     | 0.26%  | 1   |
| 7. 7 年     | 8.70%  | 34  |
| 8. 8 年     | 0.51%  | 2   |
| 9. 9 年     | 0.00%  | 0   |
| 10. 10 年   | 44.25% | 173 |
| 11. 10 年以上 | 2.05%  | 8   |
| 12. 永久保存   | 14.07% | 55  |
|            | 回答数    | 391 |



## 内部監査品質評価の実施状況

【55-1】 内部監査の品質管理プログラムを作成していますか。(1つのみ選択)

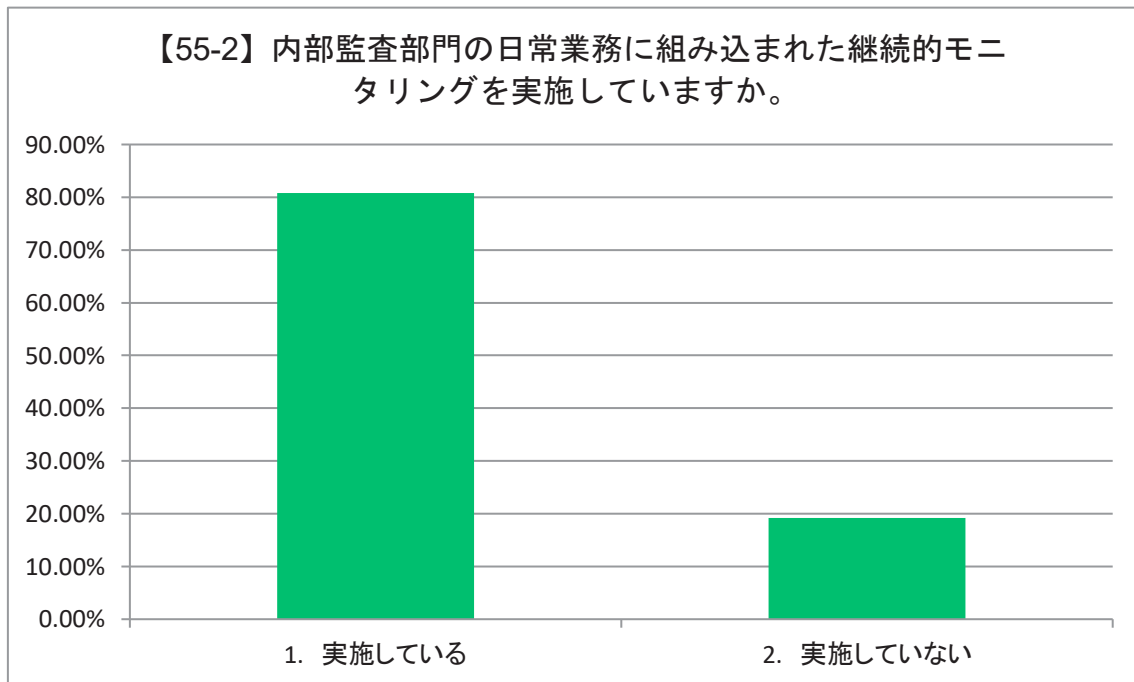
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 作成している  | 17.39% | 96  |
| 2. 作成していない | 82.61% | 456 |
|            | 回答数    | 552 |



## 内部監査品質評価の実施状況

【55-2】 内部監査部門の日常業務に組み込まれた継続的モニタリングを実施していますか。

| 選択肢        | 回答     |    |
|------------|--------|----|
| 1. 実施している  | 80.81% | 80 |
| 2. 実施していない | 19.19% | 19 |
|            | 回答数    | 99 |



### 内部監査品質評価の実施状況

【55-3】定期的自己評価、または組織体内の内部監査の実施について十分な知識を有する内部監査部門以外の者によって実施される定期的評価を実施していますか。実施している場合は年に何回実施しているか整数でご記入ください。

| 選択肢                             | 回答     |    |
|---------------------------------|--------|----|
| 1. 実施していない                      | 40.21% | 39 |
| 2. 年（                      ）回実施 | 59.79% | 58 |
|                                 | 回答数    | 97 |

2. 年（                      ）回実施

| 年（                      ）回実施 | （社） |
|------------------------------|-----|
| 1                            | 53  |
| 2                            | 4   |
| 5                            | 1   |

## 内部監査品質評価の実施状況

【55-4】フル外部評価を実施していますか。実施している場合、何年に 1 回実施しているか  
整数でご記入ください。

| 選択肢             | 回答     |     |
|-----------------|--------|-----|
| 1. 実施していない      | 65.05% | 67  |
| 2. ( ) 年に 1 回実施 | 34.95% | 36  |
|                 | 回答数    | 103 |

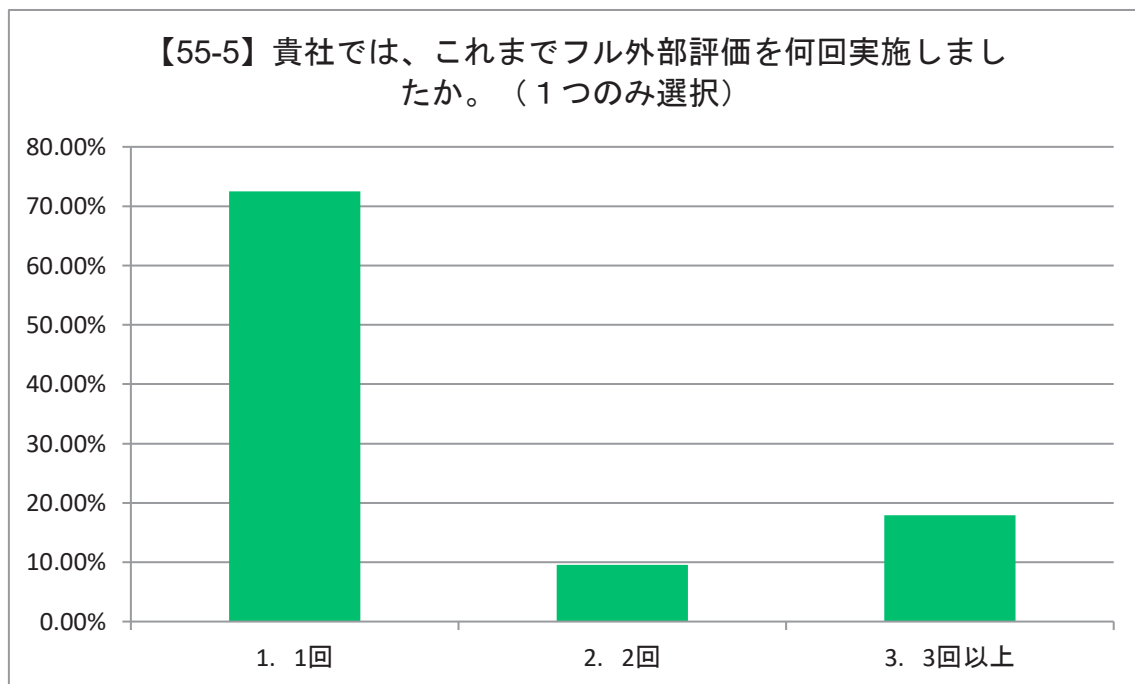
2. ( ) 年に 1 回実施

| ( ) 年に 1 回実施 | (社) |
|--------------|-----|
| 4            | 1   |
| 5            | 34  |
| 7            | 1   |

## 内部監査品質評価の実施状況

【55-5】貴社では、これまでフル外部評価を何回実施しましたか。(1つのみ選択)

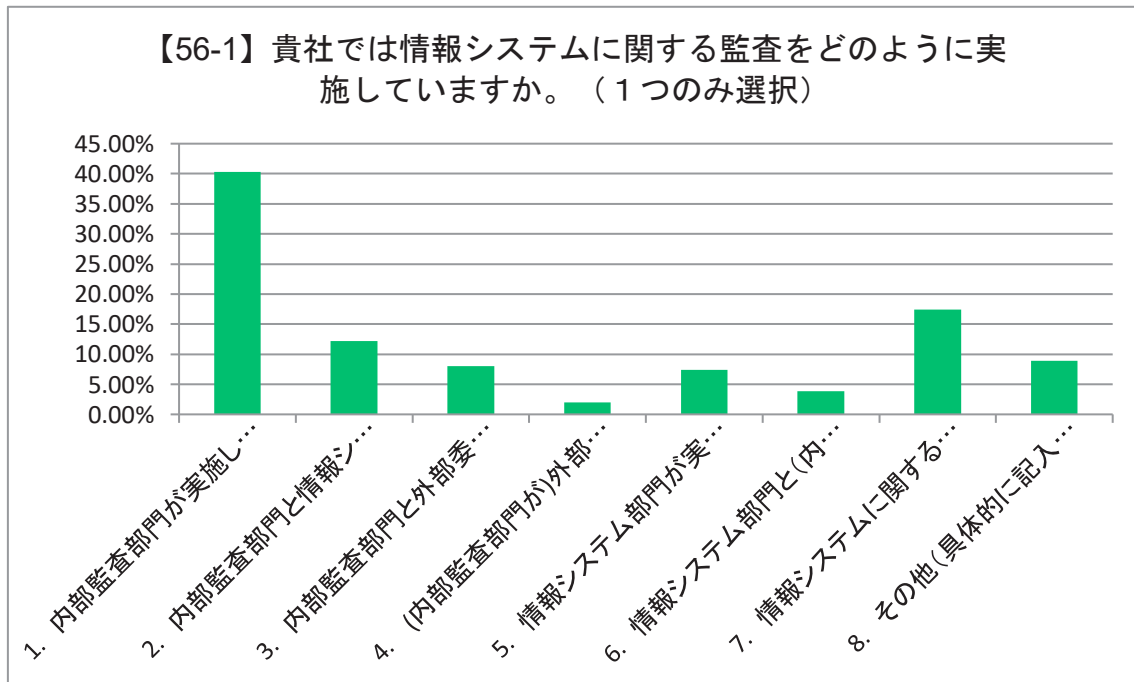
| 選択肢     | 回答     |     |
|---------|--------|-----|
| 1. 1回   | 72.46% | 121 |
| 2. 2回   | 9.58%  | 16  |
| 3. 3回以上 | 17.96% | 30  |
|         | 回答数    | 167 |



## 情報システム監査

【56-1】 貴社では情報システムに関する監査をどのように実施していますか。(1つのみ選択)

| 選択肢                                       | 回答     |     |
|-------------------------------------------|--------|-----|
| 1. 内部監査部門が実施している                          | 40.29% | 222 |
| 2. 内部監査部門と情報システム部門が共同で実施している              | 12.16% | 67  |
| 3. 内部監査部門と外部委託先との共同で実施している                | 7.99%  | 44  |
| 4. (内部監査部門が)外部に委託して実施している                 | 2.00%  | 11  |
| 5. 情報システム部門が実施している                        | 7.44%  | 41  |
| 6. 情報システム部門と(内部監査部門が委託する)外部委託先との共同で実施している | 3.81%  | 21  |
| 7. 情報システムに関する監査を実施していない                   | 17.42% | 96  |
| 8. その他                                    | 8.89%  | 49  |
|                                           | 回答数    | 551 |

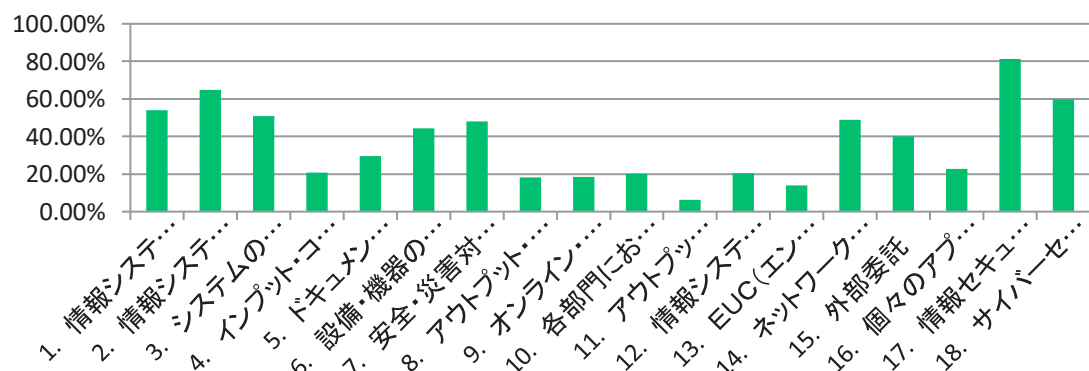


## 情報システム監査

【56-2】情報システムに関する監査を「内部監査部門が実施している」（1～3）にご回答の場合、その主な監査項目は次のどれですか。（複数回答可）

| 選択肢                              | 回答     |     |
|----------------------------------|--------|-----|
| 1. 情報システム戦略の全社の方針と整合性            | 53.94% | 171 |
| 2. 情報システム部門の組織・体制                | 64.67% | 205 |
| 3. システムの企画・設計・開発管理               | 50.79% | 161 |
| 4. インプット・コントロール（インプット・データの管理）    | 20.82% | 66  |
| 5. ドキュメンテーション・コントロール             | 29.65% | 94  |
| 6. 設備・機器の保全管理                    | 44.48% | 141 |
| 7. 安全・災害対策（コンティンジェンシー・プラン）       | 47.95% | 152 |
| 8. アウトプット・コントロール（アウトプット・データの信頼性） | 18.30% | 58  |
| 9. オンライン・システムのコントロール             | 18.61% | 59  |
| 10. 各部門におけるコンピュータ利用状況            | 20.19% | 64  |
| 11. アウトプット・データの利用度               | 6.31%  | 20  |
| 12. 情報システム部門の費用管理                | 20.50% | 65  |
| 13. EUC（エンド・ユーザ・コンピューティング）管理     | 13.88% | 44  |
| 14. ネットワークの管理体制                  | 48.90% | 155 |
| 15. 外部委託                         | 40.06% | 127 |
| 16. 個々のアプリケーション・システム             | 22.71% | 72  |
| 17. 情報セキュリティ（ウイルス対策・個人情報保護等）管理   | 81.39% | 258 |
| 18. サイバーセキュリティ                   | 59.62% | 189 |
|                                  | 回答数    | 317 |

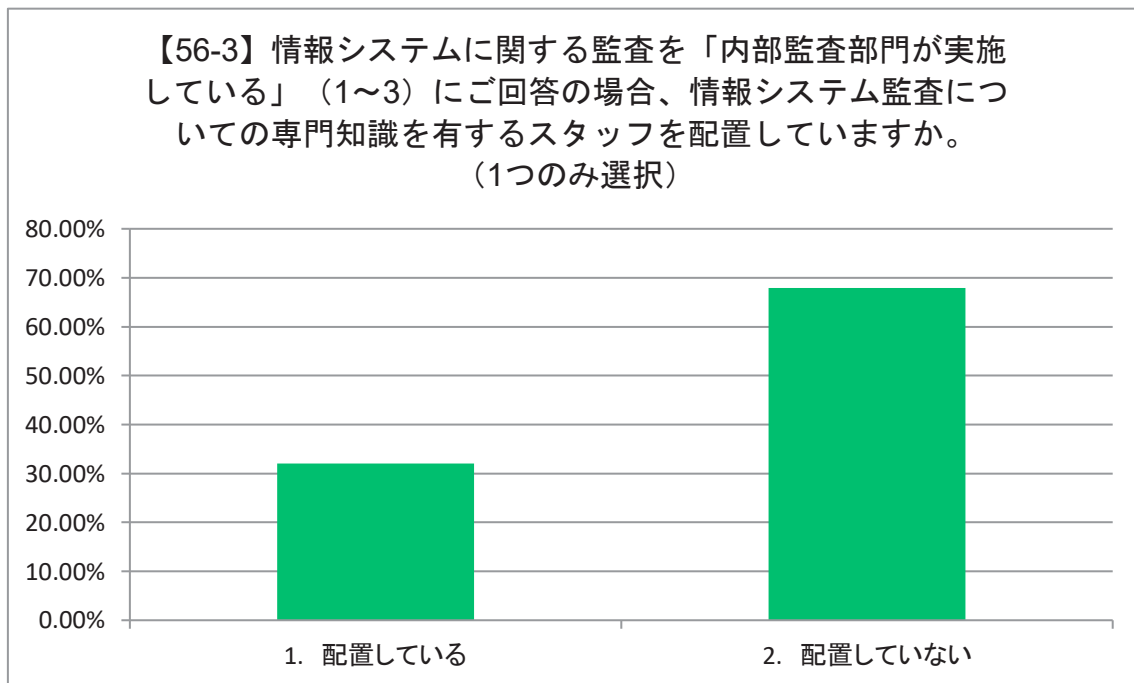
【56-2】情報システムに関する監査を「内部監査部門が実施している」（1～3）にご回答の場合、その主な監査項目は次のどれですか。（複数回答可）



## 情報システム監査

【56-3】情報システムに関する監査を「内部監査部門が実施している」(1～3)にご回答の場合、情報システム監査についての専門知識を有するスタッフを配置していますか。(1つのみ選択)

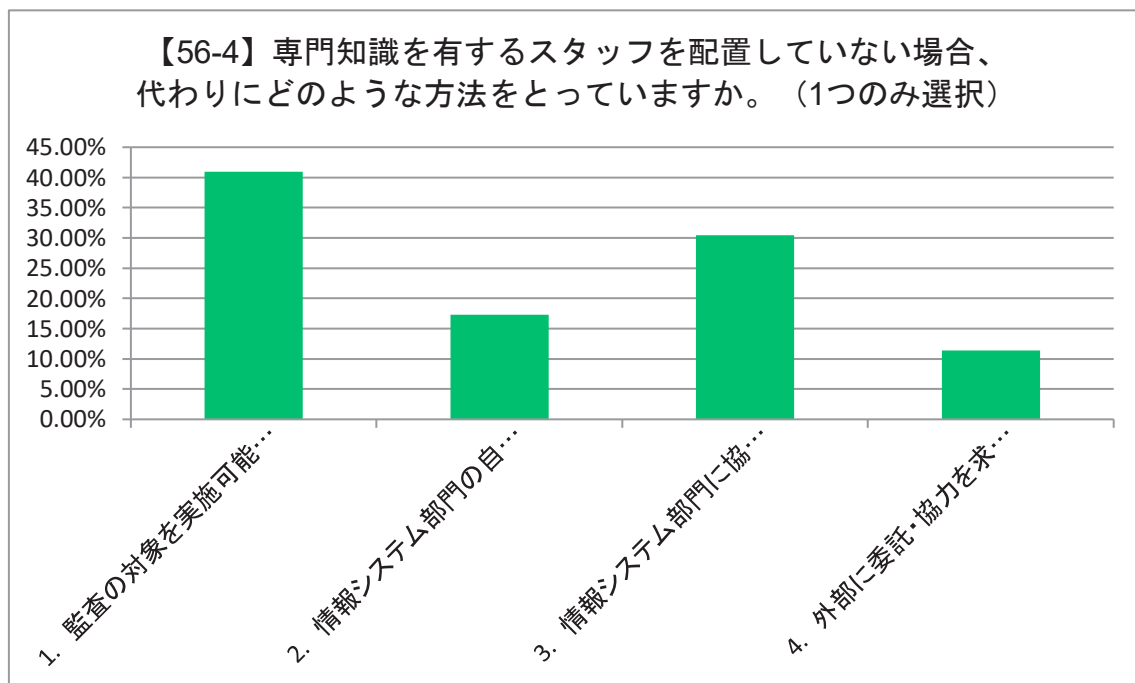
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 配置している  | 32.06% | 109 |
| 2. 配置していない | 67.94% | 231 |
|            | 回答数    | 340 |



## 情報システム監査

【56-4】専門知識を有するスタッフを配置していない場合、代わりにどのような方法をとっていますか。(1つのみ選択)

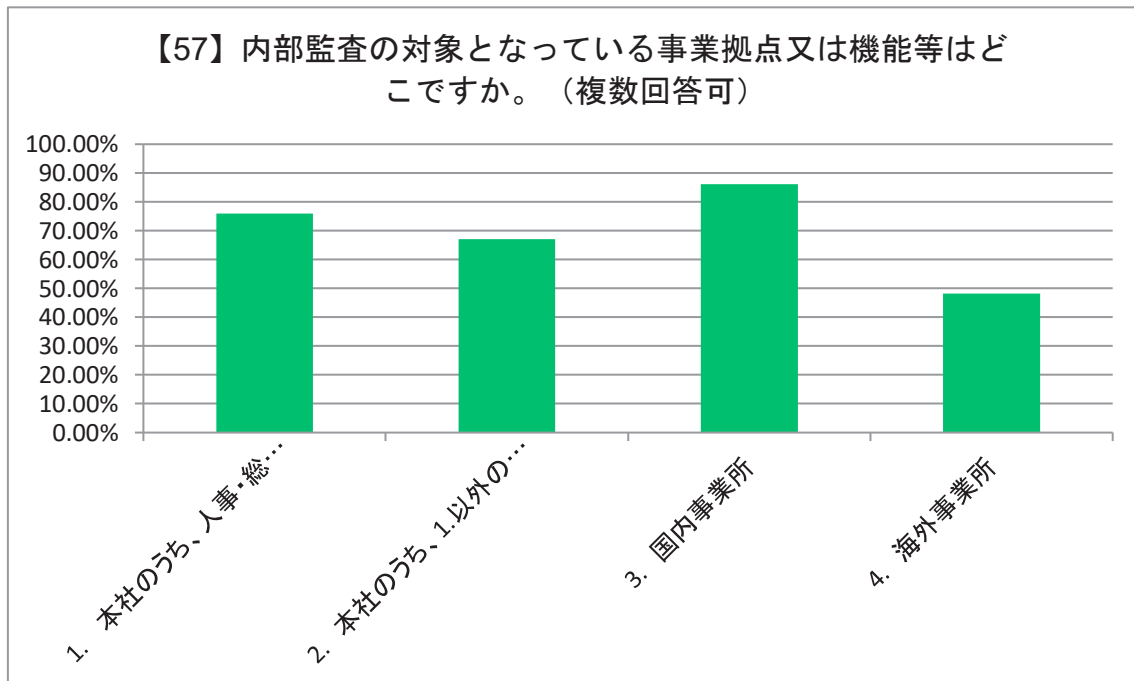
| 選択肢                              | 回答     |     |
|----------------------------------|--------|-----|
| 1. 監査の対象を実施可能な情報システム監査の領域に限定している | 40.91% | 90  |
| 2. 情報システム部門の自主点検状況をみる            | 17.27% | 38  |
| 3. 情報システム部門に協力を求めている             | 30.45% | 67  |
| 4. 外部に委託・協力を求めている                | 11.36% | 25  |
|                                  | 回答数    | 220 |



## 内部監査の対象箇所

【57】 内部監査の対象となっている事業拠点又は機能等はどこですか。(複数回答可)

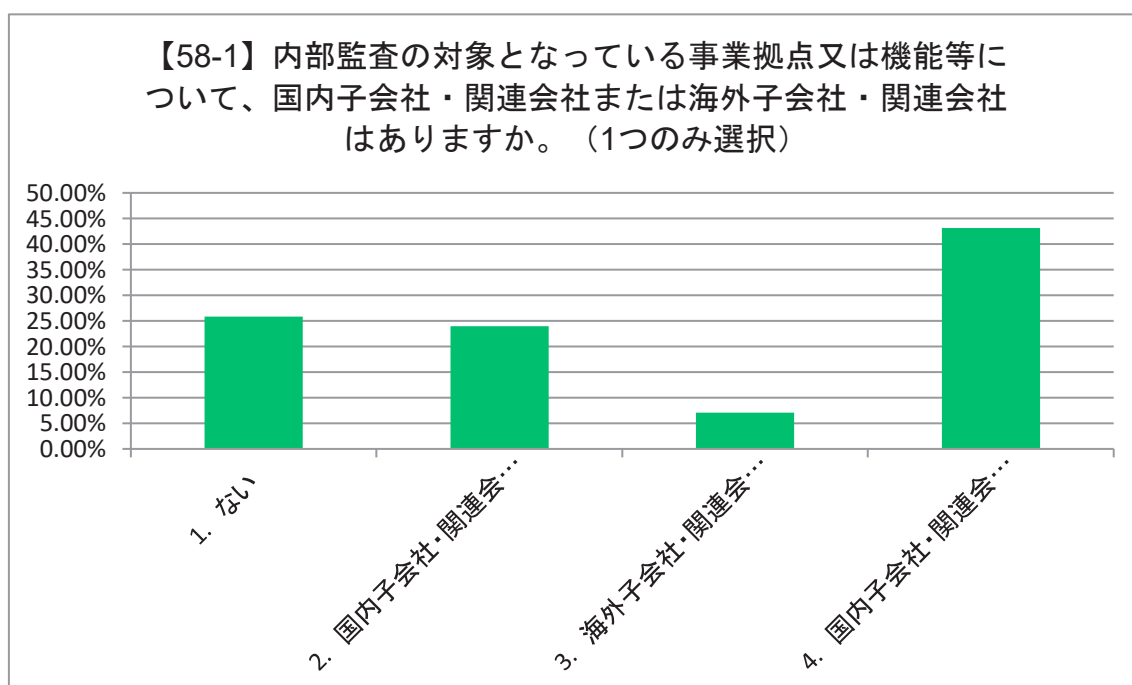
| 選択肢                              | 回答     |     |
|----------------------------------|--------|-----|
| 1. 本社のうち、人事・総務・経理等のコーポレート・サービス機能 | 76.03% | 406 |
| 2. 本社のうち、1.以外の機能                 | 67.04% | 358 |
| 3. 国内事業所                         | 86.14% | 460 |
| 4. 海外事業所                         | 48.13% | 257 |
|                                  | 回答数    | 534 |



## 子会社・関連会社監査

【58-1】内部監査の対象となっている事業拠点又は機能等について、国内子会社・関連会社または海外子会社・関連会社はありますか。(1つのみ選択)

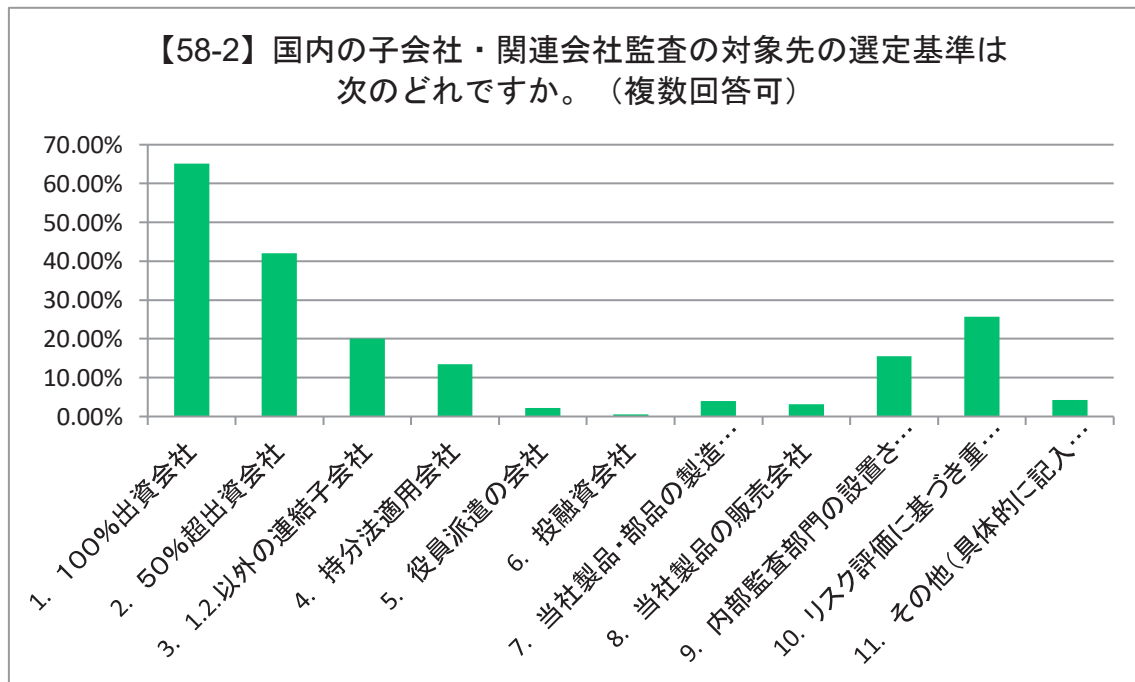
| 選択肢                           | 回答     |     |
|-------------------------------|--------|-----|
| 1. ない                         | 25.82% | 142 |
| 2. 国内子会社・関連会社のみある             | 24.00% | 132 |
| 3. 海外子会社・関連会社のみある             | 7.09%  | 39  |
| 4. 国内子会社・関連会社と海外子会社・関連会社の両方ある | 43.09% | 237 |
|                               | 回答数    | 550 |



## 子会社・関連会社監査

【58-2】国内の子会社・関連会社監査の対象先の選定基準は次のどれですか。(複数回答可)

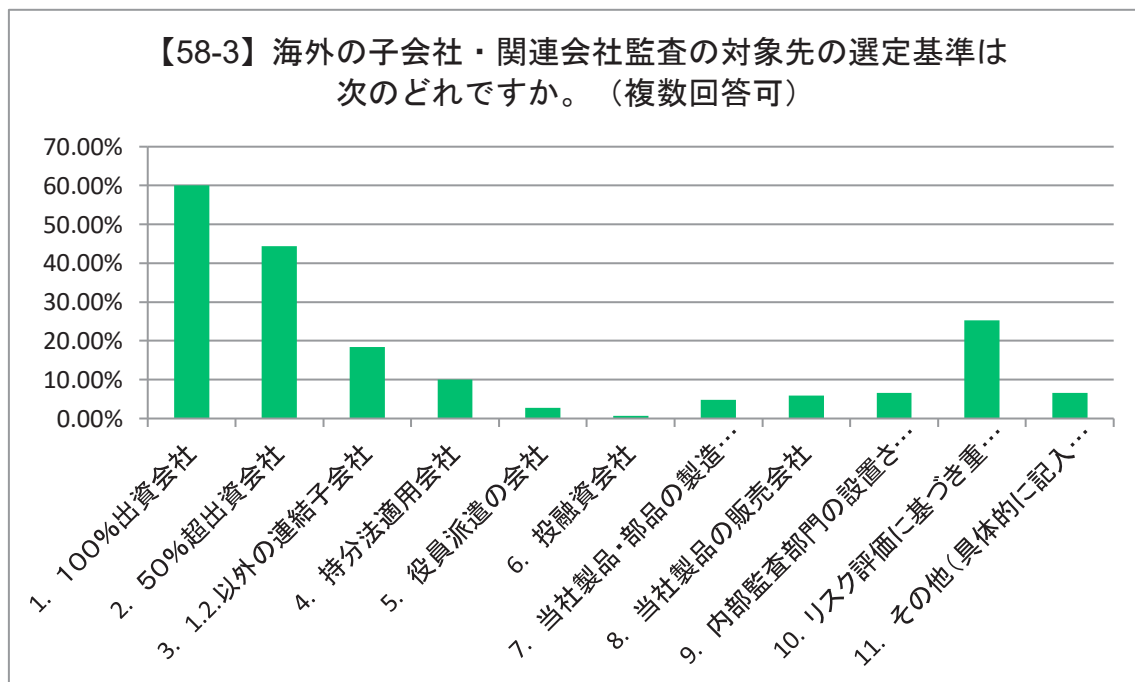
| 選択肢                        | 回答     |     |
|----------------------------|--------|-----|
| 1. 100%出資会社                | 65.15% | 243 |
| 2. 50%超出資会社                | 42.09% | 157 |
| 3. 1.2.以外の連結子会社            | 20.11% | 75  |
| 4. 持分法適用会社                 | 13.40% | 50  |
| 5. 役員派遣の会社                 | 2.14%  | 8   |
| 6. 投融資会社                   | 0.54%  | 2   |
| 7. 当社製品・部品の製造会社            | 4.02%  | 15  |
| 8. 当社製品の販売会社               | 3.22%  | 12  |
| 9. 内部監査部門の設置されていない子会社・関連会社 | 15.55% | 58  |
| 10. リスク評価に基づき重要な子会社・関連会社   | 25.74% | 96  |
| 11. その他                    | 4.29%  | 16  |
|                            | 回答数    | 373 |



## 子会社・関連会社監査

【58-3】海外の子会社・関連会社監査の対象先の選定基準は次のどれですか。(複数回答可)

| 選択肢                        | 回答     |     |
|----------------------------|--------|-----|
| 1. 100%出資会社                | 60.07% | 173 |
| 2. 50%超出資会社                | 44.44% | 128 |
| 3. 1.2.以外の連結子会社            | 18.40% | 53  |
| 4. 持分法適用会社                 | 10.07% | 29  |
| 5. 役員派遣の会社                 | 2.78%  | 8   |
| 6. 投融資会社                   | 0.69%  | 2   |
| 7. 当社製品・部品の製造会社            | 4.86%  | 14  |
| 8. 当社製品の販売会社               | 5.90%  | 17  |
| 9. 内部監査部門の設置されていない子会社・関連会社 | 6.60%  | 19  |
| 10. リスク評価に基づき重要な子会社・関連会社   | 25.35% | 73  |
| 11. その他                    | 6.60%  | 19  |
|                            | 回答数    | 288 |

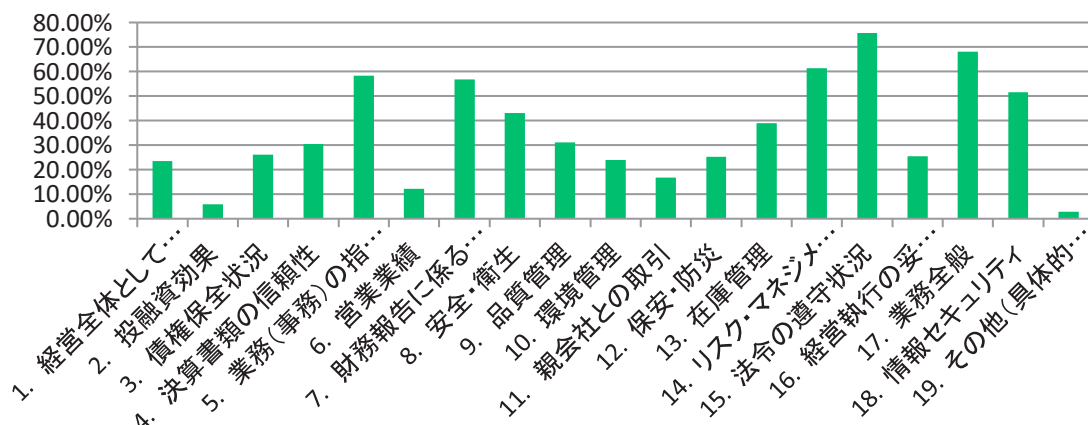


## 子会社・関連会社監査

【58-4】子会社・関連会社監査の重点は主としてどこに置かれていますか。(複数回答可)

| 選択肢              | 回答     |     |
|------------------|--------|-----|
| 1. 経営全体としての利益採算性 | 23.48% | 93  |
| 2. 投融資効果         | 5.81%  | 23  |
| 3. 債権保全状況        | 26.01% | 103 |
| 4. 決算書類の信頼性      | 30.56% | 121 |
| 5. 業務(事務)の指導・改善  | 58.33% | 231 |
| 6. 営業業績          | 12.12% | 48  |
| 7. 財務報告に係る内部統制   | 56.82% | 225 |
| 8. 安全・衛生         | 43.18% | 171 |
| 9. 品質管理          | 31.06% | 123 |
| 10. 環境管理         | 23.99% | 95  |
| 11. 親会社との取引      | 16.67% | 66  |
| 12. 保安・防災        | 25.25% | 100 |
| 13. 在庫管理         | 38.89% | 154 |
| 14. リスク・マネジメント   | 61.36% | 243 |
| 15. 法令の遵守状況      | 75.76% | 300 |
| 16. 経営執行の妥当性     | 25.51% | 101 |
| 17. 業務全般         | 68.18% | 270 |
| 18. 情報セキュリティ     | 51.52% | 204 |
| 19. その他          | 2.78%  | 11  |
|                  | 回答数    | 396 |

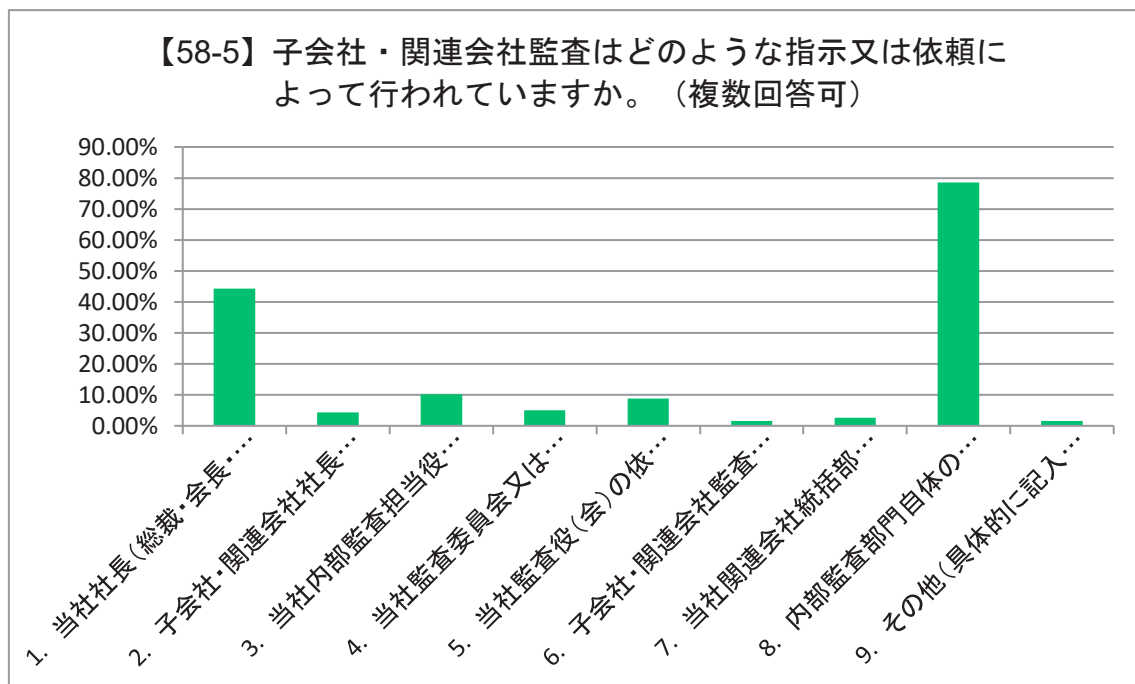
【58-4】子会社・関連会社監査の重点は主としてどこに置かれていますか。(複数回答可)



## 子会社・関連会社監査

【58-5】子会社・関連会社監査はどのような指示又は依頼によって行われていますか。（複数回答可）

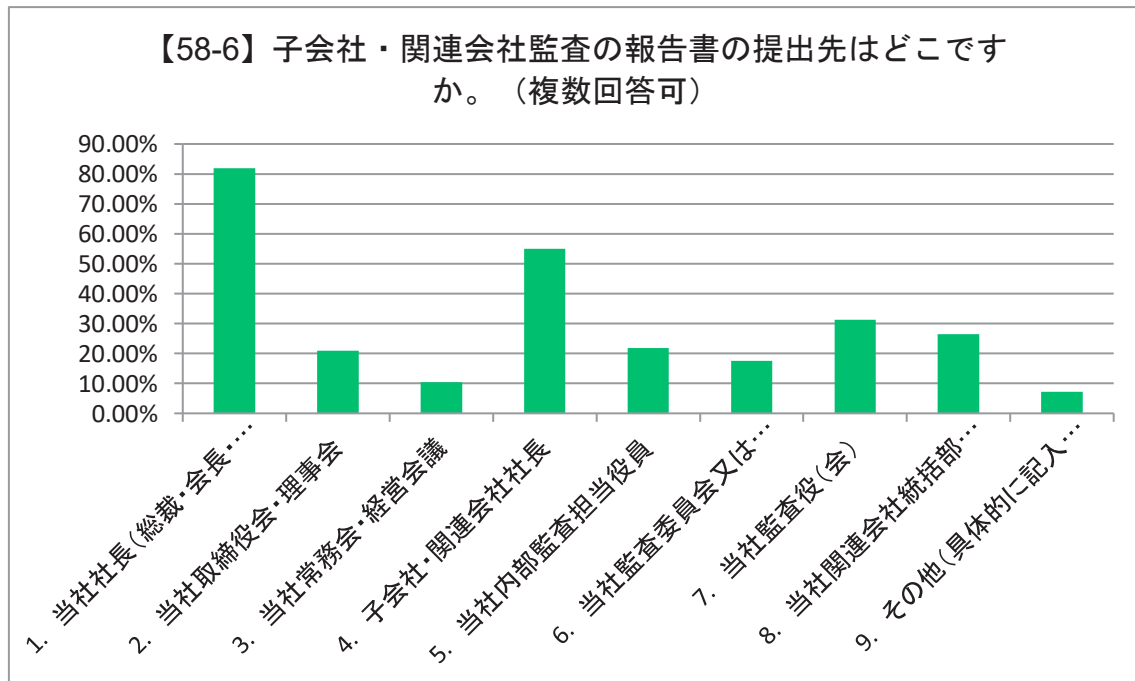
| 選択肢                       | 回答     |     |
|---------------------------|--------|-----|
| 1. 当社社長（総裁・会長・理事長等）の指示による | 44.30% | 175 |
| 2. 子会社・関連会社社長の依頼による       | 4.30%  | 17  |
| 3. 当社内部監査担当役員の指示による       | 10.13% | 40  |
| 4. 当社監査委員会又は監査等委員会の指示による  | 5.06%  | 20  |
| 5. 当社監査役（会）の依頼による         | 8.86%  | 35  |
| 6. 子会社・関連会社監査役の依頼による      | 1.52%  | 6   |
| 7. 当社関連会社統括部門の依頼による       | 2.53%  | 10  |
| 8. 内部監査部門自体の計画による         | 78.48% | 310 |
| 9. その他                    | 1.52%  | 6   |
|                           | 回答数    | 395 |



## 子会社・関連会社監査

【58-6】子会社・関連会社監査の報告書の提出先はどこですか。(複数回答可)

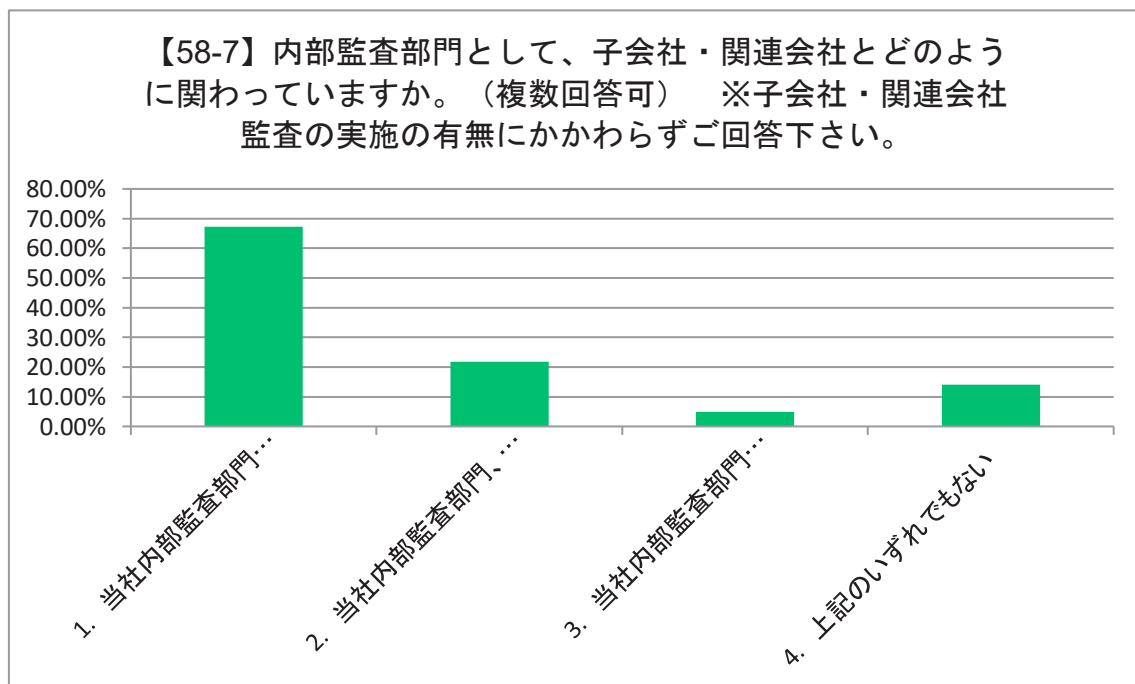
| 選択肢                 | 回答     |     |
|---------------------|--------|-----|
| 1. 当社社長（総裁・会長・理事長等） | 81.93% | 322 |
| 2. 当社取締役会・理事会       | 20.87% | 82  |
| 3. 当社常務会・経営会議       | 10.43% | 41  |
| 4. 子会社・関連会社社長       | 54.96% | 216 |
| 5. 当社内部監査担当役員       | 21.88% | 86  |
| 6. 当社監査委員会又は監査等委員会  | 17.56% | 69  |
| 7. 当社監査役（会）         | 31.30% | 123 |
| 8. 当社関連会社統括部門・部門長   | 26.46% | 104 |
| 9. その他              | 7.12%  | 28  |
|                     | 回答数    | 393 |



## 子会社・関連会社監査

【58-7】 内部監査部門として、子会社・関連会社とどのように関わっていますか。  
(複数回答可) ※子会社・関連会社監査の実施の有無にかかわらずご回答下さい。

| 選択肢                                                    | 回答     |     |
|--------------------------------------------------------|--------|-----|
| 1. 当社内部監査部門が子会社・関連会社の内部監査をすべて統括している                    | 67.18% | 264 |
| 2. 当社内部監査部門、子会社・関連会社の内部監査部門のいずれもが独自に内部監査を実施した上で連携をしている | 21.88% | 86  |
| 3. 当社内部監査部門から子会社・関連会社に役員を派遣している                        | 4.83%  | 19  |
| 4. 上記のいずれでもない                                          | 13.99% | 55  |
|                                                        | 回答数    | 393 |

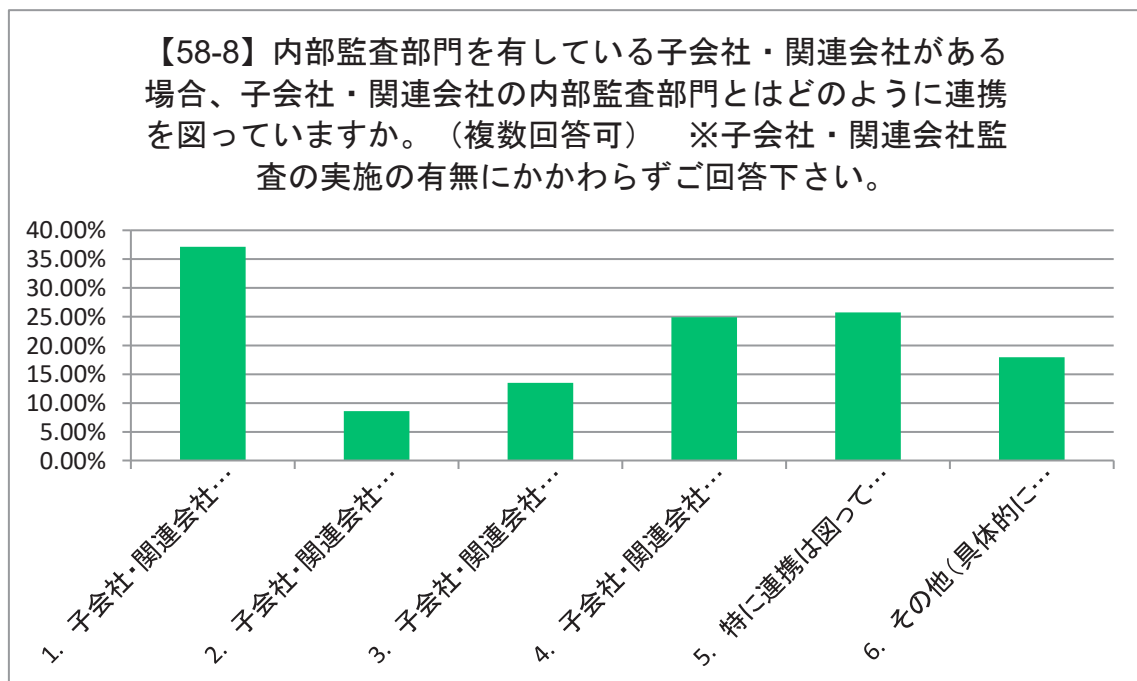


## 子会社・関連会社監査

【58-8】内部監査部門を有している子会社・関連会社がある場合、子会社・関連会社の内部監査部門とはどのように連携を図っていますか。(複数回答可)

※子会社・関連会社監査の実施の有無にかかわらずご回答下さい。

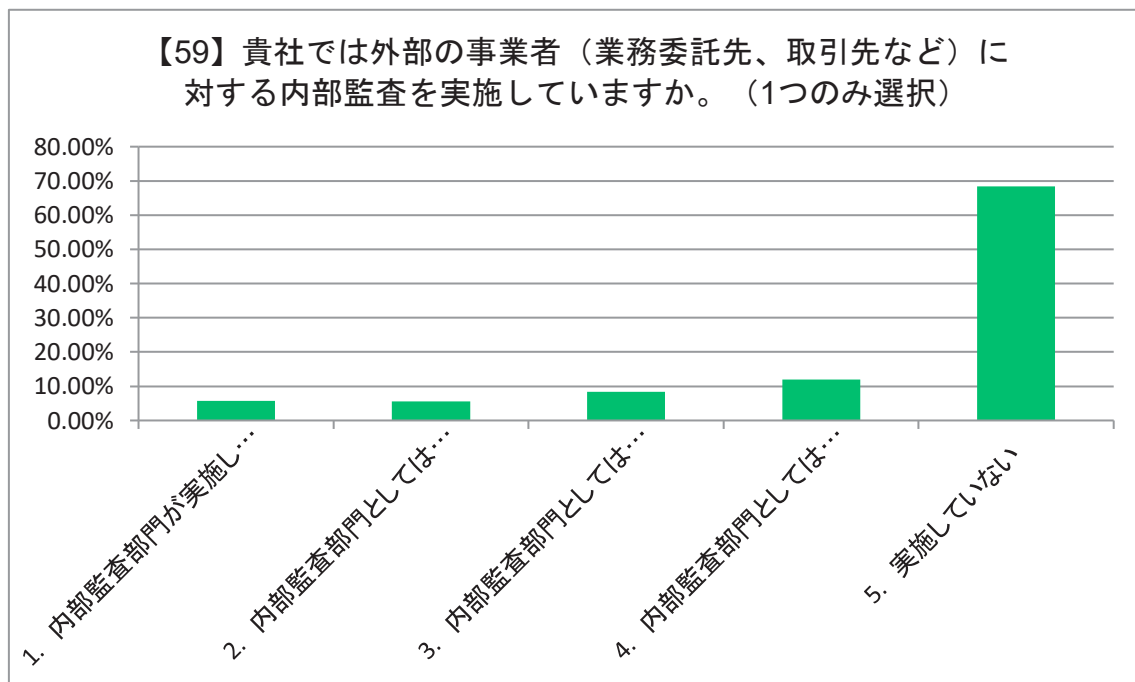
| 選択肢                                         | 回答     |     |
|---------------------------------------------|--------|-----|
| 1. 子会社・関連会社の内部監査部門と定期的なミーティングを開催している        | 37.14% | 91  |
| 2. 子会社・関連会社の内部監査部門の要員として、当社の人員を出向させている      | 8.57%  | 21  |
| 3. 子会社・関連会社の内部監査計画策定に当社の内部監査部門が関与している       | 13.47% | 33  |
| 4. 子会社・関連会社の内部監査部門による内部監査結果を当社の内部監査に活用している。 | 24.90% | 61  |
| 5. 特に連携は図っていない                              | 25.71% | 63  |
| 6. その他                                      | 17.96% | 44  |
|                                             | 回答数    | 245 |



## 業務委託先に対する内部監査

【59】貴社では外部の事業者（業務委託先、取引先など）に対する内部監査を実施していますか。（1 つのみ選択）

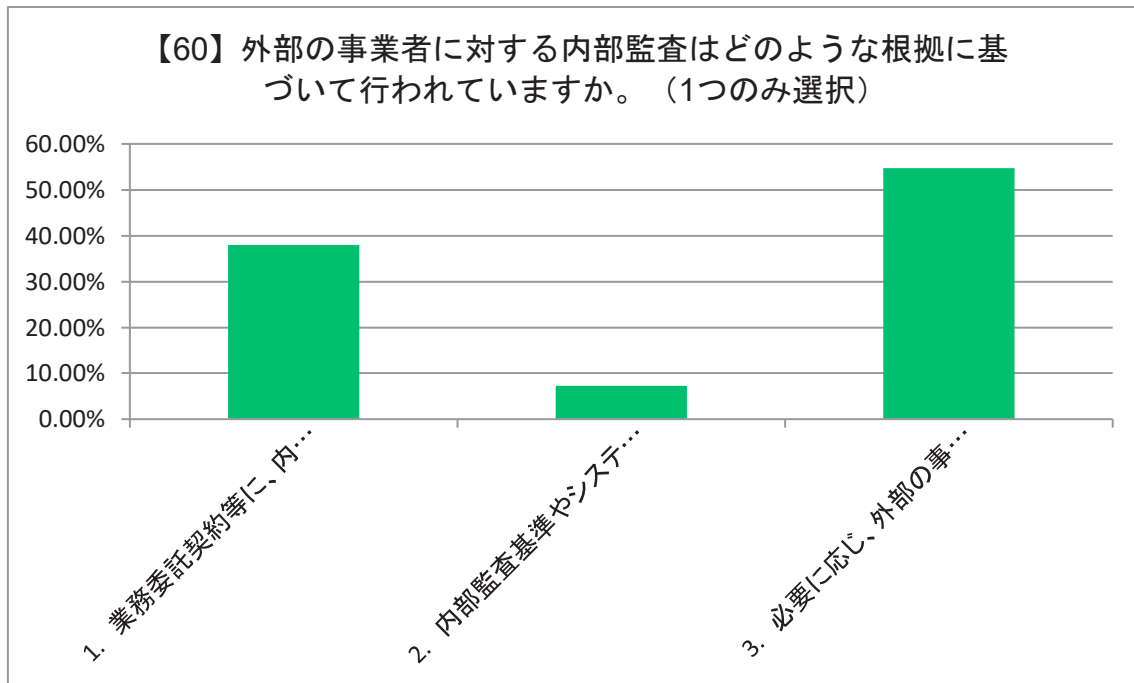
| 選択肢                                                             | 回答     |     |
|-----------------------------------------------------------------|--------|-----|
| 1. 内部監査部門が実施している                                                | 5.70%  | 30  |
| 2. 内部監査部門としては実施していないが、会社として、内部統制報告制度に基づく報告書等を業務委託先から受領している      | 5.51%  | 29  |
| 3. 内部監査部門としては実施していないが、サプライチェーンにおける人権の尊重状況について、担当部署が確認をしている。     | 8.37%  | 44  |
| 4. 内部監査部門としては実施していないが、情報システム関連のベンダーにおける業務の適正性について、担当部署が確認をしている。 | 11.98% | 63  |
| 5. 実施していない                                                      | 68.44% | 360 |
|                                                                 | 回答数    | 526 |



## 業務委託先に対する内部監査

【60】 外部の事業者に対する内部監査はどのような根拠に基づいて行われていますか。(1つのみ選択)

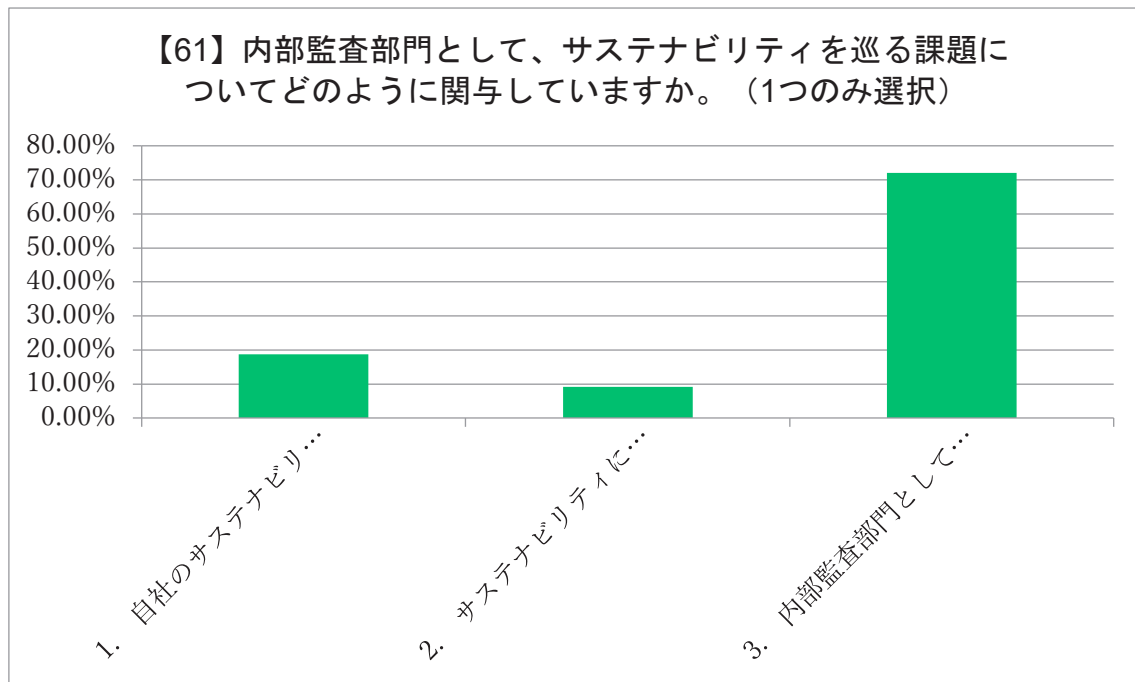
| 選択肢                                  | 回答     |     |
|--------------------------------------|--------|-----|
| 1. 業務委託契約等に、内部監査を実施する旨を盛り込んでいる       | 38.01% | 84  |
| 2. 内部監査基準やシステム監査基準等に基づいて、外部の事業者と協議する | 7.24%  | 16  |
| 3. 必要に応じ、外部の事業者と相談する                 | 54.75% | 121 |
|                                      | 回答数    | 221 |



## サステナビリティ監査

【61】内部監査部門として、サステナビリティを巡る課題についてどのように関与していますか。(1 つのみ選択)

| 選択肢                                       | 回答     |     |
|-------------------------------------------|--------|-----|
| 1. 自社のサステナビリティに関する課題への取り組み状況について監査対象としている | 18.72% | 102 |
| 2. サステナビリティに関する課題について現業部門に助言をおこなっている      | 9.17%  | 50  |
| 3. 内部監査部門として関与していない                       | 72.11% | 393 |
|                                           | 回答数    | 545 |

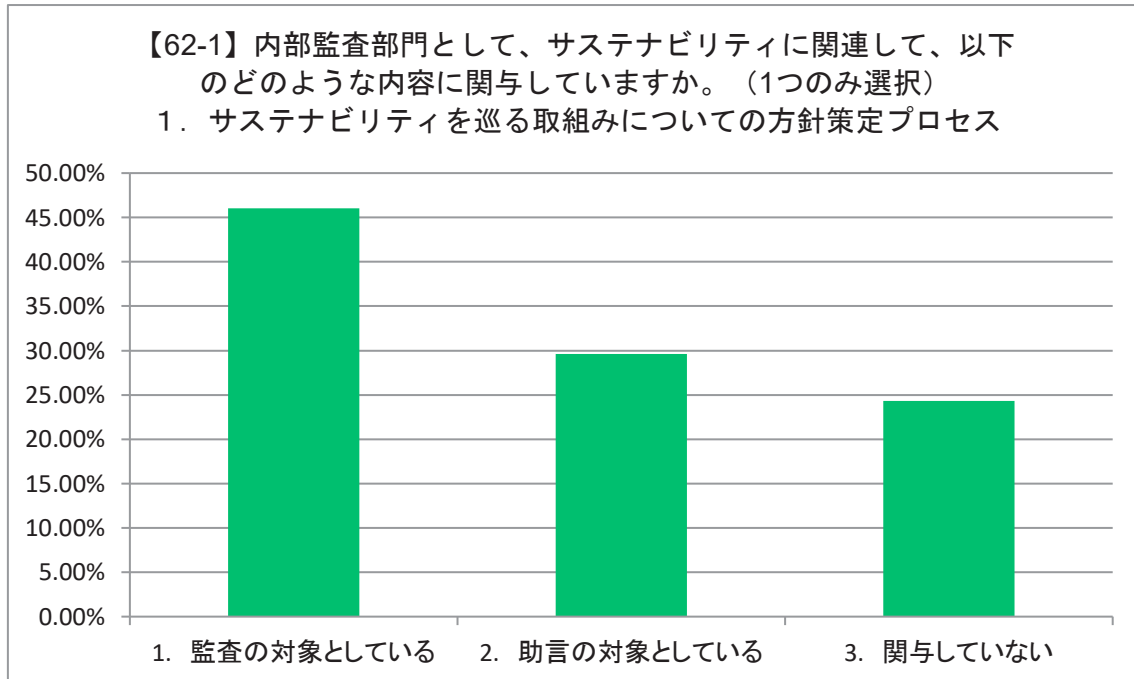


## サステナビリティ監査

【62-1】内部監査部門として、サステナビリティに関連して、以下のどのような内容に関与していますか。(1つのみ選択)

### 1. サステナビリティを巡る取組みについての方針策定プロセス

| 選択肢           | 回答     |     |
|---------------|--------|-----|
| 1. 監査の対象としている | 46.05% | 70  |
| 2. 助言の対象としている | 29.61% | 45  |
| 3. 関与していない    | 24.34% | 37  |
|               | 回答数    | 152 |

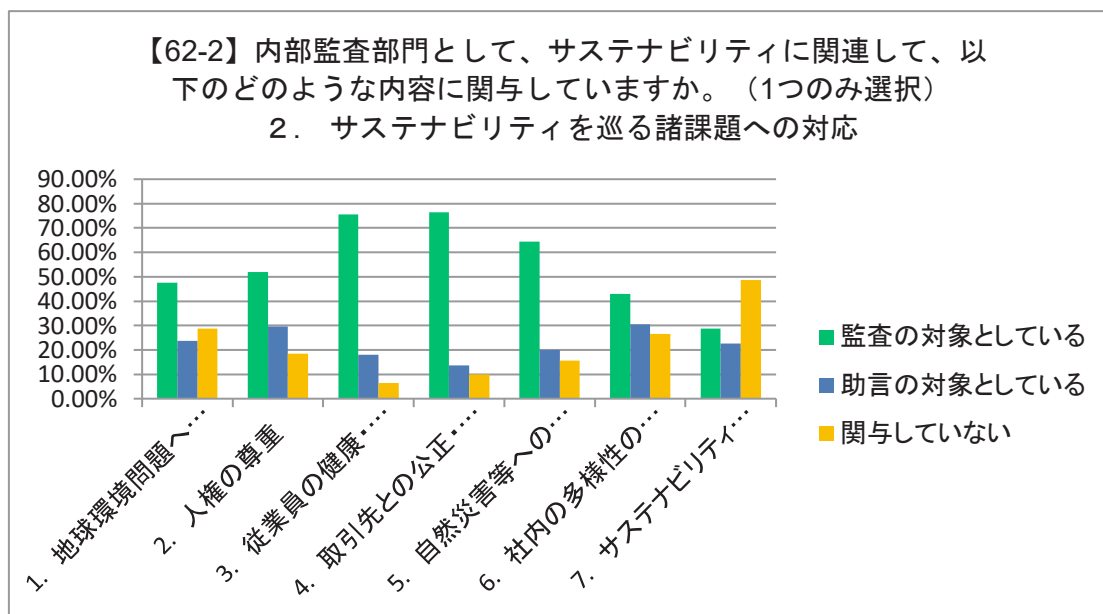


## サステナビリティ監査

【62-2】内部監査部門として、サステナビリティに関連して、以下のどのような内容に関与していますか。(1つのみ選択)

### 2. サステナビリティを巡る諸課題への対応

|                             | 監査の対象としている |     | 助言の対象としている |    | 関与していない |    | 回答数 |
|-----------------------------|------------|-----|------------|----|---------|----|-----|
| 1. 地球環境問題への配慮               | 47.48%     | 66  | 23.74%     | 33 | 28.78%  | 40 | 139 |
| 2. 人権の尊重                    | 51.85%     | 70  | 29.63%     | 40 | 18.52%  | 25 | 135 |
| 3. 従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇 | 75.54%     | 105 | 17.99%     | 25 | 6.47%   | 9  | 139 |
| 4. 取引先との公正・適切な取引            | 76.43%     | 107 | 13.57%     | 19 | 10.00%  | 14 | 140 |
| 5. 自然災害等への危機管理              | 64.44%     | 87  | 20.00%     | 27 | 15.56%  | 21 | 135 |
| 6. 社内の多様性の確保                | 42.97%     | 55  | 30.47%     | 39 | 26.56%  | 34 | 128 |
| 7. サステナビリティを巡るその他の課題        | 28.70%     | 33  | 22.61%     | 26 | 48.70%  | 56 | 115 |

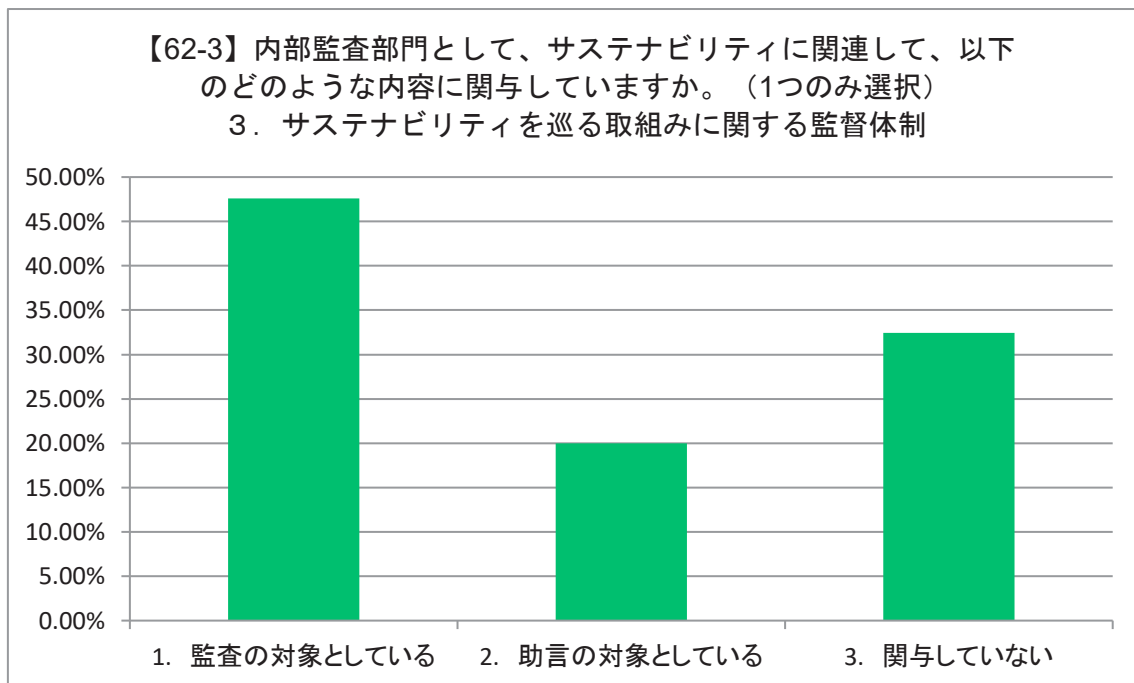


## サステナビリティ監査

【62-3】内部監査部門として、サステナビリティに関連して、以下のどのような内容に関与していますか。(1つのみ選択)

### 3. サステナビリティを巡る取組みに関する監督体制

| 選択肢           | 回答     |     |
|---------------|--------|-----|
| 1. 監査の対象としている | 47.59% | 69  |
| 2. 助言の対象としている | 20.00% | 29  |
| 3. 関与していない    | 32.41% | 47  |
|               | 回答数    | 145 |

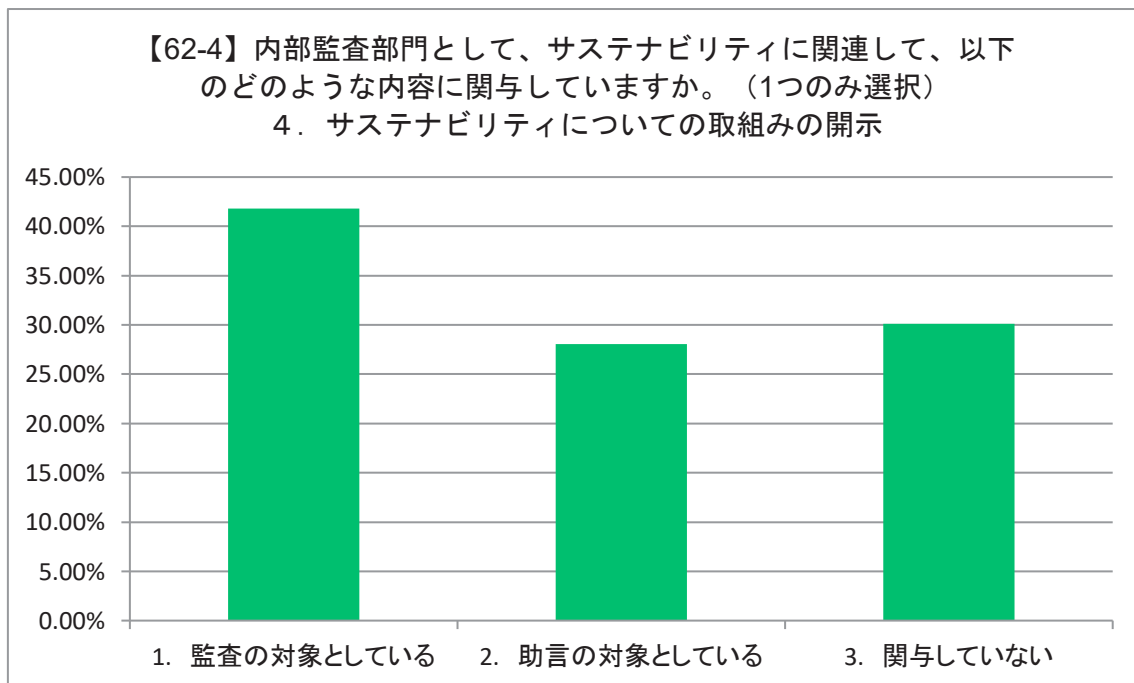


## サステナビリティ監査

【62-4】内部監査部門として、サステナビリティに関連して、以下のどのような内容に関与していますか。(1つのみ選択)

### 4. サステナビリティについての取組みの開示

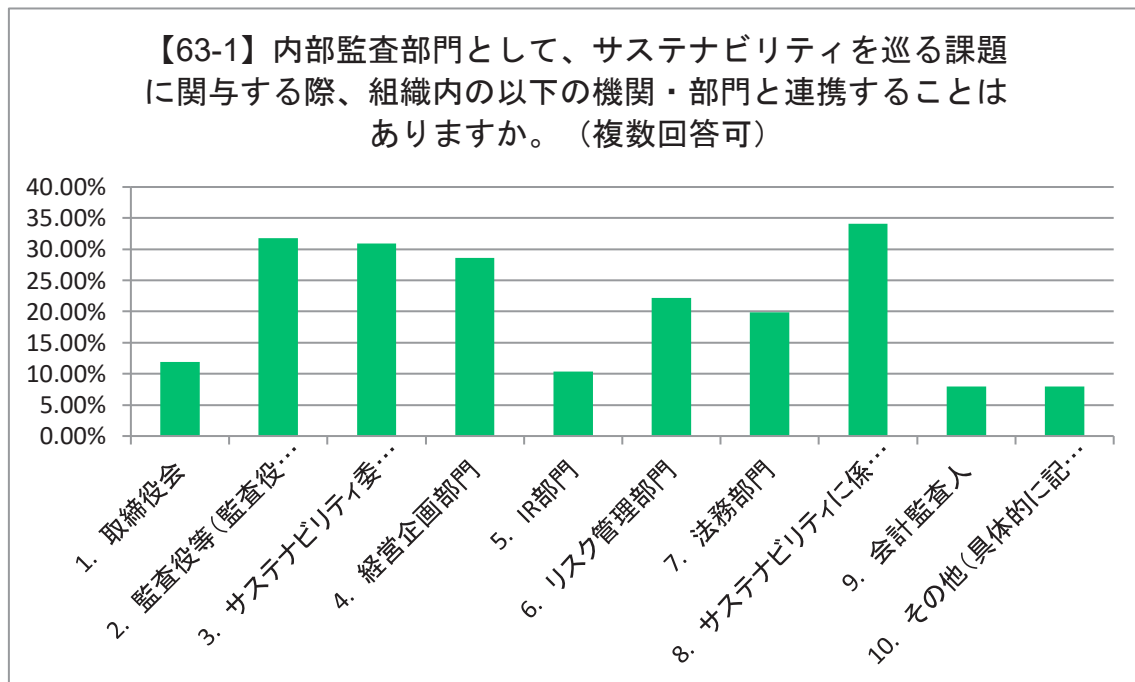
| 選択肢           | 回答     |     |
|---------------|--------|-----|
| 1. 監査の対象としている | 41.78% | 61  |
| 2. 助言の対象としている | 28.08% | 41  |
| 3. 関与していない    | 30.14% | 44  |
|               | 回答数    | 146 |



## サステナビリティ監査

【63-1】内部監査部門として、サステナビリティを巡る課題に関与する際、組織内の以下の機関・部門と連携することはありますか。(複数回答可)

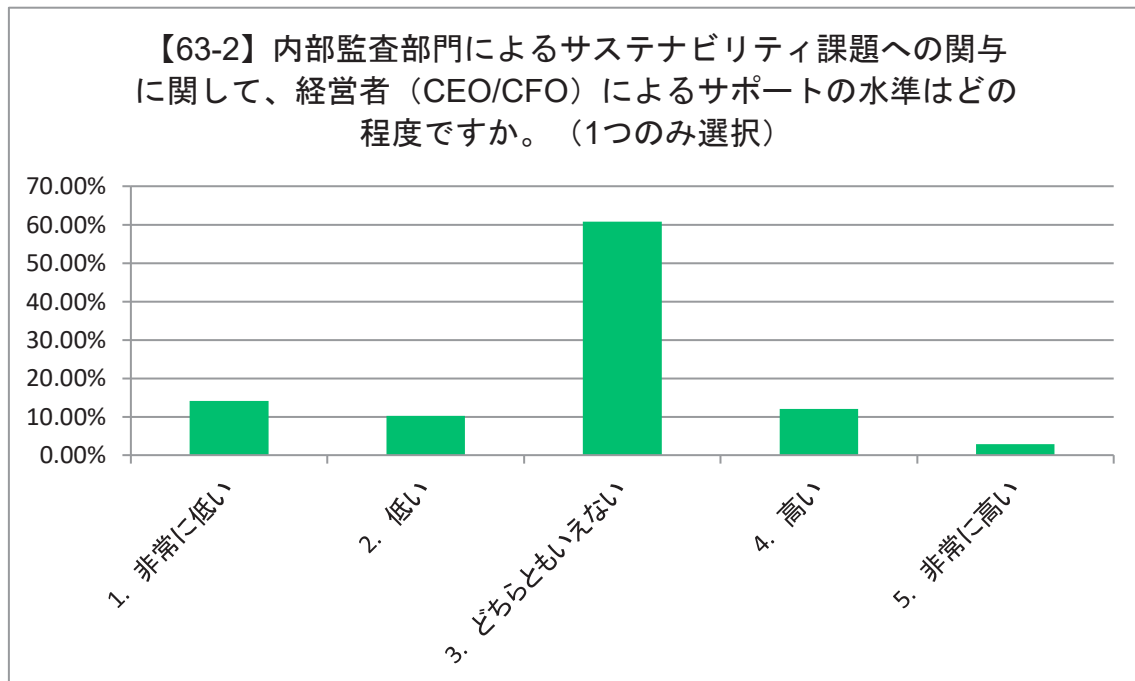
| 選択肢                           | 回答     |     |
|-------------------------------|--------|-----|
| 1. 取締役会                       | 11.90% | 15  |
| 2. 監査役等(監査役(会)、監査委員会又は監査等委員会) | 31.75% | 40  |
| 3. サステナビリティ委員会                | 30.95% | 39  |
| 4. 経営企画部門                     | 28.57% | 36  |
| 5. IR部門                       | 10.32% | 13  |
| 6. リスク管理部門                    | 22.22% | 28  |
| 7. 法務部門                       | 19.84% | 25  |
| 8. サステナビリティに係る専担部門            | 34.13% | 43  |
| 9. 会計監査人                      | 7.94%  | 10  |
| 10. その他                       | 7.94%  | 10  |
|                               | 回答数    | 126 |



## サステナビリティ監査

【63-2】内部監査部門によるサステナビリティ課題への関与に関して、経営者(CEO/CFO)によるサポートの水準はどの程度ですか。(1つのみ選択)

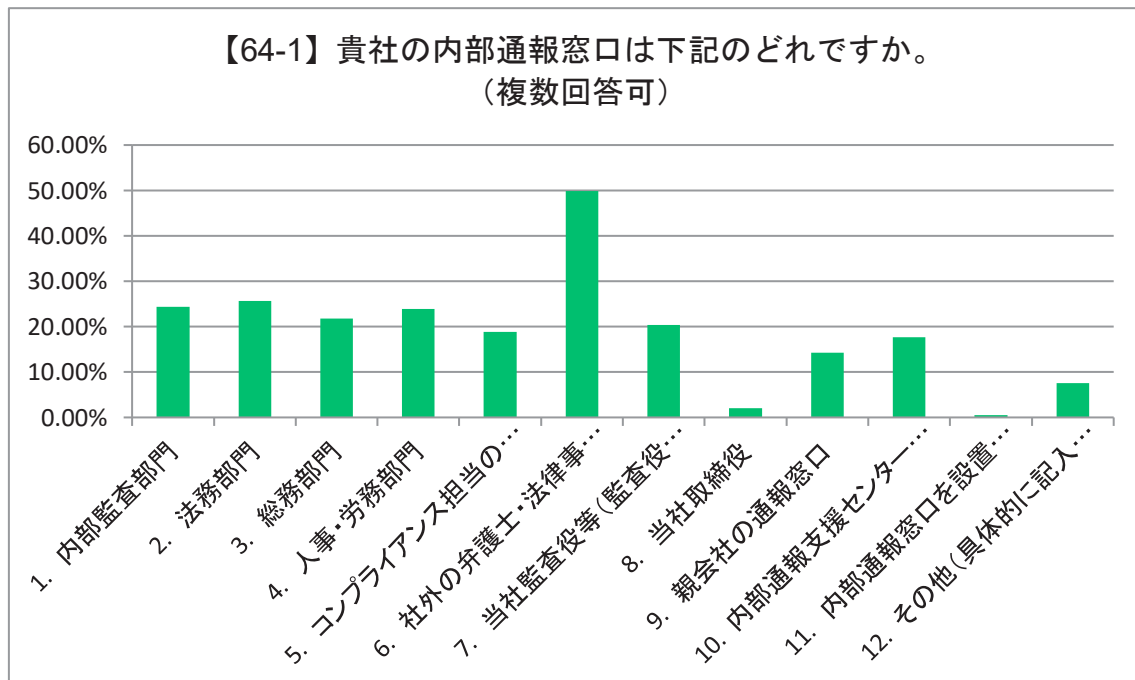
| 選択肢          | 回答     |     |
|--------------|--------|-----|
| 1. 非常に低い     | 14.10% | 55  |
| 2. 低い        | 10.26% | 40  |
| 3. どちらともいえない | 60.77% | 237 |
| 4. 高い        | 12.05% | 47  |
| 5. 非常に高い     | 2.82%  | 11  |
|              | 回答数    | 390 |



## 内部通報

【64-1】貴社の内部通報窓口は下記のどれですか。(複数回答可)

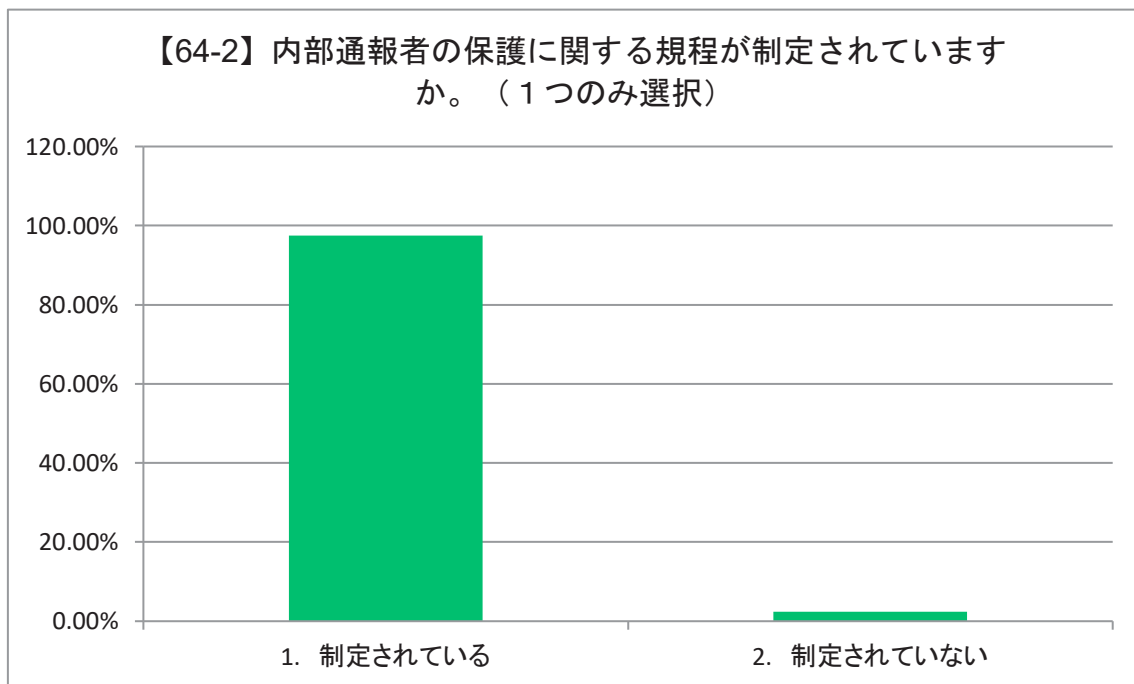
| 選択肢                           | 回答     |     |
|-------------------------------|--------|-----|
| 1. 内部監査部門                     | 24.40% | 133 |
| 2. 法務部門                       | 25.69% | 140 |
| 3. 総務部門                       | 21.83% | 119 |
| 4. 人事・労務部門                    | 23.85% | 130 |
| 5. コンプライアンス担当の社内委員会           | 18.90% | 103 |
| 6. 社外の弁護士・法律事務所               | 49.91% | 272 |
| 7. 当社監査役等(監査役(会)、監査委員又は監査等委員) | 20.37% | 111 |
| 8. 当社取締役                      | 2.02%  | 11  |
| 9. 親会社の通報窓口                   | 14.31% | 78  |
| 10. 内部通報支援センター等の社外専門事業者       | 17.61% | 96  |
| 11. 内部通報窓口を設置していない            | 0.55%  | 3   |
| 12. その他                       | 7.52%  | 41  |
|                               | 回答数    | 545 |



## 内部通報

【64-2】内部通報者の保護に関する規程が制定されていますか。(1つのみ選択)

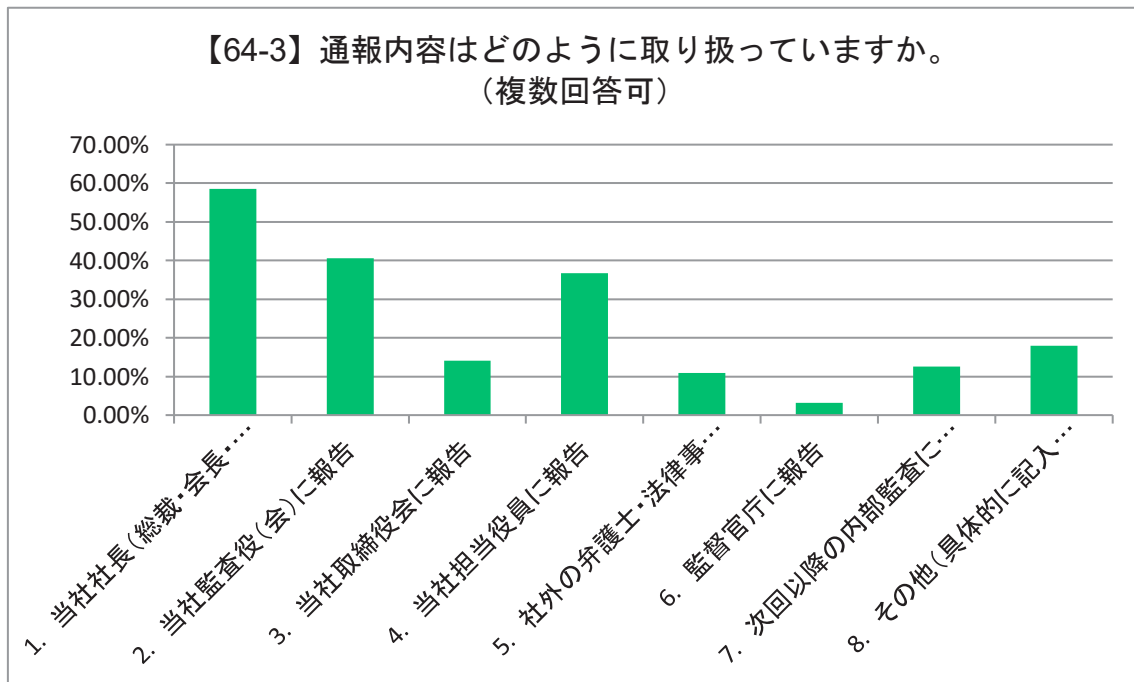
| 選択肢         | 回答     |     |
|-------------|--------|-----|
| 1. 制定されている  | 97.55% | 518 |
| 2. 制定されていない | 2.44%  | 13  |
|             | 回答数    | 531 |



## 内部通報

【64-3】通報内容はどのように取り扱っていますか。(複数回答可)

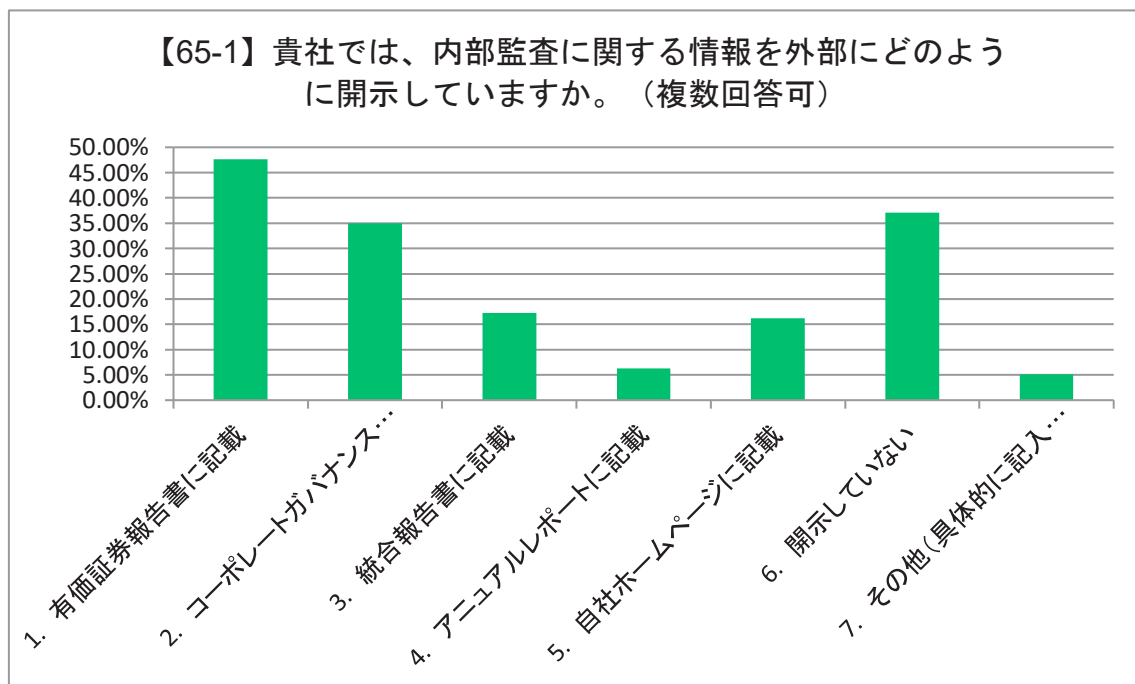
| 選択肢                    | 回答     |     |
|------------------------|--------|-----|
| 1. 当社社長（総裁・会長・理事長等）に報告 | 58.59% | 75  |
| 2. 当社監査役（会）に報告         | 40.63% | 52  |
| 3. 当社取締役会に報告           | 14.06% | 18  |
| 4. 当社担当役員に報告           | 36.72% | 47  |
| 5. 社外の弁護士・法律事務所に報告     | 10.94% | 14  |
| 6. 監督官庁に報告             | 3.13%  | 4   |
| 7. 次回以降の内部監査に反映        | 12.50% | 16  |
| 8. その他                 | 17.97% | 23  |
|                        | 回答数    | 128 |



## 内部監査に関する情報の開示

【65-1】貴社では、内部監査に関する情報を外部にどのように開示していますか。(複数回答可)

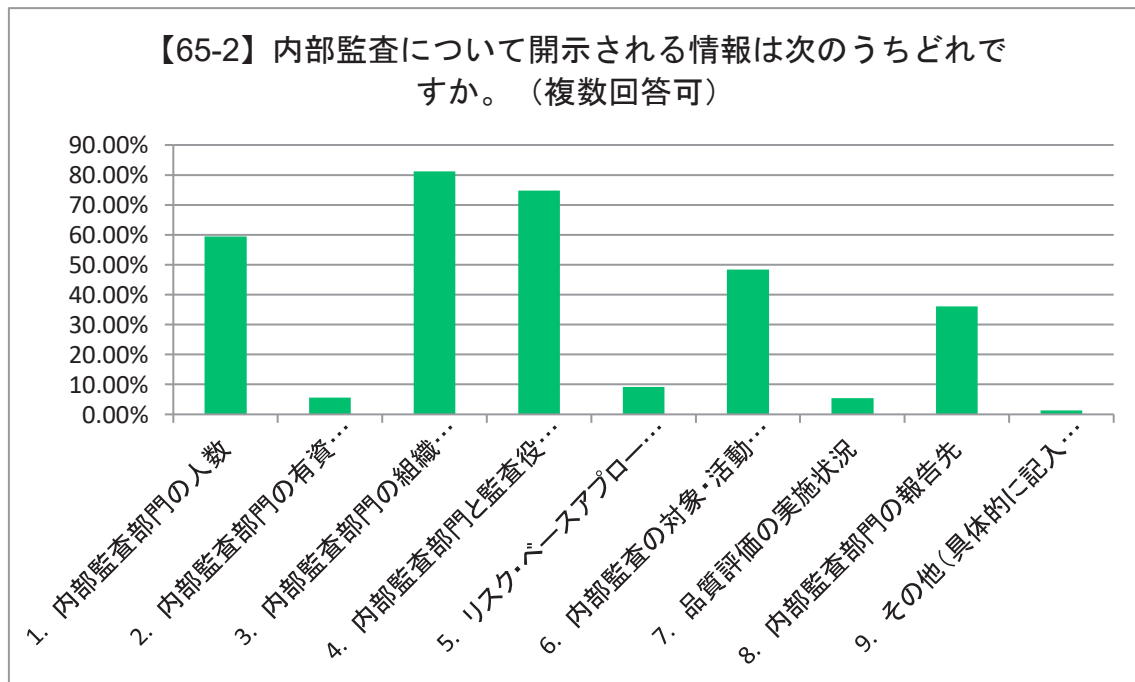
| 選択肢                  | 回答     |     |
|----------------------|--------|-----|
| 1. 有価証券報告書に記載        | 47.61% | 259 |
| 2. コーポレートガバナンス報告書に記載 | 34.93% | 190 |
| 3. 統合報告書に記載          | 17.28% | 94  |
| 4. アニュアルレポートに記載      | 6.25%  | 34  |
| 5. 自社ホームページに記載       | 16.18% | 88  |
| 6. 開示していない           | 37.13% | 202 |
| 7. その他               | 5.15%  | 28  |
|                      | 回答数    | 544 |



## 内部監査に関する情報の開示

【65-2】内部監査について開示される情報は次のうちどれですか。（複数回答可）

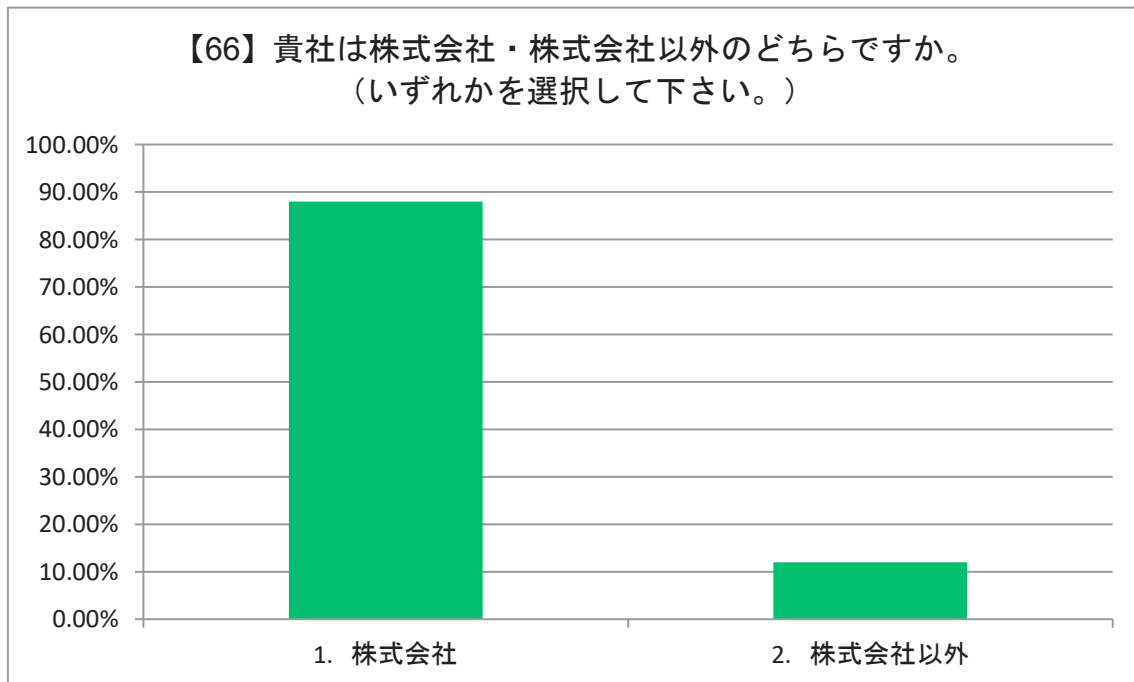
| 選択肢                                              | 回答     |     |
|--------------------------------------------------|--------|-----|
| 1. 内部監査部門の人数                                     | 59.43% | 189 |
| 2. 内部監査部門の有資格者の人数                                | 5.66%  | 18  |
| 3. 内部監査部門の組織上の位置づけ（組織図での記載を含む）                   | 81.13% | 258 |
| 4. 内部監査部門と監査役等（監査役（会）、監査委員又は監査等委員）および会計監査人との連携状況 | 74.84% | 238 |
| 5. リスク・ベースアプローチの適用状況                             | 9.12%  | 29  |
| 6. 内部監査の対象・活動状況                                  | 48.43% | 154 |
| 7. 品質評価の実施状況                                     | 5.35%  | 17  |
| 8. 内部監査部門の報告先                                    | 36.16% | 115 |
| 9. その他                                           | 1.26%  | 4   |
|                                                  | 回答数    | 318 |



## 基本調査項目

【66】 貴社は株式会社・株式会社以外のどちらですか。(いずれかを選択して下さい。)

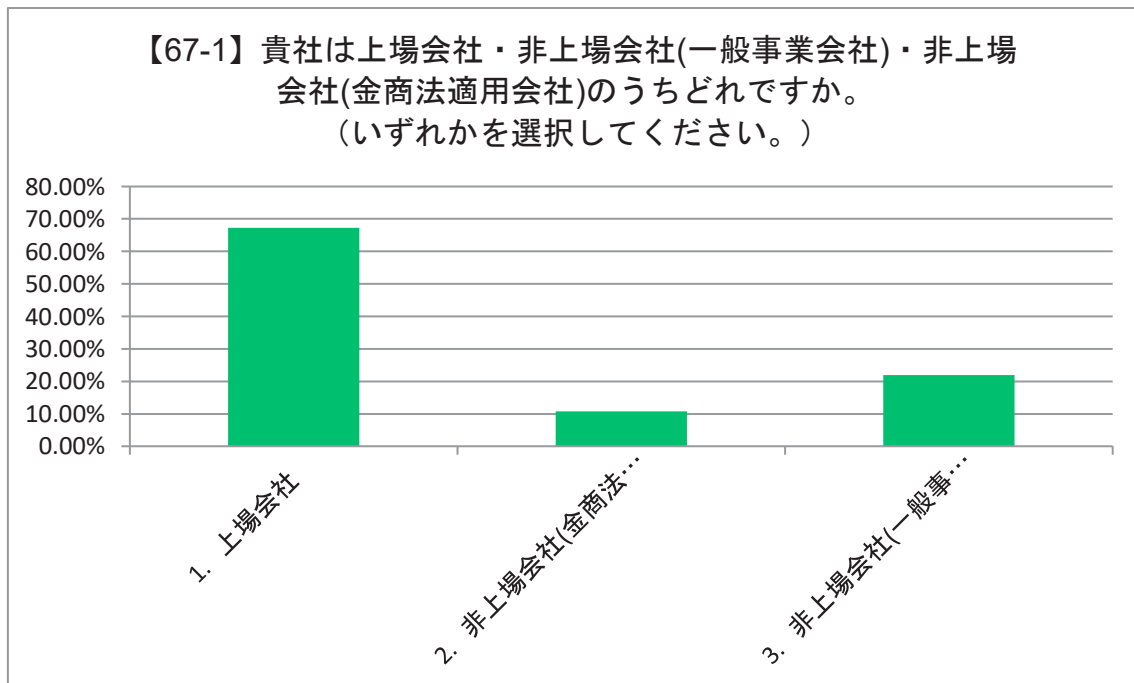
| 選択肢       | 回答     |     |
|-----------|--------|-----|
| 1. 株式会社   | 88.03% | 478 |
| 2. 株式会社以外 | 11.97% | 65  |
|           | 回答数    | 543 |



## 基本調査項目

【67-1】貴社は上場会社・非上場会社(一般事業会社)・非上場会社(金商法適用会社)のうちどれですか。(いずれかを選択してください。)

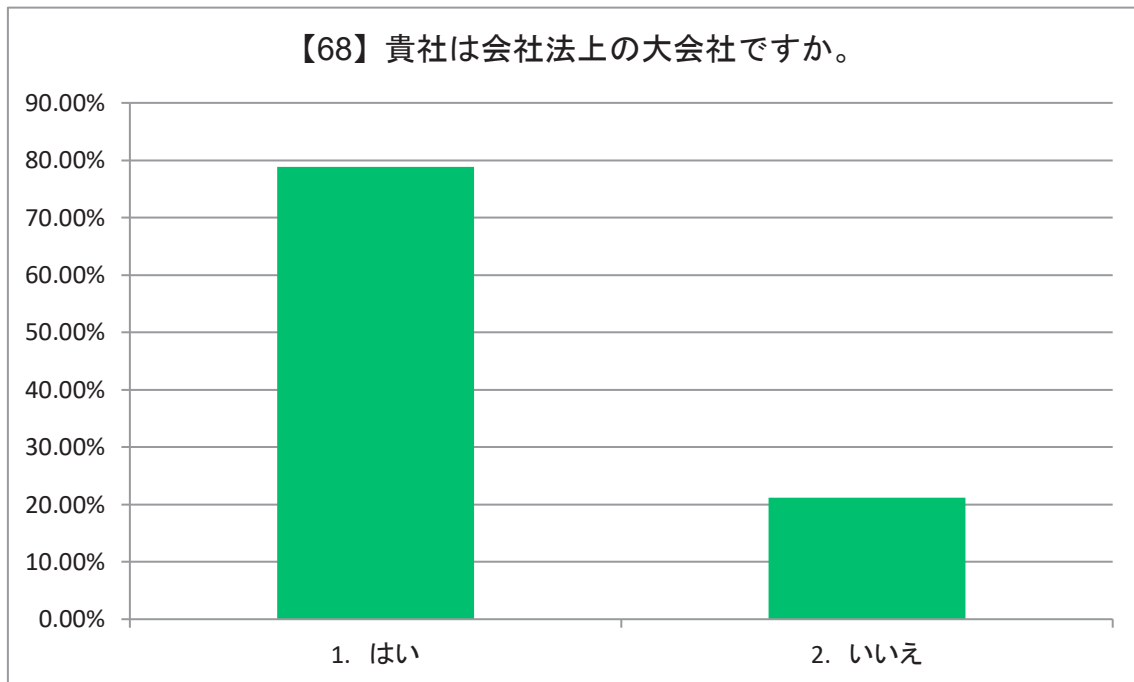
| 選択肢               | 回答     |     |
|-------------------|--------|-----|
| 1. 上場会社           | 67.36% | 322 |
| 2. 非上場会社(金商法適用会社) | 10.67% | 51  |
| 3. 非上場会社(一般事業会社)  | 21.97% | 105 |
|                   | 回答数    | 478 |



## 基本調査項目

【68】貴社は会社法上の大会社ですか。

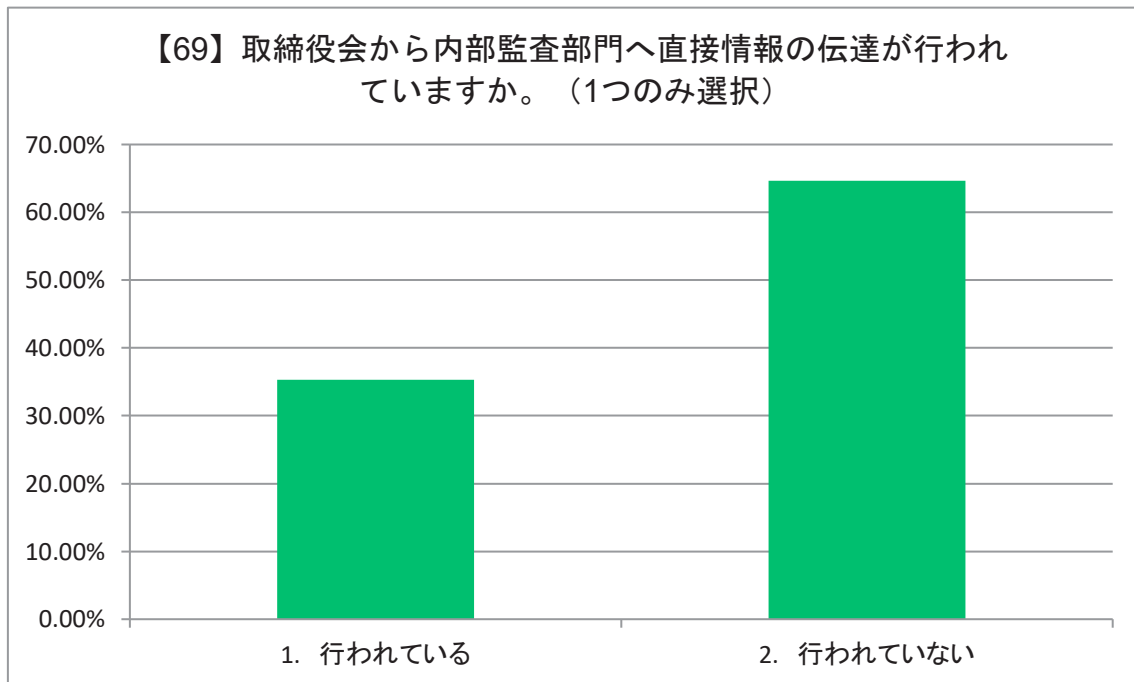
| 選択肢    | 回答     |     |
|--------|--------|-----|
| 1. はい  | 78.86% | 373 |
| 2. いいえ | 21.14% | 100 |
|        | 回答数    | 473 |



株式会社における監督・監査機関との関係-取締役会

【69】取締役会から内部監査部門へ直接情報の伝達が行われていますか。(1つのみ選択)

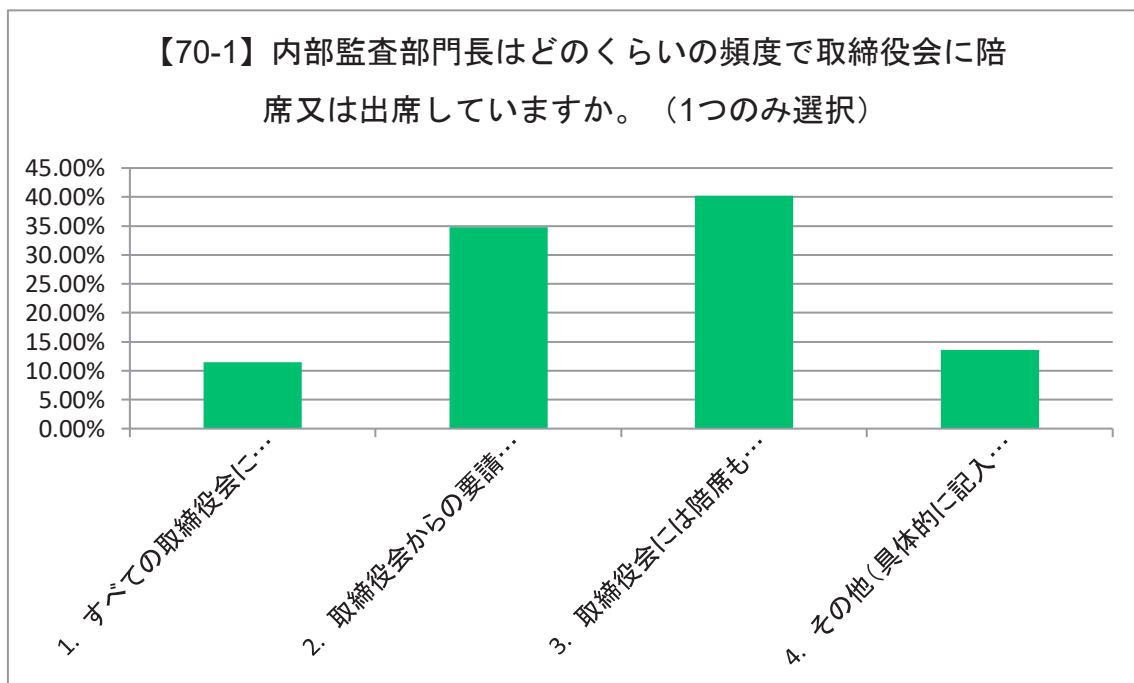
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 行われている  | 35.34% | 164 |
| 2. 行われていない | 64.66% | 300 |
|            | 回答数    | 464 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-取締役会

【70-1】 内部監査部門長はどのくらいの頻度で取締役会に陪席又は出席していますか。  
(1つのみ選択)

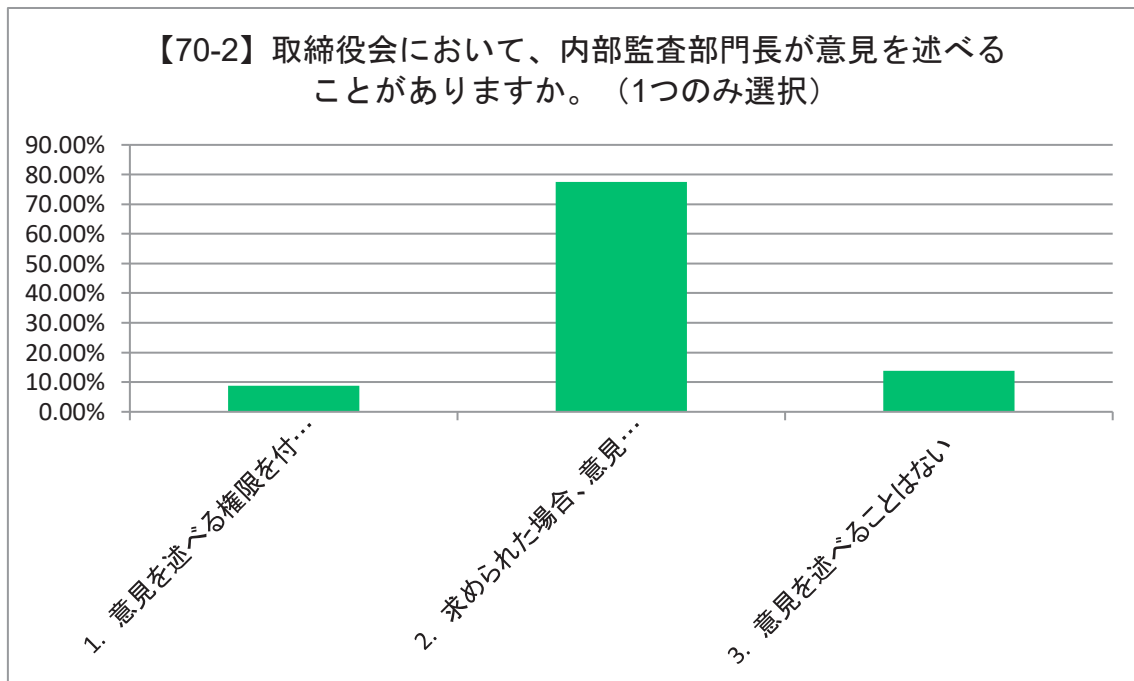
| 選択肢                         | 回答     |     |
|-----------------------------|--------|-----|
| 1. すべての取締役会に陪席又は出席する        | 11.51% | 55  |
| 2. 取締役会からの要請がある場合のみ陪席又は出席する | 34.73% | 166 |
| 3. 取締役会には陪席も出席もしない          | 40.17% | 192 |
| 4. その他                      | 13.60% | 65  |
|                             | 回答数    | 478 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-取締役会

【70-2】取締役会において、内部監査部門長が意見を述べるがありますか。(1つのみ選択)

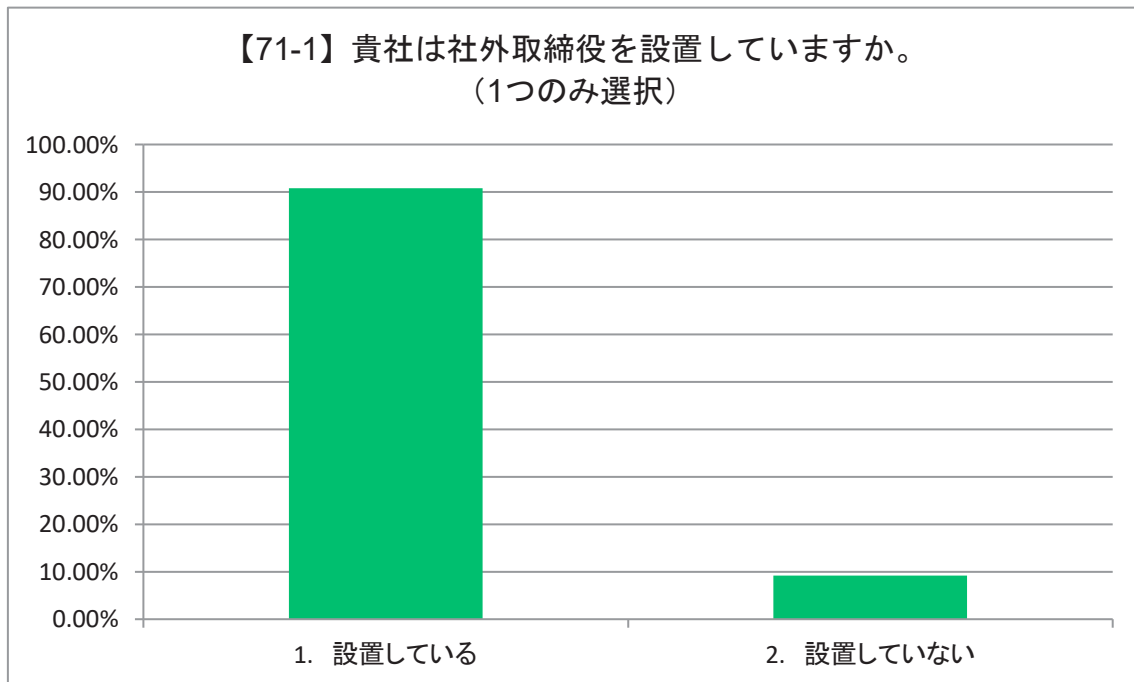
| 選択肢                 | 回答     |     |
|---------------------|--------|-----|
| 1. 意見を述べる権限を付与されている | 8.72%  | 19  |
| 2. 求められた場合、意見を述べる   | 77.52% | 169 |
| 3. 意見を述べることはない      | 13.76% | 30  |
|                     | 回答数    | 218 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-取締役会

【71-1】貴社は社外取締役を設置していますか。(1つのみ選択)

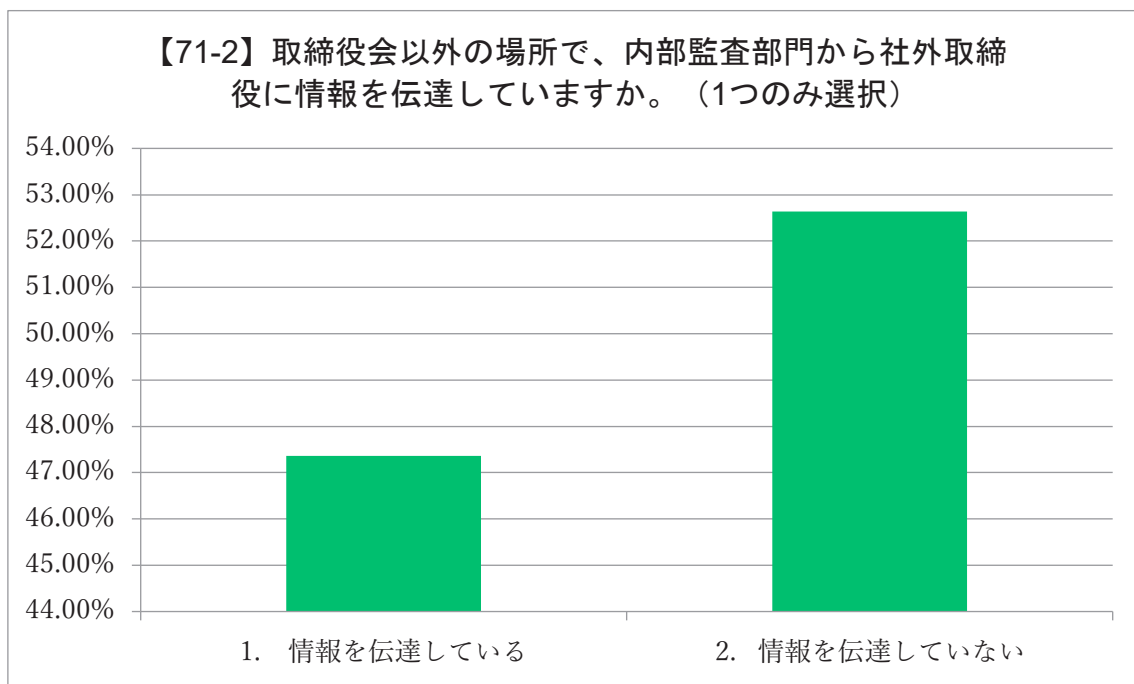
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 設置している  | 90.79% | 434 |
| 2. 設置していない | 9.21%  | 44  |
|            | 回答数    | 478 |



### 株式会社における監督・監査機関との関係-取締役会

【71-2】取締役会以外の場所で、内部監査部門から社外取締役へ情報を伝達していますか。  
(1つのみ選択)

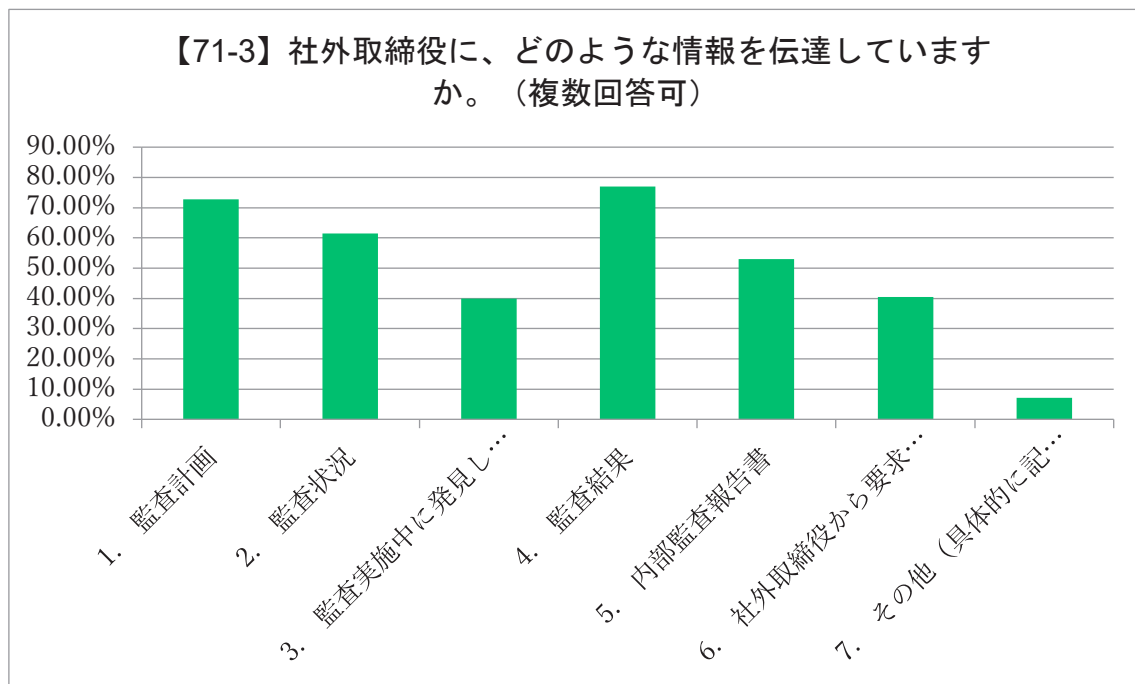
| 選択肢           | 回答     |     |
|---------------|--------|-----|
| 1. 情報を伝達している  | 47.36% | 206 |
| 2. 情報を伝達していない | 52.64% | 229 |
|               | 回答数    | 435 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-取締役会

【71-3】社外取締役に、どのような情報を伝達していますか。(複数回答可)

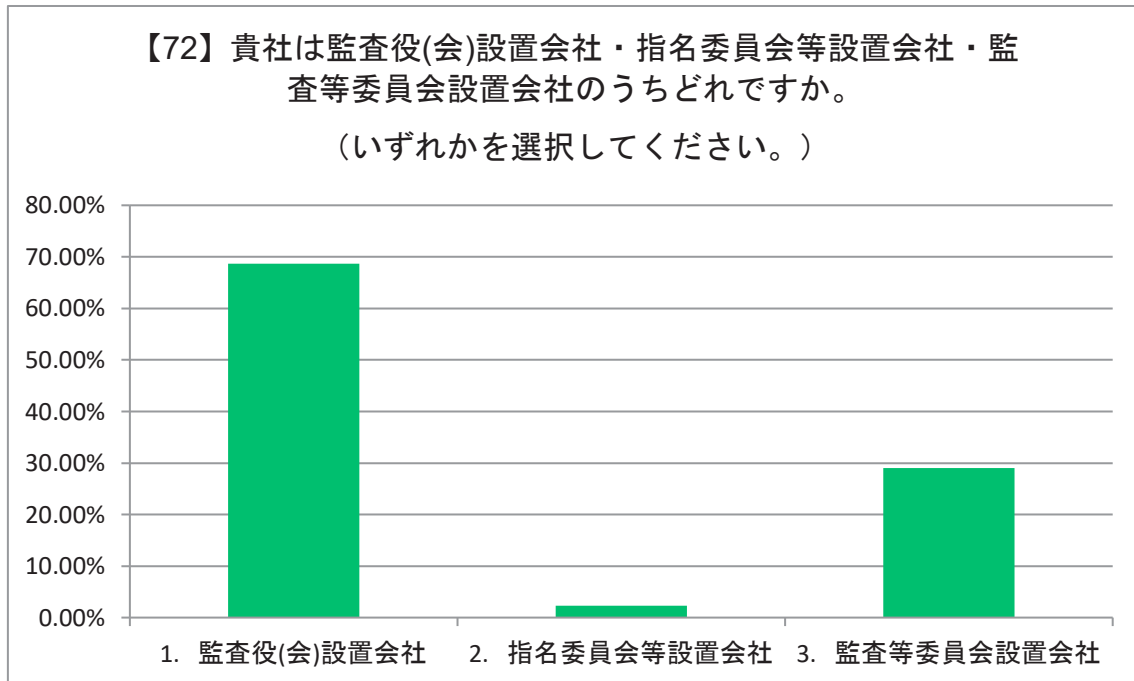
| 選択肢                   | 回答     |     |
|-----------------------|--------|-----|
| 1. 監査計画               | 72.77% | 155 |
| 2. 監査状況               | 61.50% | 131 |
| 3. 監査実施中に発見した緊急を要する案件 | 39.91% | 85  |
| 4. 監査結果               | 77.00% | 164 |
| 5. 内部監査報告書            | 53.05% | 113 |
| 6. 社外取締役から要求された情報     | 40.38% | 86  |
| 7. その他                | 7.04%  | 15  |
|                       | 回答数    | 213 |



## 基本調査項目

【72】貴社は監査役(会)設置会社・指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社のうちどれですか。 (いずれかを選択してください。)

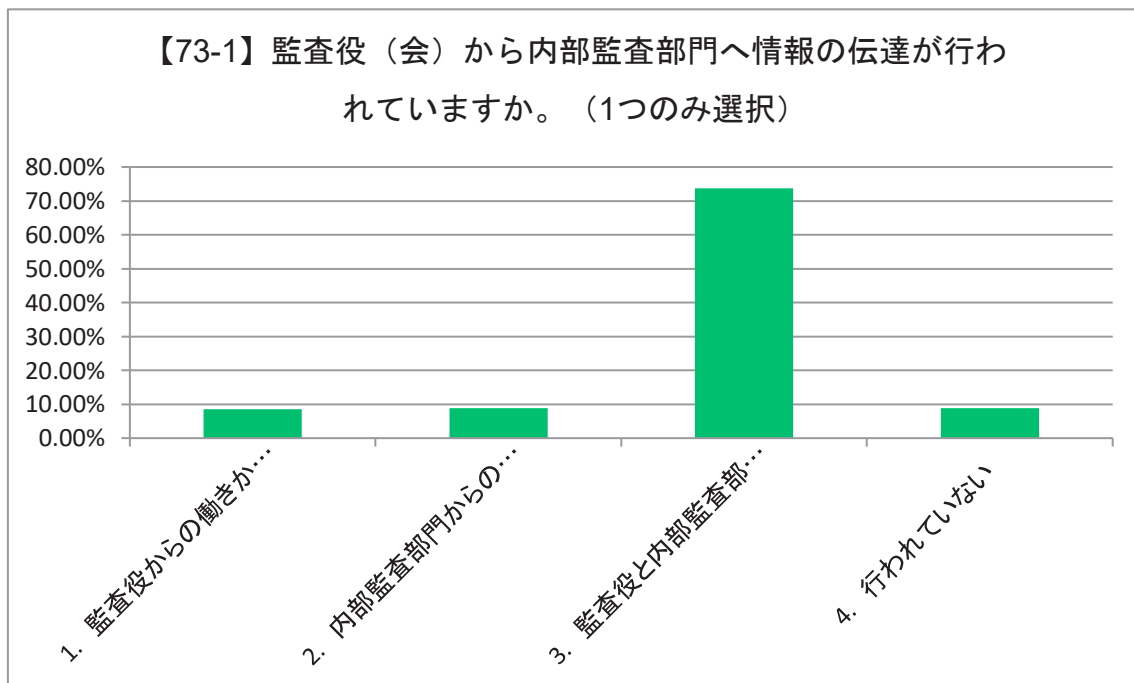
| 選択肢           | 回答     |     |
|---------------|--------|-----|
| 1. 監査役(会)設置会社 | 68.70% | 327 |
| 2. 指名委員会等設置会社 | 2.31%  | 11  |
| 3. 監査等委員会設置会社 | 28.99% | 138 |
|               | 回答数    | 476 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査役(会)設置会社の監査役(会)

【73-1】監査役（会）から内部監査部門へ情報の伝達が行われていますか。（1 つのみ選択）

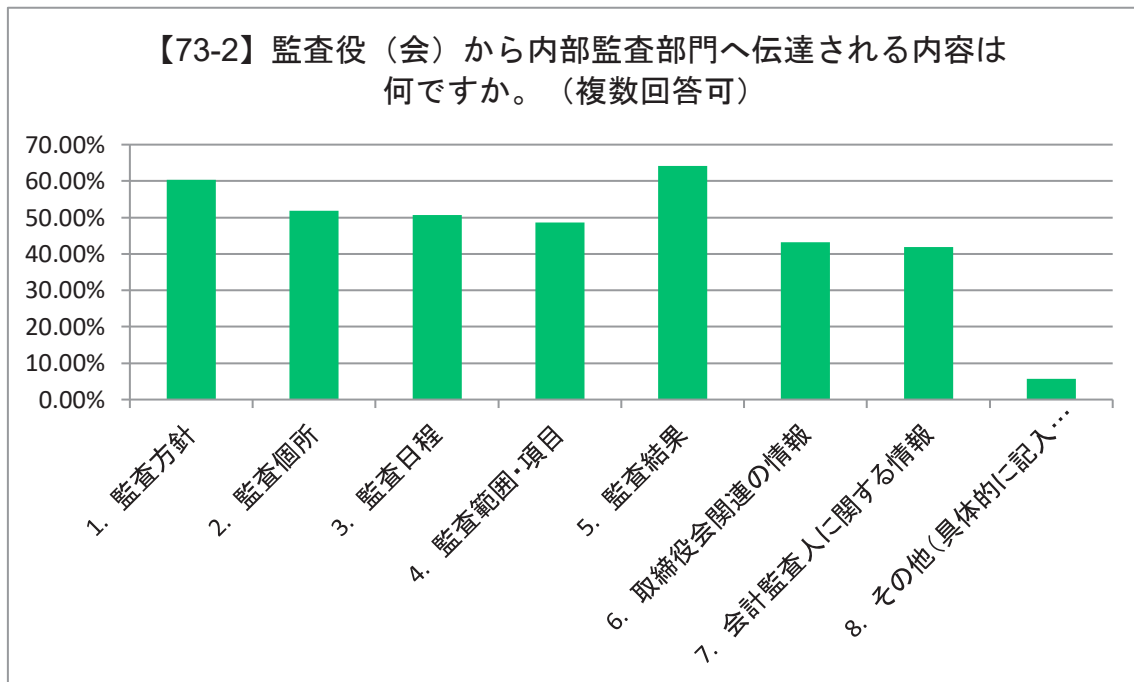
| 選択肢                           | 回答     |     |
|-------------------------------|--------|-----|
| 1. 監査役からの働きかけにより行われている        | 8.56%  | 28  |
| 2. 内部監査部門からの働きかけにより行われている     | 8.87%  | 29  |
| 3. 監査役と内部監査部門双方の働きかけにより行われている | 73.70% | 241 |
| 4. 行われていない                    | 8.87%  | 29  |
|                               | 回答数    | 327 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査役(会)設置会社の監査役(会)

【73-2】 監査役（会）から内部監査部門へ伝達される内容は何ですか。（複数回答可）

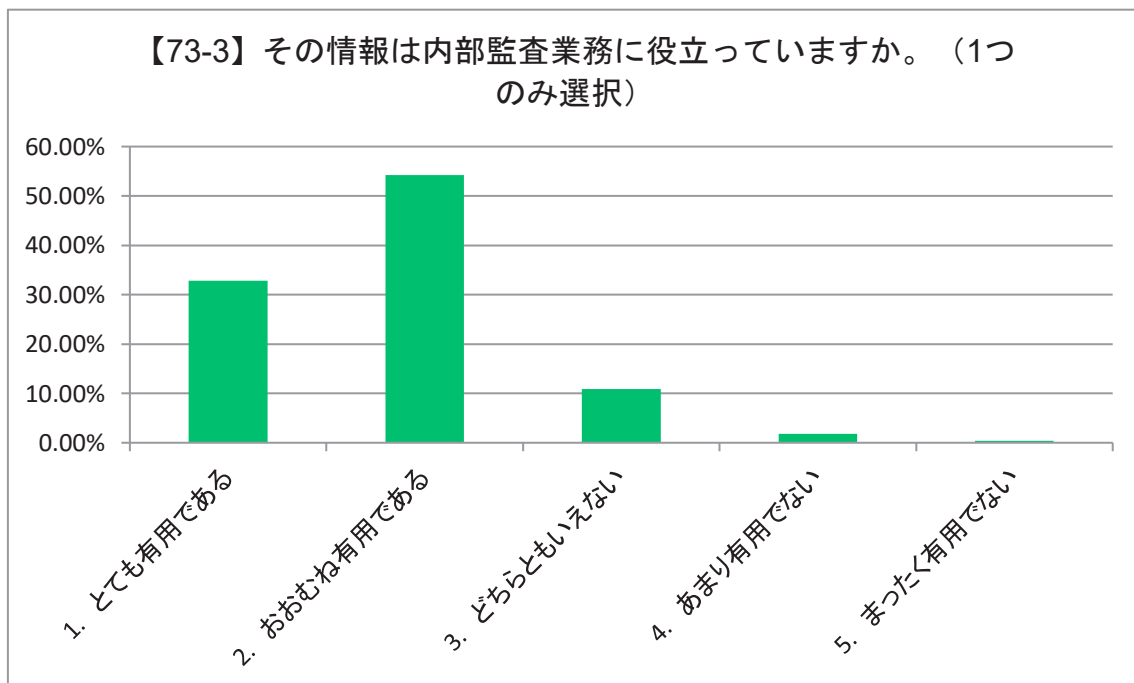
| 選択肢            | 回答     |     |
|----------------|--------|-----|
| 1. 監査方針        | 60.28% | 170 |
| 2. 監査個所        | 51.77% | 146 |
| 3. 監査日程        | 50.71% | 143 |
| 4. 監査範囲・項目     | 48.58% | 137 |
| 5. 監査結果        | 64.18% | 181 |
| 6. 取締役会関連の情報   | 43.26% | 122 |
| 7. 会計監査人に関する情報 | 41.84% | 118 |
| 8. その他         | 5.67%  | 16  |
|                | 回答数    | 282 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査役(会)設置会社の監査役(会)

【73-3】その情報は内部監査業務に役立っていますか。(1つのみ選択)

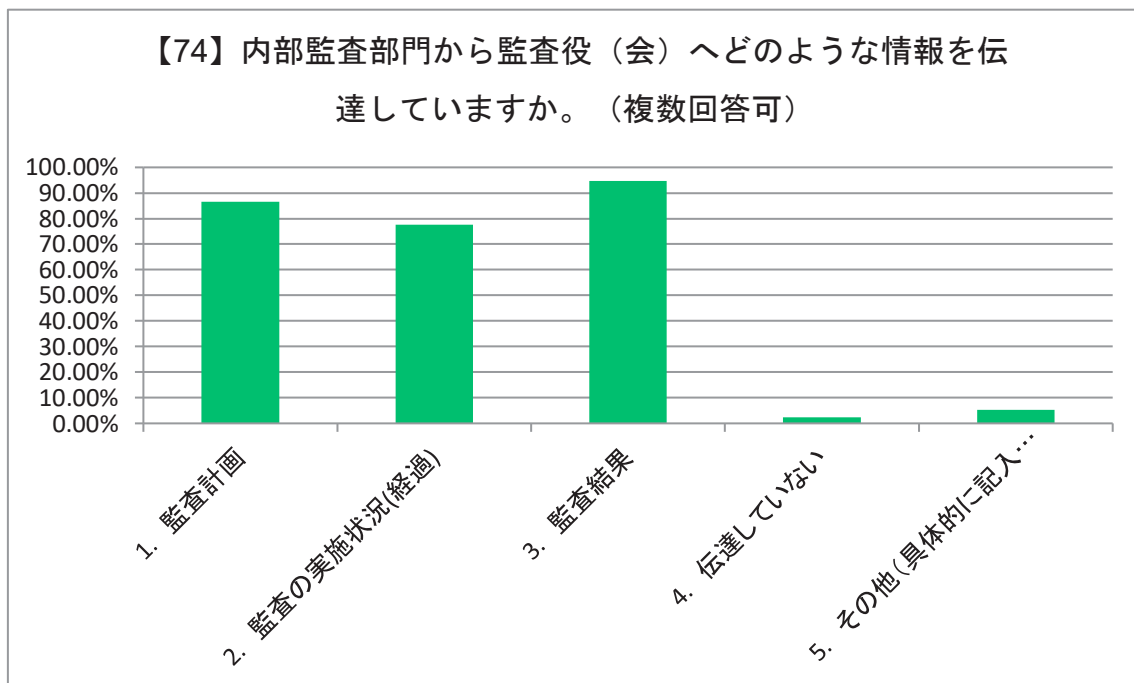
| 選択肢          | 回答     |     |
|--------------|--------|-----|
| 1. とても有用である  | 32.87% | 94  |
| 2. おおむね有用である | 54.20% | 155 |
| 3. どちらともいえない | 10.84% | 31  |
| 4. あまり有用でない  | 1.75%  | 5   |
| 5. まったく有用でない | 0.35%  | 1   |
|              | 回答数    | 286 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査役(会)設置会社の監査役(会)

【74】内部監査部門から監査役(会)へどのような情報を伝達していますか。(複数回答可)

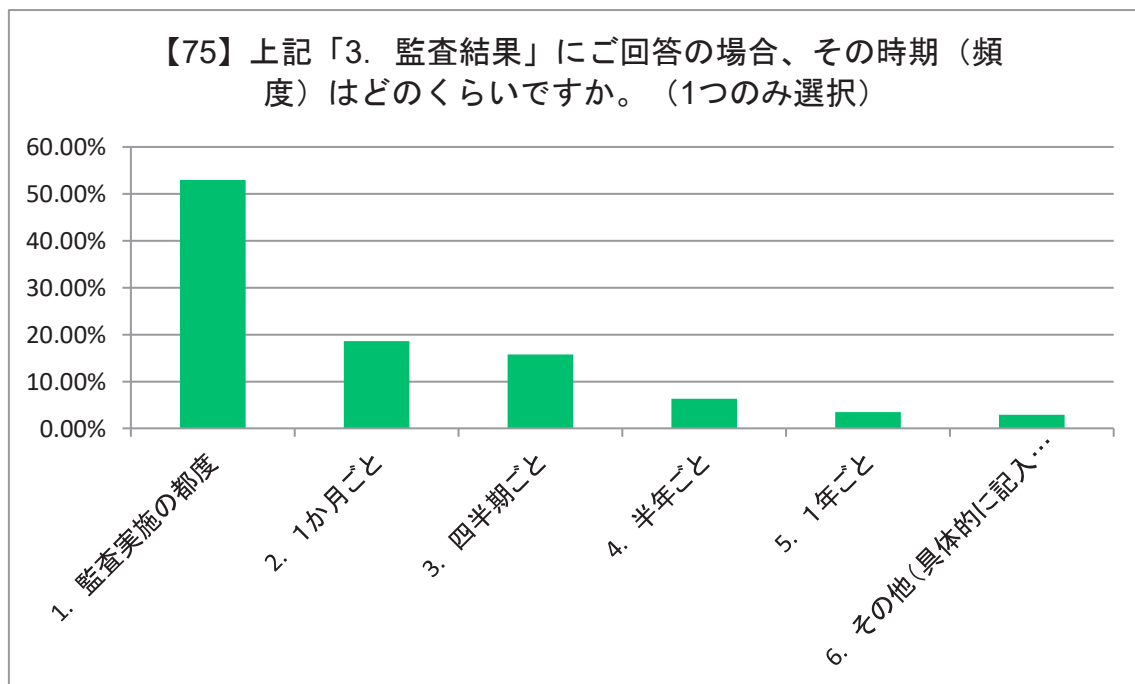
| 選択肢            | 回答     |     |
|----------------|--------|-----|
| 1. 監査計画        | 86.50% | 282 |
| 2. 監査の実施状況(経過) | 77.61% | 253 |
| 3. 監査結果        | 94.79% | 309 |
| 4. 伝達していない     | 2.45%  | 8   |
| 5. その他         | 5.21%  | 17  |
|                | 回答数    | 326 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査役(会)設置会社の監査役(会)

【75】上記「3. 監査結果」にご回答の場合、その時期（頻度）はどのくらいですか。（1つのみ選択）

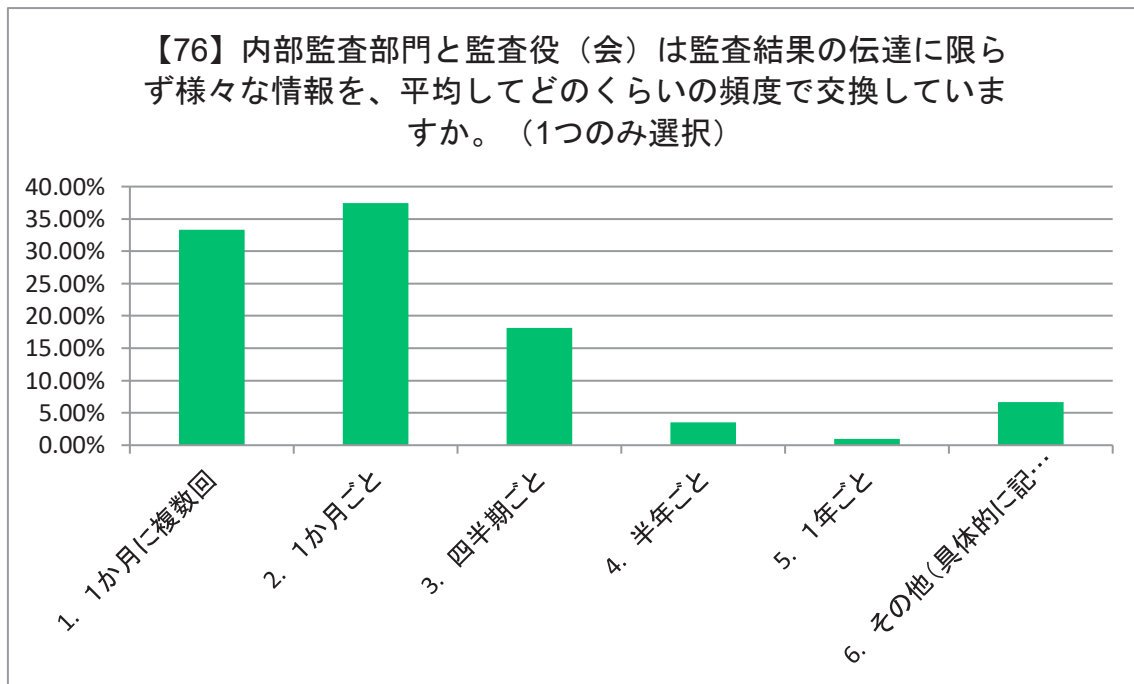
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 監査実施の都度 | 53.00% | 168 |
| 2. 1 か月ごと  | 18.61% | 59  |
| 3. 四半期ごと   | 15.77% | 50  |
| 4. 半年ごと    | 6.31%  | 20  |
| 5. 1 年ごと   | 3.47%  | 11  |
| 6. その他     | 2.84%  | 9   |
|            | 回答数    | 317 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査役(会)設置会社の監査役(会)

【76】内部監査部門と監査役(会)は監査結果の伝達に限らず様々な情報を、平均してどのくらいの頻度で交換していますか。(1つのみ選択)

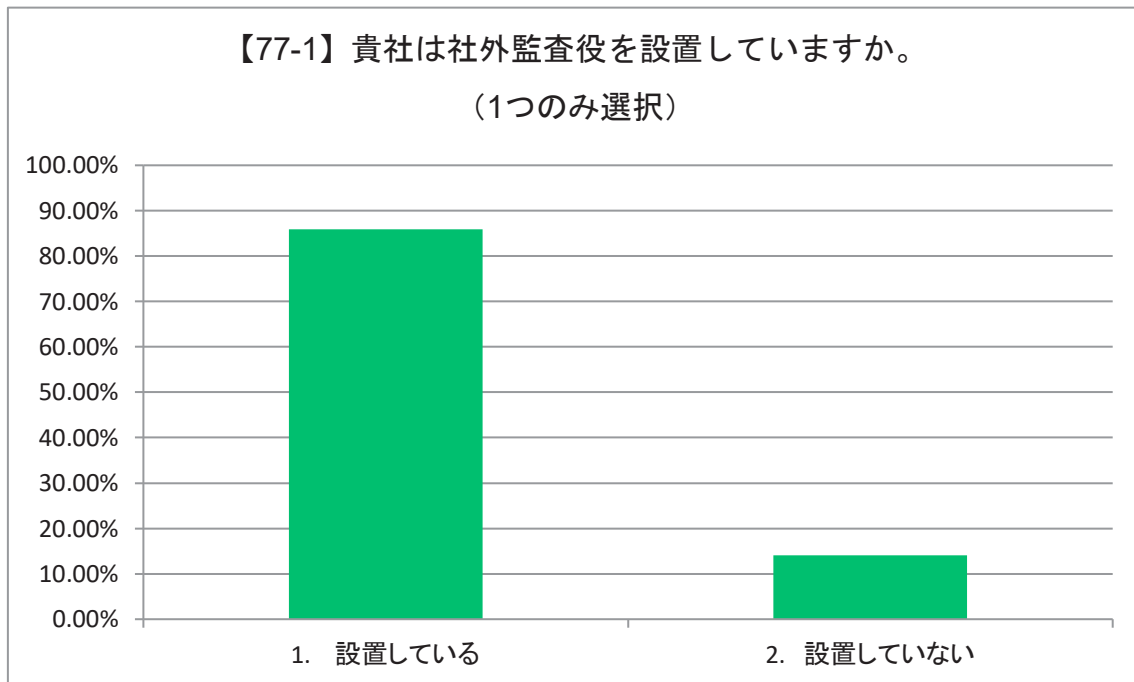
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 1か月に複数回 | 33.33% | 105 |
| 2. 1か月ごと   | 37.46% | 118 |
| 3. 四半期ごと   | 18.10% | 57  |
| 4. 半年ごと    | 3.49%  | 11  |
| 5. 1年ごと    | 0.95%  | 3   |
| 6. その他     | 6.67%  | 21  |
|            | 回答数    | 315 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査役(会)設置会社の監査役(会)

【77-1】貴社は社外監査役を設置していますか。(1つのみ選択)

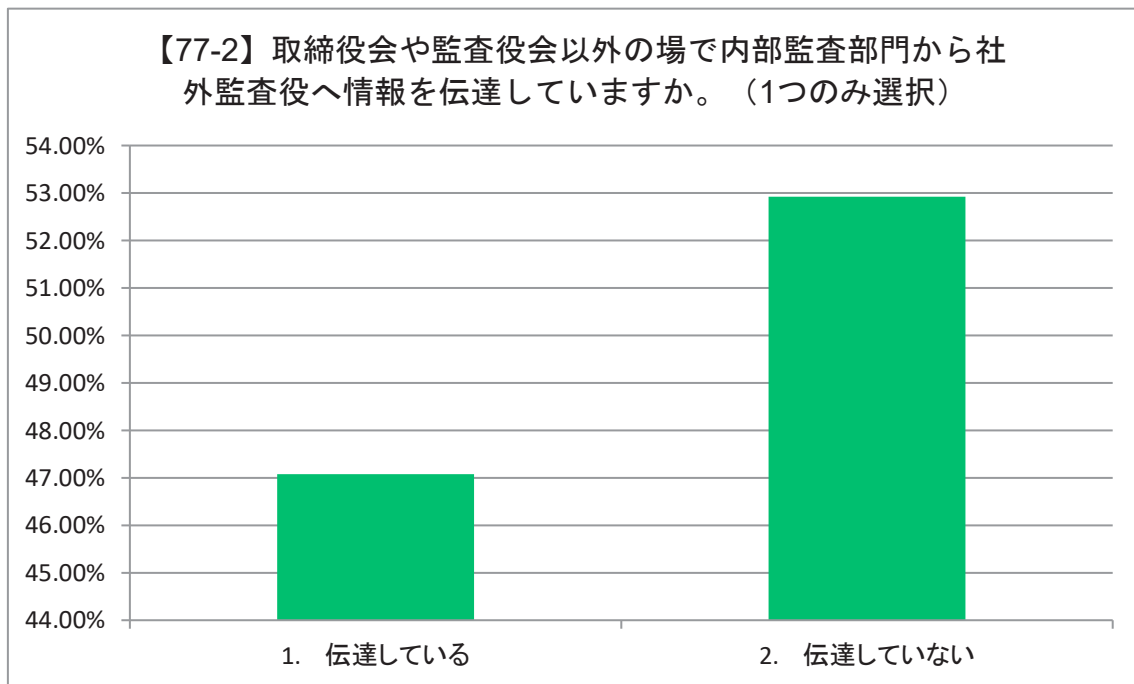
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 設置している  | 85.89% | 280 |
| 2. 設置していない | 14.11% | 46  |
|            | 回答数    | 326 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査役(会)設置会社の監査役(会)

【77-2】取締役会や監査役会以外の場合で内部監査部門から社外監査役へ情報を伝達していますか。(1つのみ選択)

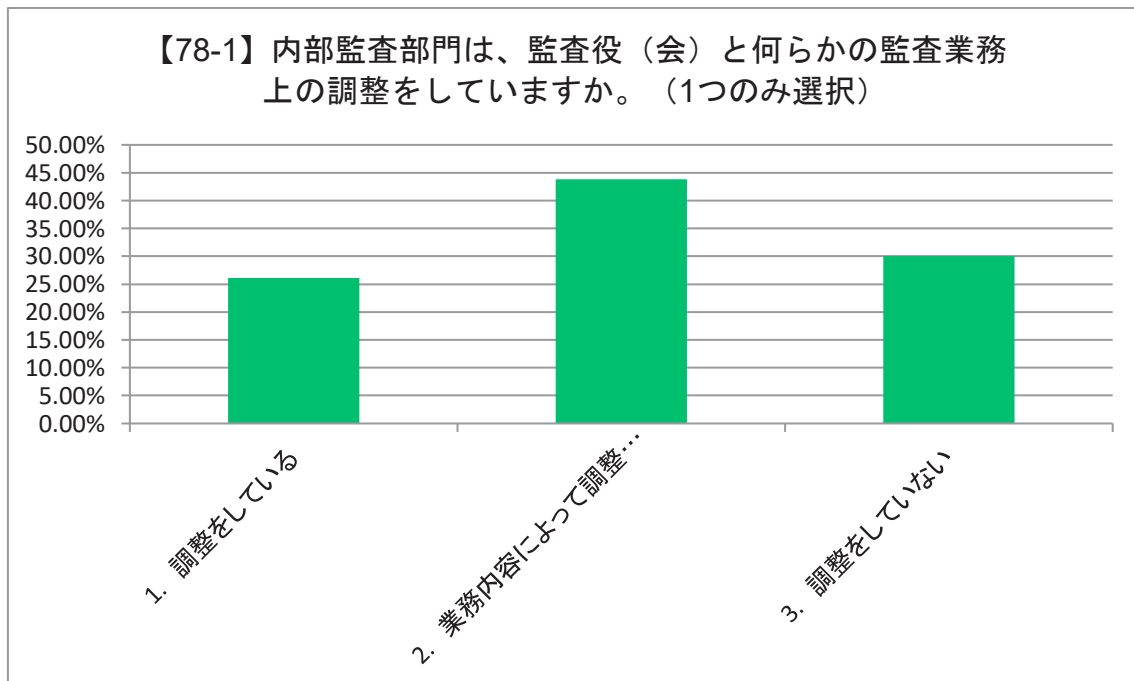
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 伝達している  | 47.08% | 129 |
| 2. 伝達していない | 52.92% | 145 |
|            | 回答数    | 274 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査役(会)設置会社の監査役(会)

【78-1】内部監査部門は、監査役(会)と何らかの監査業務上の調整をしていますか。(1つのみ選択)

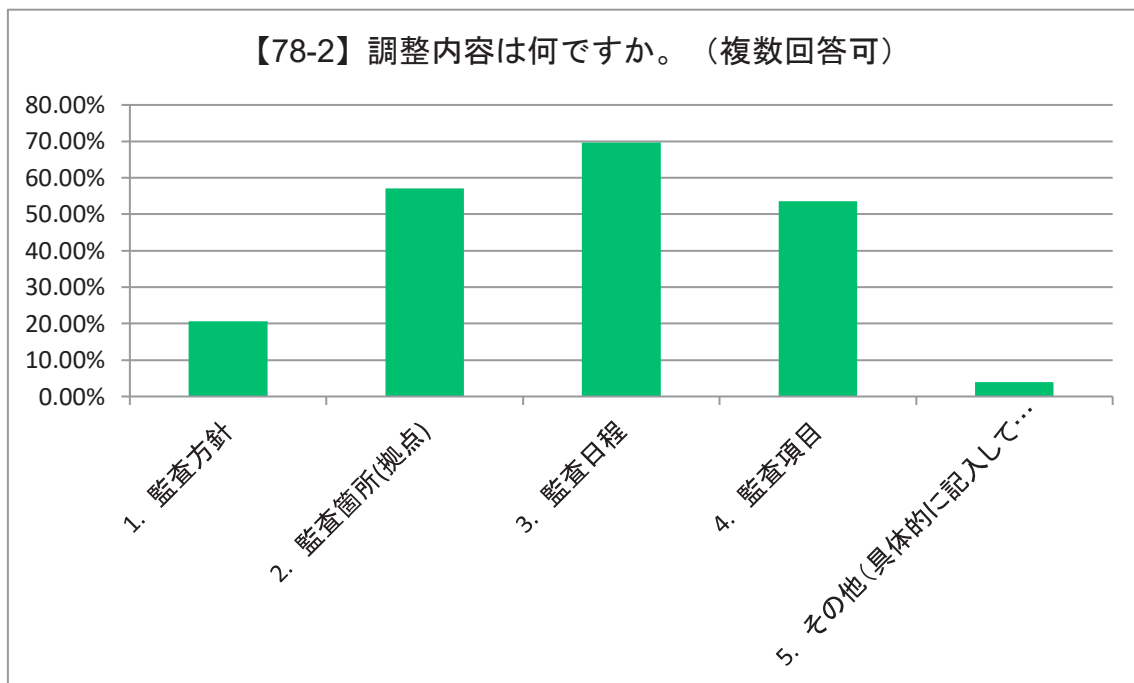
| 選択肢                | 回答     |     |
|--------------------|--------|-----|
| 1. 調整をしている         | 26.07% | 85  |
| 2. 業務内容によって調整をしている | 43.87% | 143 |
| 3. 調整をしていない        | 30.06% | 98  |
|                    | 回答数    | 326 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査役(会)設置会社の監査役(会)

【78-2】調整内容は何ですか。(複数回答可)

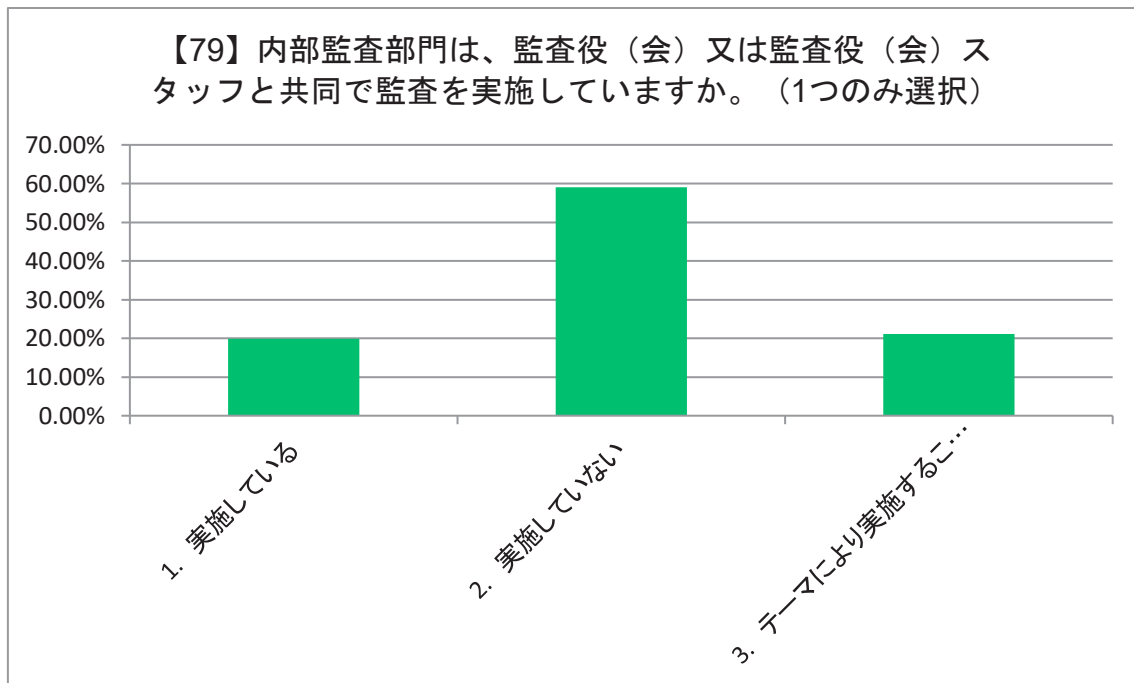
| 選択肢         | 回答     |     |
|-------------|--------|-----|
| 1. 監査方針     | 20.61% | 47  |
| 2. 監査箇所(拠点) | 57.02% | 130 |
| 3. 監査日程     | 69.74% | 159 |
| 4. 監査項目     | 53.51% | 122 |
| 5. その他      | 3.95%  | 9   |
|             | 回答数    | 228 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査役(会)設置会社の監査役(会)

【79】内部監査部門は、監査役（会）又は監査役（会）スタッフと共同で監査を実施していますか。（1つのみ選択）

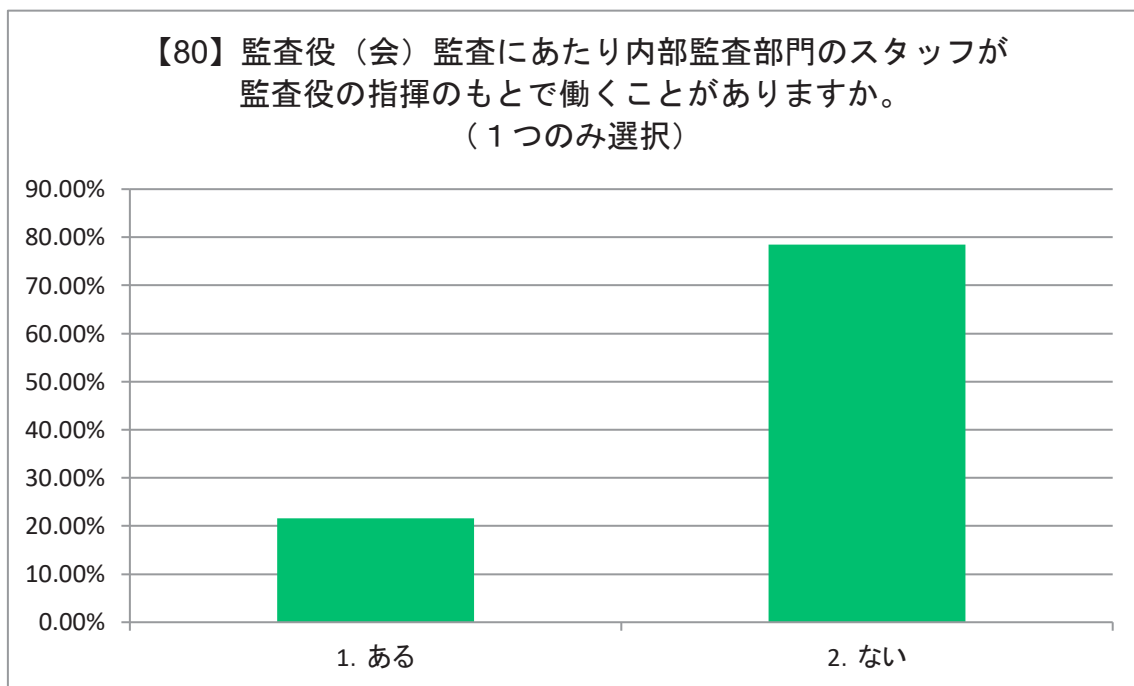
| 選択肢                | 回答     |     |
|--------------------|--------|-----|
| 1. 実施している          | 19.88% | 64  |
| 2. 実施していない         | 59.01% | 190 |
| 3. テーマにより実施することがある | 21.12% | 68  |
|                    | 回答数    | 322 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査役(会)設置会社の監査役(会)

【80】監査役(会)監査にあたり内部監査部門のスタッフが監査役の指揮のもとで働くことがありますか。(1つのみ選択)

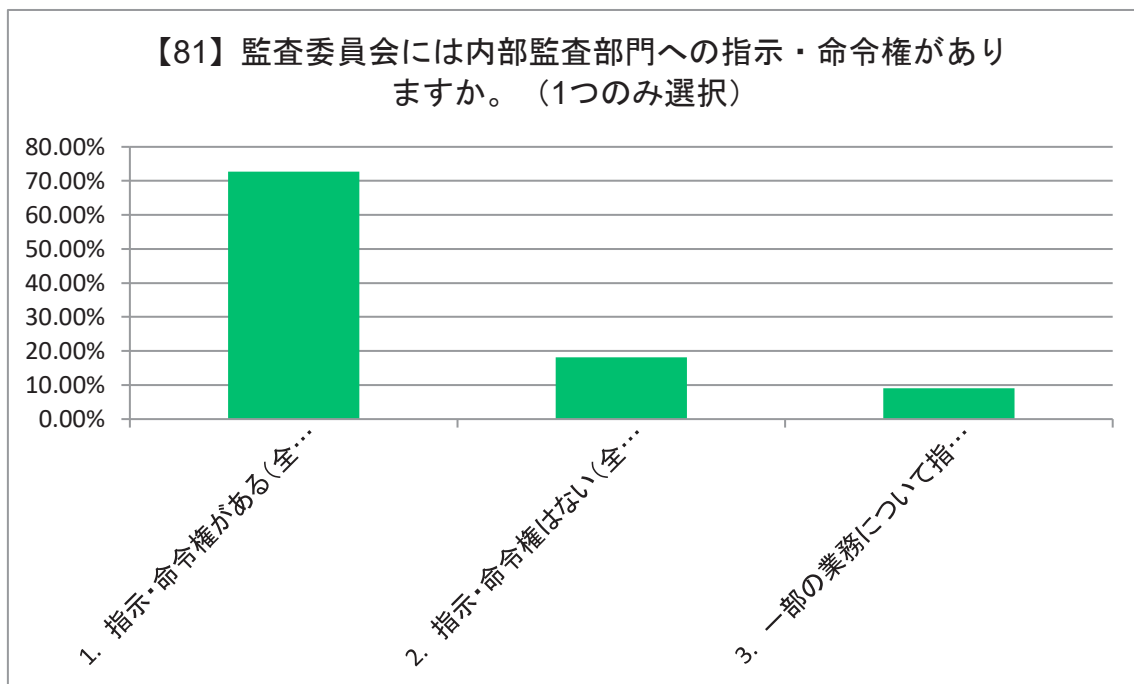
| 選択肢   | 回答     |     |
|-------|--------|-----|
| 1. ある | 21.56% | 69  |
| 2. ない | 78.44% | 251 |
|       | 回答数    | 320 |



株式会社における監督・監査機関との関係-指名委員会等設置会社の監査委員会

【81】 監査委員会には内部監査部門への指示・命令権がありますか。(1つのみ選択)

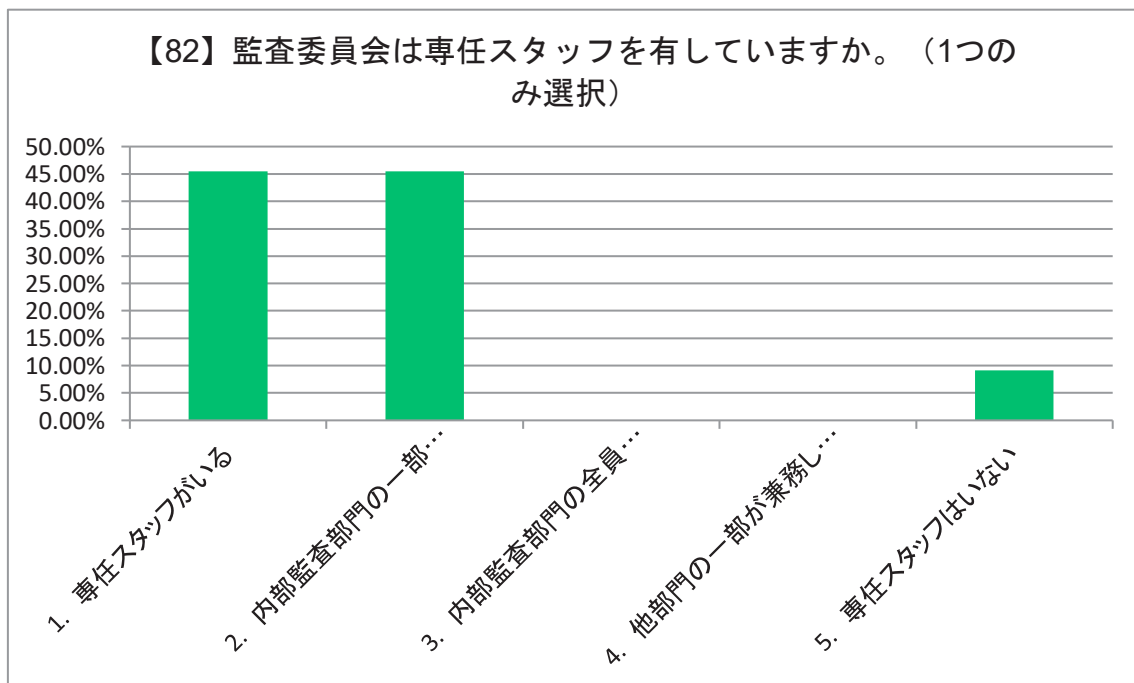
| 選択肢                   | 回答     |    |
|-----------------------|--------|----|
| 1. 指示・命令権がある(全面的)     | 72.73% | 8  |
| 2. 指示・命令権はない(全面的)     | 18.18% | 2  |
| 3. 一部の業務について指示・命令権がある | 9.09%  | 1  |
|                       | 回答数    | 11 |



株式会社における監督・監査機関との関係-指名委員会等設置会社の監査委員会

【82】 監査委員会は専任スタッフを有していますか。(1つのみ選択)

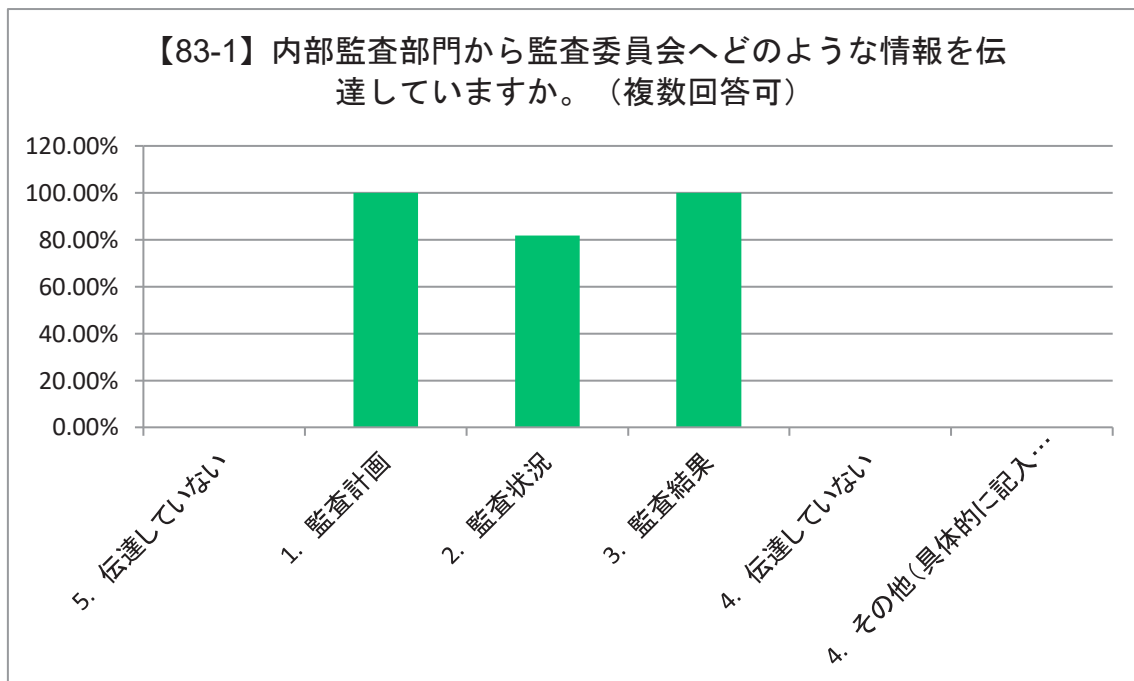
| 選択肢                      | 回答     |    |
|--------------------------|--------|----|
| 1. 専任スタッフがいる             | 45.45% | 5  |
| 2. 内部監査部門の一部がスタッフを兼務している | 45.45% | 5  |
| 3. 内部監査部門の全員がスタッフを兼務している | 0.00%  | 0  |
| 4. 他部門の一部が兼務している         | 0.00%  | 0  |
| 5. 専任スタッフはいない            | 9.09%  | 1  |
|                          | 回答数    | 11 |



株式会社における監督・監査機関との関係-指名委員会等設置会社の監査委員会

【83-1】内部監査部門から監査委員会へどのような情報を伝達していますか。(複数回答可)

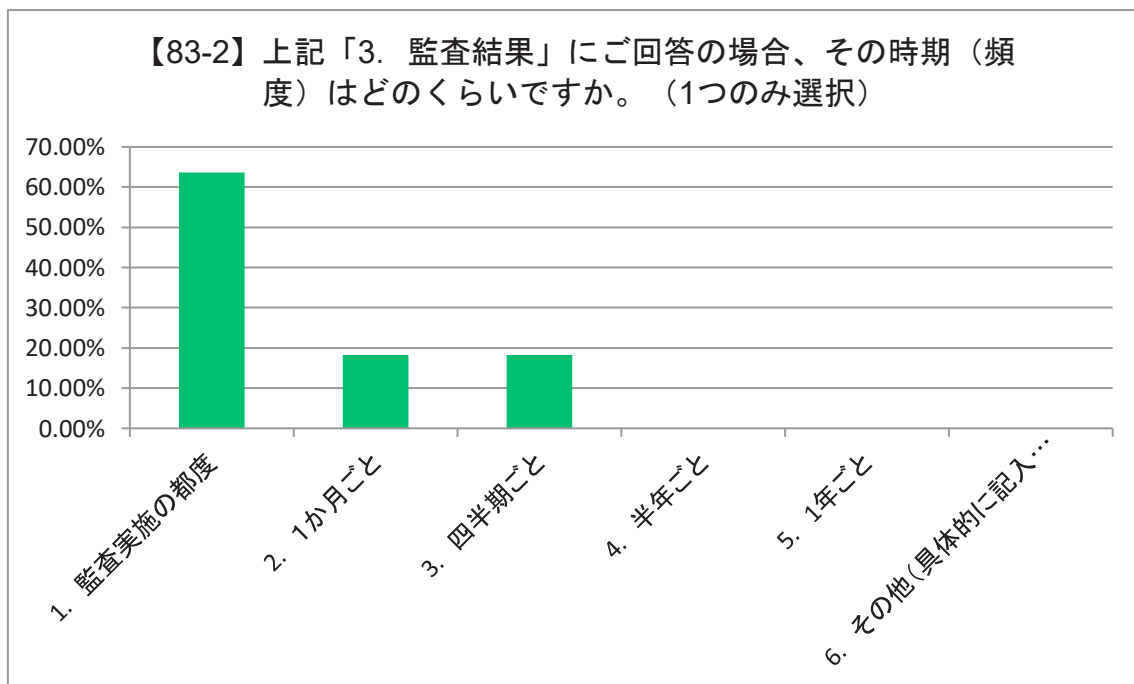
| 選択肢        | 回答      |    |
|------------|---------|----|
| 5. 伝達していない | 0.00%   | 0  |
| 1. 監査計画    | 100.00% | 11 |
| 2. 監査状況    | 81.82%  | 9  |
| 3. 監査結果    | 100.00% | 11 |
| 4. 伝達していない | 0.00%   | 0  |
| 4. その他     | 0.00%   | 0  |
|            | 回答数     | 11 |



株式会社における監督・監査機関との関係-指名委員会等設置会社の監査委員会

【83-2】上記「3. 監査結果」にご回答の場合、その時期（頻度）はどのくらいですか。（1つのみ選択）

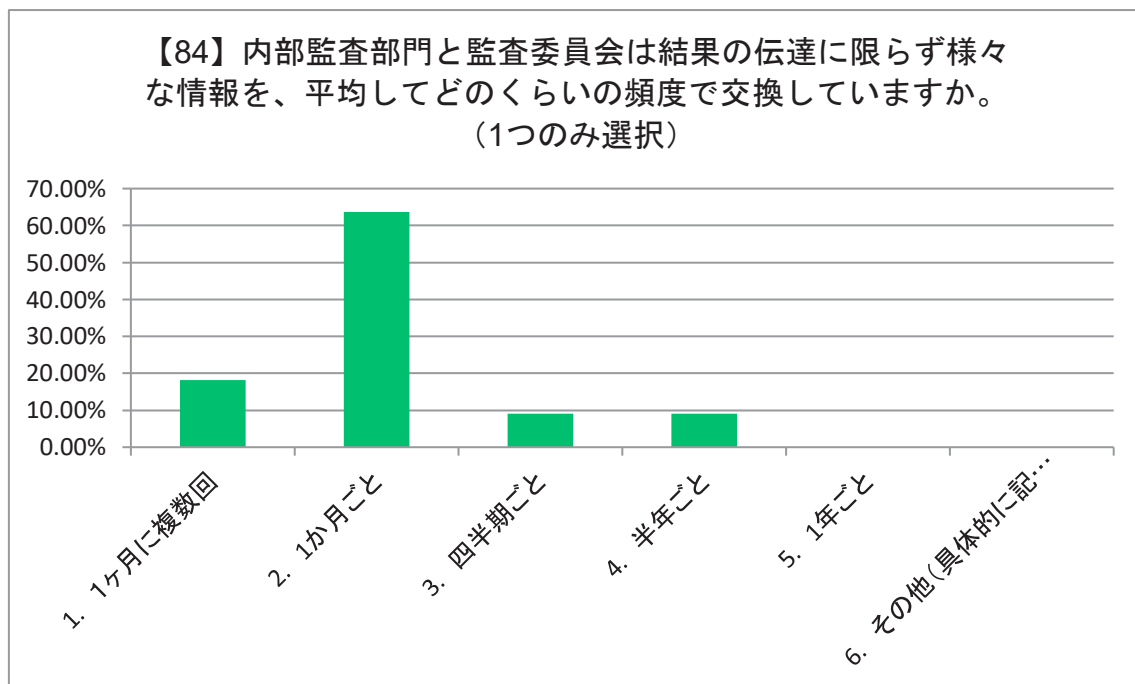
| 選択肢        | 回答     |    |
|------------|--------|----|
| 1. 監査実施の都度 | 63.64% | 7  |
| 2. 1か月ごと   | 18.18% | 2  |
| 3. 四半期ごと   | 18.18% | 2  |
| 4. 半年ごと    | 0.00%  | 0  |
| 5. 1年ごと    | 0.00%  | 0  |
| 6. その他     | 0.00%  | 0  |
|            | 回答数    | 11 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-指名委員会等設置会社の監査委員会

【84】内部監査部門と監査委員会は結果の伝達に限らず様々な情報を、平均してどのくらいの頻度で交換していますか。(1つのみ選択)

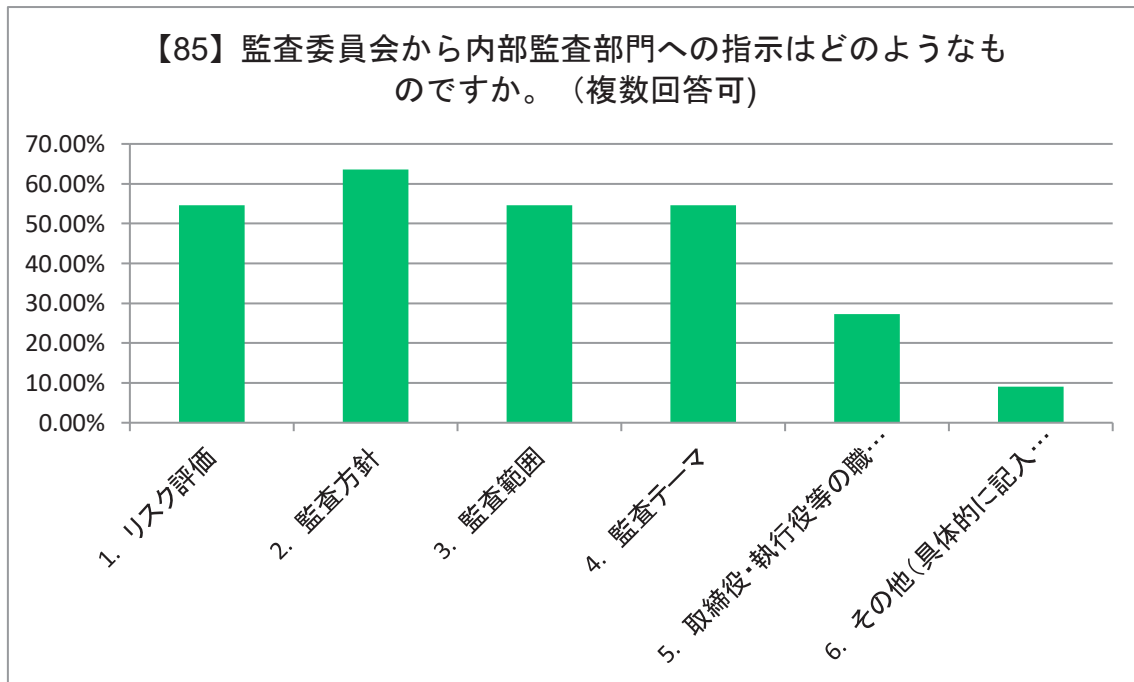
| 選択肢        | 回答     |    |
|------------|--------|----|
| 1. 1ヶ月に複数回 | 18.18% | 2  |
| 2. 1か月ごと   | 63.64% | 7  |
| 3. 四半期ごと   | 9.09%  | 1  |
| 4. 半年ごと    | 9.09%  | 1  |
| 5. 1年ごと    | 0.00%  | 0  |
| 6. その他     | 0.00%  | 0  |
|            | 回答数    | 11 |



株式会社における監督・監査機関との関係-指名委員会等設置会社の監査委員会

【85】 監査委員会から内部監査部門への指示はどのようなものですか。(複数回答可)

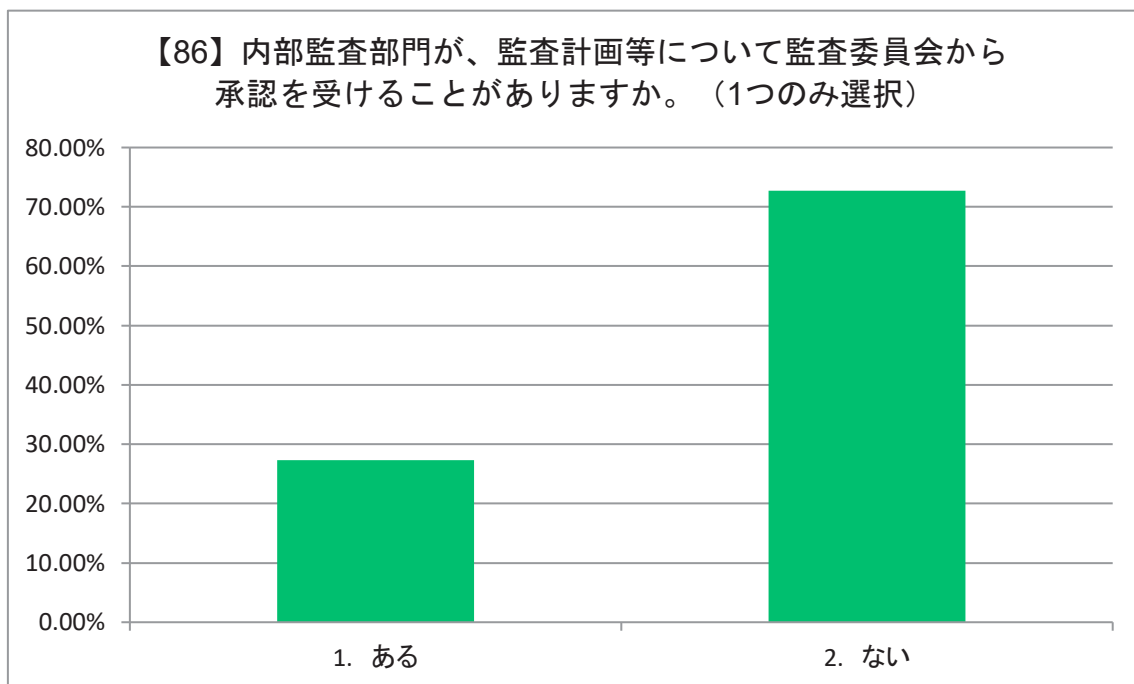
| 選択肢                 | 回答     |    |
|---------------------|--------|----|
| 1. リスク評価            | 54.55% | 6  |
| 2. 監査方針             | 63.64% | 7  |
| 3. 監査範囲             | 54.55% | 6  |
| 4. 監査テーマ            | 54.55% | 6  |
| 5. 取締役・執行役等の職務の執行内容 | 27.27% | 3  |
| 6. その他              | 9.09%  | 1  |
|                     | 回答数    | 11 |



### 株式会社における監督・監査機関との関係-指名委員会等設置会社の監査委員会

【86】内部監査部門が、監査計画等について監査委員会から承認を受けることがありますか。(1つのみ選択)

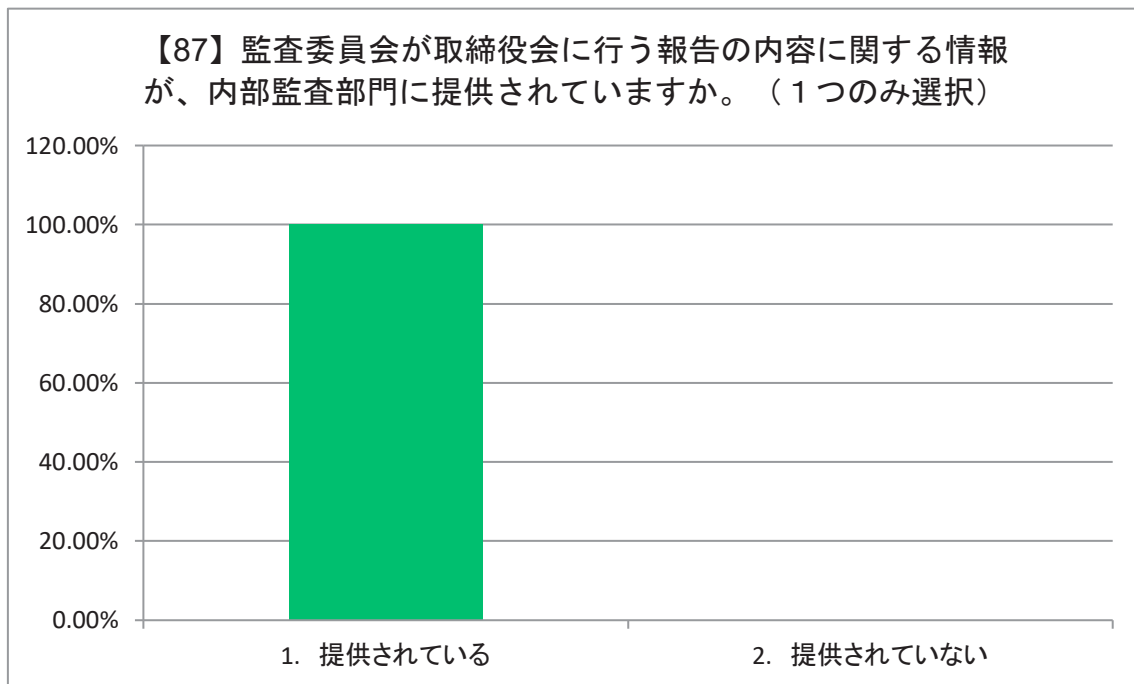
| 選択肢   | 回答     |    |
|-------|--------|----|
| 1. ある | 27.27% | 3  |
| 2. ない | 72.73% | 8  |
|       | 回答数    | 11 |



株式会社における監督・監査機関との関係-指名委員会等設置会社の監査委員会

【87】監査委員会が取締役会に行う報告の内容に関する情報が、内部監査部門に提供されていますか。(1つのみ選択)

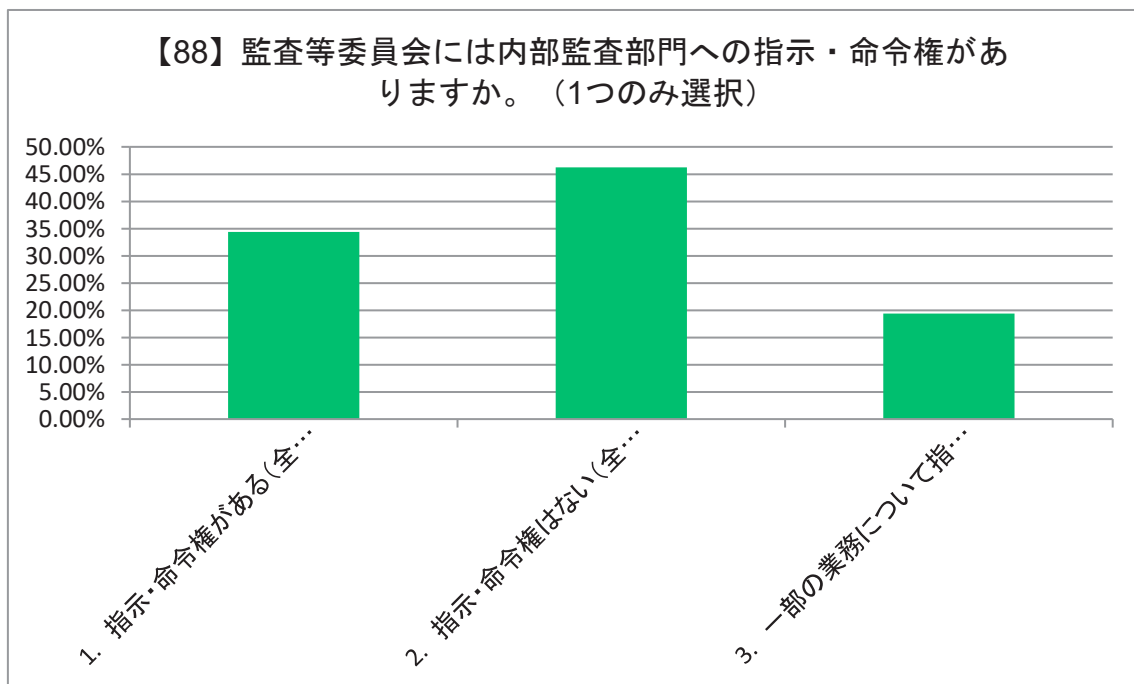
| 選択肢         | 回答      |    |
|-------------|---------|----|
| 1. 提供されている  | 100.00% | 11 |
| 2. 提供されていない | 0.00%   | 0  |
|             | 回答数     | 11 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査等委員会設置会社の監査等委員会

【88】 監査等委員会には内部監査部門への指示・命令権がありますか。(1 つのみ選択)

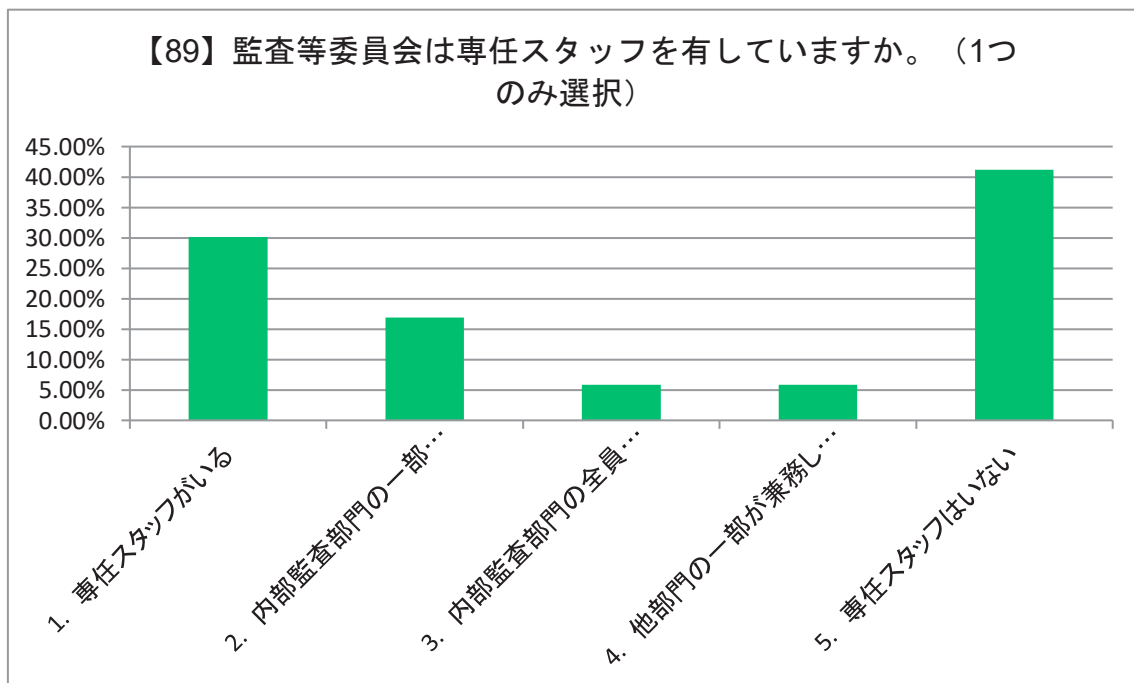
| 選択肢                   | 回答     |     |
|-----------------------|--------|-----|
| 1. 指示・命令権がある (全面的)    | 34.33% | 46  |
| 2. 指示・命令権はない (全面的)    | 46.27% | 62  |
| 3. 一部の業務について指示・命令権がある | 19.40% | 26  |
|                       | 回答数    | 134 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査等委員会設置会社の監査等委員会

【89】 監査等委員会は専任スタッフを有していますか。(1つのみ選択)

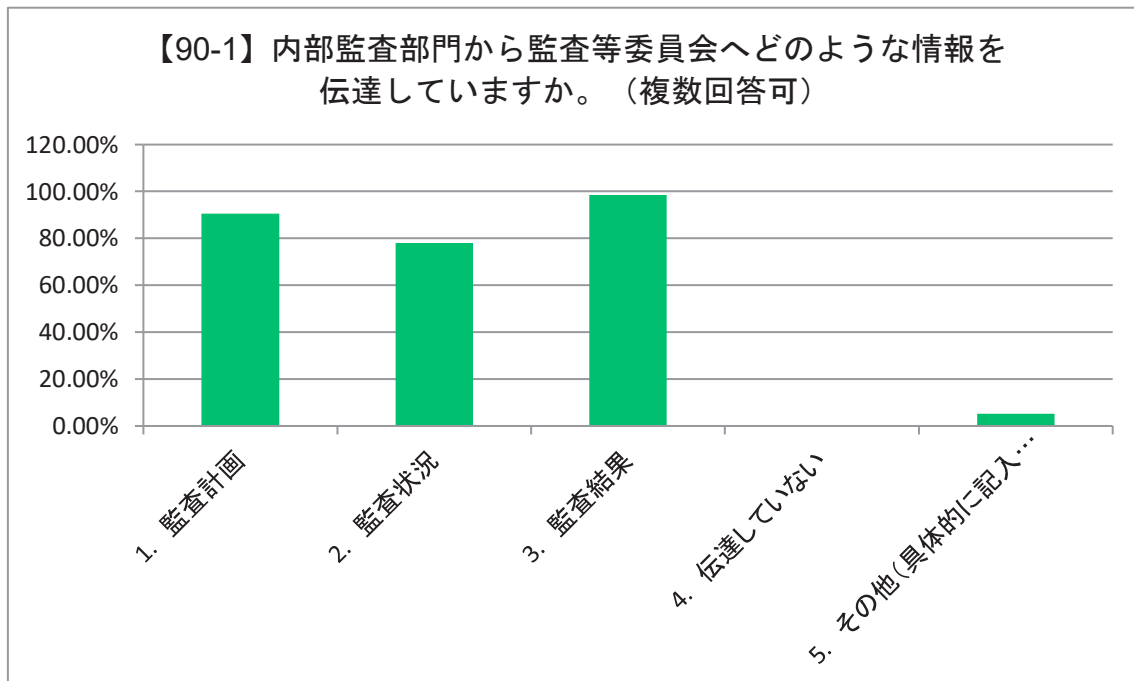
| 選択肢                      | 回答     |     |
|--------------------------|--------|-----|
| 1. 専任スタッフがいる             | 30.15% | 41  |
| 2. 内部監査部門の一部がスタッフを兼務している | 16.91% | 23  |
| 3. 内部監査部門の全員がスタッフを兼務している | 5.88%  | 8   |
| 4. 他部門の一部が兼務している         | 5.88%  | 8   |
| 5. 専任スタッフはいない            | 41.18% | 56  |
|                          | 回答数    | 136 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査等委員会設置会社の監査等委員会

【90-1】 内部監査部門から監査等委員会へどのような情報を伝達していますか。(複数回答可)

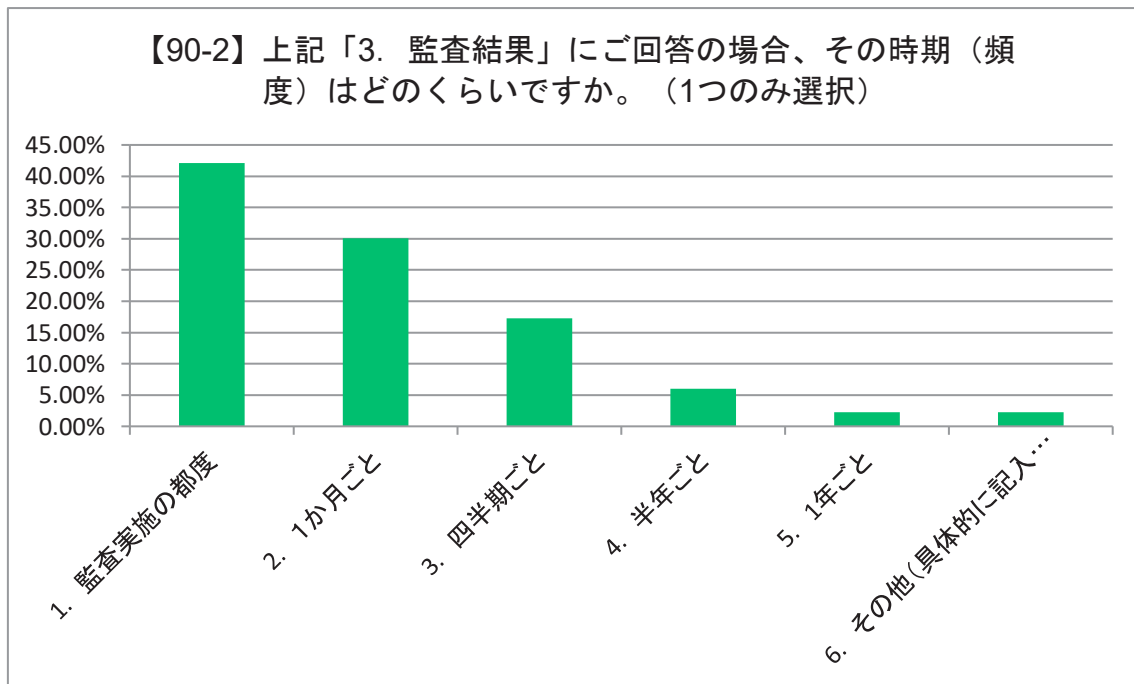
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 監査計画    | 90.44% | 123 |
| 2. 監査状況    | 77.94% | 106 |
| 3. 監査結果    | 98.53% | 134 |
| 4. 伝達していない | 0.00%  | 0   |
| 5. その他     | 5.15%  | 7   |
|            | 回答数    | 136 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査等委員会設置会社の監査等委員会

【90-2】上記「3. 監査結果」にご回答の場合、その時期（頻度）はどのくらいですか。（1つのみ選択）

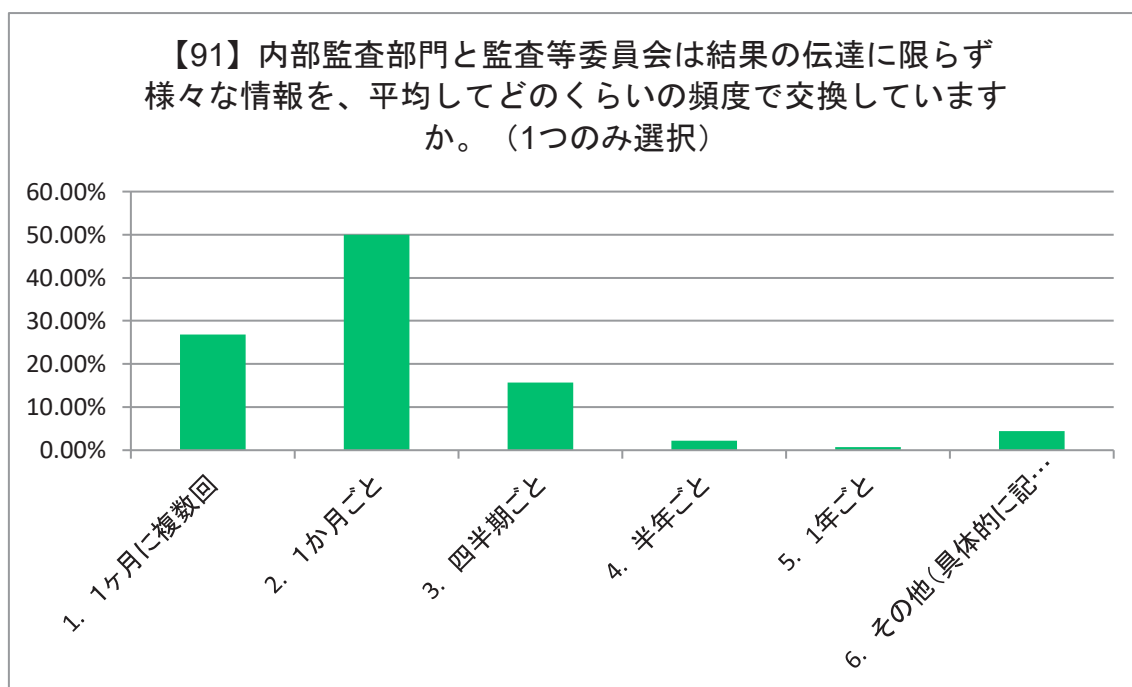
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 監査実施の都度 | 42.11% | 56  |
| 2. 1か月ごと   | 30.08% | 40  |
| 3. 四半期ごと   | 17.29% | 23  |
| 4. 半年ごと    | 6.02%  | 8   |
| 5. 1年ごと    | 2.26%  | 3   |
| 6. その他     | 2.26%  | 3   |
|            | 回答数    | 133 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-監査等委員会設置会社の監査等委員会

【91】内部監査部門と監査等委員会は結果の伝達に限らず様々な情報を、平均してどのくらいの頻度で交換していますか。(1つのみ選択)

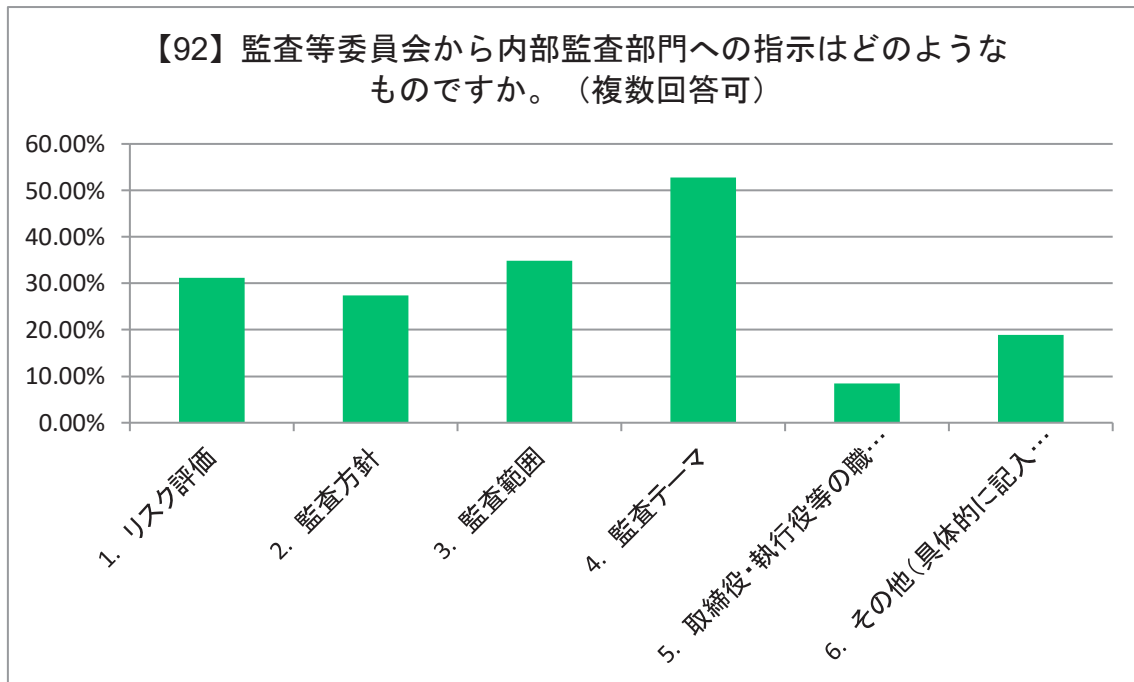
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 1ヶ月に複数回 | 26.87% | 36  |
| 2. 1か月ごと   | 50.00% | 67  |
| 3. 四半期ごと   | 15.67% | 21  |
| 4. 半年ごと    | 2.24%  | 3   |
| 5. 1年ごと    | 0.75%  | 1   |
| 6. その他     | 4.48%  | 6   |
|            | 回答数    | 136 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査等委員会設置会社の監査等委員会

【92】 監査等委員会から内部監査部門への指示はどのようなものですか。(複数回答可)

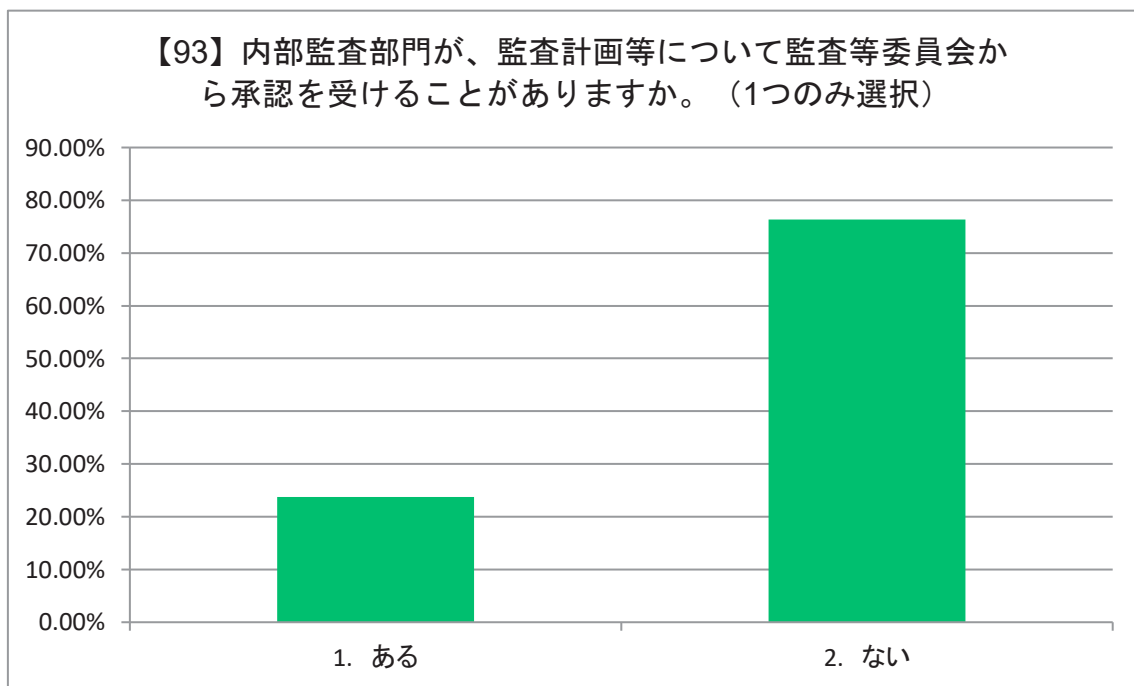
| 選択肢                 | 回答     |     |
|---------------------|--------|-----|
| 1. リスク評価            | 31.13% | 33  |
| 2. 監査方針             | 27.36% | 29  |
| 3. 監査範囲             | 34.91% | 37  |
| 4. 監査テーマ            | 52.83% | 56  |
| 5. 取締役・執行役等の職務の執行内容 | 8.49%  | 9   |
| 6. その他              | 18.87% | 20  |
|                     | 回答数    | 106 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査等委員会設置会社の監査等委員会

【93】内部監査部門が、監査計画等について監査等委員会から承認を受けることがありますか。(1つのみ選択)

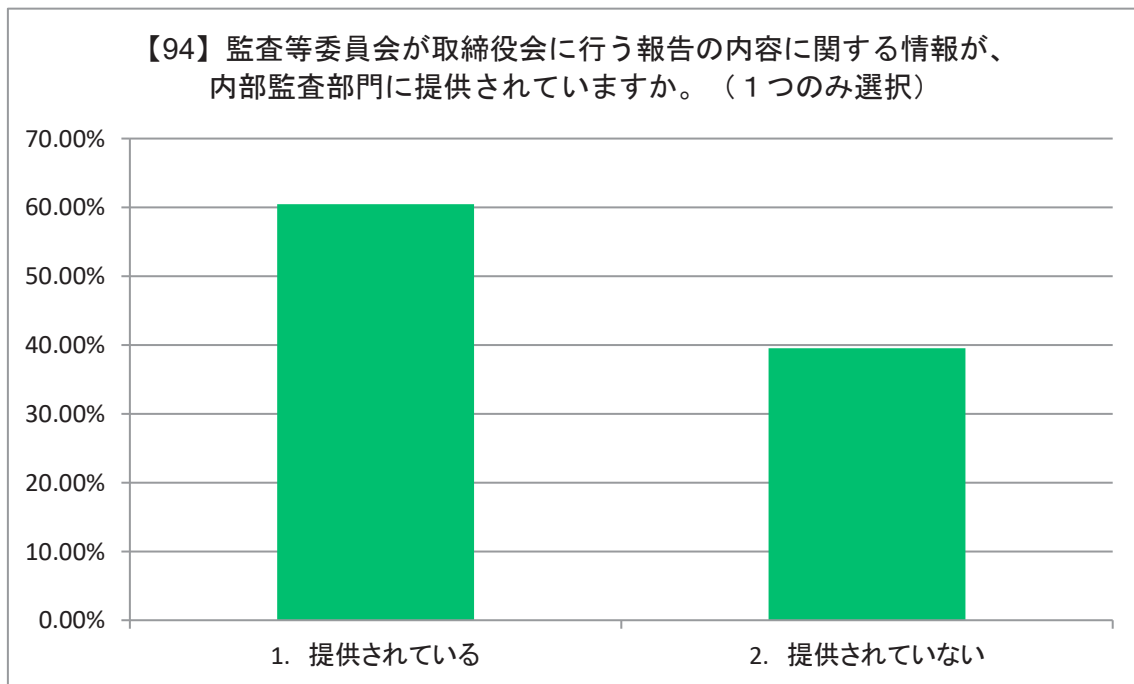
| 選択肢   | 回答     |     |
|-------|--------|-----|
| 1. ある | 23.70% | 32  |
| 2. ない | 76.30% | 103 |
|       | 回答数    | 135 |



株式会社における監督・監査機関との関係-監査等委員会設置会社の監査等委員会

【94】監査等委員会が取締役会に行う報告の内容に関する情報が、内部監査部門に提供されていますか。(1つのみ選択)

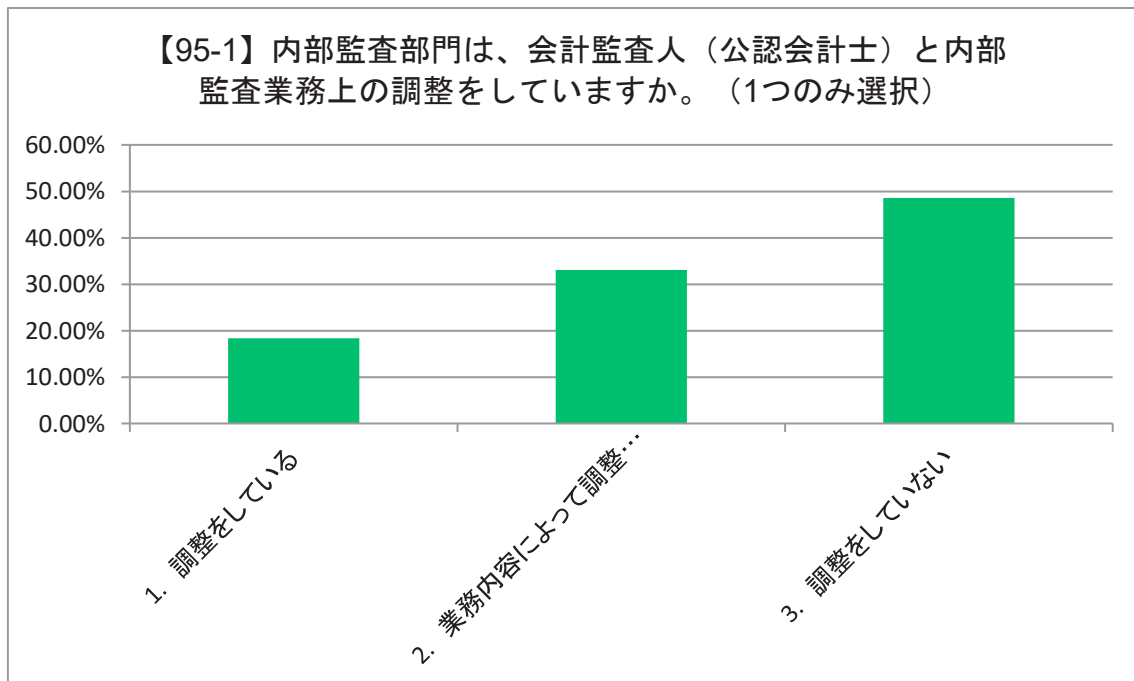
| 選択肢         | 回答     |     |
|-------------|--------|-----|
| 1. 提供されている  | 60.45% | 81  |
| 2. 提供されていない | 39.55% | 53  |
|             | 回答数    | 134 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-会計監査人(公認会計士)監査

【95-1】内部監査部門は、会計監査人（公認会計士）と内部監査業務上の調整をしていますか。（1つのみ選択）

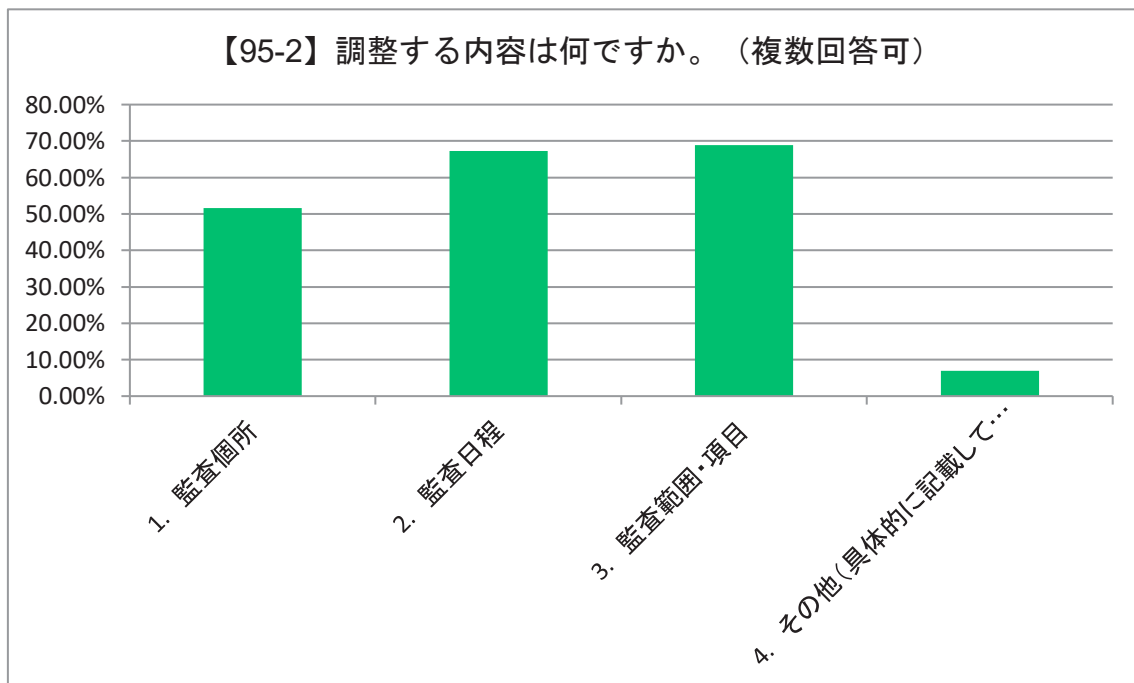
| 選択肢                | 回答     |     |
|--------------------|--------|-----|
| 1. 調整をしている         | 18.32% | 87  |
| 2. 業務内容によって調整をしている | 33.05% | 157 |
| 3. 調整をしていない        | 48.63% | 231 |
|                    | 回答数    | 475 |



株式会社における監督・監査機関との関係-会計監査人(公認会計士)監査

【95-2】調整する内容は何ですか。(複数回答可)

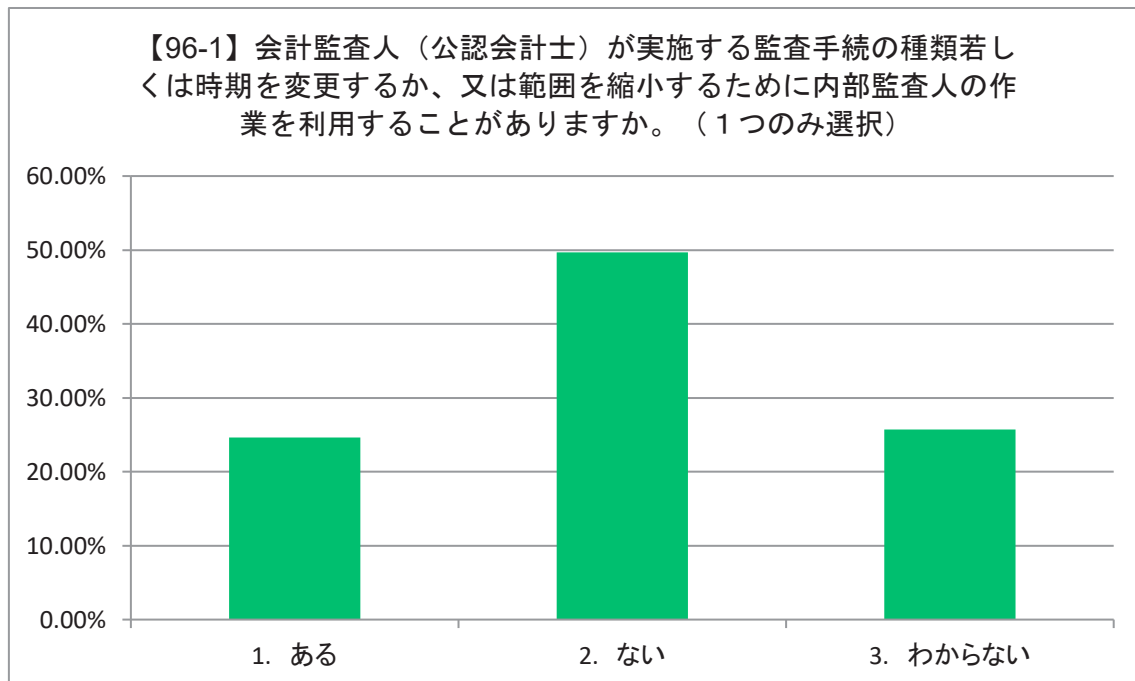
| 選択肢        | 回答     |     |
|------------|--------|-----|
| 1. 監査個所    | 51.64% | 126 |
| 2. 監査日程    | 67.21% | 164 |
| 3. 監査範囲・項目 | 68.85% | 168 |
| 4. その他     | 6.97%  | 17  |
|            | 回答数    | 244 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-会計監査人(公認会計士)監査

【96-1】会計監査人(公認会計士)が実施する監査手続の種類若しくは時期を変更するか、又は範囲を縮小するために内部監査人の作業を利用することがありますか。(1つのみ選択)

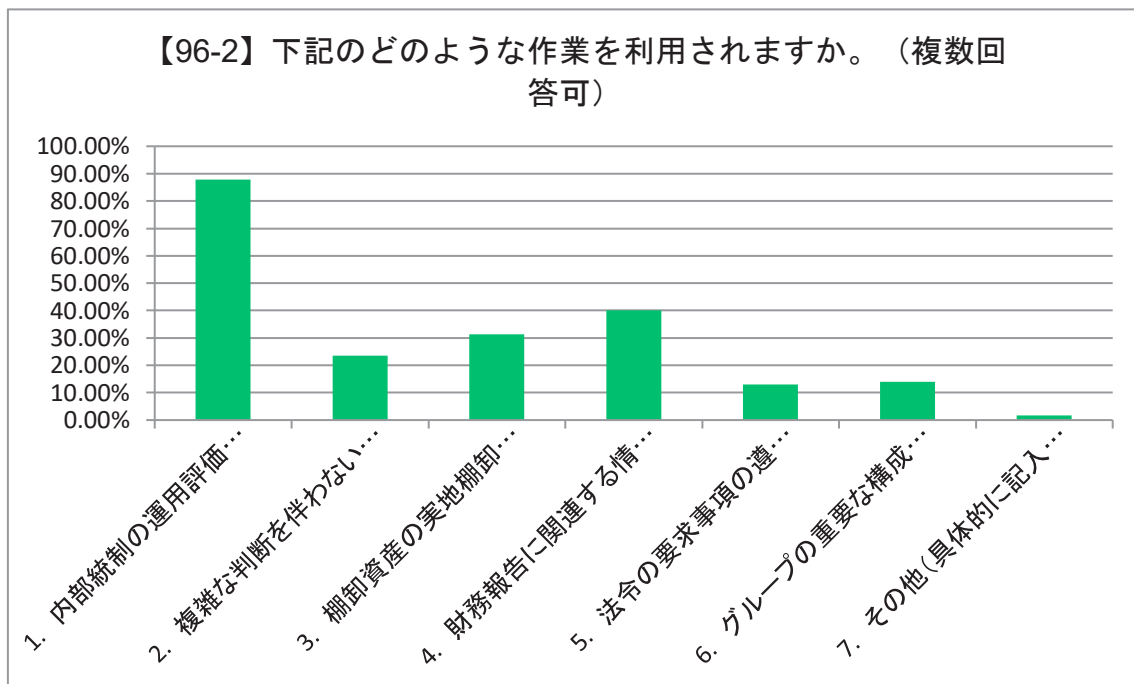
| 選択肢      | 回答     |     |
|----------|--------|-----|
| 1. ある    | 24.63% | 117 |
| 2. ない    | 49.68% | 236 |
| 3. わからない | 25.68% | 122 |
|          | 回答数    | 475 |



株式会社における監督・監査機関との関係-会計監査人(公認会計士)監査

【96-2】下記のどのような作業を利用されますか。(複数回答可)

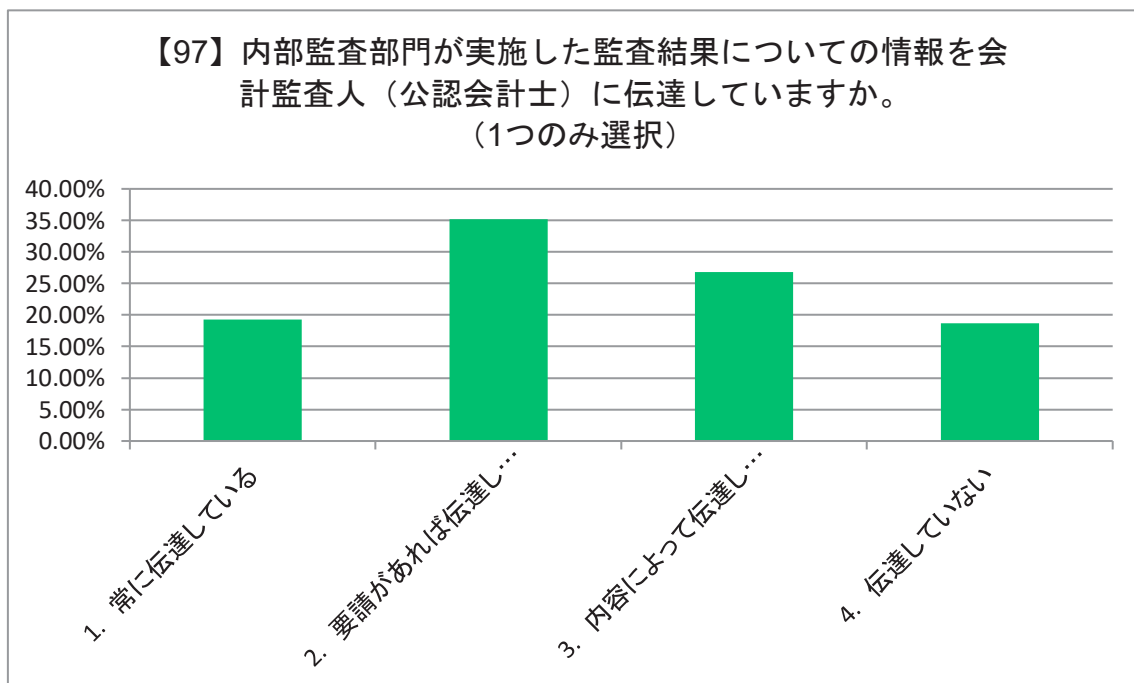
| 選択肢                              | 回答     |     |
|----------------------------------|--------|-----|
| 1. 内部統制の運用評価手続                   | 87.83% | 101 |
| 2. 複雑な判断を伴わない実証手続                | 23.48% | 27  |
| 3. 棚卸資産の実地棚卸の立会                  | 31.30% | 36  |
| 4. 財務報告に関連する情報システムにおける取引のウォークスルー | 40.00% | 46  |
| 5. 法令の要求事項の遵守状況のテスト              | 13.04% | 15  |
| 6. グループの重要な構成単位ではない子会社の財務情報の内部監査 | 13.91% | 16  |
| 7. その他                           | 1.74%  | 2   |
|                                  | 回答数    | 115 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-会計監査人(公認会計士)監査

【97】内部監査部門が実施した監査結果についての情報を会計監査人(公認会計士)に伝達していますか。(1つのみ選択)

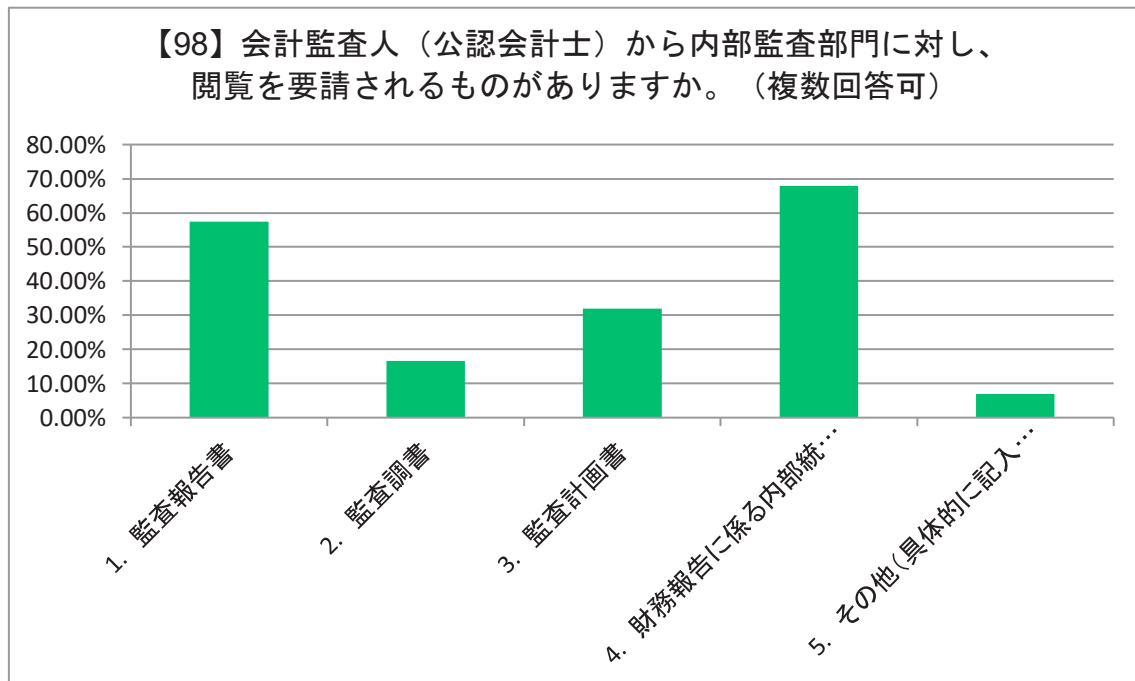
| 選択肢             | 回答     |     |
|-----------------|--------|-----|
| 1. 常に伝達している     | 19.31% | 90  |
| 2. 要請があれば伝達している | 35.19% | 164 |
| 3. 内容によって伝達している | 26.82% | 125 |
| 4. 伝達していない      | 18.67% | 87  |
|                 | 回答数    | 466 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-会計監査人(公認会計士)監査

【98】会計監査人(公認会計士)から内部監査部門に対し、閲覧を要請されるものがありますか。(複数回答可)

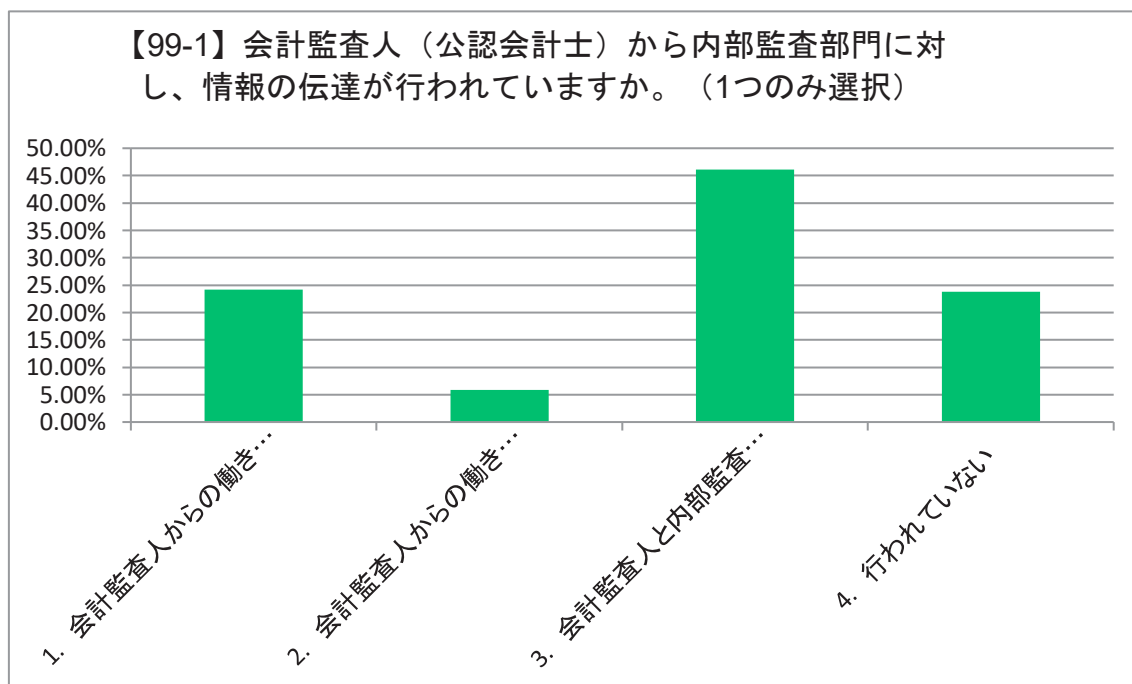
| 選択肢                     | 回答     |     |
|-------------------------|--------|-----|
| 1. 監査報告書                | 57.40% | 225 |
| 2. 監査調書                 | 16.58% | 65  |
| 3. 監査計画書                | 31.89% | 125 |
| 4. 財務報告に係る内部統制の評価に関する資料 | 67.86% | 266 |
| 5. その他                  | 6.89%  | 27  |
|                         | 回答数    | 392 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-会計監査人(公認会計士)監査

【99-1】会計監査人(公認会計士)から内部監査部門に対し、情報の伝達が行われていますか。(1つのみ選択)

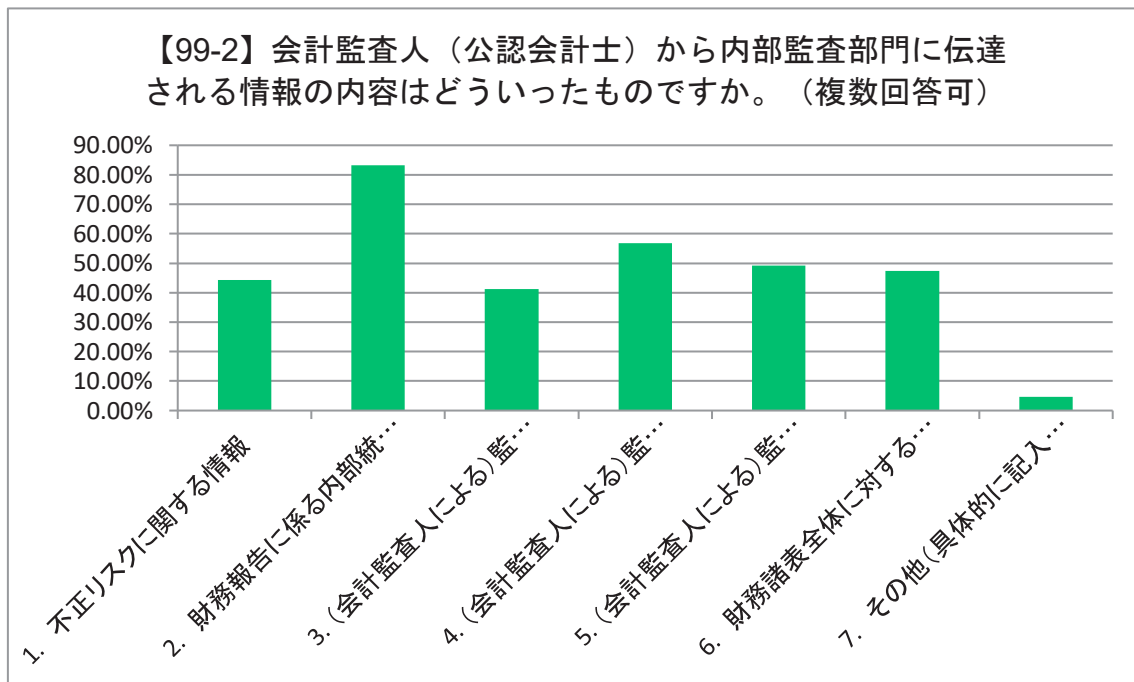
| 選択肢                                        | 回答     |     |
|--------------------------------------------|--------|-----|
| 1. 会計監査人からの働きかけにより行われている                   | 24.21% | 115 |
| 2. 会計監査人からの働きかけはないが内部監査部門からの働きかけにより行われている。 | 5.89%  | 28  |
| 3. 会計監査人と内部監査部門双方の働きかけにより行われている。           | 46.11% | 219 |
| 4. 行われていない                                 | 23.79% | 113 |
|                                            | 回答数    | 475 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-会計監査人(公認会計士)監査

【99-2】会計監査人(公認会計士)から内部監査部門に伝達される情報の内容はどういったものですか。(複数回答可)

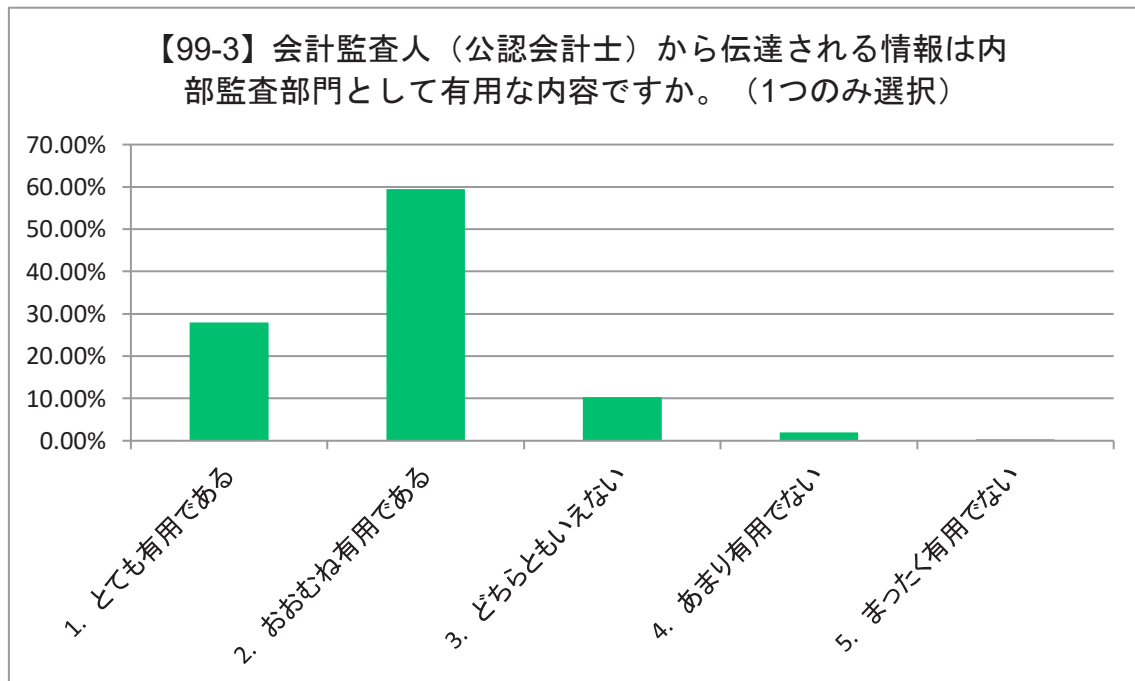
| 選択肢                              | 回答     |     |
|----------------------------------|--------|-----|
| 1. 不正リスクに関する情報                   | 44.29% | 155 |
| 2. 財務報告に係る内部統制に関する情報             | 83.14% | 291 |
| 3. (会計監査人による) 監査手続の種類            | 41.14% | 144 |
| 4. (会計監査人による) 監査の実施時期            | 56.86% | 199 |
| 5. (会計監査人による) 監査の範囲              | 49.14% | 172 |
| 6. 財務諸表全体に対する重要性の基準値及び手続き実施上の重要性 | 47.43% | 166 |
| 7. その他                           | 4.57%  | 16  |
|                                  | 回答数    | 350 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-会計監査人(公認会計士)監査

【99-3】会計監査人（公認会計士）から伝達される情報は内部監査部門として有用な内容ですか。（1 つのみ選択）

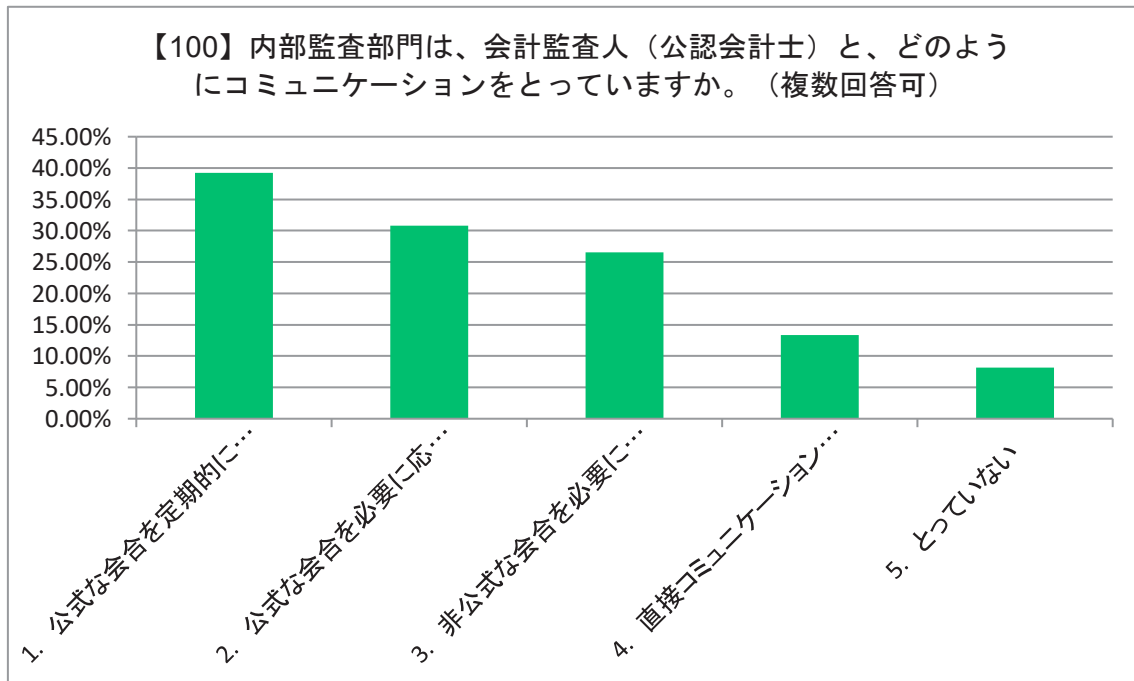
| 選択肢          | 回答     |     |
|--------------|--------|-----|
| 1. とても有用である  | 27.92% | 98  |
| 2. おおむね有用である | 59.54% | 209 |
| 3. どちらともいえない | 10.26% | 36  |
| 4. あまり有用でない  | 1.99%  | 7   |
| 5. まったく有用でない | 0.28%  | 1   |
|              | 回答数    | 351 |



## 株式会社における監督・監査機関との関係-会計監査人(公認会計士)監査

【100】内部監査部門は、会計監査人（公認会計士）と、どのようにコミュニケーションをとっていますか。（複数回答可）

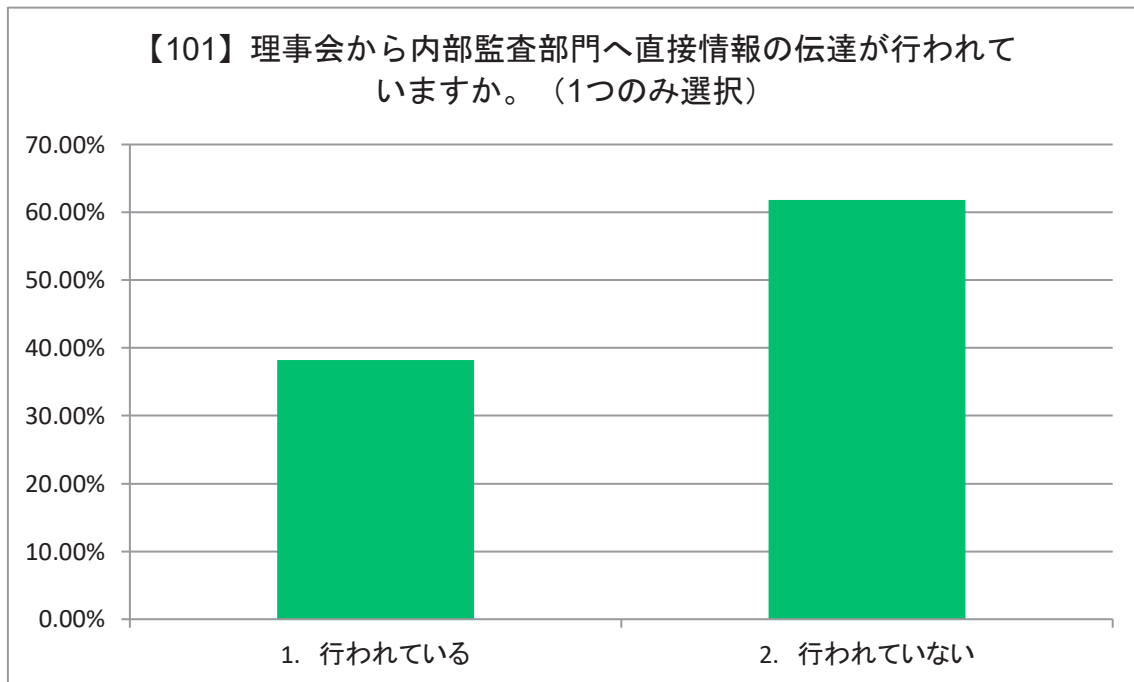
| 選択肢                                       | 回答     |     |
|-------------------------------------------|--------|-----|
| 1. 公式な会合を定期的に行い、口頭や文書で直接コミュニケーションをとっている   | 39.22% | 182 |
| 2. 公式な会合を必要に応じて行い、口頭や文書で直接コミュニケーションをとっている | 30.82% | 143 |
| 3. 非公式な会合を必要に応じて行い、直接コミュニケーションをとっている      | 26.51% | 123 |
| 4. 直接コミュニケーションをとることはなく監査役や経理部門等を介して行っている  | 13.36% | 62  |
| 5. とっていない                                 | 8.19%  | 38  |
|                                           | 回答数    | 464 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【101】理事会から内部監査部門へ直接情報の伝達が行われていますか。(1つのみ選択)

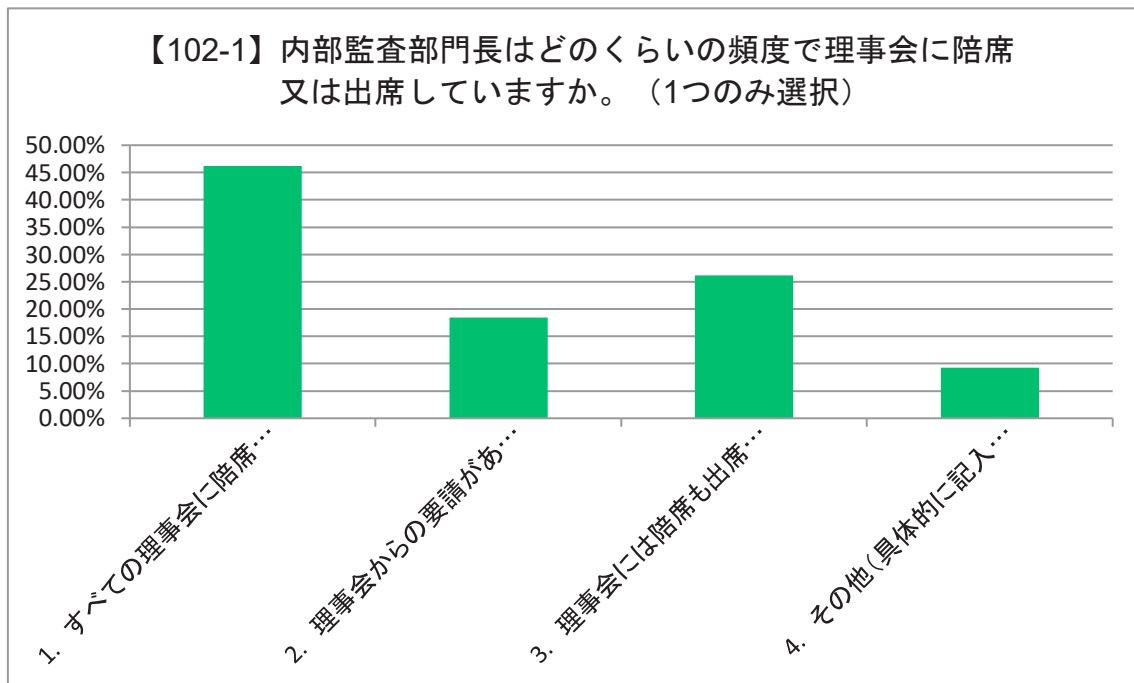
| 選択肢        | 回答     |    |
|------------|--------|----|
| 1. 行われている  | 38.18% | 21 |
| 2. 行われていない | 61.82% | 34 |
|            | 回答数    | 55 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【102-1】内部監査部門長はどのくらいの頻度で理事会に陪席又は出席していますか。(1つのみ選択)

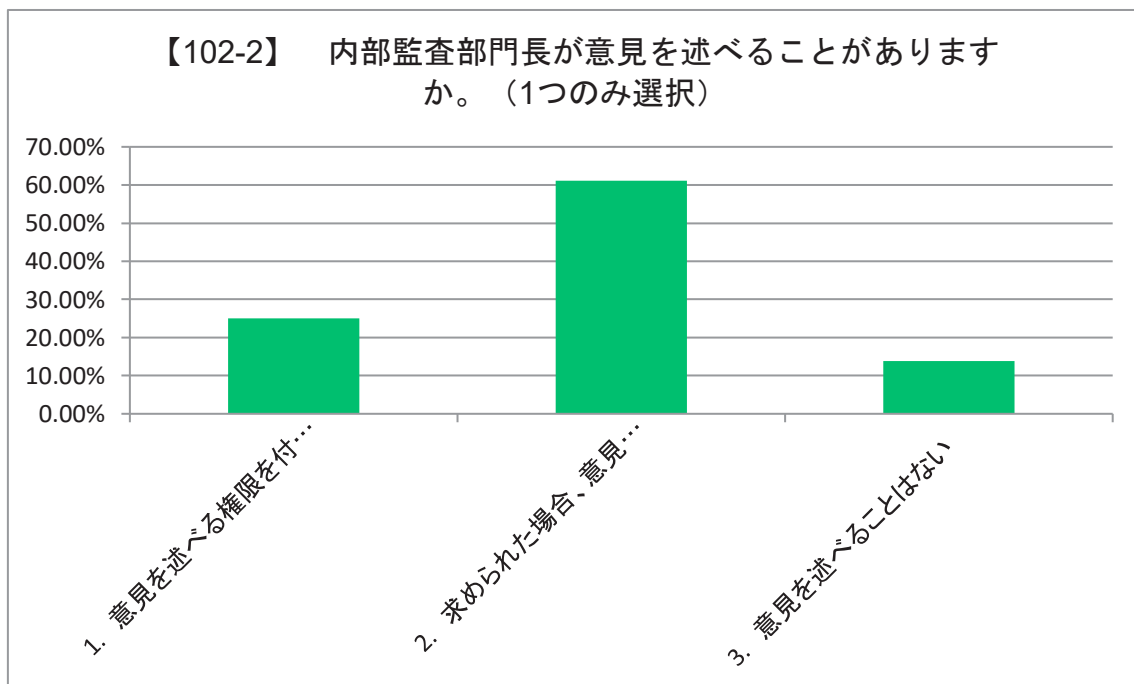
| 選択肢                        | 回答     |    |
|----------------------------|--------|----|
| 1. すべての理事会に陪席又は出席する        | 46.15% | 30 |
| 2. 理事会からの要請がある場合のみ陪席又は出席する | 18.46% | 12 |
| 3. 理事会には陪席も出席もしない          | 26.15% | 17 |
| 4. その他                     | 9.23%  | 6  |
|                            | 回答数    | 65 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【102-2】 内部監査部門長が意見を述べることがありますか。(1つのみ選択)

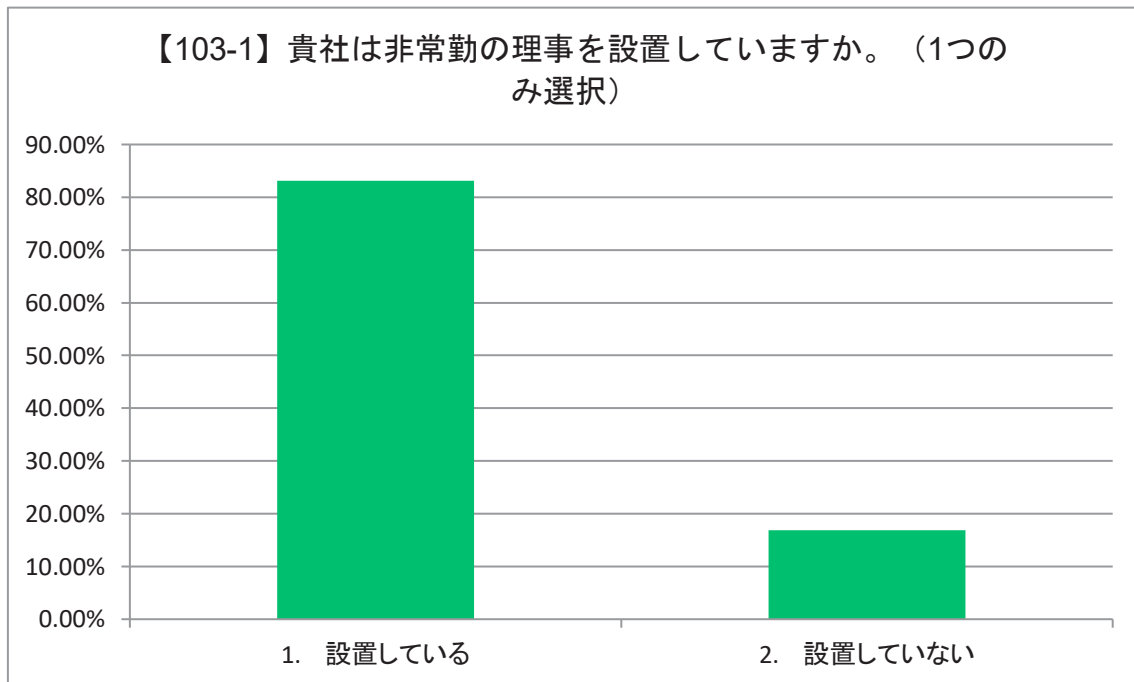
| 選択肢                 | 回答     |    |
|---------------------|--------|----|
| 1. 意見を述べる権限を付与されている | 25.00% | 9  |
| 2. 求められた場合、意見を述べる   | 61.11% | 22 |
| 3. 意見を述べることはない      | 13.89% | 5  |
|                     | 回答数    | 36 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【103-1】 貴社は非常勤の理事を設置していますか。(1 つのみ選択)

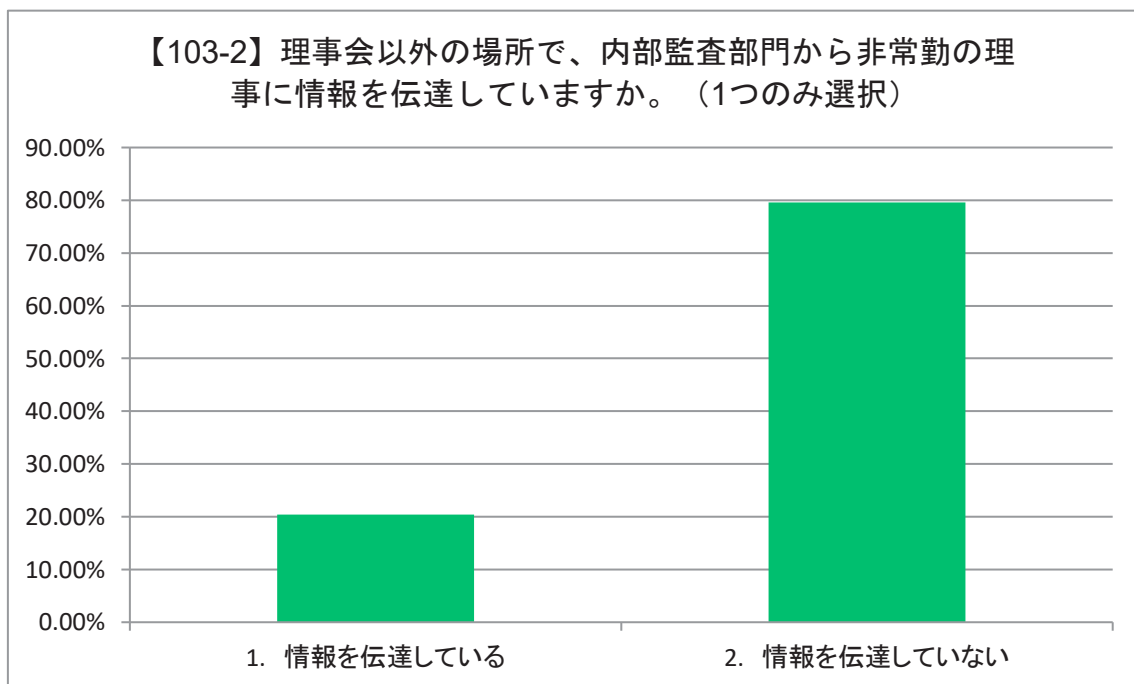
| 選択肢        | 回答     |    |
|------------|--------|----|
| 1. 設置している  | 83.08% | 54 |
| 2. 設置していない | 16.92% | 11 |
|            | 回答数    | 65 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【103-2】理事会以外の場所で、内部監査部門から非常勤の理事に情報を伝達していますか。  
(1つのみ選択)

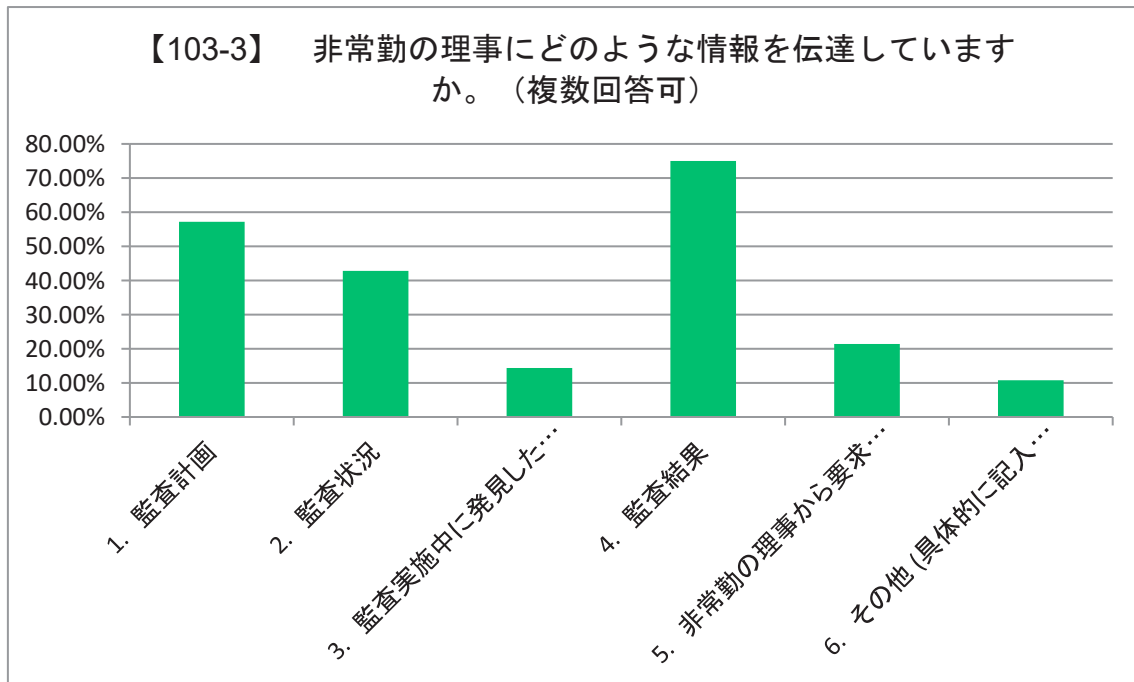
| 選択肢           | 回答     |    |
|---------------|--------|----|
| 1. 情報を伝達している  | 20.37% | 11 |
| 2. 情報を伝達していない | 79.63% | 43 |
|               | 回答数    | 54 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【103-3】 非常勤の理事にどのような情報を伝達していますか。(複数回答可)

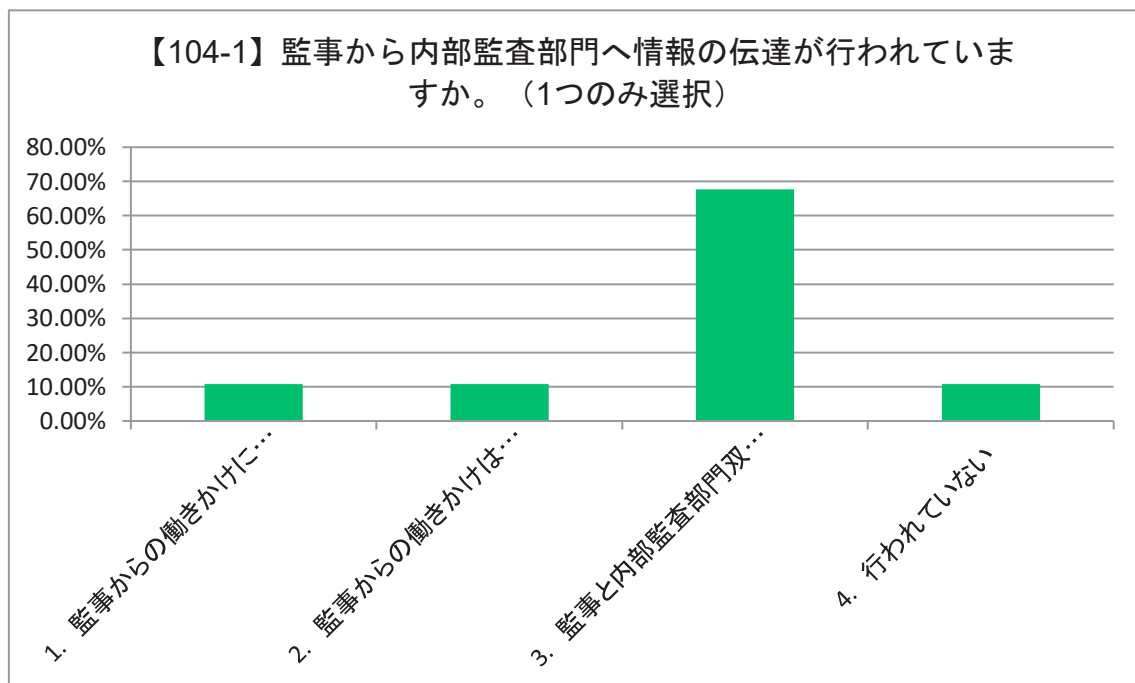
| 選択肢                   | 回答     |    |
|-----------------------|--------|----|
| 1. 監査計画               | 57.14% | 16 |
| 2. 監査状況               | 42.86% | 12 |
| 3. 監査実施中に発見した緊急を要する案件 | 14.29% | 4  |
| 4. 監査結果               | 75.00% | 21 |
| 5. 非常勤の理事から要求された情報    | 21.43% | 6  |
| 6. その他                | 10.71% | 3  |
|                       | 回答数    | 28 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【104-1】 監事から内部監査部門へ情報の伝達が行われていますか。(1つのみ選択)

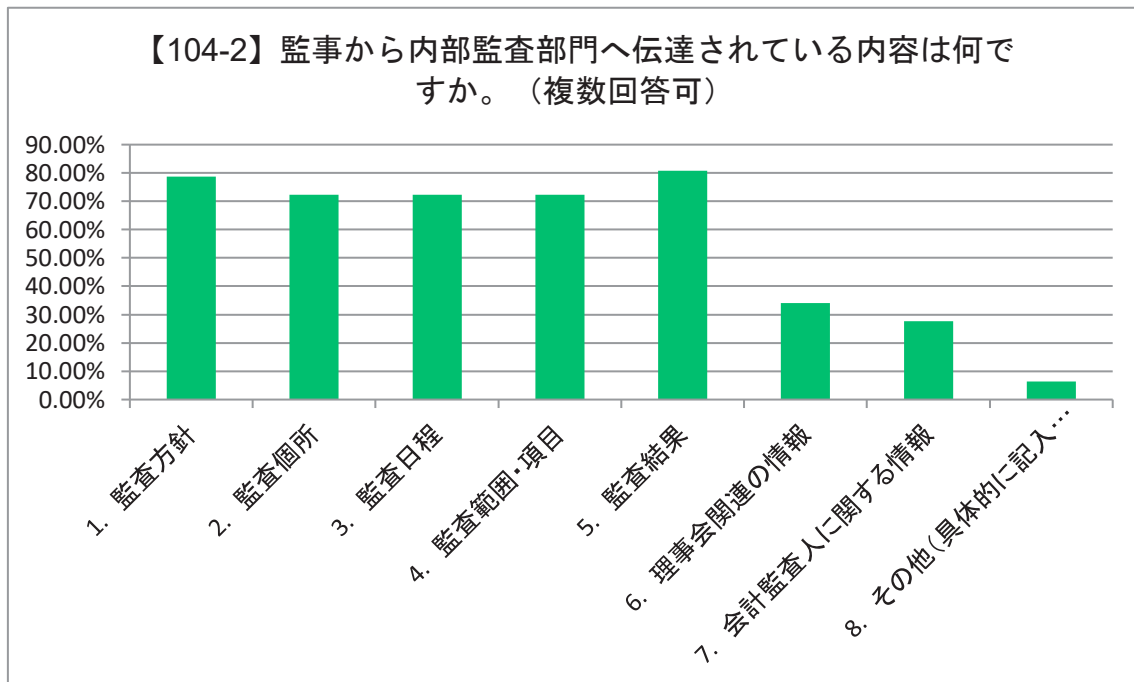
| 選択肢                                    | 回答     |    |
|----------------------------------------|--------|----|
| 1. 監事からの働きかけにより行われている                  | 10.77% | 7  |
| 2. 監事からの働きかけはないが内部監査部門からの働きかけにより行われている | 10.77% | 7  |
| 3. 監事と内部監査部門双方の働きかけにより行われている           | 67.69% | 44 |
| 4. 行われていない                             | 10.77% | 7  |
|                                        | 回答数    | 65 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【104-2】 監事から内部監査部門へ伝達されている内容は何ですか。(複数回答可)

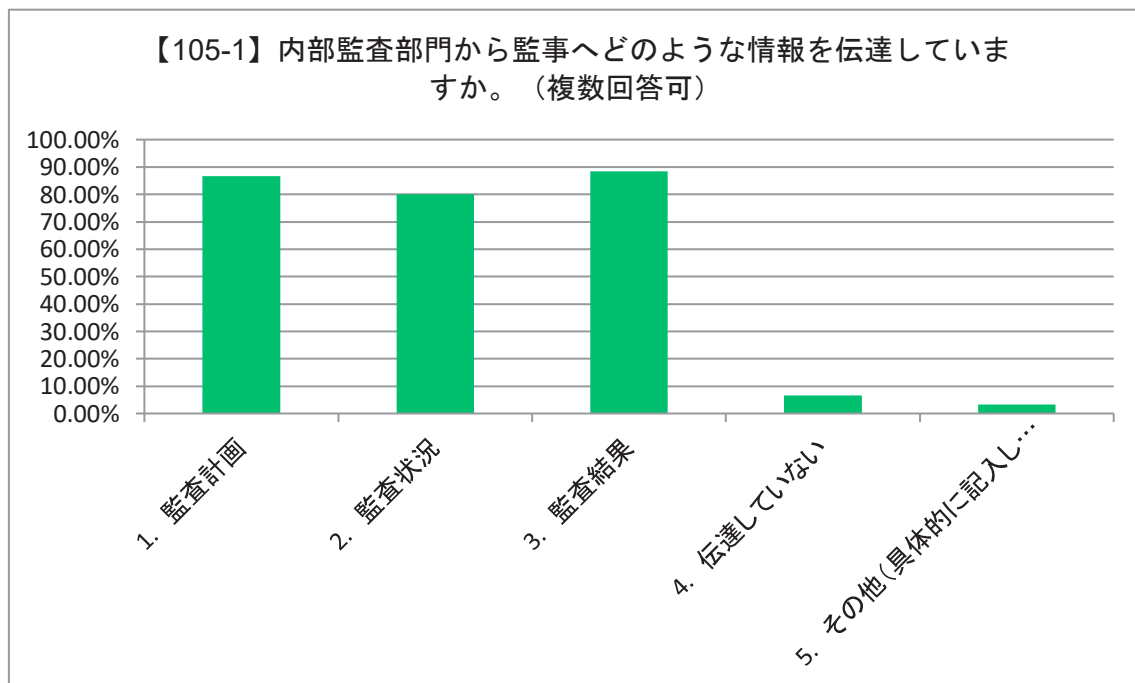
| 選択肢            | 回答     |    |
|----------------|--------|----|
| 1. 監査方針        | 78.72% | 37 |
| 2. 監査個所        | 72.34% | 34 |
| 3. 監査日程        | 72.34% | 34 |
| 4. 監査範囲・項目     | 72.34% | 34 |
| 5. 監査結果        | 80.85% | 38 |
| 6. 理事会関連の情報    | 34.04% | 16 |
| 7. 会計監査人に関する情報 | 27.66% | 13 |
| 8. その他         | 6.38%  | 3  |
|                | 回答数    | 47 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【105-1】 内部監査部門から監事へどのような情報を伝達していますか。(複数回答可)

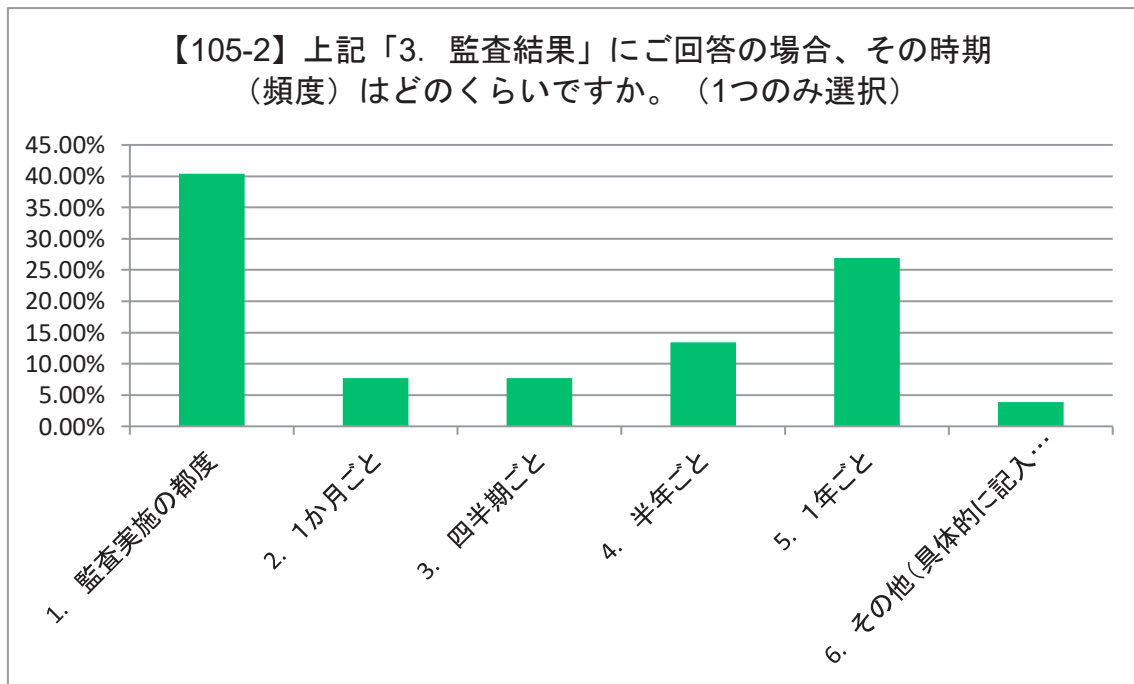
| 選択肢        | 回答     |    |
|------------|--------|----|
| 1. 監査計画    | 86.67% | 52 |
| 2. 監査状況    | 80.00% | 48 |
| 3. 監査結果    | 88.33% | 53 |
| 4. 伝達していない | 6.67%  | 4  |
| 5. その他     | 3.33%  | 2  |
|            | 回答数    | 60 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【105-2】上記「3. 監査結果」にご回答の場合、その時期（頻度）はどのくらいですか。（1つのみ選択）

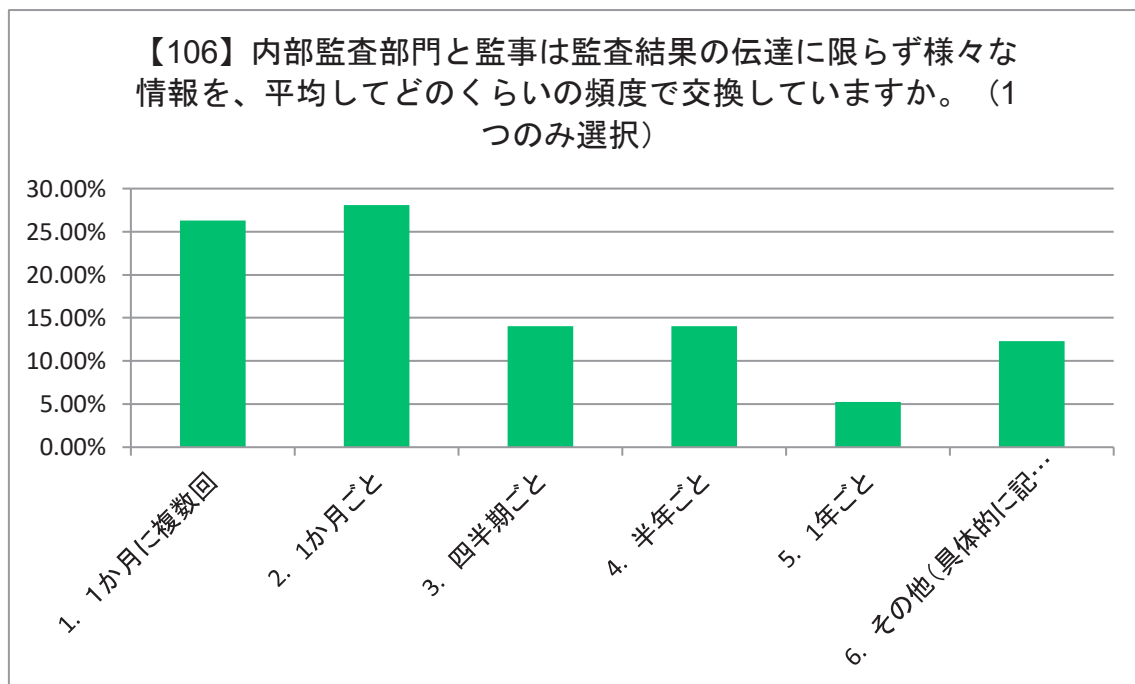
| 選択肢        | 回答     |    |
|------------|--------|----|
| 1. 監査実施の都度 | 40.38% | 21 |
| 2. 1 か月ごと  | 7.69%  | 4  |
| 3. 四半期ごと   | 7.69%  | 4  |
| 4. 半年ごと    | 13.46% | 7  |
| 5. 1 年ごと   | 26.92% | 14 |
| 6. その他     | 3.85%  | 2  |
|            | 回答数    | 52 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【106】内部監査部門と監事は監査結果の伝達に限らず様々な情報を、平均してどのくらいの頻度で交換していますか。(1つのみ選択)

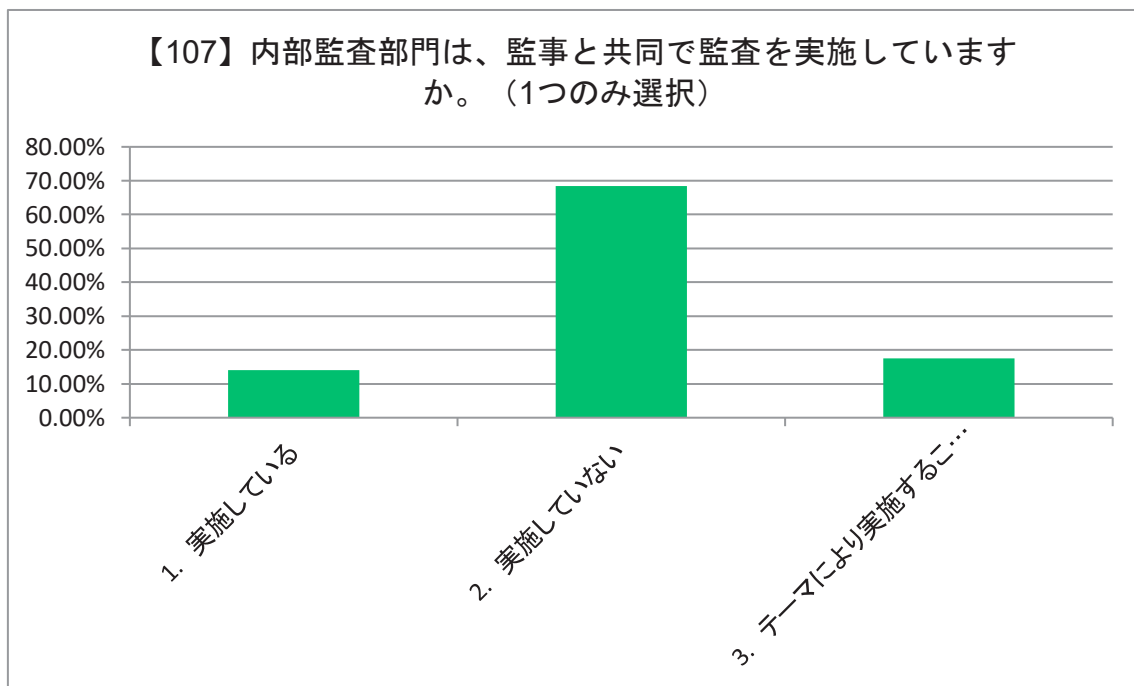
| 選択肢        | 回答     |    |
|------------|--------|----|
| 1. 1か月に複数回 | 26.32% | 15 |
| 2. 1か月ごと   | 28.07% | 16 |
| 3. 四半期ごと   | 14.04% | 8  |
| 4. 半年ごと    | 14.04% | 8  |
| 5. 1年ごと    | 5.26%  | 3  |
| 6. その他     | 12.28% | 7  |
|            | 回答数    | 57 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【107】 内部監査部門は、監事と共同で監査を実施していますか。(1 つのみ選択)

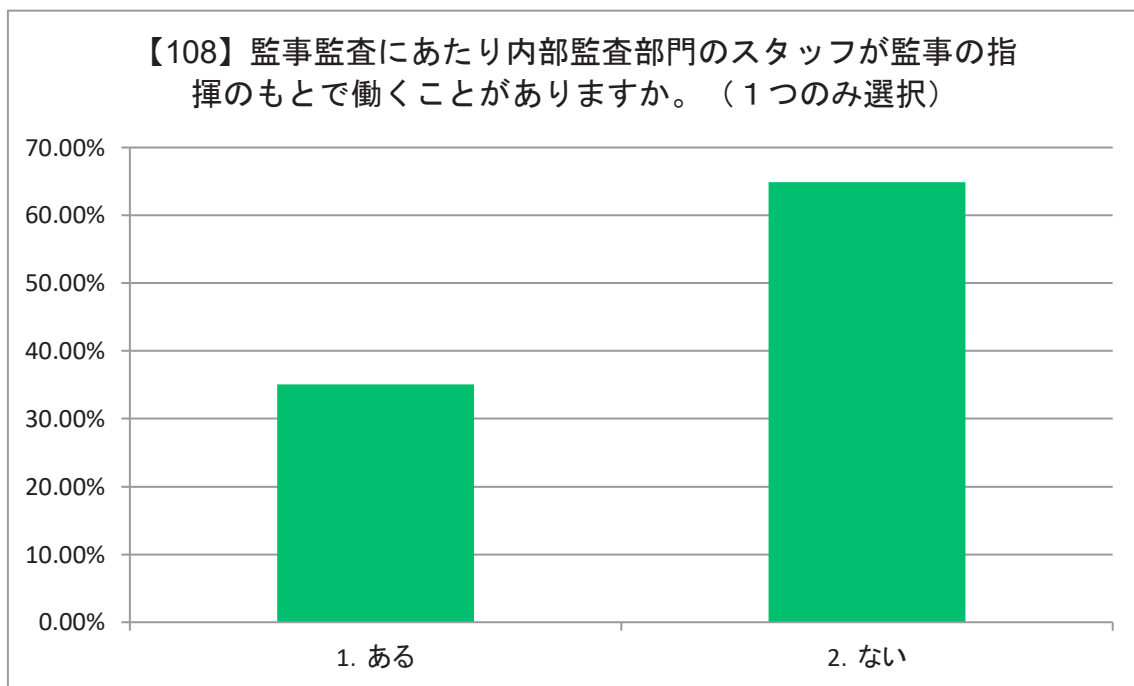
| 選択肢                | 回答     |    |
|--------------------|--------|----|
| 1. 実施している          | 14.04% | 8  |
| 2. 実施していない         | 68.42% | 39 |
| 3. テーマにより実施することがある | 17.54% | 10 |
|                    | 回答数    | 57 |



### 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【108】 監事監査にあたり内部監査部門のスタッフが監事の指揮のもとで働くことがありますか。(1つのみ選択)

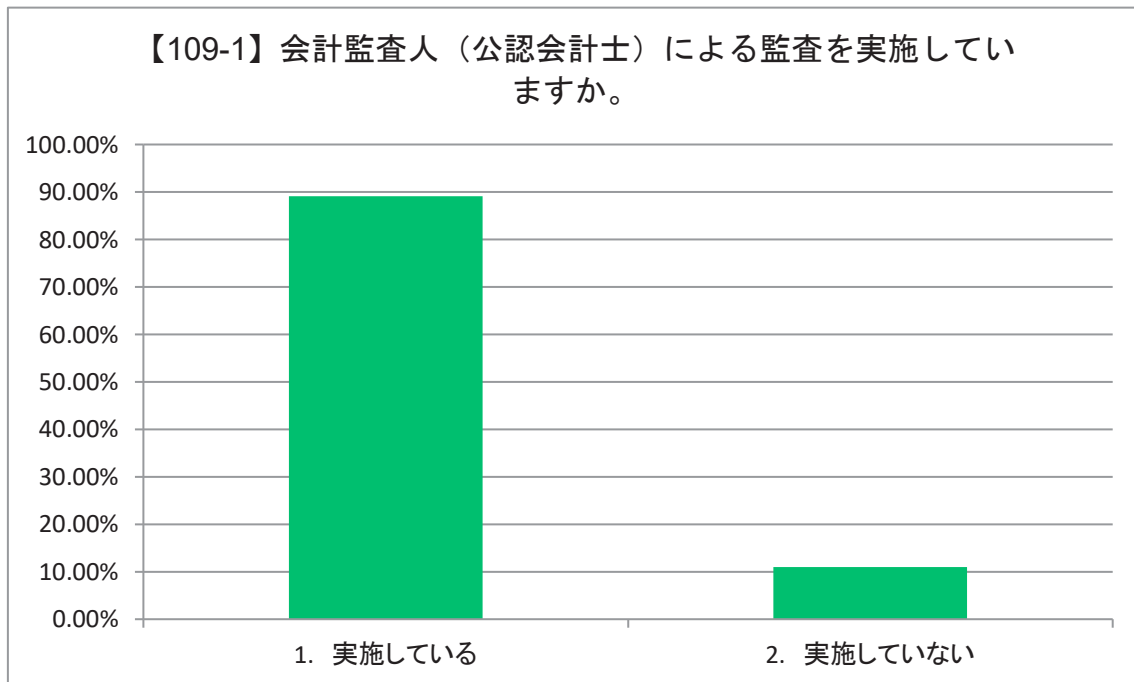
| 選択肢   | 回答     |    |
|-------|--------|----|
| 1. ある | 35.09% | 20 |
| 2. ない | 64.91% | 37 |
|       | 回答数    | 57 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【109-1】会計監査人（公認会計士）による監査を実施していますか。

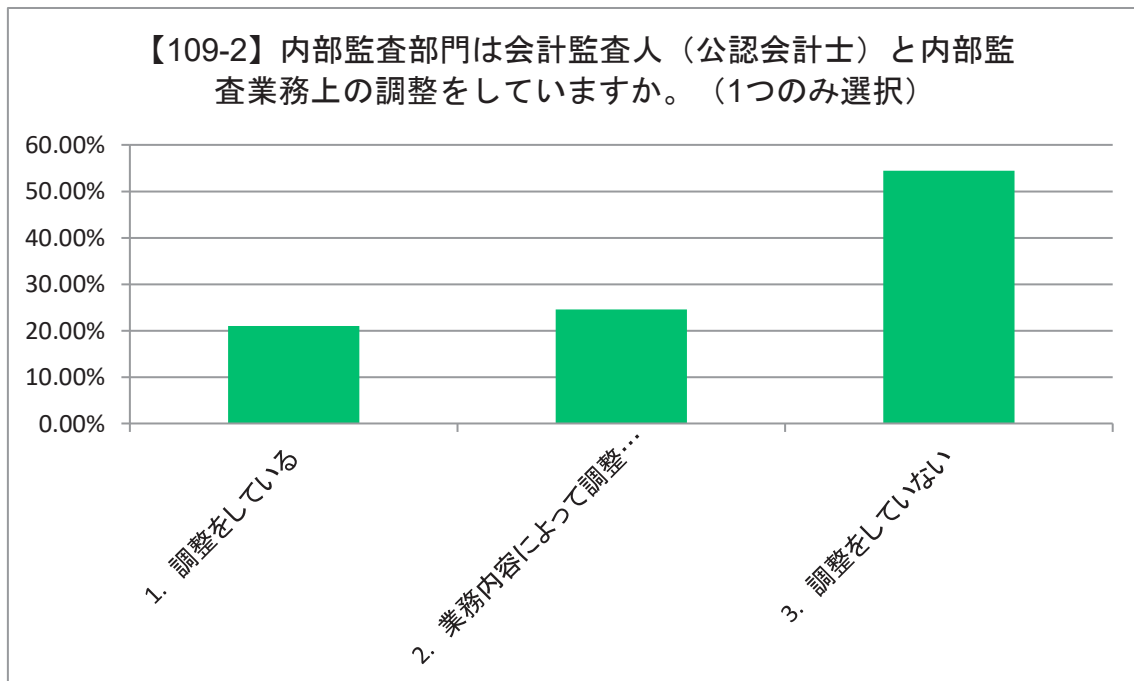
| 選択肢        | 回答     |    |
|------------|--------|----|
| 1. 実施している  | 89.06% | 57 |
| 2. 実施していない | 10.94% | 7  |
|            | 回答数    | 64 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【109-2】内部監査部門は会計監査人（公認会計士）と内部監査業務上の調整をしていますか。（1つのみ選択）

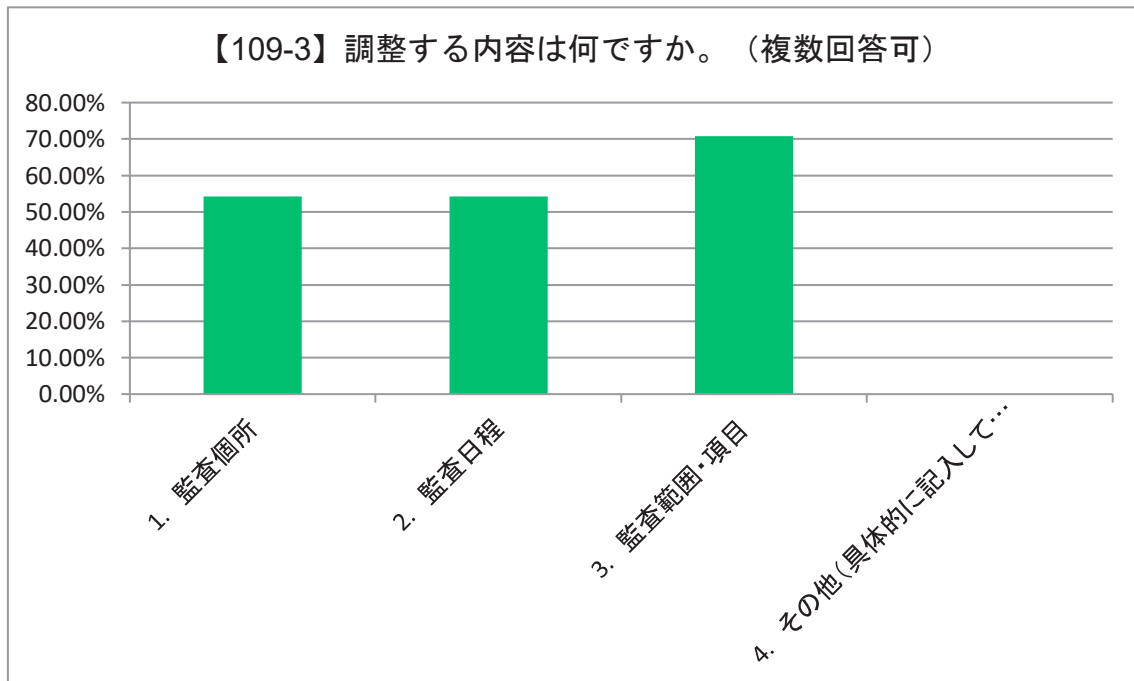
| 選択肢                | 回答     |    |
|--------------------|--------|----|
| 1. 調整をしている         | 21.05% | 12 |
| 2. 業務内容によって調整をしている | 24.56% | 14 |
| 3. 調整をしていない        | 54.39% | 31 |
|                    | 回答数    | 57 |



株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【109-3】 調整する内容は何ですか。(複数回答可)

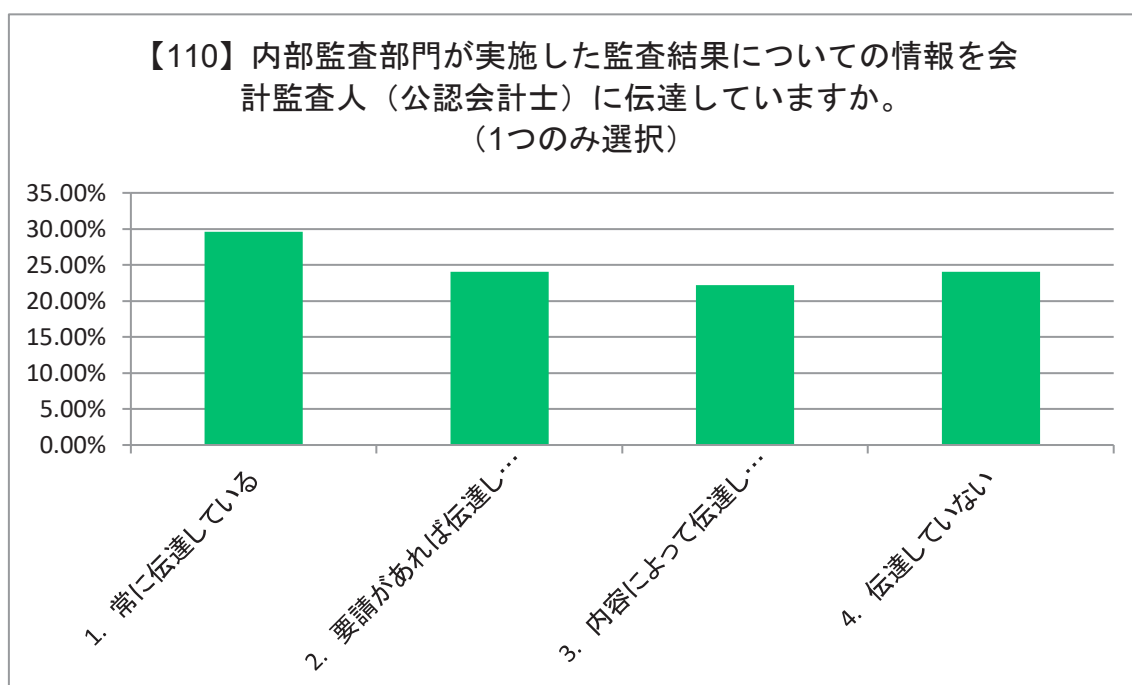
| 選択肢        | 回答     |    |
|------------|--------|----|
| 1. 監査個所    | 54.17% | 13 |
| 2. 監査日程    | 54.17% | 13 |
| 3. 監査範囲・項目 | 70.83% | 17 |
| 4. その他     | 0.00%  | 0  |
|            | 回答数    | 24 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【110】内部監査部門が実施した監査結果についての情報を会計監査人（公認会計士）に伝達していますか。（1つのみ選択）

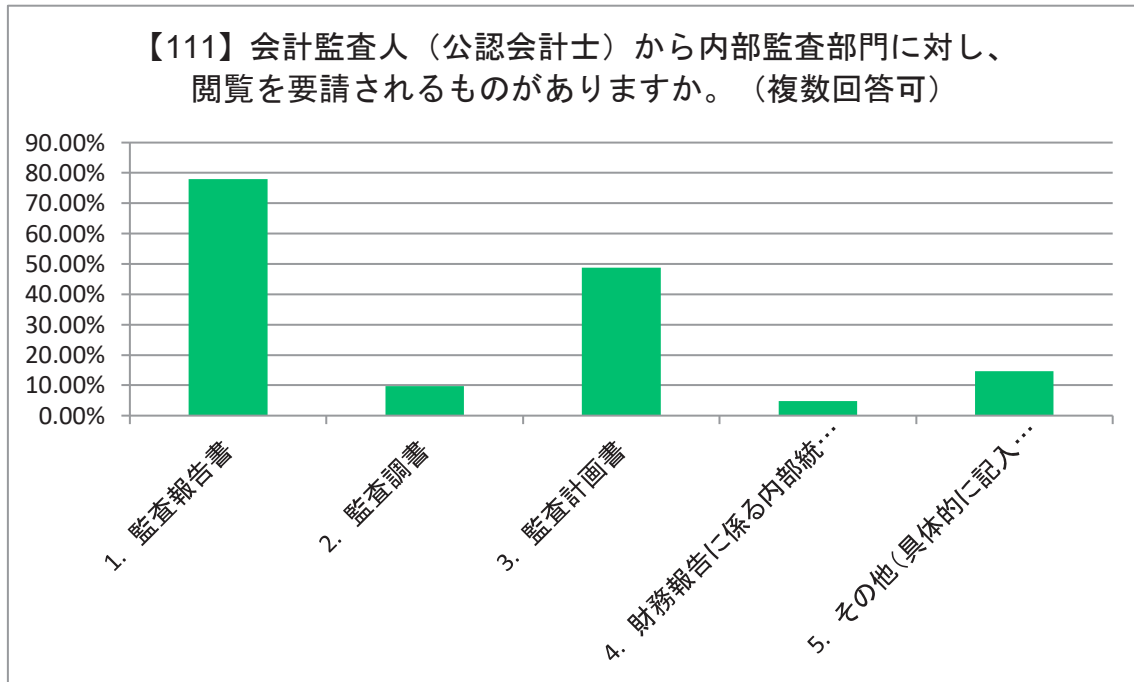
| 選択肢             | 回答     |    |
|-----------------|--------|----|
| 1. 常に伝達している     | 29.63% | 16 |
| 2. 要請があれば伝達している | 24.07% | 13 |
| 3. 内容によって伝達している | 22.22% | 12 |
| 4. 伝達していない      | 24.07% | 13 |
|                 | 回答数    | 54 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【111】会計監査人（公認会計士）から内部監査部門に対し、閲覧を要請されるものがありますか。（複数回答可）

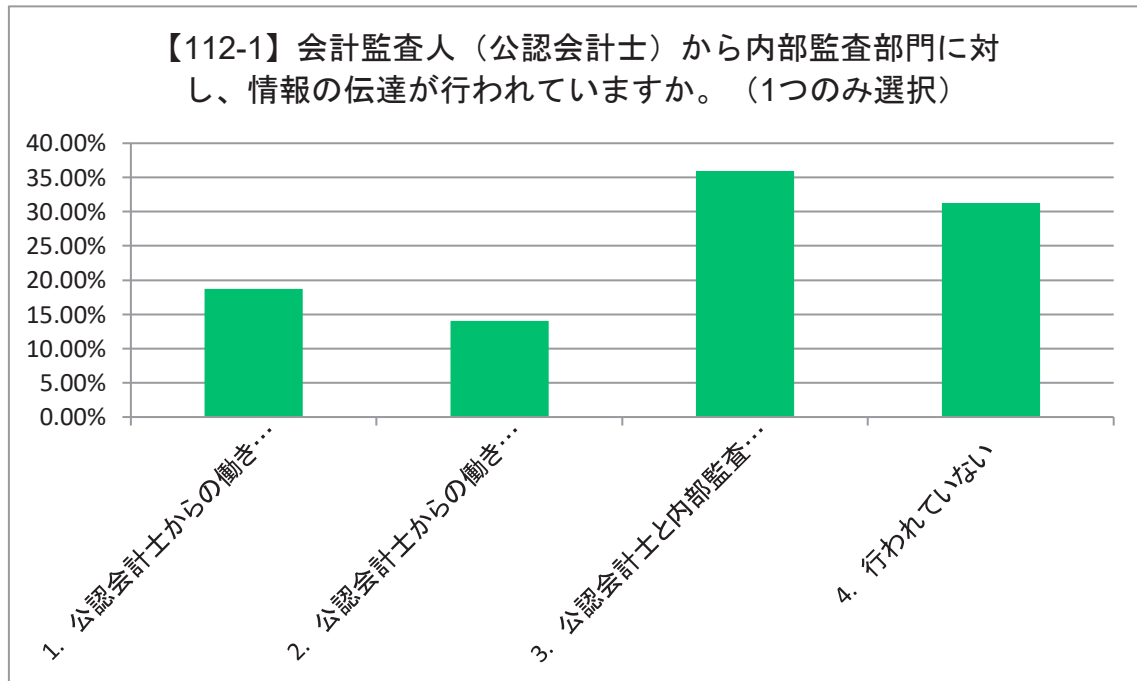
| 選択肢                     | 回答     |    |
|-------------------------|--------|----|
| 1. 監査報告書                | 78.05% | 32 |
| 2. 監査調書                 | 9.76%  | 4  |
| 3. 監査計画書                | 48.78% | 20 |
| 4. 財務報告に係る内部統制の評価に関する資料 | 4.88%  | 2  |
| 5. その他                  | 14.63% | 6  |
|                         | 回答数    | 41 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【112-1】会計監査人（公認会計士）から内部監査部門に対し、情報の伝達が行われていますか。（1つのみ選択）

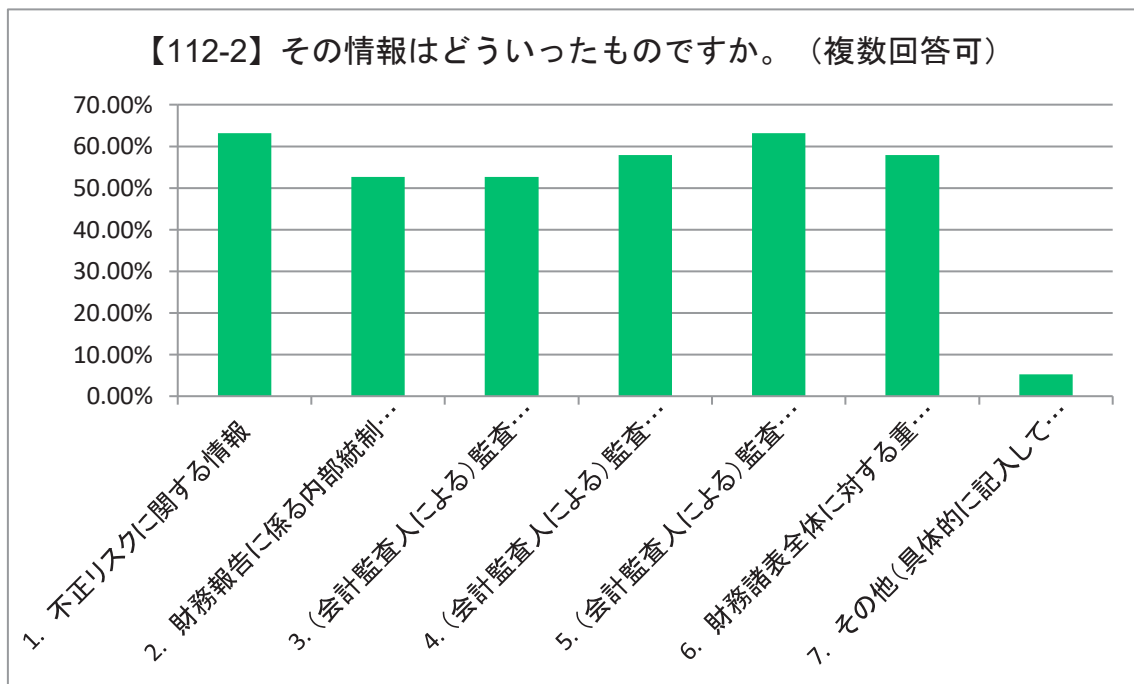
| 選択肢                                       | 回答     |    |
|-------------------------------------------|--------|----|
| 1. 公認会計士からの働きかけにより行われている                  | 18.75% | 12 |
| 2. 公認会計士からの働きかけはないが内部監査部門からの働きかけにより行われている | 14.06% | 9  |
| 3. 公認会計士と内部監査部門双方の働きかけにより行われている           | 35.94% | 23 |
| 4. 行われていない                                | 31.25% | 20 |
|                                           | 回答数    | 64 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【112-2】 その情報はこういったものですか。(複数回答可)

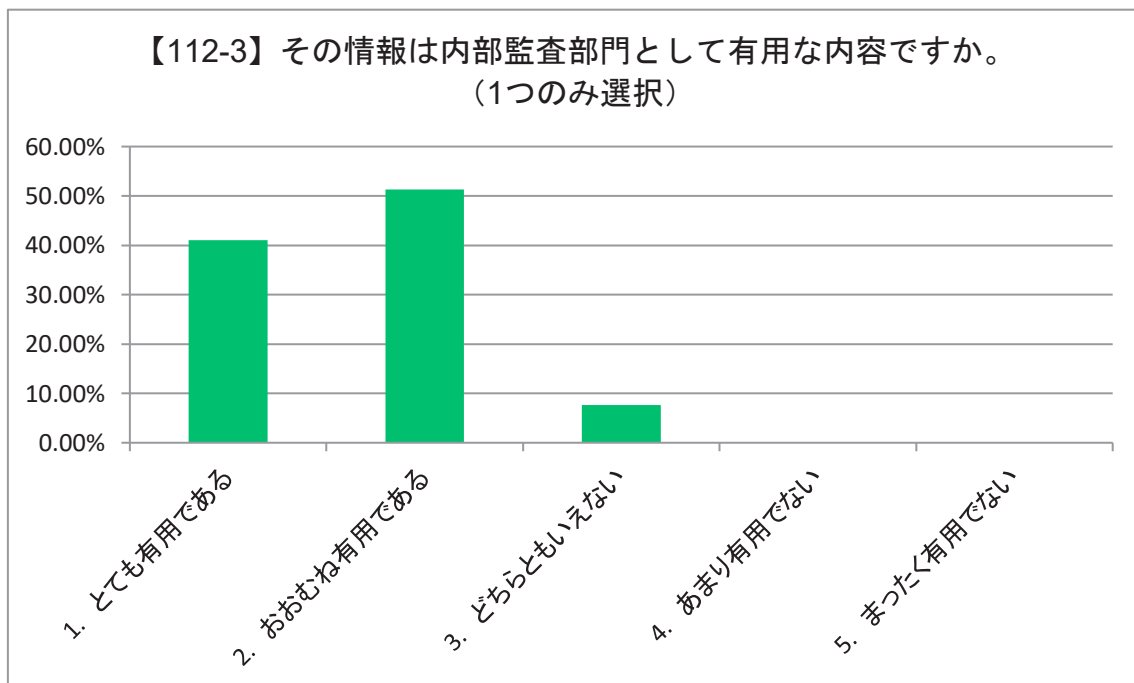
| 選択肢                              | 回答     |    |
|----------------------------------|--------|----|
| 1. 不正リスクに関する情報                   | 63.16% | 24 |
| 2. 財務報告に係る内部統制に関する情報             | 52.63% | 20 |
| 3. (会計監査人による) 監査手続の種類            | 52.63% | 20 |
| 4. (会計監査人による) 監査の実施時期            | 57.89% | 22 |
| 5. (会計監査人による) 監査の範囲              | 63.16% | 24 |
| 6. 財務諸表全体に対する重要性の基準値及び手続き実施上の重要性 | 57.89% | 22 |
| 7. その他 (具体的に記入してください)            | 5.26%  | 2  |
|                                  | 回答数    | 38 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【112-3】 その情報は内部監査部門として有用な内容ですか。(1 つのみ選択)

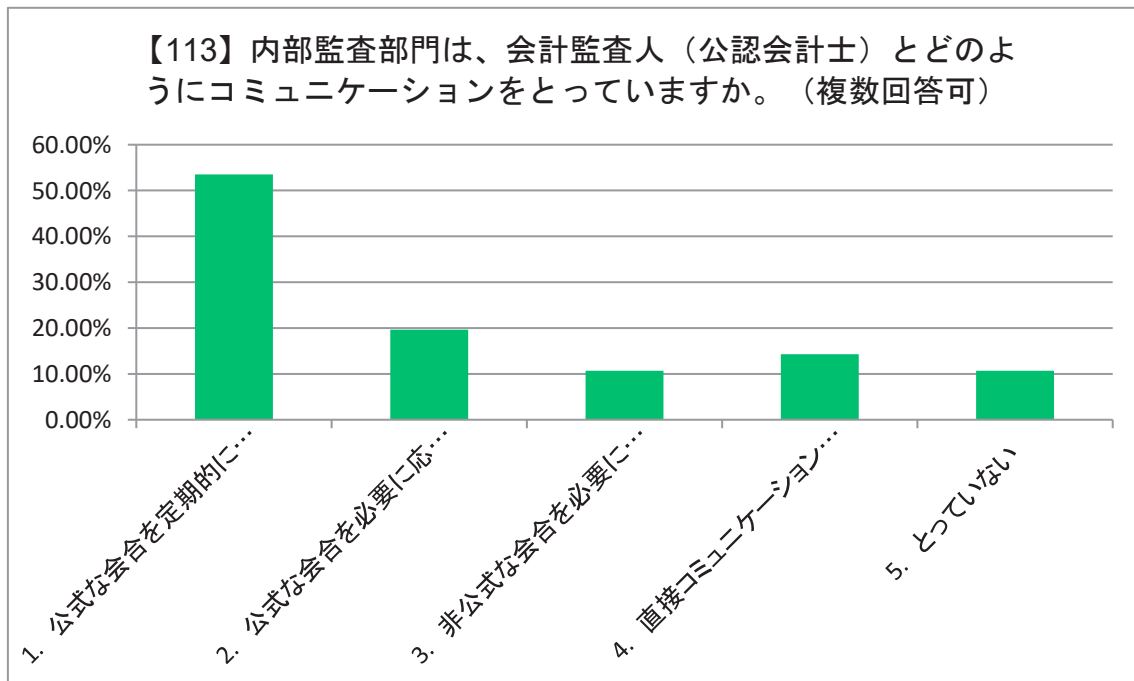
| 選択肢          | 回答     |    |
|--------------|--------|----|
| 1. とても有用である  | 41.03% | 16 |
| 2. おおむね有用である | 51.28% | 20 |
| 3. どちらともいえない | 7.69%  | 3  |
| 4. あまり有用でない  | 0.00%  | 0  |
| 5. まったく有用でない | 0.00%  | 0  |
|              | 回答数    | 39 |



## 株式会社以外の組織体における監督・監査機関との関係

【113】 内部監査部門は、会計監査人（公認会計士）とどのようにコミュニケーションをとっていますか。（複数回答可）

| 選択肢                                       | 回答     |    |
|-------------------------------------------|--------|----|
| 1. 公式な会合を定期的に行い、口頭や文書で直接コミュニケーションをとっている   | 53.57% | 30 |
| 2. 公式な会合を必要に応じて行い、口頭や文書で直接コミュニケーションをとっている | 19.64% | 11 |
| 3. 非公式な会合を必要に応じて行い、直接コミュニケーションをとっている      | 10.71% | 6  |
| 4. 直接コミュニケーションをとることはなく監事や経理部門などを介して行っている  | 14.29% | 8  |
| 5. とっていない                                 | 10.71% | 6  |
|                                           | 回答数    | 56 |





|                                                                                                                                                                                                            |                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| <p>内部監査 No.10（通巻第 10 号）</p> <p>「第 20 回監査総合実態調査（2023 年監査白書）」</p> <p>解説編・集計結果 特別号</p>                                                                                                                        | <p>2025 年 8 月 22 日発行</p> |
| <p>編集・発行：</p> <p>公益財団法人日本内部監査研究所 【URL】 <a href="https://jiarf.org/">https://jiarf.org/</a></p> <p>〒104-0044 東京都中央区明石町 1－3 明石町ツインクロス 404</p> <p>電話（03）6264－3562</p> <p>ISSN 2759-7474</p> <p>※無断転載を禁じます</p> |                          |



## 内部監査 No.10

「第 20 回監査総合実態調査（2023 年監査白書）」

解説編・集計結果 特別号

2025 年 8 月 22 日発行 第 10 号

公益財団法人日本内部監査研究所

Public Interest Incorporated Foundation  
Japan Internal Audit Research Foundation

<https://jiarf.org/>